

令和元年度
建設業における外国人労働者の教育及び
安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会
報告書

令和2年3月

建設業労働災害防止協会

序

平成 30 年 6 月 15 日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」で示された外国人材の受入れ制度の拡充方針を受け、平成 30 年 12 月 14 日、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 31 年 4 月 1 日施行）が公布されました。これにより、今後、建設業における外国人労働者数の大幅な増加が見込まれるなか、直近平成 30 年の労働災害発生状況（厚生労働省）によれば、外国人労働者の死傷者数は 2847 人（前年比 353 人増、対前年度比 14.2% 増）、技能実習生死傷者数は 784 人（前年比 145 人増、対前年度比 22.7% 増）と増加していることを鑑みると、建設工事現場における安全な就労環境を確保することが急務であると考えられます。

このような状況を踏まえ、外国人労働者に対する安全衛生教育・研修のあり方に関する検討委員会を設置し、特定技能 1 号外国人に対する特別教育並びに特定技能 2 号外国人に対する技能講習及び職長教育、さらに外国人労働者を対象とした建設工事現場用安全標識の作成等、早急に対応すべき内容を可及的に検討することとしました。

その結果、厚生労働省労働基準局安全衛生部長に対し提出した、令和元年 6 月 25 日付け「外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書」を皮切りに、建災防統一安全標識の改訂、外国人労働者に対する安全衛生教育において使用する専門用語、注意喚起キーワード等の成果物を完成させるとともに、「建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査」を建設労務安全研究会に委託のうえ実施し、適正な安全衛生教育を進めるにあたっての実態把握を行いました。

そのうえで、前掲「外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書」別添「外国人労働者に対する安全衛生教育の安全衛生教育のあり方について」に基づき、建設業労働災害防止協会として進める特別教育（労働安全衛生法第 59 条第 3 項）のスキームを構築して、フルハーネス型安全帯使用作業及び足場の組立て等作業従事者の特別教育の要旨をベトナム語に翻訳して調製したサブテキストを作成し、令和元年 2 月、ベトナム人労働者を対象としたフルハーネス型安全帯使用作業特別教育のトライアル実施を行いました。

本報告書は、かかる検討内容を実施結果報告書として取りまとめ、「建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会（委員長 蟹澤宏剛 芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授）」において審議していただき、確定したものです。この報告が建設工事現場における外国人労働者に対する適正な安全衛生活動の推進に寄与するものとなることを期待します。

最後に、蟹澤宏剛委員長を始め各委員、オブザーバーの皆様には多大なご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。また、実態調査に御協力いただきました建設労務安全研究会の会員の皆様に対しましても、重ねて感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

建設業労働災害防止協会

まえがき

建設業における外国人労働者は、もはや不可欠の人材である。将来、建設需要が先細ったとしても、外国人なしに賄いきれないことは明らかである。

一方で、日本の建設市場は、一部外国企業が参入しているものの、基本的にはクローズドである。現場のルールは、人の命を守る基本的な考え方は万国共通であるが、国毎に違いがある。特に日本には諸外国とは異なる仕組みが多いように思える。例えば、ツールボックスミーティングは万国共通であるが、朝礼は日本独自といった違いである。ヘルメットや安全帯に関する考え方も違う。海外は頸紐をかけないことが多いがゴーグルは必須、腰ベルト型の安全帯は存在しないなどの違いもある。また、安全カンバンの形や表示の違いなどもある。それ以上に、安全管理体制や自己責任に対する認識、法制度などは大きく異なる場合がある。

労災事故は、外国人に限ったことではないが、こうした差異に起因するミスマッチが要因であるならば、その問題の芽は摘み取る必要がある。

技能実習、建設就労、特定技能の何れの在留資格でも最低限の日本語能力は必須であるが、漢字を読むことや専門知識を言葉で理解するレベルの能力が求められているわけではない。また、正確な意思伝達やコミュニケーションには、言葉の問題だけではない壁がある。それは、国毎の慣習や文化にも由来するので、解決は簡単ではない。

現場における事故や疾病を防ぐには、管理や取り締まりの強化では限界がある。最も重要なのは、教育・訓練により専門知識を陶冶し、繰り返しの訓練や仮想体験により危険予知能力を高めることである。

従来、教育・訓練は日本語によることが前提であった。当然のことながら、「あぶない」「にげろ」などの非常時に必用な言葉は日本語での理解が必須であるが、専門知識は必ずしも日本語で覚える必要はない。重要なのは、理解度を高めることである。特に、多くの専門用語や日常会話にはない独特の表現が用いられることが少なくない安全衛生に関する知識は、母国語を用いて正確に理解することが重要である。しかし、現状は各々の母国語を用いて適切に教授可能な教材等が存在しない。また、各言語で教える人材の問題もある。

本報告書は、外国人を「労働者」として迎え入れることを前提に、建前ではなく実態に即した実効性のある対策を共通目標として、様々な立場の関係機関が連携して検討をおこなった最初の成果を取り纏めたものである。この検討は継続されるものであり、実行により得られた知見をフィードバックし、より良いものにつくり込んでいくことが前提である。法制度との整合等簡単ではない問題もあるが、外国人に日本の建設業の一員として定着していただくためには、乗り越えなければならないハードルである。

「怪我と弁当は自分持ち」といった建設業界の旧来の陋習や「見て覚えろ」といった観念は、日本の若者にも忌避される大きな要因である。こうした障壁を取り除くことは、もはや国籍を問わず担い手確保と定着に必須の条件と考えた方が良い。

もはや担い手確保に国籍は関係がない。処遇も同様である。様々な問題や障壁があるが、安全と教育が最重要の鍵になることは間違いない。この検討委員会および報告書は、中長期の大きな取組への序章である。

令和2年3月

建設業における外国人労働者の教育及び
安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会

委員長 蟹澤 宏剛

(芝浦工業大学 建築学部 教授)

令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生 標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 委員名簿

○蟹澤 宏剛	芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授
梅木 佳則	安西法律事務所 弁護士
高木 元也	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長 兼 建設安全研究グループ部長
鳴重 裕	東亜建設工業株式会社 安全環境部長
野仲 啓明	株式会社 nonaka 代表取締役会長
中野 豊	一般社団法人日本標識工業会 会長
田中 正晴	建設業労働災害防止協会 専務理事

<オブザーバー>

佐々木 邦臣	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室長
吉岡 健一	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 中央産業安全専門官
丹羽 桃子	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室 課長補佐
北内 正彦	一般社団法人日本建設業連合会 常務執行役
土屋 良直	一般社団法人全国建設業協会 常任参与 労働部担当
宮澤 政裕	建設労務安全研究会 事務局長
酒井 康之	公益財団法人国際研修協力機構 (JITCO) 実習支援部 副部長
鈴木 伸宏	外国人技能実習機構 (OTIT) 監理団体部 部長
竹内 勉	一般社団法人建設技能人材機構 (JAC) 事業部 プロジェクト・リーダー

※ ○印は、委員長

(順不同・敬称略)

目 次

序

まえがき

第1章 委員会の設置	1
第1節 委員会の設置.....	1
第2節 委員会での検討経緯.....	4
第2章 建設業における外国人労働者を取り巻く最近の状況	11
第1節 特定技能制度の創設等、行政の動向.....	11
第2節 労災補償状況等、行政調査からみた状況.....	18
第3節 業界団体における外国人労働者受入に関する対応状況.....	29
第4節 外国人労働者をめぐる法的状況.....	32
第3章 検討課題とその対応	39
第1節 検討の背景.....	39
第2節 外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請事項の検討.....	45
第3節 建災防統一安全標識の改訂に関する検討.....	48
第4節 外国人労働者の安全衛生教育における専門用語等の検討.....	54
第5節 建設現場における外国人労働者の安全衛生教育に関する実態調査の実施.....	60
第6節 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育・研修のあり方に関する検討	115
巻末資料	129
引用文献	190

第1章 委員会の設置

第1節 委員会の設置

1. 1 委員会開催要綱

1) 趣旨・目的

平成27年4月、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピックパラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置として、外国人建設就労者受入事業（平成26年国土交通省告示第822号、平成29年国土交通省告示第947号）が開始され、平成30年度末には4900人程度の外国人建設労働者の就労が見込まれている。こうしたなか、平成30年6月15日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、深刻な人手不足に対応し、経済・社会基盤の持続可能性を維持することを目的として、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設することが打ち出され、平成30年12月14日、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成31年4月1日施行）が公布された。

建設業における就労人口は2023年時点で21万人程度不足することが試算されており、働き方改革・生産性の向上をもってしてもなお不足する3～4万人程度を特定技能外国人材として受け入れる方針が示された。

これにより、建設業における外国人労働者数の増加が見込まれるが、平成29年の労働災害発生状況（厚生労働省）によれば、外国人労働者の死傷者数は2494人（前年比283人増）、技能実習死傷者数は639人（前年比143人増）と増加していることから、建設工事現場における安全な就労環境を確保することが急務である。

このような状況を踏まえ、外国人労働者に対する安全衛生教育・研修のあり方に関する検討委員会を設置し、特定技能1号外国人に対する特別教育並びに特定技能2号外国人に対する技能講習及び職長教育、さらに外国人労働者を対象とした建設工事現場用安全標識の作成等、早急に対応すべき内容を可及的に検討することとした。

もって、建設工事現場における安全衛生水準の維持及び向上を図り、労働災害防止に資することとする。

2) 検討事項

- (1) 建設工事現場における外国人労働者に対する安全衛生教育の実態調査の実施
- (2) 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育・研修のあり方に関する検討
 - ア. 特定技能1号外国人に対する特別教育の実施方法
 - イ. 特定技能2号外国人に対する技能講習及び職長教育の実施方法
 - ウ. 技能実習2号移行対象職種に対する安全衛生教育の内容
 - エ. その他外国人労働者に対する安全衛生教育の内容
- (3) 外国人労働者を対象とした建設工事現場用安全標識の作成等、就労環境のあり方
- (4) その他

3) 構成等

- (1) 本検討委員会は、建災防本部専務理事が別紙の専門家の参考を求めて開催する。

- (2) 本検討委員会には委員長を置き、委員長は委員会の議事を整理する。
- (3) 本検討委員会は、必要に応じ関係者からヒアリング等を行うことができるものとする。
- (4) 本検討委員会は、必要に応じワーキンググループを置くことができるものとする。

4) その他

- (1) 本検討委員会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討委員会の事務は、建災防技術管理部において行う。

1. 2 委員名簿

令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生 標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 委員名簿

○蟹澤 宏剛	芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授
梅木 佳則	安西法律事務所 弁護士
高木 元也	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長 兼 建設安全研究グループ部長
鳴重 裕	東亜建設工業株式会社 安全環境部長
野仲 啓明	株式会社 nonaka 代表取締役会長
中野 豊	一般社団法人日本標識工業会 会長
田中 正晴	建設業労働災害防止協会 専務理事

<オブザーバー>

佐々木 邦臣	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室長
吉岡 健一	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 中央産業安全専門官
丹羽 桃子	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室 課長補佐
北内 正彦	一般社団法人日本建設業連合会 常務執行役
土屋 良直	一般社団法人全国建設業協会 常任参与 労働部担当
宮澤 政裕	建設労務安全研究会 事務局長
酒井 康之	公益財団法人国際研修協力機構 (JITCO) 実習支援部 副部長
鈴木 伸宏	外国人技能実習機構 (OTIT) 監理団体部 部長
竹内 勉	一般社団法人建設技能人材機構 (JAC) 事業部 プロジェクト・リーダー

<事務局>

本山 謙治	建設業労働災害防止協会 技術管理部長
田村 和佳子	建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課課長代理 兼建設業メンタルヘルス対策室長
松本 淳	建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課係長
高野 星雅	建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員
森脇 誠	建設業労働災害防止協会 事業部長（協力）
本多 雅之	建設業労働災害防止協会 教育部長（協力）
福田 敏	建設業労働災害防止協会 技術管理部 委託事業本部長（協力）

※ ○印は、委員長

(順不同・敬称略)

第2節 委員会での検討経緯

第1回委員会

日時 平成31年4月10日 10:00～

場所 三田鈴木ビル5階 会議室

議題

1. 「平成31（令和元）年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会」設置趣旨及び検討事項について
2. 状況説明
 - ①外国人労働者をめぐる法的状況等について
 - ②外国人労働者をめぐる就労環境等について
 - ③外国人労働者に対する安全衛生教育の状況について
 - ア 建災防において作成した外国人労働者向け教育教材について
 - イ 統括管理下による外国人労働者の安全管理について
3. 検討事項
 - ①外国人労働者を対象とした建設工事現場用安全標識の作成などに関するワーキンググループの設置について
 - ②外国人労働者に対する安全衛生教育のあり方について
 - ③建設工事現場における外国人労働者に対する安全衛生教育の実態調査の実施について
4. その他

配布資料

- 資料No.1-1 検討委員会開催要綱
- 資料No.1-2 委員名簿
- 資料No.1-3 外国人労働に関する法制度の沿革
- 資料No.1-4-1 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」（平30年10月末現在）
- 資料No.1-4-2 厚生労働省「外国人労働者の死傷災害発生状況」
- 資料No.1-4-3 厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況」（平29年）
- 資料No.1-4-4 外国人労働者をめぐる労災民訴
- 資料No.1-5-1 建設業労働災害防止協会翻訳（英語+他言語）済みテキスト一覧表
- 資料No.1-5-2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】作成教材一覧
- 資料No.1-6 外国人建設就労者の対応（鳴重委員提出書類）
- 資料No.1-7-1 建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ設置要綱 及び 委員名簿（案）
- 資料No.1-7-2 建設現場用安全標識に関する指針
- 資料No.1-8 外国人労働者に対する安全衛生教育のあり方について（課題の整理）
- 資料No.1-9-1 高木 元也, 呂健, 庄司 卓郎, 恵羅 さとみ, 蟹澤 宏剛
「建設業における外国人労働者の活用と労働安全衛生上の課題—元請業者対象の実態調査—」安全工学, 2018, 57-3, 228-236
- 資料No.1-9-2 一般社団法人全国建設業協会「外国人労働者に関する実態調査」結果概要
- 資料No.1-9-3 外国人労働者に対する安全衛生教育、就労環境等に関する実態調査の方針（案）

- 参考資料 1 法務省入国管理局「新たな外国人材の受入れについて」（平31年3月）
- 参考資料 2 国土交通省土地・建設産業局「建設分野における新たな外国人材の受入れについて」（平31年3月26日）
- 参考資料 3 「特集II 生活までマンツーマン指導 橋爪建設 外国人技能実習生の安全教育」
安全スタッフ（2018・6・1）
- 参考資料 4 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針
（平19・8・3 厚労省告示276号）」
- 参考資料 5 外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平31・3・28 基発0328第28号）
- 参考資料 6 外国人労働者に対する技能講習の実施について（平24・10・10 基発1010第4号）
- 参考資料 7 建設業における労働安全衛生法令上の資格、選任等一覧表

第2回委員会

日時 令和元年5月20日 14:00～
場所 三田鈴木ビル5階 会議室

議題

1. 報告事項

- ①第1回 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）について
- ②建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ検討状況報告について

2. 検討事項

- ①外国人労働者の安全衛生教育のあり方に関する要請事項（案）について
- ②外国人労働者の安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループの設置について
- ③外国人労働者の安全衛生教育に用いる補助教材について
 - ア 専門用語の選定（案）について
 - イ 視聴覚教材について
- ④外国人労働者の安全衛生教育等就労環境のあり方及び実態調査の内容について（フリートーキング）
- ⑤その他

配布資料

資料No.2-1	委員名簿
資料No.2-2	第1回 令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）
資料No.2-3	建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ検討状況報告
資料No.2-4	外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請事項（案）
資料No.2-5	外国人の安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループ設置要綱（案）及び委員名簿（案）
資料No.2-6	外国人の安全衛生教育における現場用語の一覧（案）
資料No.2-7-1	中央労働災害防止協会・労働省労働衛生課編, 労働衛生用語和訳対照表 「労働衛生用語辞典」（写し）215-232, 1993
資料No.2-7-2	中央労働災害防止協会・労働省安全課編, 安全用語和訳対照表 「安全用語辞典」（写し）489-500, 1994
資料No.2-8-1	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】Health and Safety Training (English) (Key Safety Points)
資料No.2-8-2	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】作成の視聴覚教材
資料No.2-8-3	外国人労働者安全教育用“非言語”視聴覚教材（低層住宅建築工事対象）, 労働安全衛生総合研究所 HP, https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2019_01.html
資料No.2-9	建設業における外国人労働者の安全衛生教育等、就労環境に関する実態調査（案）
資料No.2-10	新聞記事（建設論評, 建設通信新聞, 2019.5.13 10面）

参考資料 1 新聞記事（第1回委員会開催にかかる記事）
参考資料 2 平成30年度厚生労働省委託事業 外国人造船就労者に係る労働災害防止対策推進事業
造船現場用語集 安全衛生用語集（写し）

第3回委員会

日時 令和元年7月22日 10:00～

場所 三田鈴木ビル5階 会議室

議題

1. 報告事項

- ①第2回 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）について
- ②外国人労働者の安全衛生教育のあり方に関する要請書の提出について
- ③建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ検討結果報告について
- ④外国人労働者の安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループ検討状況報告について
- ⑤外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材の公開について

2. 検討事項

- ①建災防における外国人労働者の安全衛生教育（特別教育）の進め方について
- ②建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査について
 - ア 事前ヒアリング報告
 - イ 実態調査 調査票（案）
- ③その他

配布資料

- 資料No.3-1 委員名簿（令和元年7月22日付）
- 資料No.3-2 第2回 令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）
- 資料No.3-3 外国人労働者の安全衛生教育のあり方に関する要請書
- 資料No.3-4 建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ検討結果報告
- 資料No.3-5 建災防統一標識 図・記号理解度 サンプリング調査
- 資料No.3-6 外国人の安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループ検討状況報告
- 資料No.3-7 建設一般語彙テキスト
- 資料No.3-8 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材（厚生労働省 職場のあんぜんサイト）
- 資料No.3-9 建災防における外国人労働者の特別教育のフレームワーク（案）
- 資料No.3-10 建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査 事前ヒアリング報告
- 資料No.3-11 建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査 調査票（案）

参考資料 1 新聞記事（本委員会中間とりまとめにかかる記事）

参考資料 2 厚生労働省パンフレット

（外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします）

参考資料 3 日本語教育推進法

「建設関係職種等に属する作業について外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」及び「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について（令1・7・5 国土建労343号）

第4回委員会

日時 令和元年10月21日 16:00～
場所 三田鈴木ビル5階 会議室

議題

1. 報告事項

- ①第3回 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）について
- ②外国人労働者の安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループ検討結果について
- ③建災防における外国人労働者に対する安全衛生教育のすすめ方について
- ④建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査結果について

2. 検討事項

- ①建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査結果に基づく教育のあり方について
- ②外国人労働者の安全衛生教育の実施に際して、必要となる通訳者の確保について
- ③令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 報告書骨子案について
- ④その他

配布資料

- 資料No.4-1 第3回 令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）
- 資料No.4-2 外国人の安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループ検討結果報告
- 資料No.4-3 建災防における外国人労働者に対する安全衛生教育のすすめ方（案）
- 資料No.4-4 建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査結果報告
- 資料No.4-5 安全衛生教育の実施に際して必要となる通訳者の確保
- 資料No.4-6 資格外活動の許可（入管法第19条）
- 資料No.4-7 令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 報告書骨子案

- 参考資料1 厚生労働省、技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成30年）
- 参考資料2 外国人技能実習機構、外国人技能実習機構における通訳人の募集について
- 参考資料3 外国人技能実習機構、「建設職種に係る安全衛生マニュアル作成委員会」設置要綱
- 参考資料4 国土交通省、5企業9名分の「特定技能受入計画」を初認定（令1・7・31）
- 参考資料5 「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について（令1・9・13 國土建勞第693号）

第5回委員会

日時 令和2年2月20日 13:30～

場所 三田鈴木ビル5階 会議室

議題

1. 報告事項

- ①第4回 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）について

2. 検討事項

- ①令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 報告書（案）について
- ②その他

配布資料

資料No.5-1 第4回 令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会議事録（案）

資料No.5-2 令和元年度 建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 報告書（案）

参考資料 外国人建設就労者向けの安全衛生映像教材のご案内

第2章 建設業における外国人労働者を取り巻く最近の状況

わが国では少子高齢化による生産労働人口の減少が喫緊の課題となるなか、平成30年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」が閣議決定され、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設することが打ち出された。これを受け、平成30年12月14日、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成31年4月1日施行）が公布されたものであるが、本章では、こうした外国人労働者をめぐる行政及び関係団体の動向を第1節から第3節にかけて概観した後、労災民事訴訟の状況を第4節に整理した。

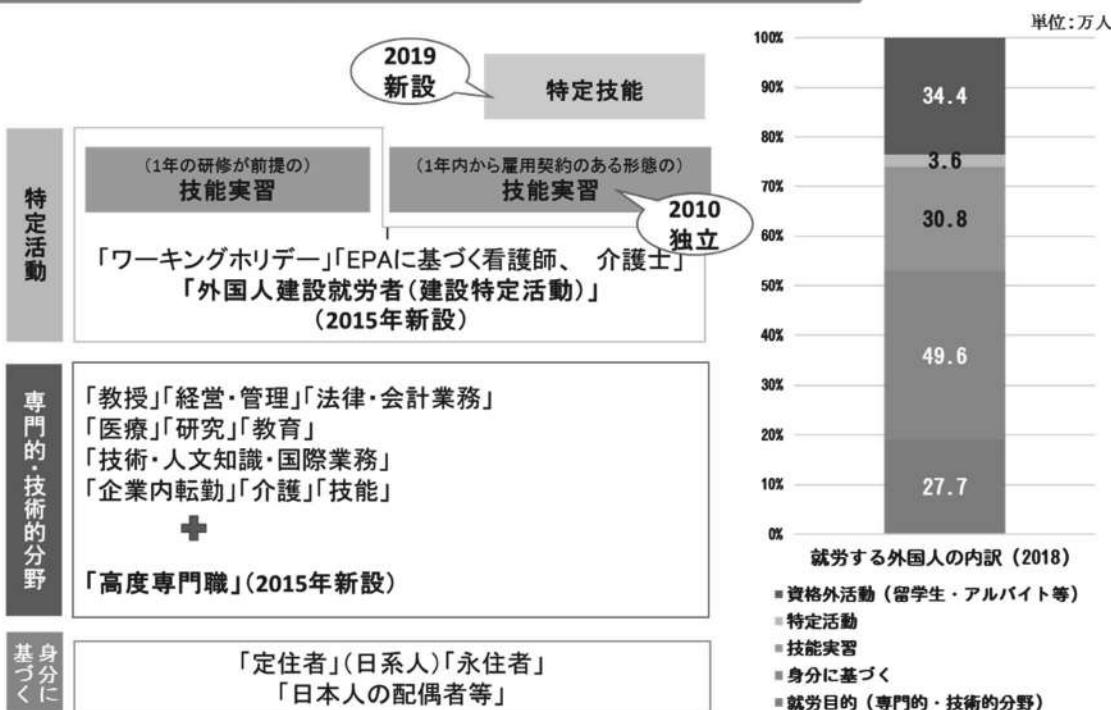
第1節 特定技能制度の創設等、行政の動向

1. 外国人労働者に関する制度の沿革

外国人労働者に関する制度の沿革

年	月	法令等	制度
1982 昭和57年	1	入管法の改正	企業単独型による外国人研修生の受入開始
1990 平成2年	8	「研修」に係る審査基準を一部緩和する法務大臣告示の制定	団体監理型による外国人研修生の受入開始
1993 平成5年	4	法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」の施行	技能実習制度の創設（研修1年+技能実習1年）
1997 平成9年	4	法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」の改定	技能実習期間の延長（研修1年+技能実習2年）
2010 平成22年	7	入管法の改正	①実務研修を行う場合に雇用契約に基づいて技能等を修得する活動を行うことの義務化 ②在留資格「技能実習」の創設
2014 平成26年	8	外国人建設就労者受入事業に関する告示（平26・8・13国土交通省告示第822号）	外国人建設就労者受入事業の開始
2016 平成28年	11	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定	
2017 平成29年	11	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行	
2017 平成29年	11	外国人建設就労者受入事業に関する告示（平29・11・1国土交通省告示第947号）	外国人建設就労者受入事業
2018 平成30年	6	骨太の方針	在留資格制度の拡大
2018 平成30年	12	入管法の改正	①在留資格「特定技能」の創設 ②出入国在留管理庁の創設
2019 平成31年	4	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平31・3・15国土交通省告示第357号）	特定技能外国人制度の運用開始 一般社団法人建設技能人材機構の設立

在留資格別の分類



出典:厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課「外国人雇用状況の届出状況」2018

2. 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018

経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～[平成30年6月15日閣議決定] ポイント②

2 生産性革命の実現と拡大

- 「Society 5.0」の実現に向けた「フラッグシップ・プロジェクト」の実施
- 重点分野における「産官協議会」の設置による目指すべき経済社会の絵姿の共有（重点分野とフラッグシップ・プロジェクト）
 - 人手不足・移動弱者の解消、新サービスの創出により、「生活」「産業」が変わる
 - 無人自動運転による移動サービスの2020年実現や、高速道路でのトラック隊列走行の早ければ2022年商業化
 - 個人の健診・診療・投薬情報を医療機関等で共有できる
 - 全国的な保健医療情報ネットワークの2020年度本格稼働
- 最新の技術革新により、「経済活動の糧」（エネルギーと金融）が「強み」に変わる。
 - デジタル技術を活用したエネルギー制御、水素利用などの「エネルギー転換・脱炭素化」に向けた技術開発・E S G（環境、社会、ガバナンス）投資推進
 - 業態ごとの金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し
- 行政のあらゆるサービスのデジタルでの完結（アナログ行政から決別）、インフラ管理での民間活力・技術革新の活用により、「行政」「インフラ」が変わる
 - 様々な手続で求められる添付書類の撤廃、押印などの本人確認手法の見直しの実現
 - 港湾、空港、道路、上下水道など様々な分野におけるインフラ管理手法の民間事業者によるオープンイノベーションでの開発
- 自動走行を含めた便利な移動・物流サービスやオンライン診療、データ連携やI o T等を活用する中小企業、稼げる農林水産業により、「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
 - 農林水産業のスマート化（生産と出荷の最適化やコストの最小化）の推進
 - まちづくりと公共交通の連携や新技術・官民データの活用の加速
 - 中小企業の経営改善と連携したI T支援体制の強化

3 働き方改革の推進

- 働き方改革関連法制（罰則付き時間外労働規制実施、同一労働同一賃金実現、高度プロフェッショナル制度の創設等）の円滑な実施
- 中小企業・小規模事業者に対する丁寧な対応
- 高度プロフェッショナル制度における本人同意の撤回手続の明定

4 新たな外国人材の受け入れ

- 中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応
- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、就労を目的とした新たな在留資格を創設
- 出入国管理及び難民認定法を改正し、政府の基本方針を定めるとともに、業種別の受け入れ方針を策定
- 求める技能水準は、受け入れ業種ごとに定め、日本語能力水準も、業務上必要な水準を考慮して、受け入れ業種ごとに定める
- 政府の在留管理体制を強化するとともに、受け入れ企業又は登録支援機関（業界団体等）による生活ガイダンス、相談対応、日本語習得支援等を実施
- 在留期間の上限は通算5年とし、家族の滞在は基本的に認めないが、滞在中に高い専門性を有すると認められた者について、在留期間の上限が無く、家族滞在を認める在留資格への移行措置を整備する方向

3. 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

入管法の概要

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の概要について
(平成30年法律第102号)

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、
特定技能外国人: これらの外国人の総称

14

出典: 国土交通省「建設産業における扱い手の確保等について」2019

特定技能制度のポイント

	特定技能 1号	特定技能 2号
在留資格	特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
対象産業	特定産業分野(14分野)である介護、ビルクリーニング、素材形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業	特定産業分野のうち建設、造船・舶用工業
在留機関	1年、6ヶ月または4ヶ月ごとの更新、通算で上限5年を超えることができない	3年、1年または6ヶ月ごとの更新
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入分野(特定産業分野)	14分野(注)	2分野(建設、造船・舶用工業)

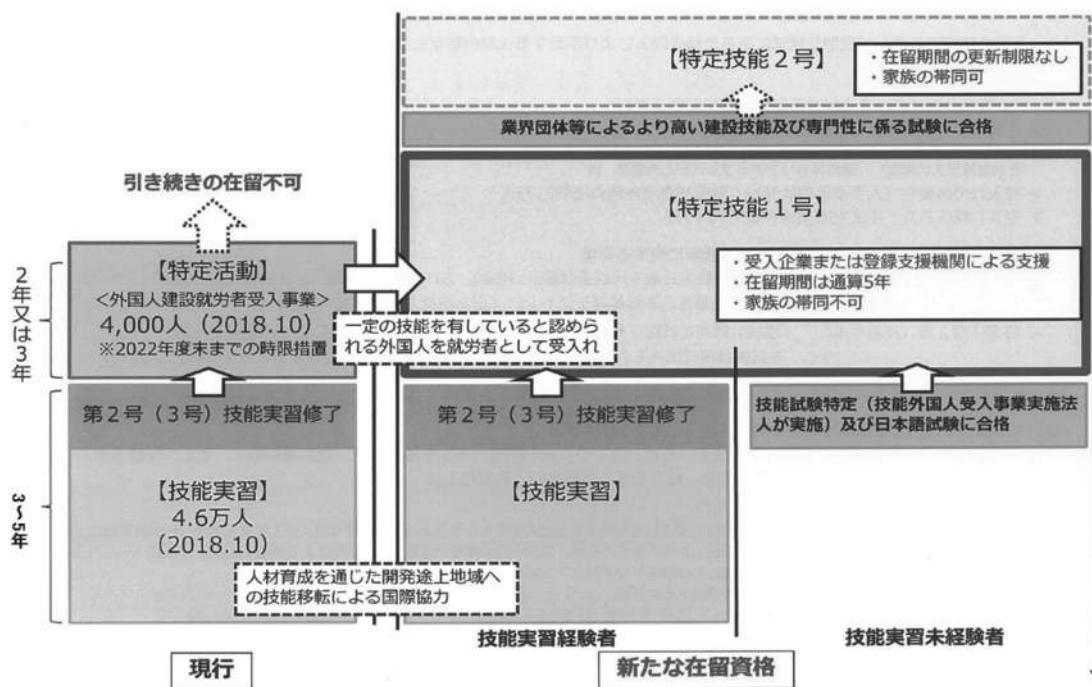
4. 建設分野における新たな外国人材の受入れ

建設分野における新たな外国人材の受入れ

(在留資格「特定技能」)

- 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について(平成30年12月25日閣議決定)別紙6 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
- 「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日、令和元年11月29日一部改正)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年3月15日国土交通省告示第357号)
- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－(平成31年3月20日公表 令和元年11月6日一部改正 令和元年11月29日一部改正)

新制度創設による建設分野外国人材キャリアパス(イメージ)



出典:国土交通省「建設産業における技術手の確保等について」2019

特定技能の在留資格に係る制度の建設分野の運用方針(概要)

国土交通省

H30.12.25 開議決定

1 人才を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野) 建設分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

- 生産性向上や国内人材確保のための取組
施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の待遇改善(公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底)、建設キャリアアップシステムの構築 等
- 受入れの必要性(人手不足の状況): 平成35年度末時点で約21万人
- 受入れ見込み数: 平成35年度末時点で約4万人

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- 特定技能1号(技能水準) 「建設分野特定技能1号評価試験」(新設、2019年度中実施)、「技能検定3級」(日本語能力)「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験(N4以上)」
- 特定技能2号(技能水準) 「建設分野特定技能2号評価試験」(新設、2021年目途実施)、「技能検定1級」
※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1~3年以上有することを要件とする

4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- 特定技能外国人が從事する業務: 型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋接頭、内装仕上げ
- 特定技能所属機関等に対して特に課す条件
(建設業者団体) 特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行なう法人(特定技能外国人受入事業実施法人)の共同設立
(受入企業) 外国人の報酬予定額等を明記し受入計画の作成、国交大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認
受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
特定技能外国人受入事業実施法人への所属
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者(特定活動)の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
- 特定技能外国人の雇用形態: 直接雇用(派遣及び就業機会確保事業の適用は不可)

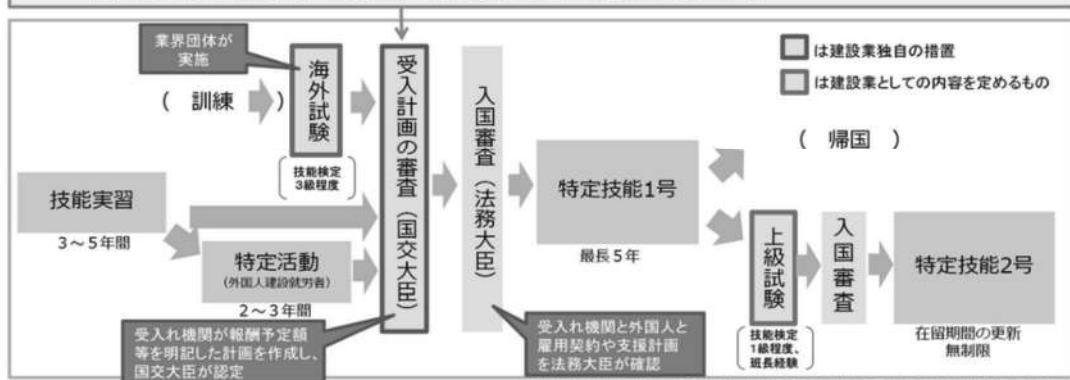
出典: 国土交通省「建設産業における扱い手の確保等について」2019

建設分野の特性を踏まえて定める 受入れ機関の適格性の基準

国土交通省

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給賞金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ・国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等

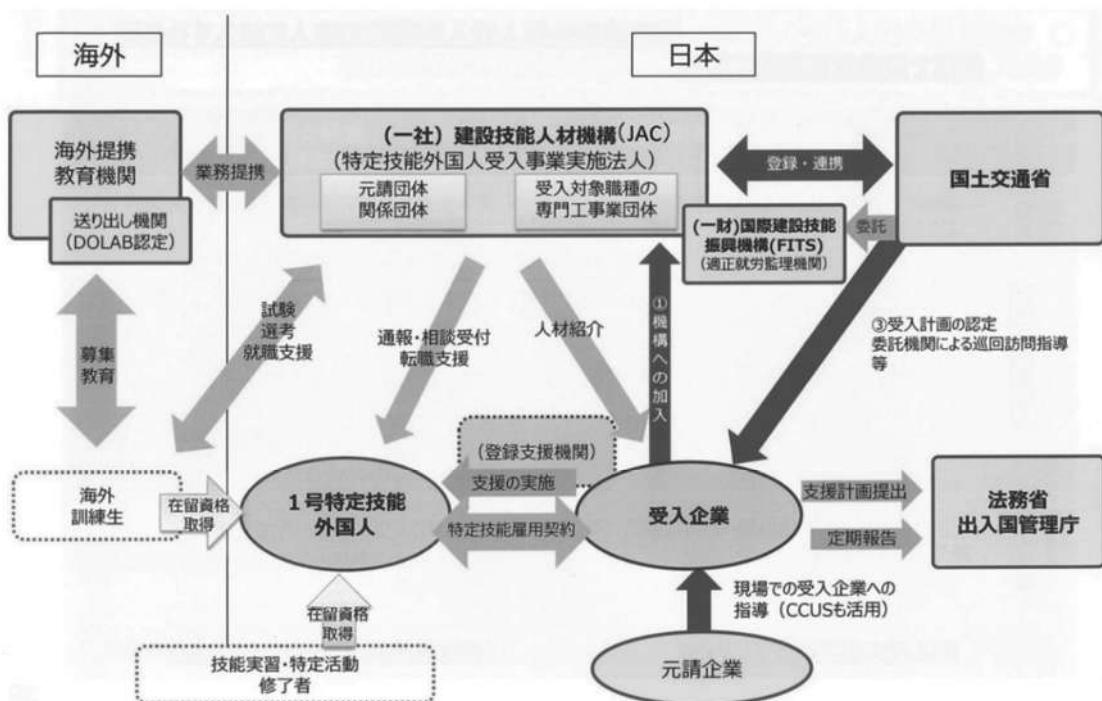


(注) 本資料の内容・名称等は、現時点での見通しであり今後変更がありうる

出典: 国土交通省「建設産業における扱い手の確保等について」2019

21

機構と関係機関との業務連携イメージ(建設分野)



出典:国土交通省「建設分野における外国人材の受け入れ」2019

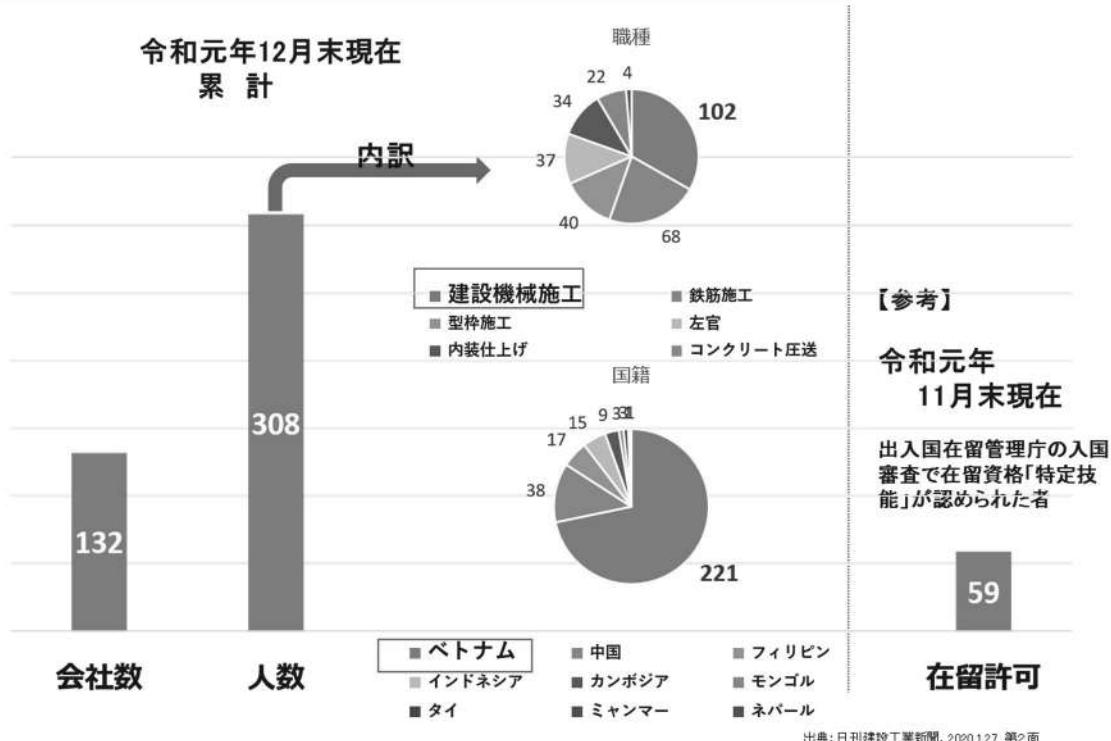
5. 外国人労働者に関する告示等改正の動向（建設業）

外国人労働者に関する告示等改正の動向（建設業）

- 平成31年3月15日
国土交通省告示第357号「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」
- 令和元年7月5日
国土交通省告示第269号「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」、令和元年国土交通省告示第268号「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」
- 令和元年9月13日
国土交通省告示第541号「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」
- 令和元年11月6日
「特定分野に係る特定技能外国人受入に関する運用要領－建設分野の基準について－」の一部改正
- 令和元年11月29日
「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」及び「特定分野に係る特定技能外国人受入に関する運用要領－建設分野の基準について－」の一部改正「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改正
- 令和元年12月23日
「建設分野特定技能外国人の適正な就労環境確保のための適正就労監理業務について」

6. 建設分野への受け入れ計画の認定状況

建設分野への受け入れ計画の認定状況



第2節 労災補償状況等、行政調査からみた状況

1 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）

1. 1 外国人労働者数の推移

令和元年10月末現在の外国人労働者数は、1,658,804人となっており、前年の1,460,463人と比較して13.6%増加している。

また、外国人労働者を雇用している事業所数については242,608か所で、前年の216,348か所と比較して12.1%増加している（表2-1）。

表2-1 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

	平成27年 対前年増減比	平成28年 対前年増減比	平成29年 対前年増減比	平成30年 対前年増減比	(単位：所、人)	
					令和元年 対前年増減比	
事業所数	152,261	11.1%	172,798	13.5%	194,595	12.6%
派遣・請負 ^(注2)	15,588	3.1%	16,389	5.1%	17,312	5.6%
外国人労働者数	907,896	15.3%	1,083,769	19.4%	1,278,670	18.0%
(男性)	(479,670)		(574,656)		(677,702)	
(女性)	(428,226)		(509,113)		(600,968)	
派遣・請負 ^(注2)	204,907	14.6%	237,542	15.9%	273,648	15.2%
					309,470	13.1%
					338,104	9.3%

注1：事業所数、外国人労働者数とともに、各年10月末現在。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

1. 2 外国人労働者数の属性

（1）国籍別に見た場合

中国が418,327人と最も多く、全体の25.2%を占めている。次いで、ベトナムが401,326人で24.2%、フィリピンが179,685人で10.8%となっている（図2-1）。

また、前年度比の伸び率について同様にみると、ベトナムが26.7%増と最も高く、次いでインドネシアが23.4%増、ネパールが12.5%増となっている（表2-2）。

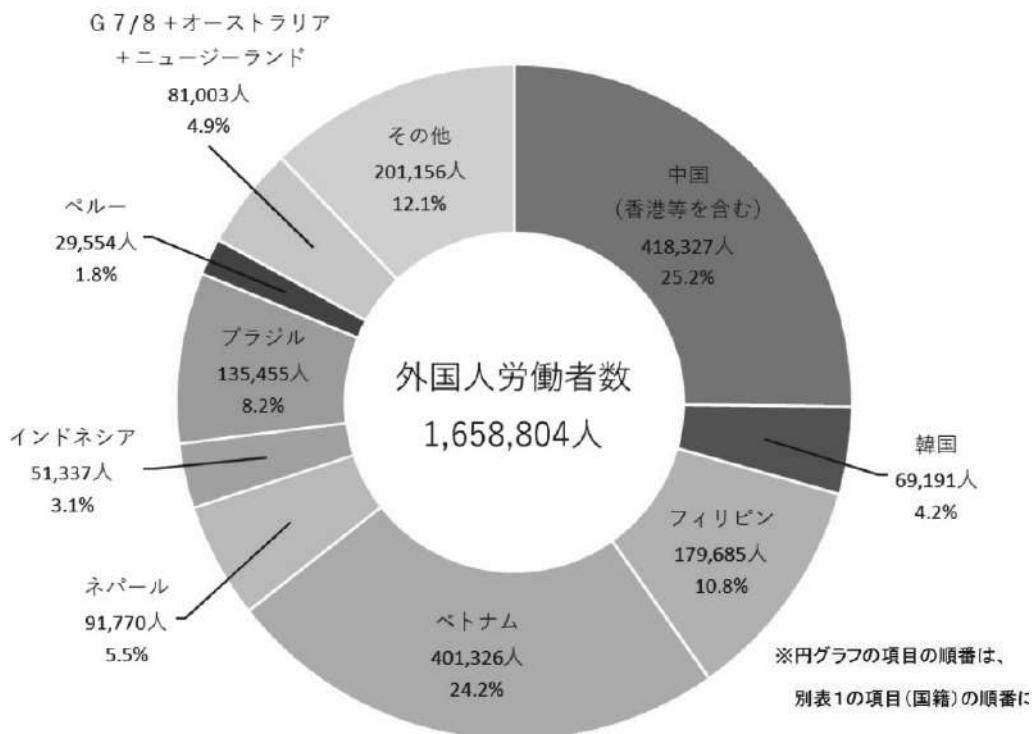


図 2-1 国籍別 外国人労働者の割合

表 2-2 国籍別 外国人労働者数

	平成27年					平成28年					平成29年					平成30年					(単位：人)	
	対前年増減比	平成27年	対前年増減比	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比	令和元年	対前年増減比	平成27年	対前年増減比	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比	令和元年	対前年増減比	
外国人労働者総数		907,896	15.3%	1,083,769	19.4%	1,278,670	18.0%	1,460,463	14.2%	1,658,804	13.6%											
中国（香港等を含む）		322,545	3.4%	344,658	6.9%	372,263	8.0%	389,117	4.5%	418,327	7.5%											
韓国		41,461	11.3%	48,121	16.1%	55,926	16.2%	62,516	11.8%	69,191	10.7%											
フィリピン		106,533	16.4%	127,518	19.7%	146,798	15.1%	164,006	11.7%	179,685	9.6%											
ベトナム		110,013	79.9%	172,018	56.4%	240,259	39.7%	316,840	31.9%	401,326	26.7%											
ネパール		39,056	60.8%	52,770	35.1%	69,111	31.0%	81,562	18.0%	91,770	12.5%											
インドネシア		21,302	24.4%	27,747	30.3%	34,159	23.1%	41,586	21.7%	51,337	23.4%											
ブラジル		96,672	2.7%	106,597	10.3%	117,299	10.0%	127,392	8.6%	135,455	6.3%											
ペルー		24,422	4.7%	26,072	6.8%	27,695	6.2%	28,686	3.6%	29,554	3.0%											
G 7/8 + オーストラリア + ニュージーランド		61,211	7.0%	67,355	10.0%	73,636	9.3%	77,505	5.3%	81,003	4.5%											
うちアメリカ		26,376	6.3%	28,976	9.9%	31,548	8.9%	32,976	4.5%	34,454	4.5%											
うちイギリス		10,044	5.8%	10,859	8.1%	11,730	8.0%	12,236	4.3%	12,352	0.9%											
その他		84,681	21.4%	110,913	31.0%	141,524	27.6%	171,253	21.0%	201,156	17.5%											

注：各年10月末現在。

(2) 在留資格別に見た場合

「身分に基づく在留資格」が 531,781 人と最も多く、全体の 32.1% を占めている。次いで、「技能実習」が 383,978 人で 23.1%、「資格外活動」が 372,894 人で 22.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 329,034 人で 19.8% となっている（図 2-2）。

また、前年度比の伸び率について同様にみると、「技能実習制度」が 24.5% 増と最も高く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 18.9% 増、「特定活動」が 15.3% 増となっている（表 2-3）。

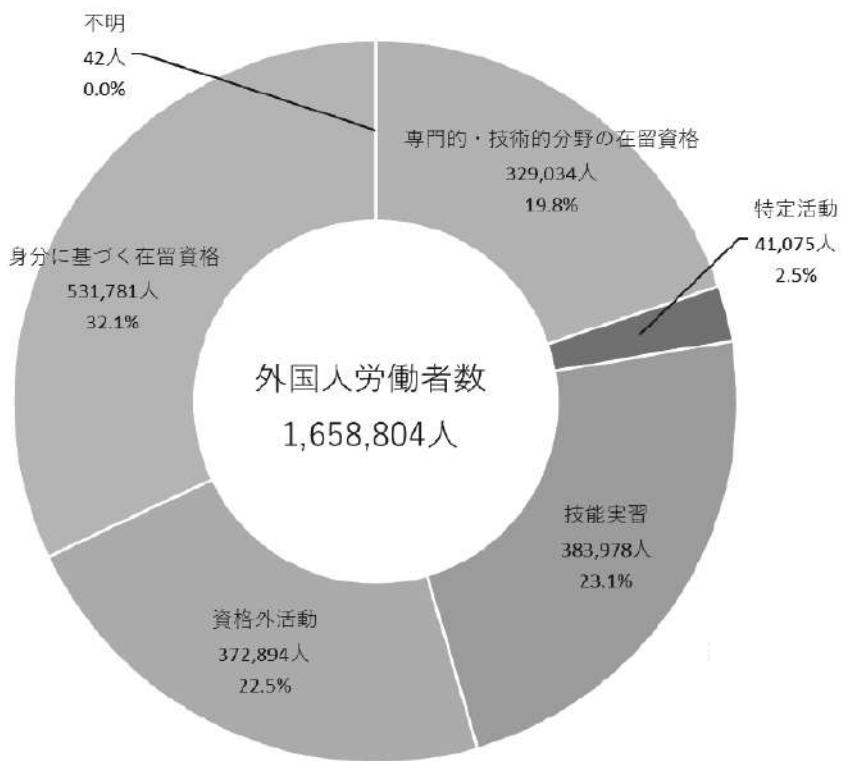


図 2-2 在留資格別 外国人労働者の割合

表 2-3 在留資格別 外国人労働者数

	平成27年 前年比	平成28年 前年比	平成29年 前年比	平成30年 前年比	令和元年 前年比
外国人労働者総数	907,896 15.3%	1,083,769 19.4%	1,278,670 18.0%	1,460,463 14.2%	1,658,804 13.6%
専門的・技術的分野の在留資格	167,301 13.6%	200,994 20.1%	238,412 18.6%	276,770 16.1%	329,034 18.9%
うち技術・人文知識・国際業務	121,160 -	148,538 22.6%	180,367 21.4%	213,935 18.6%	260,556 21.8%
特定活動	12,705 34.1%	18,652 46.8%	26,270 40.8%	35,615 35.6%	41,075 15.3%
技能実習	168,296 15.7%	211,108 25.4%	257,788 22.1%	308,489 19.7%	383,978 24.5%
資格外活動	192,347 31.1%	239,577 24.6%	297,012 24.0%	343,791 15.7%	372,894 8.5%
うち留学	167,660 33.9%	209,657 25.0%	259,604 23.8%	298,461 15.0%	318,278 6.6%
身分に基づく在留資格	367,211 8.4%	413,389 12.6%	459,132 11.1%	495,668 8.0%	531,781 7.3%
うち永住者	208,114 10.8%	236,794 13.8%	264,962 11.9%	287,009 8.3%	308,419 7.5%
うち日本人の配偶者	72,895 4.5%	79,115 8.5%	85,239 7.7%	89,201 4.6%	94,167 5.6%
うち永住者の配偶者	8,968 13.8%	10,441 16.4%	12,056 15.5%	13,505 12.0%	14,742 9.2%
うち定住者	77,234 5.5%	87,039 12.7%	96,875 11.3%	105,953 9.4%	114,453 8.0%
不明	36 -7.7%	49 36.1%	56 14.3%	130 132.1%	42 -67.7%

注1：各年10月末現在。

注2：在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。

(3) 産業別に見た場合

外国人労働者数について、最も多いのは製造業の 483,278 人 (29.1%) で、建設業は全体の 5.6% にあたる 93,214 人であった (図 2-3)。

また、事業所数についても同様にみると、建設業は全体の 10.7% にあたる 25,991 か所であった (図 2-4)。

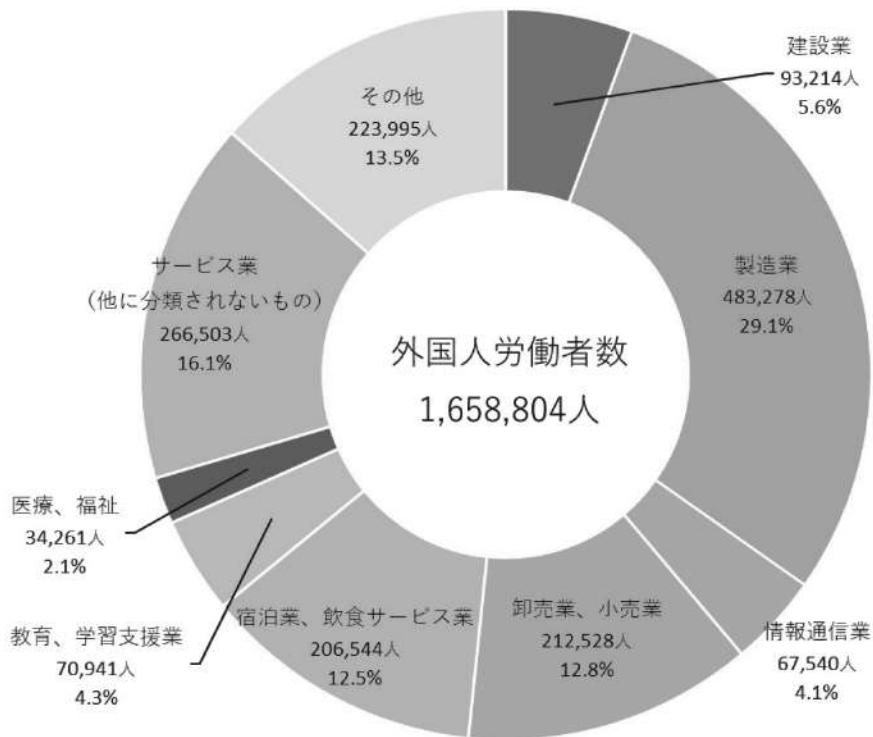


図 2-3 産業別 外国人労働者の割合

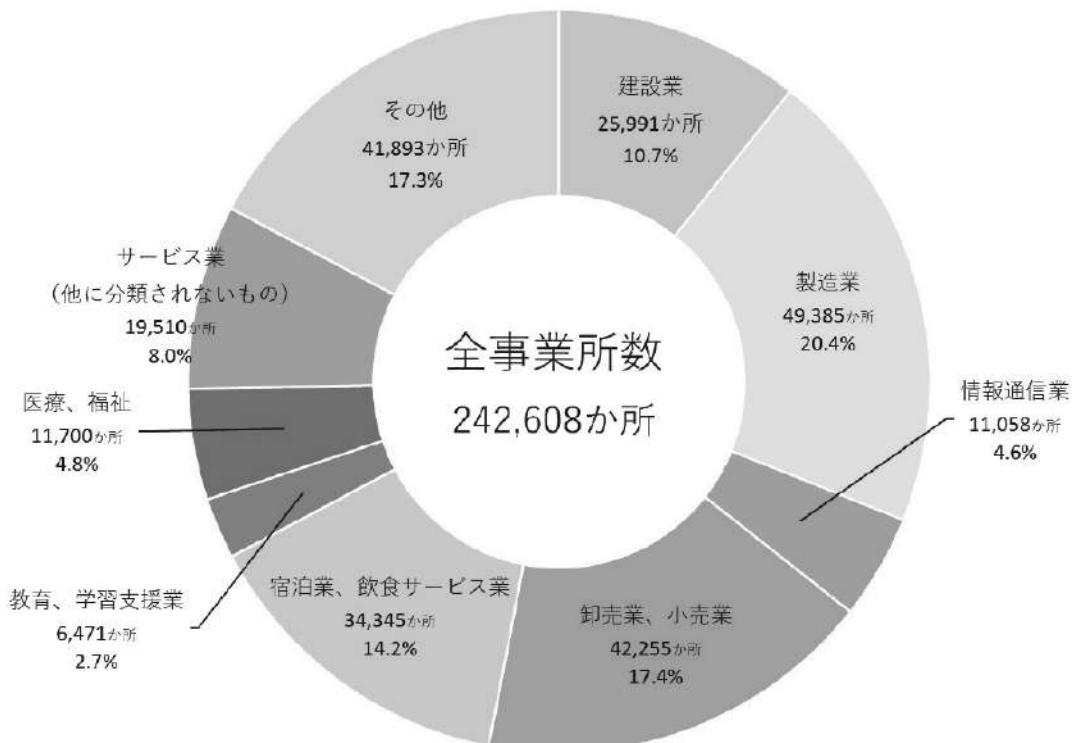


図 2-4 産業別 外国人雇用事業者数及び外国人労働者数

1. 3 事業所規模別の外国人労働者雇用事業所数

事業所規模別に外国人労働者を雇用する事業所数についてみると、「30人未満」事業所が145,000か所で最も多く、全体の59.8%を占めている（図2-5）。

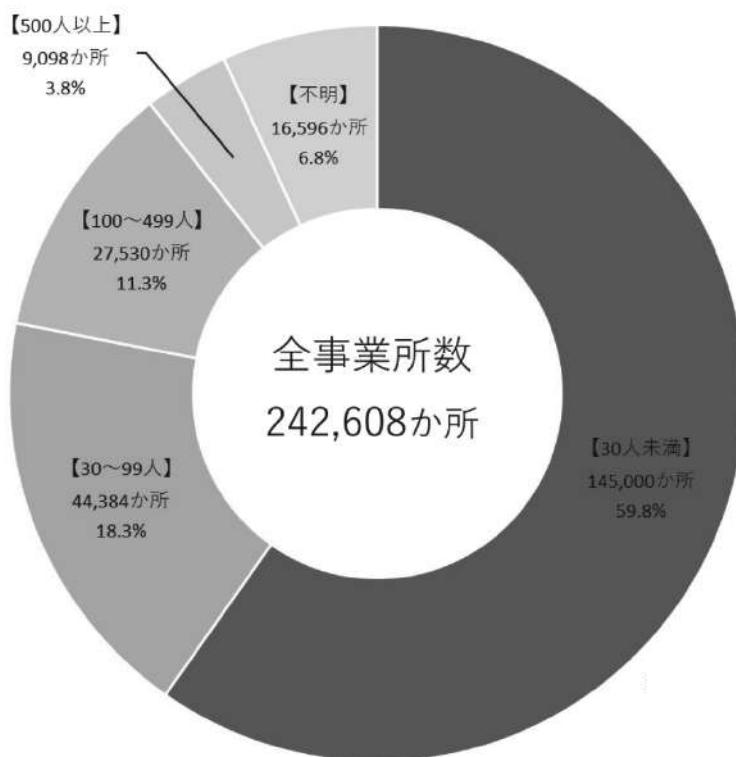


図2-5 産業別 外国人雇用事業者数及び外国人労働者数

2 外国人労働者の死傷災害発生状況（平成30年度）

平成30年時点での外国人労働者の労働災害による休業4日以上の死傷者数についてみると、前年の2,494人から353人（14.2%）増え、2,847人となっている。

また、そのうち技能実習生の占める割合についてもみると、平成30年で784人となっており、前年の639人から145人（22.7%）増加している（表2-4）。

表2-4 外国人労働者及び技能実習生の労働災害による休業4日以上の死傷者数

	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比
外国人労働者数	1,083,769	19.4%	1,278,670	18.0%	1,460,463	14.2%
うち技能実習生	211,108	25.4%	257,788	22.1%	308,489	19.7%
外国人労働者の死傷者数	2,211	10.3%	2,494	12.8%	2,847	14.2%
うち技能実習生	496	-0.4%	639	28.8%	784	22.7%

※ 死傷者数は、労働者死傷病報告より把握した休業4日以上の死傷者数。本報告は、労働者が労働災害等により死亡又は休業した際に事業者から所轄労働基準監督署に提出することが義務付けられているもの。平成31年1月7日までの報告様式には国籍欄が設けられておらず、被災者が外国人であることを確認できた場合のみ、在留資格に関わらず集計。なお、通名を使用されている場合には把握できていない可能性がある。

平成31年1月8日に報告様式を改正し、国籍・地域及び在留資格の記入欄を設けた。

3 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検などの状況（平成30年度）

3. 1 監督指導状況

（1）監督指導実施事業場数及び違反事業場数の状況

全国の労働基準監督機関において、平成30年度に実習実施者に対して監督指導が実施された件数は7,334件となり、そのうちの70.4%にあたる5,160件が労働基準関係法令違反の認められた違反事業場であった。

また、平成26年以降の直近5年間についてみると、監督指導実施事業場数・違反事業場数のどちらについても年々増加しているが、違反率については7割程度で推移している（図2-6）。

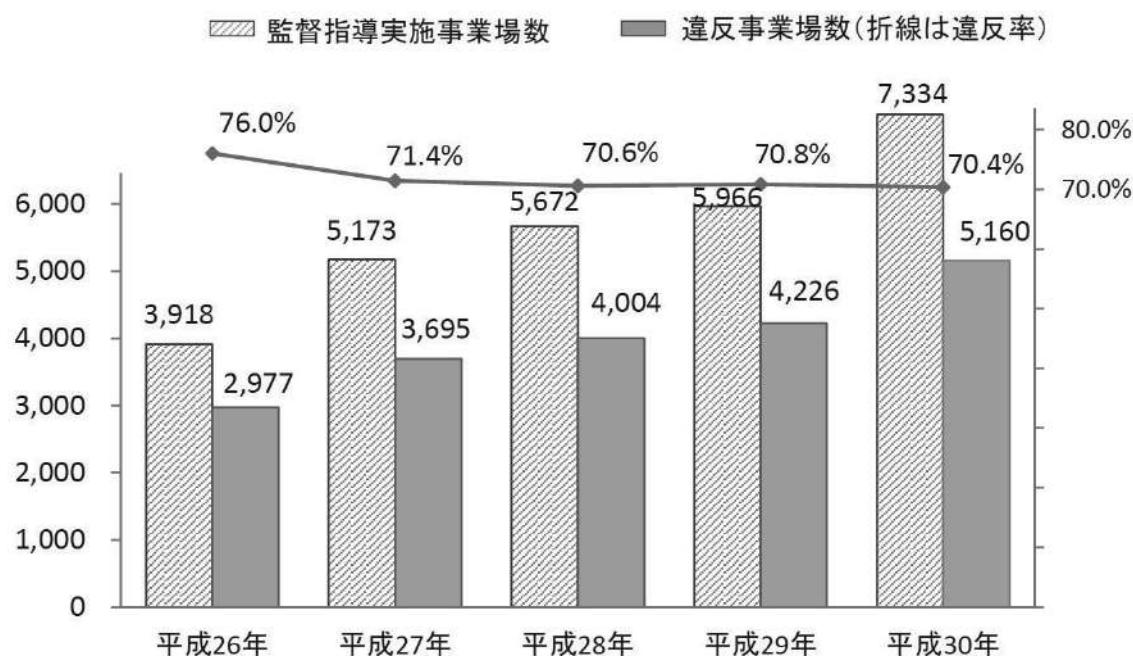
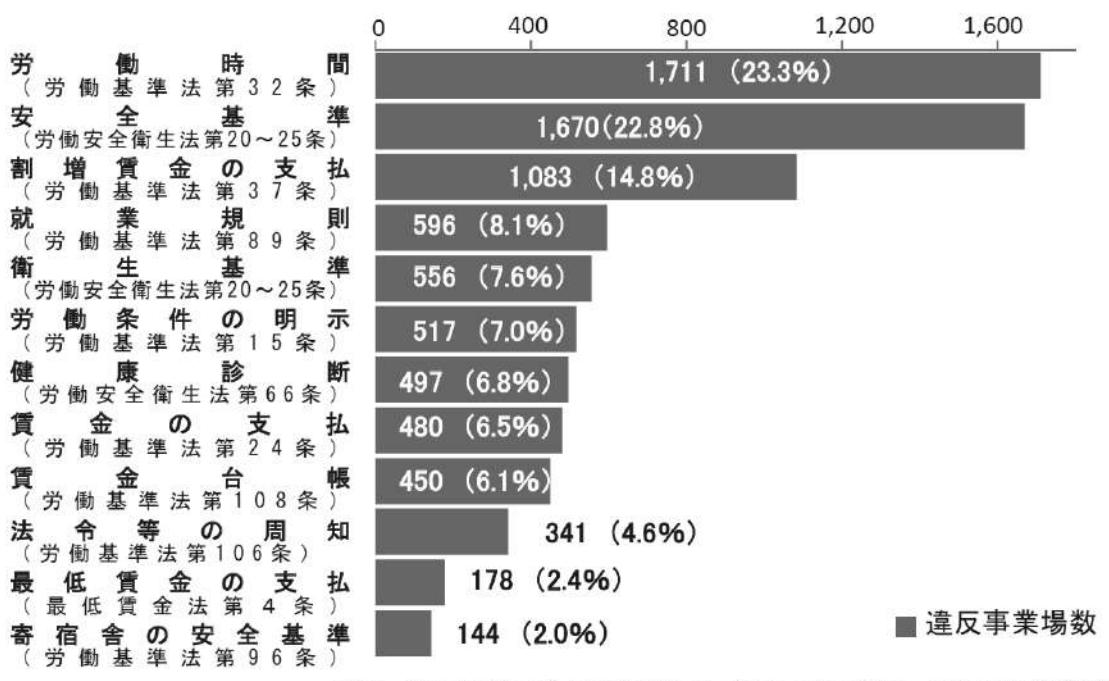


図2-6 監督指導実施事業場及び違反事業場の推移

（2）主な違反事項の内容

労働基準関係法令違反の認められた違反事業場について、その違反事項の内容をみると、「労働時間」が1,711件で23.3%と最も多く、次いで「安全基準」が1,670件で22.8%、「割増賃金の支払」が1,083件で14.8%となっている（図2-7）。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

図2-7 主な違反事項の内容

(2) 業種別にみた監督指導実施事業場数・違反事業場数及び主な違反事項

平成30年度の監督指導実施事業場数・違反事業場数のうち、建設業における状況についてみると、監督指導実施事業場数は659件で、そのうちの71.9%にあたる474件が労働基準関係法令違反の認められた違反事業場であった。

また、建設業における違反事項の内容についても同様にみると、「安全基準」が139件で21.1%と最も多く、次いで「割増賃金」が134件で20.3%、「賃金台帳」が98件で14.9%となっている(表2-5)。

表 2-5 業種別 監督指導実施事業場数・違反事業場数及び主な違反事項

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			労働時間 707(25.0%)	安全基準 692(24.5%)	衛生基準 389(13.7%)
機械・金属	2,830	1,937 (68.4%)	労働時間 707(25.0%)	安全基準 692(24.5%)	衛生基準 389(13.7%)
食料品製造	1,271	936 (73.6%)	安全基準 423(33.3%)	労働時間 351(27.6%)	割増賃金の 支払 181(14.2%)
繊維・衣服	782	502 (64.2%)	割増賃金の 支払 155(19.8%)	労働時間 111(14.2%)	賃金台帳 84(10.7%)
建設	659	474 (71.9%)	安全基準 139(21.1%)	割増賃金 134(20.3%)	賃金台帳 98(14.9%)
農業	184	124 (67.4%)	安全基準 39(21.2%)	賃金の支払 32(17.4%)	労働条件の 明示 20(10.9%)
<参考> 全業種	7,334	5,160 (70.4%)	労働時間 1,711(23.3%)	安全基準 1,670(22.8%)	割増賃金の 支払 1,083(14.8%)

＜注1＞「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注2＞業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
 食料品製造・・・食料品製造業
 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
 農業・・・農業、畜産業

3. 2 申告状況

（1）技能実習生による労働基準関係法令違反の是正を求める申告の件数

技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数についてみると、平成30年では103件となっている。

また、平成26年以降の直近5年間についてみると、平成26年の138件をピークに、以降は90件弱で推移していたが、平成30年では14件増加し100件を超えていている。（図2-8）。

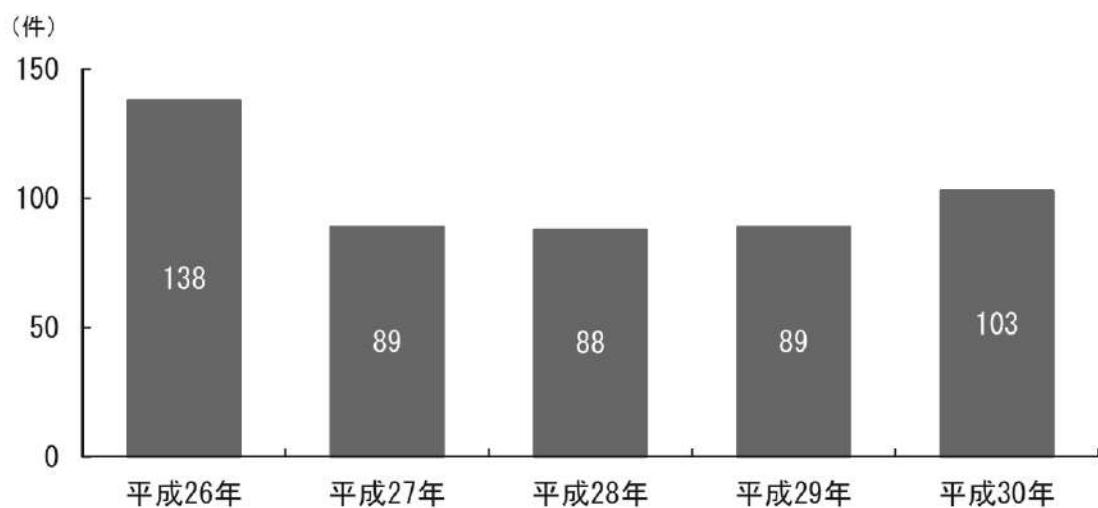


図 2-8 技能実習生による労働基準関係法令違反の是正を求める申告件数

(2) 技能実習生による労働基準関係法令違反の是正を求める申告の主な内容

技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告について、その内容をみると、「賃金・割増賃金の不払」が 96 件と最も多く、次いで「最低賃金額未満」が 26 件、「解雇手続の不備」が 15 件となっている（図 2-9）。

<注>申告事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

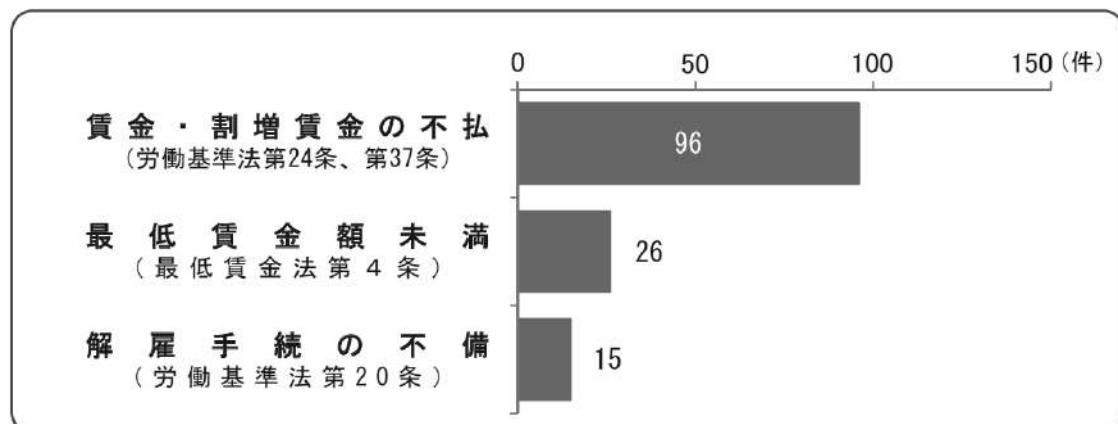


図 2-9 技能実習生による労働基準関係法令違反の是正を求める申告の主な内容

3. 3 技能実習生に関する労働基準関係法令違反事案の送検状況

技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数についてみると、平成 30 年では 19 件となっている。

また、平成 26 年以降の直近 5 年間についてみると、平成 27 年の 46 件をピークに、以降は減少し、平成 30 年では直近 5 年間で最も少なくなった（図 2-10）。

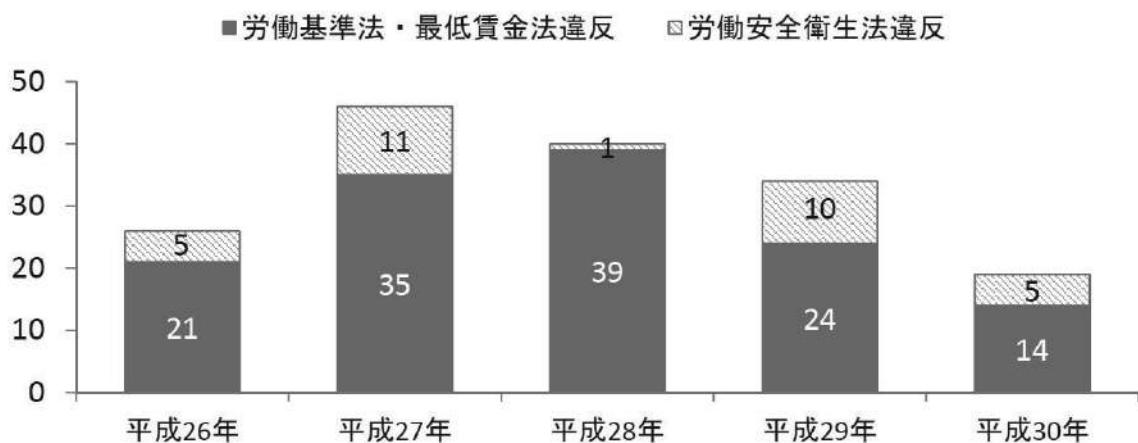
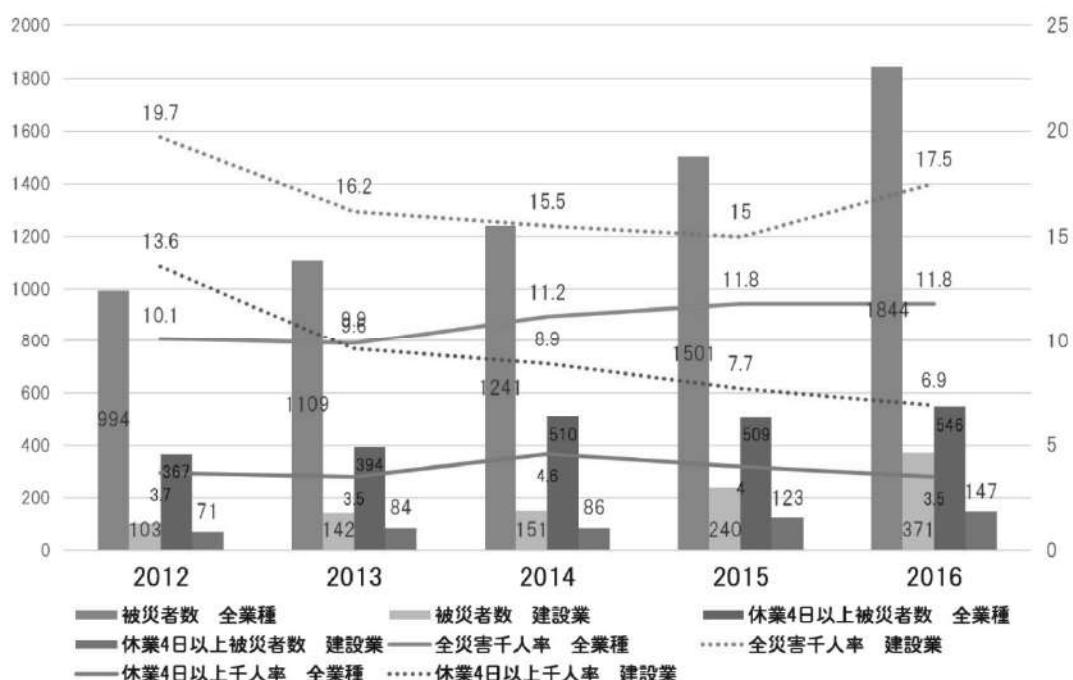


図 2-10 技能実習生に関する労働基準関係法令違反として送検された事案の件数

4 外国人技能実習生の労働災害発生状況（2012年～2016年）

外国人技能実習生の労働災害発生状況



出典：公益財団法人国際研修協力機構「外国人技能実習・研修事業実施状況報告 JITCO白書」2013～2018

図 2-11 外国人技能実習生の労働災害発生状況

「外国人技能実習・研修事業状況報告 JITCO 白書」掲載の平成 24 年から平成 28 年における外国人技能実習生の労働災害発生状況をみると、直近（平成 28 年）で全業種の被災者数は 1844 件となり、5 年前（平成 24 年）に比して約 2 倍増となった。一方、建設業では 371 件で、約 3.5 倍増加した。

さらに、全業種と建設業を全災害千人率、休業 4 日以上千人率で比較してみると、全災害

千人率では、全業種が平成 27 年、同 28 年と 2 年連続して 11.8 となって、増加傾向が認められるのに対し、建設業では平成 24 年の 19.7 をピークとして減少傾向にあったが、直近の平成 28 年で 17.5 となった。休業 4 日以上千人率では、全業種が平成 26 年の 4.6 をピークに 4 前後を推移しているのに対し、建設業は平成 23 年の 13.6 をピークとして漸次減少傾向にあるものの、直近で 6.9 となり、全業種を 3.4 ポイント上回っている（図 2-11）。

第3節 業界団体における外国人労働者受入に関する対応状況

1. 一般社団法人日本建設業連合会の状況

一般社団法人日本建設業連合会では、今般の出入国難民法改正に基づく外国人受入制度の拡大を受け、適正かつ円滑な特定技能外国人の受入を実現するために建設業界を挙げて協力して設立された（一社）建設技能人材機構に正会員として参加し、他の会員（他の業界団体）とともに、本機構の業界共通ルール「建設業界共通行動規範」の策定を行った。

さらに、建設分野の特定技能外国人が、建設現場で安全かつ安心して働くことができるよう、「建設分野の特定技能外国人 安心安全受入宣言」を公表し、日建連会員企業が協力企業・下請企業等と協力して実施する具体的な取組事項を定めた（特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針）（図2-12、図2-13）。

「建設分野の特定技能外国人 安心安全受入宣言」要旨



◆目的

- ✓ ①出入国管理法改正、②国土交通大臣による受入計画の認定制度、③（一社）建設技能人材機構の創設、
④業界共通行動規範の策定等により、適正かつ円滑に特定技能外国人を受け入れる枠組みは整備
- ✓ 日建連は、会員企業の現場において、これらのルールを徹底するとともに、独自の上乗せルールを作成し、
より高いレベルで特定技能外国人が安全に、かつ待遇面を含めて安心して働く現場環境を用意し、
「優秀な外国人に選ばれる建設現場」を目指す。

◆構成

- ✓ 「安心安全受入宣言」は「宣言」とその具体的な取組内容である「受入に関する方針」から構成
- ✓ 受入方針には、各項目毎に、留意事項や取組例を付記し、会員会社が具体的な取組を実施しやすいよう配慮

特定技能外国人 安心安全受入宣言

- ①建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報の確認等による不法就労外国人の排除
- ②日本語能力の確認・母国語の活用・共通デザインの安全看板の活用等による現場の安全の確保
- ③同等の技能を有する日本人と同等以上の待遇を行う等安心して働く労働環境の確保

特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針

受入宣言を実現するために、会員各社は自ら又は協力会社の協力の下に、以下の取組の実施を図る

①不法就労の排除

- 受入計画認定の確認
- CCUSの現場登録、技能者登録・事業者登録の確認
- CCUS登録内容の時点修正の確認
- 現場における本人確認

②現場の安全確保

- 常時の日本語教育・安全教育
- 現場における指示の徹底
- 外国人が理解しやすい安全看板の採用

③安心できる待遇

- 適正な賃金・社会保険の加入
- 相談を受けた際の対応
- 違反企業への対応
- 差別行為等の排除

図2-12 「建設分野の特定技能外国人 安心安全受入宣言」要旨

「安心安全受入宣言」「受入に関する方針」の位置付け

一般社団法人 日本建設業連合会
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

日建連会員企業の現場では、より高いレベルで安全・安心を確保

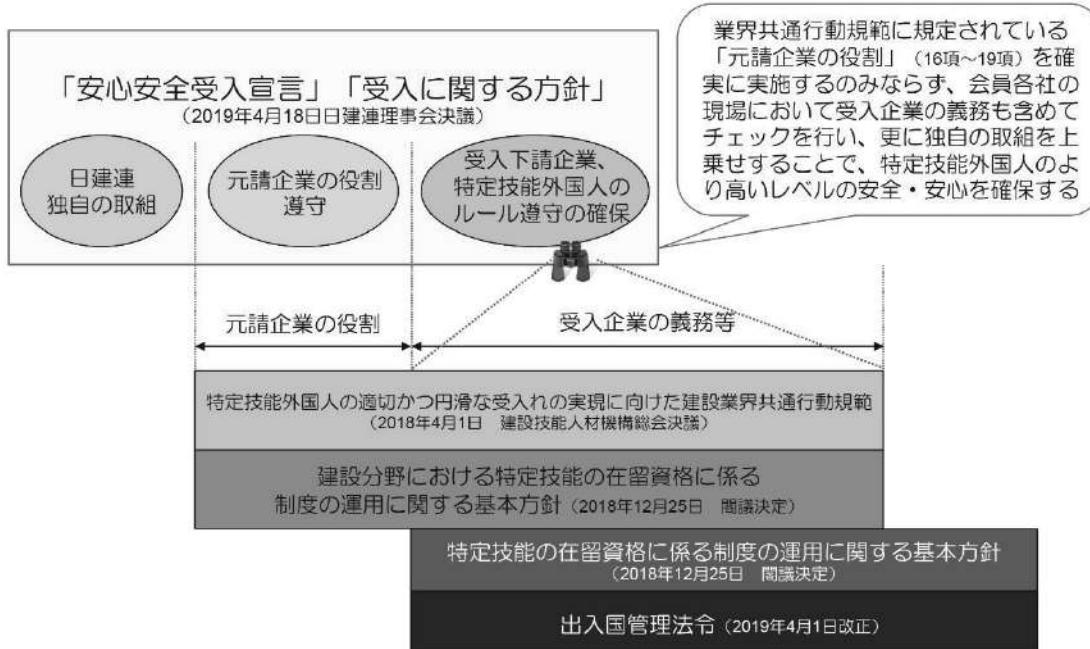


図 2-13 「安心安全受入宣言」「受入に関する方針」の位置付け

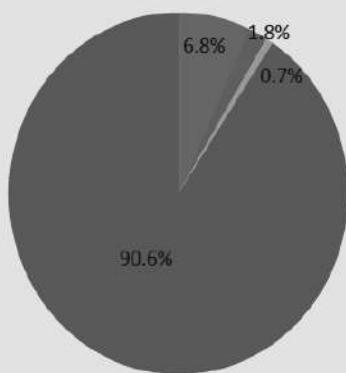
2. 一般社団法人全国建設業協会の状況

一般社団法人全国建設業協会では、改正出入国管理法を控え、同会での対応を検討する際の基礎資料とするため、現状における会員企業の外国人労働者に関する就労実態を把握する調査を平成31年1月、各都道府県同会会員企業19018社（平成30年6月時点）を対象として実施した（回答企業数2230社）。

これによれば、外国人労働者の雇用状況は約1割となり、在留資格別では「技能実習生」6.8%、「外国人建設就労者」1.8%となった。また、新設される「特定技能1号」の活用意向については、18%が「活用したいと考えている」と回答している。さらに、外国人労働者雇用の課題では「日本語能力の充実」83.9%、「受入体制の整備」76.5%、「共生できる環境」47.8%が上位を占めた。（図2-14）

外国人労働者に関する実態調査

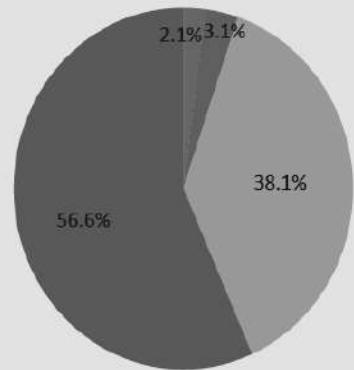
外国人労働者の雇用状況



- 外国人技能実習生を雇用している
- 外国人建設就労者を雇用している
- 外国人技能実習生・外国人建設就労者を雇用している
- 雇用していない

(n=2,191)

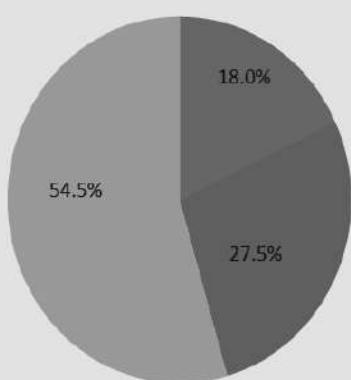
建設現場の下請企業における外国人労働者の就労状況



- 殆どの現場で入っている
- 半分くらいの現場で入っている
- 一部の現場で入っている
- 殆ど入っていない

(n=2,179)

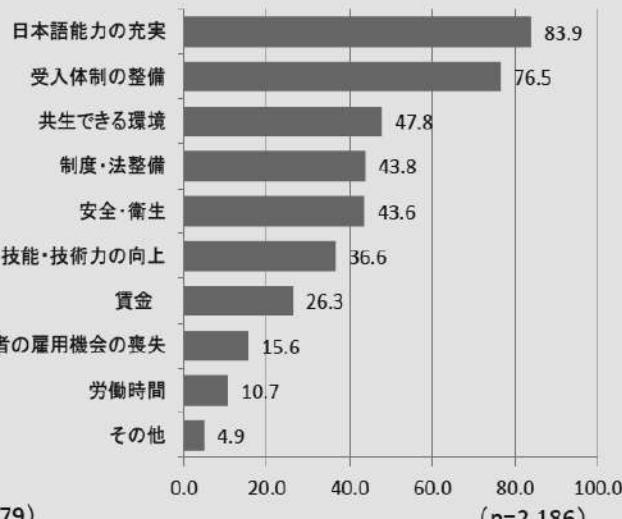
在留資格「特定技能1号」の活用意向



- 活用したいと考えている
- 活用するつもりはない
- わからない

(n=2,179)

外国人労働者を雇用することの課題



(n=2,186)

図 2-14 一般社団法人全国建設業協会「外国人労働者に関する実態調査」

第4節 外国人労働者をめぐる法的状況

1. 建設業における外国人労働者をめぐる労災民訴

1) 損害賠償請求事件（東京地判平24・4・19判タ1384号219頁）

【事案の概要】期間雇用、中国人

水道施設工事業、土木工事業等を営むXの契約社員（期間従業員）であった中国人（不法滞在中）が建設作業中に事故によって頸椎損傷に伴う頸髄損傷の傷害を負い、これにより死亡したのは、X及びその役員であって本件事故当時に具体的な作業の指示をするなどしていたAが労働者の身体等の安全を図るべき義務を怠ったこと（安全配慮義務違反）によるものであると主張し、損害の賠償を請求した事案である。

本判決では、契約社員が建設作業中に頸髄損傷の傷害を負って死亡したことにつき、使用者である法人とその実質的代表者の安全配慮義務違反を認めた。

【要旨】

契約社員が、建設作業中に事故によって傷害を負い、これによって死亡した事故において、使用者が、当該作業を行うに当たり、具体的な安全指導を行う現場監督を置くなどの安全配慮義務を尽くさず、作業員の生命、健康等に危険が及ぼないようするために十分な安全教育を施す措置をも講じておらず、上記のような安全配慮義務を履行していれば、上記事故の発生を未然に防止することができたというべきときには、上記事故は、使用者の安全配慮義務の不履行によって発生したものであって、使用者には債務不履行責任並びに不法行為責任が発生すると解するのが相当である。

【損害賠償金額】

Aの遺族（実子）：3,189,709円＋遅延損害金（H18.11.16～支払済み）

Aの遺族（妻・継子2名）：(2,572,075円＋遅延損害金（H18.11.16～支払済み)) × 2

2. 他業種における外国人労働者をめぐる労災民訴

1) 損害賠償請求事件（名古屋地判平15・4・22判時1848号81頁）

【事案の概要】期間の定めのない雇用、フィリピン人

フィリピンの国籍を有するAがフェルトの製造販売等を業とするXに雇用され、工場の生産ラインにおいて機械作業中、左腕を切断された事故に関して、安全配慮義務違反を主張して、被告に損害賠償を請求した事案である。

本判決では、Xには安全配慮義務違反はないとして、請求を棄却した。

【要旨】

本件事故は、原告が正常な本件機械の清掃手順を完全に逸脱した異常な行動に出たために発生したものというべきであって、Xには、かかる異常な行動によって事故が発生する危険性までも予想した上で、本件機械に安全防護装置を設置したりするなどの注意義務は存しない。

2) 中島興業・中島スチール事件（名古屋地判平15・8・29労判863号51頁）

【事案の概要】不法就労・韓国人

鋼材の加工及び販売を目的とするXに雇用され稼働中、両足を骨折したとするオーバーステイの大韓民国国籍のAが、Xに対し損害賠償を求めるとともに、Xの代表者に対し、同人がAのために代理受領した労災保険給付のうち原告に渡していない分について不当利得返還を求めた事案である。

本判決では、X の安全配慮義務違反を認め、請求を一部認容した。

【要旨】

X は、使用者として、原告に対する安全確保のための教育、注意、指導等を全く行うことなく、監督者も置かず、玉掛けの技能講習の修了やクレーン運転（床上操作）の特別教育の受講が必要で、本来 A が行うことのできない業務に従事させていたものであり、本件事故の原因は、X の安全配慮義務違反に起因するものといわざるを得ない。

【損害賠償金額】10,608,161 円（損害賠償請求権 9,864,561 円 + 不当利得返還請求権 743,600 円）+ 遅延損害金（H13.4.5～支払済み）

3) 矢崎部品ほか一社事件（静岡地判平 19・1・24 労判 939 号 50 頁）

【事案の概要】期間の定めのない雇用、ブラジル人

ブラジル国籍の A が、訴外会社に雇用され、自動車用部品の製造、販売等を業とする X1 の工場内で就労中に労災事故によって負傷し、後遺障害が残ったとして、X1 と、訴外会社から原告との雇用関係及び本件事故に基づく一切の債務を承継した別の被告会社 X2 に対して安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案である。

本判決では、X1 及び X2 の安全配慮義務違反を認め、A による注意義務違反による 3 割の過失相殺を認めた上で損害賠償を一部認容した。

【要旨】

訴外会社が事業経営上及び労務管理上被告会社 X1 と独立しているとみるとることはできず、X1 は信義則により、A に対し安全配慮義務を負っていたとした上で、X1 及び X2 には、本件機械を用いた作業による危険から作業員の身体の安全を保護するよう配慮すべき義務等がある。本件機械を安全に扱うための安全教育として、本件機械の仕組みとその危険性を十分に理解させた上で、上型取付板と油圧シリンダーケース底部の間に手など身体の一部が挟まれないようにするために、ボタンを押して機械を作動させる際には手など身体の一部が機械の可動部分に接近しないようにすること、ボール缶は必ず上型取付板の窪みにあわせてセットし決して手で持たないこと、ボタンについては一つ一つ目視で確認しながら押さなければならず、決してよそ見をしながらボタンを押さないこと（射出シリンダー内は見ている必要はないこと）を教育すべき義務を負う。

【損害賠償金額】2,926,065 円 + 遅延損害金（H17.1.18～支払済み）

4) 渡辺工業（住友重機横須賀工場）事件（横浜地判平 19・12・20 労判 966 号 21 頁）造船・期間雇用

【事案の概要】期間雇用、造船業（統括管理）、ブラジル人

電気溶接工事の施工等を業とする X に雇用されていたブラジル国籍を有する A らが、X から不当に解雇されたと主張して、X に対し、それぞれ雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認と解雇後の賃金の支払いを求めるとともに、未払賃金の支払い、さらに労働災害により負傷したとして X 及び元請事業者である Y に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求した事案である。

本判決では、地位確認、解雇後の賃金の支払いの各請求を斥け、労災事故についても安全配慮義務違反はないとして、原告のうち 1 名についての未払賃金の支払い請求を一部認容した（控訴審も同様）。

【要旨】

本件事故の態様は、本件ブロックの甲板上を「片手にゴミを持って移動しようとした際に、床面のホースにつまずいて転倒した。その時に右腕が機材にひつかかって肩部を受傷した。」というものであるところ、それは専ら A の不注意によるものというべきである。

溶接作業を行う際には、引き込んだエアホースやケーブル等が床面を這う状況となることは避けられないところ、Xにおいては、毎朝、ミーティングを開催して、従業員に対し、作業指示を行い、安全衛生上の連絡事項を通達するほか、危険予知ミーティングを行って、當日に予定されている作業に伴う危険の内容、その危険に基づく災害を防止するための注意事項を確認し、その注意事項を従業員全員で唱和するなどしていたものであり、Yにおいても、本件工場構内の安全パトロールを実施していたほか、協力会社の従業員であっても新規入構者に対しては安全に関する項目を含む入門時教育を行い、さらに、協力会社の従業員をも対象として安全衛生に関する朝礼を実施して安全訓話を行っていたものであって、その際、被告らは、いずれも、移動時には足下に注意すること、エアホース等をまとめておくこと、整理整頓を励行すること等を日常的に指導、教育していた。したがって、X及びYに安全配慮義務違反があったということはできない。

5) 株式会社程田製作所事件（東京地判平22・5・25掲載誌未登載）

【事案の概要】期間の定めのない雇用、中国人

各種板金加工等を業とするXに雇用され、プレス工場で就労していた中華人民共和国国籍のAがプレス機の操作中に両手の親指と人さし指をいずれも切断するという労働災害に遭遇した後、Xに解雇されたことから、雇用契約上の安全配慮義務違反に基づき損害賠償を求めるとともに、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めた事案である。

本判決では、Aの損害賠償請求を一部認容し、地位確認請求は棄却した。

【要旨】

Xは足踏み式プレス機の危険性を認識していながら、社員の安全よりも作業の効率性を優先して、確実な安全装置を作動させず、危険な状態を放置していたことができるのであり、労働者が本件事故の前年に救急搬送されて入院したことや、会社においてこれまでに複数の労災事故があったことが認められ、プレス機のように危険な機械を扱う工場において、会社の安全管理が万全のものであったとはいい難く、このような事情を総合すれば、本件事故の過失割合は、会社が3割5分、労働者が6割5分と認めるのが相当であるとされた。

【損害賠償金額】5,650,457円+遅延損害金（H20.9.25～支払済み）

6) 損害賠償請求事件（徳島地阿南支判平23・1・21労タ1346号192頁）

【事案の概要】外国人研修制度、中国人

中華人民共和国から外国人研修制度の研修生として来日していたA（26歳）が、製材業、立木の伐採等を営むXにおいて、製材作業の研修中に機械に腕を巻き込まれ右腕を切断するという事故に遭ったところ、同事故は、Xの安全配慮義務違反によるものであると主張して、Xに対して不法行為に基づく損害賠償請求をした事案である。

本判決では、Xには安全配慮義務違反が認められ、外国人研修者Aが本件事故により被った損害を賠償する義務があるとして請求を一部認容した。

【要旨】

本件事故は、合計4か月程度しか日本語学習していないAには十分なコミュニケーション能力を有していたとは考えられず、製材業の経験もなく、製材作業の知識も能力もないことからすると、ギャングリッパという5連の丸鋸の機械を使用した高い危険を伴う作業を行わせるにあたっては、安全に関する十分な指導、教育を行うとともに、それを十分理解しているかを確認するために、指導したとおり安全にAが作業を行っているか監督できる体制を整える安全配慮義務があるものと認められる。Xにおいては、安全に関する十分な指導、教育が行われていたということも、安全にAが作業を行っているか監督できる体制が整えていたということもできず、安全配慮義務違反があると言わざるを得ない。

【損害賠償金額】7,467,719 円 + 遅延損害金 (H20.12.17～支払済み)

7) ナルコ事件（名古屋地判平 25・2・7 労判 1070 号 38 頁）

【事案の概要】外国人研修制度、中国人

外国人研修制度の研修生の在留資格をもって来日し、自動車部品の製造、販売等を行う X の工場においてパイプの加工に従事していた中華人民共和国国籍の A が、作業中に右示指を切断するという事故が発生した。当該事故について、X の安全配慮義務違反があるなどと主張して損害賠償を請求した事案である。

本判決では、X には安全配慮義務違反が認められ、外国人研修者 A が本件事故により被った損害を賠償（労働者の過失相殺 2 割）する義務があるとして請求を一部認容した。

【要旨】

A は中国人であり、日本語をほとんど理解できず、また研修生として来日した者であることを考慮すると、作業手順や注意事項等について、中国語で記載した書面を交付するなどした上、その内容・意味を正確に理解していることを確認するのでなければ、安全教育としては不十分であって、安全配慮義務を尽くしているとはいえない、X の安全配慮義務違反と本件事故との間には相当因果関係があると認められる。

【損害賠償金額】

5,384,819 円 + 遅延損害金 (H20.5.3～支払済み)

358,226 円 + 遅延損害金 (H21.3.25～支払済み)

145,500 円 + 遅延損害金 (H22.1.25～支払済み)。

8) 損害賠償等請求事件（長崎地判平 25・3・4 判時 2207 号 98 頁）

【事案の概要】

外国人研修制度及び技能実習制度の研修生として来日し、後に技能実習生となった中華人民共和国国籍を有する A が、A らを一次的に受け入れていた協同組合及びその代表理事、二次的に受け入れていた会社及びその取締役ら、A らの送出機関及びその取締役ら、研修生の受入れの拡大と円滑化を図る公益財団法人である X らに対し、著しい長時間の作業や私生活の自由の侵害などを理由に、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案である。

本判決では、X に対する請求を棄却し、それ以外の被告らに対する請求を一部認容した。

【要旨】

Y は、〔1〕著しい長時間、実習生らを縫製作業に従事させ、〔2〕著しく少ない休日しか与えずに、実習生らを縫製作業に従事させ、〔3〕最低賃金額を著しく下回る賃金しか支払わずに実習生らを縫製作業（残業）に従事させて労働させ、〔4〕通信機器の所持を禁止したり、本件各受入れ機関の関係者以外の者との交流を禁止したりして実習生らの私生活上の自由を侵し、〔5〕違法に実習生らの旅券及び預金通帳を管理したものであること、上記の各行為は、一連の行為と評価することができ、各実習生の人格権等を侵害するものとして、不法行為を構成し、Z は、実習生らを縫製作業に従事させていたこと、実習生らを残業させていることを隠蔽し、実習生らに対して残業につき最低賃金額を著しく下回る賃金しか支払っていなかったこと等から、Z には、Y と共同して一連の行為である本件不法行為を行うことにつき故意があつたといえ、連帶して損害賠償金を支払う義務を負うというべきである。

Y は、実習生らの臀部等を触った各行為は、いずれも当該相手方である実習生の性的自由を侵害し、不法行為を構成するから、損害賠償義務を負うというべきであるが、Z が Y と共同して当該不法行為を行ったとの事実は、これを認めるに足りる証拠がない。

Y は、実習生らが在籍した期間、実習生の一人に対し、業務上の注意をする際に、曲げた指の関節部分で頭を小突く行為や書類の束で頭をたたく行為を複数回行い、他の一名の実習生に

対しても同様の行為をしたことが認められ、かかる各行為は、当該相手方である実習生らに対する不法行為を構成するから、損害賠償義務を負うというべきである。

9) 新場産業事件（千葉地判平26・9・30判時2248号72頁）

【事案の概要】外国人技能実習制度、パワハラ、中国人

水産加工を業とするXに外国人技能実習生として就労していた中華人民共和国国籍のAが、Xの従業員であったBから暴行を受けて傷害を負い、死亡したことにつき、Bに対しては民法709条ないし民法711条に基づき、Xに対しては民法715条に基づき損害賠償を求めた事案である。

本判決では、B及びXの不法行為責任を認定し、Aの遺族の損害賠償請求を一部認容した。

【要旨】

Bによる本件暴行は、Xの事業所内において職務執行中に起きたフォークリフト事故を契機として、これと密接な関連を有すると認められる行為といえるから、民法715条1項の「事業の執行について」加えられたものというべきである。Aの逸失利益の算定に当たっては、亡Aが日本で就労する蓋然性があったと認めるに足りる証拠がないとして、Aの来日前の収入を基礎として、中国に帰国した後の予想収入（長期的なもの）を算定するのが最も適切であるとされた。

【損害賠償金額】Aの遺族2名に対し（9,365,612円+遅延損害金（H23.10.29～支払済み）×2

10) アイシン機工事件（名古屋高判平27・11・13労経速2289号3頁）

【事案の概要】派遣労働、ブラジル人

派遣元Xに派遣作業員として雇用され、自動車部品製造等を業とする派遣先Yの工場に派遣されていたブラジル人労働者が、同工場での旋盤作業中、ボタン操作ミスにより右環指がワーク（加工対象物）と治具（工作物を固定するとともに切削工具などの制御、案内をする装置）との間にはさまれ、右環指切断の傷害を負った（等級12級9号の後遺障害が労災により認定）として、X及びYに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

一審（名古屋地岡崎支平27・5・26）では、Xに対する請求を棄却し、Yに対する請求を一部認容、一部棄却し、双方が控訴をした。

控訴審では、Yには安全配慮義務違反があるとは認められないとして、ブラジル人労働者の請求を棄却した。

【要旨】

派遣先であるYが、派遣社員の受け入れ時に安全教育を実施し、日々の作業開始時には安全三訓を唱和させるなどして、作動する機械に手を近づけてはならないことを徹底して指導していた。具体的には、受入時にポルトガル語訳文を併記した「新人受け入れ教育テキスト」を用いて安全教育を実施しており、異常が生じた際には機械を止め、上司を呼び、上司を待つことを指導するほか、「安全三訓」としても強調し、これらの点に関する理解度を測るテストを実施し、作業ラインに配属された後も「安全三訓」を唱和させる等の教育を徹底していた。これらの事情等を考慮すると、Yにおいて、作業員が本件旋盤機の内部に手を差し入れた状態でボタン操作をし、更に、その操作を誤って、当該作業員の身体に危害が生ずることを予見することは、困難であったと認めるのが相当であり、Yに、本件旋盤機に補助ボタンを設置して両手操作でなければ作動しないよう設定した上で派遣労働者に作業をさせる義務や、ワークと治具との間に覆いを設置するなどして、派遣労働者の右手が挟まれないようにするまでの義務があったとはいえないから、Yには、派遣労働者の主張する安全配慮義務違反があるとは認められない。

【審級関係】最判小三平 28・7・5 棄却

11) 損害賠償請求事件（東京地判平 28・9・8 掲載誌未登載）

【事案の概要】派遣労働・エクアドル人

X に雇用され、同社から派遣労働者として Y の炊飯洗浄センターに派遣されていたエクアドル共和国国籍を有する A が同炊飯洗浄センターにおいて炊飯器のなかに米等を入れて蓋をかぶせる作業に従事していた際、台車に積んでいた大量の蓋が落下してきて A の右下肢に当たり、右膝内側半月板損傷の障害を負ったと主張して、X 及び Y に対して不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案である。

本判決では、事故による傷病であるとは認められないとして、請求を棄却した。

【要旨】

A が本件事故前の平成 21 年 10 月に右膝と同様に外側の半月板が円板状半月板であった左膝につき、右膝と同様の内側半月板断裂を発症していることから、労災認定を受けた事実があるからといって、直ちに本件事故が発生したと認定することはできない。

12) 損害賠償請求事件（東京地判平 29・11・15 掲載誌未登載）

【事案の概要】期間の定めのない雇用、パワハラ・中国人

化織等の製造等を業とする X に雇用されていた中華人民共和国の国籍を有する A が、その職務中に、X の代表者から大声で恫喝され、業務上の必要性が認められない受付業務への配置転換を命じられるといった人格権を侵害する違法な言動を受けたことにより、うつ病を発症し、長期にわたる休職を余儀なくされたなどと主張して、X に対し、会社法 350 条もしくは安全配慮義務違反等による不法行為責任に基づき、医療費や慰謝料等の支払い、人格権に基づき、被告代表者によるパワーハラスメント（パワハラ）の差止めを求めるとともに、雇用契約に基づき賃金の支払いを求めた事案である。

本判決では、X の代表者による不法行為を認め、医療費及び慰謝料請求並びに賃金支払請求を一部認容し、その余の請求を棄却した。

【要旨】

被告代表者は、本件両日のやりとりにおいて、原告に対し、改善すべき職務事項を具体的に指摘することなく、原告の性格が悪いことを指摘し、何様のつもりなのかと述べ、直ちに業務上の必要性があるとも認められない受付での電話番を命じたり、軽蔑の呼称に使用される言葉を用いて、原告を雇用したことに対する態度を付いたりしたものであって、その口調も相当に厳しく、いつも以上に大きな声を出し、発言の途中で書類を机に叩き付けるなど、およそ従業員への教育的指導とはいえない、感情的かつ威圧的な言動をしていたものである。本件両日の被告代表者の言動は、社会通念上、従業員に対する指導として許容される範囲を超える、その相当性を著しく欠くものであり、原告の人格権を侵害する違法な行為であるといわざるを得ない。

【損害賠償金額】337,348 円 + 遅延損害金（H28.8.20～支払済み）

13) 協同組合つばさ事件（水戸地判平 30・11・9 裁判所ウェブサイト）

【事案の概要】外国人技能実習制度、セクハラ・中国人

中華人民共和国の国籍を有する女性の技能実習生である A が、監理団体である X を介して、実習実施機関であり大葉の栽培を営む Y1 との間で雇用契約を締結していたところ、〔1〕雇用契約に基づき、大葉巻き作業を行ったとして Y1 に対し、同作業に係る未払の残業代の支払等を求め、〔2〕Y1 に対し、主位的に、Y1 の責めに帰すべき事由により A の労務提供が不能になったとして、雇用契約に基づき、各月の賃金の支払等を、予備的に、Y1 の不正行為により A の就労継続が不可能となったとして、不法行為に基づき、上記の期間の賃金相当額の支

払等を求め、〔3〕Y2からAがセクハラを受け、同セクハラについて被告組合に対応を求めるに至るに至り、Y2の使用者であるY1に対しては被用者に対する安全配慮義務違反の債務不履行、Y2との共同不法行為又は使用者責任に基づき、Xに対してはY1及びY2との共同不法行為に基づき、連帶して慰謝料及び弁護士費用の支払等を求めた事案である。

また、BはXとの間で雇用契約を締結していたところ、Xが平成26年12月15日付けでしたBの解雇が無効であるとして、Xに対し、雇用契約上の地位の確認を求めるとともに、雇用契約に基づき、解雇日以後本判決確定の日までの各月分の賃金並びに賞与の支払等を求めた事案である。

本判決では、Aの未払残業代請求につき一部認容し、Bの請求については棄却した。

【要旨】

Aの大葉巻き作業は、形式的には、1束2円の請負契約として合意されたものであるが、作業内容が雇用契約において作業内容とされていた大葉の摘み取りと密接に関連しており、Aが大葉巻き作業をするに当たり諾否の自由が事実上制限された状態にあったものであって、作業時間についての裁量性も乏しいものであるなどの事情を考慮すれば、Y1の指揮監督下で行われた作業であるというべきであって、雇用契約とは別の請負契約によるものではなく、雇用契約に基づいてされたものと認めるのが相当である。Aの大葉巻き作業の時間は、その日に巻いた大葉の束数を基に、1時間当たり200個の束を巻くことを前提に算定することが相當であるところ、Y1がAに対し大葉巻きの作業について1束2円で算定した額を支払っていたことから、これが残業代に係る既払い金であると認めるから、Aの未払残業代請求については、9万8380円等の支払を求める限度で理由がある。

Y2がAにセクハラ行為をしたこと認めることはできないから、これがあつたことを前提とするY1の安全配慮義務違反、共同不法行為責任及び使用者責任はいずれも認めることができず、組合の共同不法行為責任もまた認めることができない。

第3章 検討課題とその対応

本章では、受入れが拡大する建設分野における外国人労働者の災害防止に資する取組のみならず、国籍を問わず多様な人材が安心・安全に就労するために求められる課題について、第1節で検討の背景を整理したうえで、第2節において適切な安全衛生教育を実施するために厚生労働省へ要請する事項を検討した。さらに、第3節では統一安全標識、第4節では専門用語等、外国人労働者の理解を促進するツール類を整理し、第5節で安全衛生教育に関する実態調査の実施結果をまとめた。これらを踏まえ、第6節で建災防が取り組む安全衛生教育（特別教育）を中心に、実務展開できる方法について検討した。

第1節 検討の背景

前章第1節でみたとおり、入管法改正に基づき、建設業においても外国人労働者の受入拡大に向けた関係法令の整備が着実に進められている。こうしたなか、外国人労働者の受入に比例して増加する災害の防止のみならず、外国人労働者が安全かつ安心して建設業へ入職できる環境を整えるためには、当該外国人労働者が「確実に理解できる」適正な安全衛生教育等を実施することが求められる。

そこで、まず、外国人労働者に対する安全衛生教育にかかる法令等を概観する。

1. 外国人労働者に対する安全衛生教育にかかる法令等

1) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針（平19・8・3厚労省告示276号）」（抄）

第四の三 安全衛生の確保

1 安全衛生教育の実施

事業主は、労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。

2 労働災害防止のための日本語教育等の実施

事業主は、外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。

3 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業主は、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。

4 健康診断の実施等

5 健康指導及び健康相談の実施

6 母性保護等に関する措置の実施

7 労働安全衛生法等の周知

事業主は、労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

第四の五 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

4 教育訓練の実施等

事業主は、外国人労働者が、在留資格の範囲内でその能力を有効に発揮しつつ就労することが可能となるよう、教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるように努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。

2) 安全衛生教育及び研修の推進について（平3・1・21基発第39号）（抄）

1. 趣旨・目的

安全衛生教育及び研修（以下「教育等」という。）は、労働者の就業に当たって必要な 安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、安全衛生管理体制の確立、労働安全衛生法令の遵守の徹底、危険有害性の調査、自主的な安全衛生活動、快適職場形成等の施策とあいまって労働災害の防止の実効を期す上で極めて重要な施策である。また、教育等は、企業はもとより広く社会における安全衛生意識の普及・定着を促すための貴重な機会であり、安全衛生に関する様々な立場にある者に対してその機会を提供することにより、我が国の安全衛生水準の向上に大きく寄与するものと期待される。このため、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育はもとより、労働災害の防止のために必要な教育等については 法定外のものであってもカリキュラム等を定め、企業の自主的な安全衛生活動の促進に寄与しているところである。

本要綱は、以上のような状況を踏まえ、次のような基本的な立場に立って教育等の今後 在り方、進め方を示すものである。

- (1) 各種の教育等は、相関連して総合的な観点から実施されることが効果的であることから、法定及び法定外の教育等全般について体系化を図る。
- (2) 労働者の生涯を通じた教育等、経営トップ等・安全衛生に係る管理者・労働者等企業内における各層に対するそれぞれの立場に応じた教育等に留意する。
- (3) 機械設備の安全化を促進するための設計技術者等に対する教育及び事業場の安全衛生水準の向上のための技術面での指導援助を担当する安全衛生専門家の研修を充実する。
- (4) 教育等の種類・内容等は、技術革新、労働者の高齢化、就業形態の多様化等近年の労働環境の変化に対応したものとする。
- (5) 教育等の内容の具体化、教材の整備、講師の養成、教育等の実施機関の育成等を通じ、教育等の水準の向上を図る。
- (6) 教育等の促進のため、企業、安全衛生団体等に対する指導・援助を行う。

3. 教育等の種類、実施時期及び内容

事業者が実施しなければならない教育等の種類は、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育、健康教育、これらに準じた研修等である。また、これら法定教育以外の教育等で事業者が実施すべきものは次のとおりとする。

- (1) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育
- (2) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者に対する危険再認識教育
- (3) 一定年齢に達した労働者に対する高齢時教育
- (4) 安全推進者、職長等に対する能力向上教育に準じた教育
- (5) 作業指揮者に対する指名時の教育
- (6) 安全衛生責任者に対する選任時及び能力向上教育に準じた教育
- (7) 交通労働災害防止担当管理者教育
- (8) 荷役災害防止担当者教育
- (9) 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者教育
- (10) 化学物質管理者教育
- (11) 健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修
- (12) 事業場内産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- (13) 特定自主検査に従事する者に対する能力向上教育に準じた教育
- (14) 生産・施工部門の管理者、設計技術者等に対する技術者教育
- (15) 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- (16) 管理職に対する安全衛生教育
- (17) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する実務向上研修
- (18) 就業予定の実業高校生に対する教育等

なお、教育等の対象者ごとに実施する教育等の種類、実施時期及び内容は、具体的には、別表によることとする。また、これらの教育等の体系は、別図のとおりである。

3) 外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平31.3.28基発0328第28号）（抄）

(5)外国人労働者

外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。併せて、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示及び表示等については、図解等を用いる、母国語で注意喚起語を表示する等、外国人労働者がその内容を理解できるようにするとともに、当該内容が確実に理解されるよう留意すること。

具体的な対応は、次のとおり。

イ リスクアセスメントの実施

外国人労働者を従事させる業務に関して、機械設備、原材料、作業環境、作業方法等に起因する危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施する際には、一般に外国人労働者にとって日本語で表示された作業標準等の理解が困難であることを踏まえてリスクの洗い出しや見積りを行うこと。

当該リスクアセスメントの結果に基づき、必要に応じて、リスクを低減するため機械設備等の見直し等の措置を講じた上で、外国人労働者に対して実施する安全衛生教育の内容を整理すること。

ロ 安全衛生教育の準備

母国語に翻訳された教材・視聴覚教材など、上記イにより整理した安全衛生教育の内容に適した教材入手、整備等すること。教材としては、厚生労働省ホームページに掲載されている資料のほか、公益財団法人国際研修協力機構、外国人技能実習機構、一般財団法人国際建設技能振興機構等の資源が活用できることと考えられること。

ハ 安全衛生教育の実施及びフォローアップ

外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識、掲示及び表示等についても教育すること。また、安全衛生教育の実施責任者の管理の下、当該外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することが望ましいこと。さらに、安全衛生教育の理解度を確認しながら、継続的に教育を繰り返すことが望ましいこと。

ニ 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示、注意喚起等を理解することができるようになるため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させよう努めること。

ホ 労働安全衛生法等関係法令の周知

労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより当該法令の内容についての周知を行うこと。その際、外国人労働者がその内容を理解できる資料を用いる等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。特に、労働安全衛生法等に定める健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施については、これらの目的・必要性等についても当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。

ヘ 派遣労働が認められている業種での留意事項

派遣労働者に対する安全衛生教育を必要十分な内容及び時間をもって行うため、派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが望ましいこと。派遣労働が行われる場合、派遣労働者である外国人労働者に対する雇入れ時等教育は派遣元事業者の責任で行うこと。派遣先事業者との協議により、雇入れ時等の安全衛生教育の実施を派遣先事業者に委託する場合、派遣元事業者は派遣先事業者から報告を受け、安全衛生教育の実施状況を確認すること。また、当該教育の実施に当たっては、派遣先における安全衛生事情にも留意すること。

（注）特定技能外国人労働者は原則として直接雇用されるものであるが、農業分野及び漁業分野においては労働者派遣が認められていること等に留意が必要である。

(6) その他教育等を必要とする者

記の2(6)[2]の「その他教育等を必要とする者」とは、記の5(1)や(5)の海外派遣労働者や外国人労働者などが含まれること。

4) 外国人労働者に対する技能講習の実施について（平24・10・10基発1010第4号）（抄）

2 技能講習の実施

日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対して行う技能講習は、労働安全衛生法第61条に定める就業制限業務に係る技能講習に限ることとし、次により実施すること。

- (1) 外国人労働者向けコースの設置
- (2) 通訳の配置
- (3) 講習時間
- (4) 修了試験
- (5) 適切な教材の使用

以上にみた安全衛生教育に関する法令等を整理すると、次のようにまとめられる（図3-1）。

安全衛生教育に関する整理

安衛法	59 III	14	61	60	59 I	59 II	-				
教育の内容	特別教育	技能講習		職長教育	雇入れ時の安全衛生教育	作業内容変更時の教育	その他の安全衛生教育				
		作業主任者	就業制限業務								
告示	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平19・8・3厚労省告示276号）										
通達等	<p>1. 安全衛生教育及び研修の推進について（平3.1.21基発第39号） 2. 外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平31.3.28基発0328第28号）</p> <p>外国人労働者に対する技能講習の実施について（平24・10・10基発1010第4号）</p> <p>2 技能講習の実施 日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対して行う技能講習は、労働安全衛生法第61条に定める就業制限業務に係る技能講習に限ることとし、次により実施すること。 (1)外国人労働者向けコースの設置 (2)通訳の配置 (3)講習時間 (4)修了試験 (5)適切な教材の使用</p>										

図3-1 安全衛生教育に関する整理

2. 外国人労働者に対する安全衛生教育における課題

前項の整理を踏まえ、課題を列挙する。

1) 外国人労働者に対する労働安全衛生法規定の法定教育に関し、具体的な実施方法が明らかでないこと

前掲1でみたように、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平31・3・28基発0328第28号)では、労働安全衛生法に定める教育（以下「法定教育」という。）を含む一般的な安全衛生教育に関し、「(5)外国人労働者・・・外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により行うこと。」と定めている。

一方、「外国人労働者の技能実習の実施について」(平24・10・10基発1010第4号)では、「日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対して行う技能講習は、労働安全衛生法第61条に定める就業制限業務に係る技能講習に限る・・・」として、別添の実施要領によってその実施方法を定めている。

以上を踏まえると、法定教育については労働安全衛生法第61条の就業制限業務に係る技能講習に限り具体的な実施方法が定められ、他の法定教育には特段の定めがないこととなる。

今後、建設分野の特定技能外国人の増加を見据えると、業務に従事するに際し求められる法定教育については、その教育を行うに際し、具体的な方法を示して適正に実施されることが望まれる。

2) 外国人労働者にとってわかりやすい安全衛生標識が作成されていないこと

前掲1の「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平31・3・28基発0328第28号)では「ハ 安全衛生教育の実施及びフォローアップ」「外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識、掲示及び表示等についても教育すること。」と明記されている。

当協会では、昭和58年に「建設現場用安全標識に関する指針」を策定し、「建災防統一安全標識」を作成（平成16年改訂）したが、今般の入管法改正及びJIS規格の改訂等の動向を踏まえ、より外国人労働者にわかりやすい標識の改訂が求められる。

3) 外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態が明らかでないこと

外国人労働者に対する安全衛生教育は、一般に受入事業者等により実施されるが、現行、いかなる安全衛生教育が実施されているか、その具体的な内容等の実態が明らかとなる調査はこれまで見当たらない。そこで、外国人労働者に対する安全衛生教育を検討するにあたり、その実態を把握することが望ましい。

以上のことから、順次、ワーキンググループ（作業部会）を設置する等して、検討を進めるとした。

第2節 外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請事項の検討

1. 検討の経緯

前節2の1)で指摘したとおり、外国人労働者に対する労働安全衛生法規定の法定教育については、具体的な実施方法が明らかでない。建設分野においては、特定産業分野（14分野）の1つとして在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が認められることから、当該在留資格別に受講が想定される法定教育は異なると考えられる。

特定技能外国人が受講する法定教育は、技能、日本語能力の習熟の程度によって「特定技能」資格を分別していることに鑑みれば、「特定技能2号」外国人（特定技能2号評価試験又は技能検定1級に合格）が受講する「技能講習」（労安衛法第14条）及び「職長教育」（労安衛法第60条）を、「特定技能1号」外国人（特定技能1号評価試験又は技能検定3級、日本語能力試験（「基本的な日本語を理解することができる」N4以上）に合格）と同様の取扱によって実施することは適切ではないと考えられる。

そこで、いかなる方法で法定教育を実施するべきかを検討し、本委員会の総意として、そのあり方を具体的に提示のうえ、令和元年6月25日、厚生労働省労働基準局安全衛生部長へ要請書を提出した。

2. 検討の結果

1) 「外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書」の提出

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長 殿	令和元年6月25日
建設業労働災害防止協会 専務理事	
外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書	
<p>平成31年4月1日施行の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により在留資格「特定技能」が創設され、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）の別紙に示された14分野においては、新たな外国人労働者（以下「特定技能外国人労働者」という。）の受け入れが開始されたところであります。</p>	
<p>こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、外国人労働者に対する必要な安全衛生教育及び研修の推進を図るため、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育及び研修の推進について」の一部を改正する平成31年3月28日付け基発第28号「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」を発出し、労働安全衛生法に定める教育（以下「法定教育」という。）を含む外国人労働者に対する安全衛生教育の留意事項等について示されました。</p>	
<p>今後、建設分野の外国人労働者の増加に伴う建設現場の安全衛生水準の低下を防止するため、適正な安全衛生教育の履行による労働災害防止対策の推進が重要であることから、建設現場における業務に従事するに際し求められる法定教育については、具体的な方法を示して適正に実施されることが肝要であると考えます。</p>	
<p>このため、当協会では、平成31年4月、建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会（委員長：蟹澤宏剛 芝浦工業大学教授）を設置して、特定技能1号外国人労働者に対する特別教育並びに特定技能2号外国人労働者に対する技能講習及び職長教育、さらに外国人労働者を対象とした建設工事現場用安全標識の作成等、早急に対応すべき内容について検討をしているところです。</p>	
<p>この度、本委員会において、法定教育については、別紙「外国人労働者に対する安全衛生教育のあり方について」のとおりとりまとめましたので、検討いただきますようお願いします。</p>	

外国人労働者に対する安全衛生教育のあり方について

1 労働安全衛生法第 59 条第 3 項の特別教育

日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対する労働安全衛生法第 59 条第 3 項の特別教育は、次に掲げる方法によって実施する。

(1) 外国人労働者向けコースの設置

教育機関において特別教育を行う場合には、原則として同一母国語ごとの外国人労働者向けコースを別途設置すること。但し、社内で特別教育を行う場合は、この限りではない。

(2) 通訳者の配置

講師が外国語に堪能でない場合には、必要に応じて通訳者を配置して特別教育を行うこと。社内で特別教育を行う場合は、当該外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役を行わせることができる。

なお、通訳者は当該特別教育の科目に関する専門的、技術的な知識を有している者が望ましいこと。

(3) 教育に要する時間

通訳を配置して特別教育を実施する場合には、通訳に要する時間は各安全衛生特別教育規程に定める学科教育及び実技教育に係る時間に含めないこと。

(4) 適切な教材の使用

母国語によって部分訳を付した基本テキスト及び動画等の視聴覚教材を用いて実施すること。なお、母国語による特別教育の補助テキストとして、統一的な専門用語集、標識集等を用いることが望ましい。

(5) 教育の進め方

前記(4)の教材を用いて特別教育を行う場合、講師の日本語による教育とともに、業務を行うに際して重要となる事項について通訳者が補助的な説明を加えながら進めるものとする。

(6) 理解度の確認

日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対し特別教育を行う場合、所定の教育時間を修了した後、講師及び通訳等によってその理解度を確認することが望ましい。なお、通訳を付したうえで全文訳のテキストにより特別教育を行った場合は、この限りではない。

2 労働安全衛生法第 14 条に定める技能講習及び同法第 60 条職長教育

「外国人労働者に対する技能講習の実施について（平 24・10・10 基発 1010 第 4 号）」では、日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対して行う技能講習は、労働安全衛生法第 61 条に定める就業制限業務に係る技能講習に限ると規定されているところ、労働安全衛生法第 14 条に定める技能講習及び同法第 60 条職長教育については、業務上指導者の立場であることに鑑みて、一定の日本語能力を有することが前提であるから、日本人と同等の方法によって教育を実施すること。また、労働安全衛生法第 14 条に定める技能講習の修了試験については同様の扱いとすること。

但し、当該教育において使用する教材及び試験問題文の漢字にルビを振る、あるいは読み上げる等の措置を必要に応じて講ずることは差し支えない。

3 労働安全衛生法第 59 条第 1 項の雇入れ時の安全衛生教育及び同法第 59 条第 2 項の作業内容変更時の安全衛生教育

日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対する労働安全衛生法第 59 条第 1 項の雇入れ時の安全衛生教育及び同法第 59 条第 2 項の作業内容変更時の安全衛生教育については、母国語に翻訳された教材・視聴覚教材等、安全衛生教育の内容に適した教材を使用すること。

また、安全衛生教育の実施責任者の管理の下、当該外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することが望ましいこと。

但し、一定の日本語能力を有する外国人労働者については、日本人と同等の方法によって教育することで足りるが、必要に応じて補助テキストを用いることが望ましい。

以上

2) 「外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書」の要点

外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書

技能講習	安衛法14条・作業主任者 安衛法61条・就業制限業務	日本人と同等レベルの内容 「外国人コース」の設置
特別教育	安衛法59条3項	

図 3-2 「外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書」の要点

第3節 建災防統一安全標識の改訂に関する検討

1. 検討の経緯

1. 1 ワーキンググループの設置

(1) 設置の目的

当協会では、建設現場に掲げる安全標識について、昭和 58 年に「建設現場用安全標識に関する指針」を定め、13 種類の「建災防統一安全標識」〔以下「統一標識」という。〕を制定した。平成 16 年には、新たに 8 種類の標識を加え、現在に至っている。

今後、建設現場に多くの外国人労働者が就労し、さらなる安全の見える化を推進するため、安全標識の役目は重要になると考える。

一方、平成 17 年に標識の基本形状を定めた JISZ9101 が改訂され、平成 30 年には JISZ9101 が再改訂されるとともに、色彩等を定めた JISZ9103 が改訂された。

このように平成 16 年以降見直しをしていない統一標識について、JIS 規格を踏まえた国際的な視点及び現場の実態を踏まえて見直しを行うことを目的に、検討委員会の下にワーキンググループを設置した。

(2) 検討事項

ワーキンググループは、次の事項を検討した。

① 既存統一標識の見直し及び新規統一標識の追加

- ア) J I S 規格等を踏まえた、既存標識のデザイン、色彩等の見直し
- イ) 統一すべき標識の範囲及び既存標識（21 種類）以外に必要な標識の追加
- ウ) 外国語併記の種類、翻訳（標示）内容及び標記方法

② 統一標識の仕様等

- ア) 比率、色彩の基準
- イ) 大きさ、材質等の基準

③ 現行指針の見直し

(3) ワーキンググループの設置及び構成

ワーキンググループは、次の委員、オブザーバーで構成した。

委員長 中野 豊 一般社団法人 日本標識工業会 会長

委員 黒田 圭二郎 ユニット株式会社 常務取締役・営業部長

〃 穂積 弘幸 株式会社つくし工房 取締役デザイン室長

〃 鳴重 裕 東亜建設工業株式会社 安全環境部長

〃 宮澤 政裕 建設労務安全研究会 事務局長

オブザーバー 直野 泰知 東京労働局 労働基準部 安全課長

〃 石井 達雄 株式会社石井マーク 代表取締役

(平成 31 年 4 月現在)

1. 2 ワーキンググループの開催

(1) 第1回 平成 31 年 4 月 12 日

デザインの改訂にあたり、現行の 21 種類を先行して検討した。

また追加標識の検討は、第 2 回目以降に行うこととした。

- ① 標識の基本形状はユニバーサルデザインである JIS に則り、禁止は○斜線の赤、

指示は○青、警告は△黄、安全状態は□緑、防火は□赤とした。



- ② 外国語は、現在想定している言語以外の国にも、将来的には対応させるなど自由度を持たせておくべきとの意見から、参考例として英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語を示すこととした。
- ③ 標識の大きさは規定せず、縦、横等の比率を示すこととした。
- ④ 現行標識（21種類）のデザインを一点ずつ検討した。
なお、「分別励行」は、「木くず」、「コンクリート」など、個別の分別標識が普及していることから、廃止することとした。

(2) 第2回 令和元年5月16日

デザインの改訂及び追加すべき標識について検討した。

- ① 標識のサイズ及び標識を構成する図記号等のレイアウトの比率について検討した。
なお、標識下部の外国語等補助情報を標示する余白部分は、サイズが不足する場合を想定し、標示板の縦の長さに幅を持たせることとした。
- ② 現行標識（20種類）の改訂デザインを検討した。
- ③ 新たに追加する標識の種類及びデザインを検討した。

(3) 第3回 令和元年6月5日

標識の比率、現行標識の改訂案及び追加すべき標識案を成案としてとりまとめた。
また、建設現場用安全標識に関する指針の改定について検討した。

2. 検討の結果

1) 改訂の要点

- ① 図記号は、JIS等で規定されているデザインを踏まえ、建設業の特徴を加味したユニバーサルデザインにしたこと。
- ② 色彩は、JISに準拠し、誰もが認識しやすい色を採用したこと。
- ③ 標識に用いる書体は、ユニバーサルデザイン書体を採用したこと。
- ④ 標識は縦横等の比率は規定し、サイズは掲示する箇所に応じて自由に設定できるようにしたこと。

2) 建災防統一安全標識

検討した結果、以下の 27 種とした。



注) (5)一般禁止、(14)一般注意、(17)一般指示は、目的とする日本語を自由に表示することができる。

3) 外国語表示例

5か国の外国語標示例を参考として示すこととした。

日本語	英語	中国語	ベトナム語	インドネシア語	タガログ語
1 立入禁止	Do Not Enter	禁止入内	CẤM VÀO	Dilarang! Masuk	BAWAL PUMASOK
2 禁煙	No Smoking	禁止吸烟	CẤM HÓT THUỐC	Dilarang! Merokok	BAWAL MANICARILYO
3 火気厳禁	Danger: No Open Flame	严禁烟火	CẤM LỬA	Dilarang! Menggunakan Api	MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY
4 駐車禁止	No Parking	禁止停車	CẤM ĐỖ XE	Dilarang! Parkir Disini	BAWAL PUMARADA
5 一般禁止	—	—	—	—	—
6 頭上注意	Watch Your Head	当心头顶	CHÚ Ý TRÊN ĐẦU	Awas! Bagian Atas Kepala	INCATAN ANG ULO!
7 足もと注意	Watch Your Step	注意脚下	CHÚ Ý DƯỚI CHÂN	Awas! Bawah Kaki	INGATAN ANG HAKBANG!
8 開口部注意	Danger: Opening in Floor	当心开口处	CHÚ Ý LỖ MỞ	Awas! Ada Lubang	MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG
9 感電注意	Danger: Electrical Hazard	当心触电	CHÚ Ý BIỆN GIẬT	Awas! Bahaya Sengatan Listrik	MAPANGANIB: MAY KURYENTE
10 墜落注意	Danger: Falling Hazard	当心坠落	CHÚ Ý RƠI NGÃ	Awas! Terpeleset Jatuh	MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMACSAK
11 路肩注意	Mind the Shoulder	小心路肩	CHÚ Ý LỀ ĐƯỜNG	Hati-hati! Jalur Darurat	MAG-INGAT SA TABING-DAAN
12 酸欠注意	Danger: Risk of Suffocation	当心缺氧	CHÚ Ý THIẾU OXY	Awas! Kekurangan Oksigen	MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HININGA
13 有機溶剤使用中	Organic Solvent in Use	正在使用有机溶剂	BẮNG SỬ DỤNG DUNG MỎI HỢP CƠ	Sedang Menggunakan Larutan Organik!	MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT
14 一般注意	—	—	—	—	—
15 安全帯使用	Wear Safety Belt	必须系安全带	SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN	Gunakan Sabuk Pengaman	MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALICTASAN
16 保護帽着用	Wear Helmet	必须戴安全帽	BỘI MŨ BẢO HỘ	Gunakan Topi Pelindung	MAGSUOT NG HELMET
17 一般指示	—	—	—	—	—
18 整理整顿	Keep Tidy	整理整顿	VỆ SINH SẠCH SẼ	Rapikan! Dengan Teratur	PANATILIHING MASINOP
19 最大積載荷重	Maximum Load	最大载荷	TẢI TRỌNG TỐI ĐA	Kapasitas Berat Beban Maximum	PINAKAMABIGAT NA KARGA
20 喫煙所	Smoking Area	吸烟处	NƠI HÚT THUỐC	Tempat Merokok	LUGAR PARA SA PANINICARILYO
21 担架	Stretcher	担架	CĂNG KHIẾNG	Tandu	STRETCHER
22 安全通路	Safe Passageway	安全通道	LỐI ĐI AN TOÀN	Jalur Keamanan	LICTAS NA DAANAN
23 異降階段	Staircase	上下楼梯	CẦU THANG BỘ	Tangga Naik Turun	HAGDANAN
24 休憩所	Break Room	休息区	KHU VỰC NGHỈ NGƠI	Tempat Istirahat	PAHINGAHAN
25 消火器	Fire Extinguisher	灭火器	BÌNH CHỮA CHÁY	Alat Pemadam Kebakaran	PANG-APULA NG APOY
26 警報設備	Alarm System	警报设备	THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG	Peralatan Tanda Bahaya (Alarm)	SISTEMANG PANG-ALARMA
27 AED設置場所	Equipped with AED	AED(自动体外除颤器)設置点	NOI CÓ ĐẶT AED	Tempat Instalasi Peralatan ABD	MAY NAKAHANDANG AED

4) 建設現場用安全標識に関する指針

大きさは限定せず比率で示すこと、標識下部の余白部分の使い方を明示するなど「建設現場用安全標識に関する指針」を改定した。

注) 指針は、6月25日に(27)「AED設置場所」を除いていったん施行し、その後「AED設置場所」の標識デザインがJISにおいて公表されたことから、7月22日に、「AED設置場所」を加えて施行した。

建設現場用安全標識に関する指針

昭和 58 年 9 月 8 日 制定
平成 16 年 8 月 16 日 一部改正
令和元年 6 月 25 日 一部改正
令和元年 7 月 22 日 一部改正
建設業労働災害防止協会

- 1 この指針は、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的とする。
- 2 この指針で定める安全標識（以下「標識」という。）は、建災防統一安全標識と称し、その種類は、次のとおりとする。

(1) 立入禁止	(2) 禁煙	(3) 火気厳禁	(4) 駐車禁止
(5) 一般禁止	(6) 頭上注意	(7) 足もと注意	(8) 開口部注意
(9) 感電注意	(10) 墜落注意	(11) 路肩注意	(12) 酸欠注意
(13) 有機溶剤使用中	(14) 一般注意	(15) 安全帯使用	(16) 保護帽着用
(17) 一般指示	(18) 整理整頓	(19) 最大積載荷重	(20) 喫煙所
(21) 担架	(22) 安全通路	(23) 昇降階段	(24) 休憩所
(25) 消火器	(26) 警報設備	(27) A E D 設置場所	
- 3 標識は、白地に種類ごとの意味を表す文字、図記号及び建災防統一安全標識である旨を示す文字で構成するものとし、その様式は別表第 1 のとおりとする。

ただし、(5)一般禁止、(14)一般注意及び(17)一般指示は、目的とする日本語標示が(1)～(27)にない場合に、各一般標識に目的とする日本語を自由に標示することができる。
- 4 日本語標示の文字及び図記号等の位置、比率並びに標識全体の縦横比率は、別表第 2 のとおりとする。

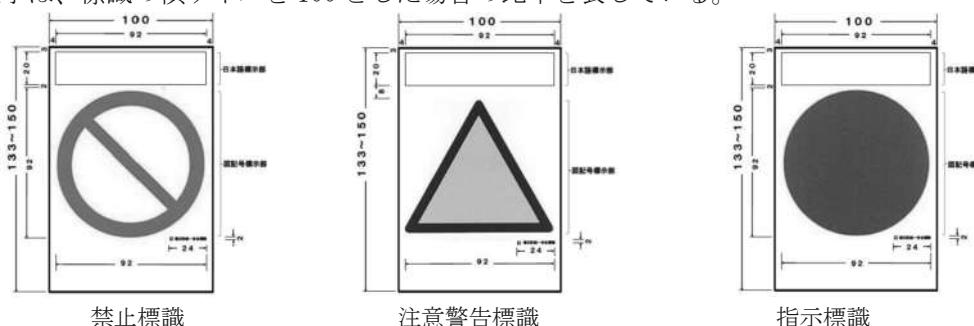
なお標識の大きさは、掲示する箇所に応じた判読しやすい大きさにすることができる。
- 5 (19)最大積載荷重の「kg」の文字を含む長方形内には、必要な数値等を記入するものとする。この場合において、「kg」の文字は、実情に応じ、他の単位を表示する文字とすることができる。
- 6 様式中の文字の書体は、ユニバーサルデザイン書体とする。
- 7 別表第 1 の色彩の基準は、別表第 3 のとおりとする。
- 8 様式中の下部の白地の部分には、必要に応じ、標識の目的をさらに明確にするための補助情報、会社名等を表示することができる。その場合に使用する文字等の書体・色彩等は自由とするが、書体については、ユニバーサルデザイン書体が望ましい。
- 9 なお、外国語等の補助情報を標示するため、白地の部分が不足する場合は、白地を拡げること又は別の標示板を追加することができる。

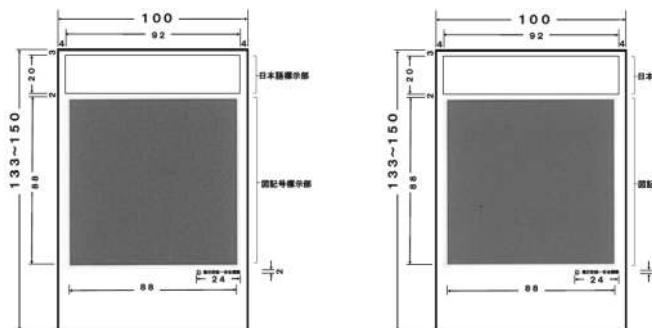
別表第 1

（上記「2. 2) 建災防統一安全標識」に掲載していることから省略）

別表第 2

数字は、標識の横サイズを 100 とした場合の比率を表している。





安全状態標識

防火標識

別表第3

色の種類	基準の色
赤	マンセル記号 8.75R 5/12
黄	7.5Y 8/12
緑	5G 5.5/10
青	2.5P B 4.5/10
白 (対比色)	N9.3
黒 (対比色)	N1.5

〈備考〉 表の色の種類は、JIS Z 9103 : 2018 によって表したもので、基準の色は参考色とされているマンセル記号表示とした。

3. 建災防統一安全標識の周知

令和元年6月25日、報道関係者、関係団体等を通じて、建設企業等に周知を図った。また、建災防ホームページには、標識デザイン及び外国語標示例と併せ、指針の解説と活用方法をまとめた「運用の手引」を掲載し、使用者が入手できるようにした。

そのほか、9月に開催した全国建設業労働災害防止大会では、総合集会会場に掲示するとともに、リーフレットを配布し周知を図った。(写真3-1)



写真3-1 全国建設業労働災害防止大会会場での掲示

(建設業労働災害防止協会 事業部)

第4節 外国人労働者の安全衛生教育における専門用語等の検討

1. 外国人労働者に対する安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループの設置

1. 1 ワーキンググループ設置要綱

1) 趣旨・目的

平成31年4月1日施行の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律に基づき、在留資格「特定技能」が創設されたことを受け、建設業では、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上的一分野として、即戦力となる外国人を受け入れていくこととなった。

こうした状況を踏まえ、建災防では、建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識就労環境のあり方に関する検討委員会を設置して、増加が見込まれる外国人労働者の安全衛生教育等のあり方について検討を進めているものであるが、労働安全衛生法が定める現行の安全衛生教育を概観すると、教育機関によってその教材及び手法は異なり、当該教育に用いる専門用語が統一的でないことが明らかとなった。

今後、建設業に従事する外国人労働者が業務に必要な内容を明確に理解し、適正な安全衛生教育を履行するためには、統一的な専門用語の翻訳等、建設業に特化した安全衛生教育教材の作成が不可欠であることから、新たにワーキンググループを設置して、これを検討することとした。

2) 検討事項

- (1) 外国人労働者に対する安全衛生教育・研修教材に用いる統一的専門用語の選定
- (2) 上記専門用語の翻訳等、外国人労働者に対する安全衛生教育・研修教材作成にかかる事項
- (3) その他

3) 構成等

- (1) 本ワーキンググループは、建災防本部専務理事が別紙の専門家の参考を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループには部会長を置き、部会長は議事を進行する。
- (3) 本ワーキンググループは、必要に応じ関係者からヒアリング等を行うことができるものとする。

4) その他

- (1) 本ワーキンググループは、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの事務は、建設業労働災害防止協会技術管理部において行う。

1. 2 ワーキンググループ委員構成

外国人労働者に対する安全衛生教育における専門用語等に関するワーキンググループ 委員名簿

- 鳴重 裕 東亜建設工業株式会社 安全環境部長
宮澤 政裕 建設労働安全研究会 事務局長
田中 正晴 建設業労働災害防止協会 専務理事

<事務局>

- 本山 謙治 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
田村 和佳子 建設業労働災害防止協会 技術管理部計画課長代理 兼
建設業メンタルヘルス対策室長

※ ○印は、部会長

2. 検討の経緯

第1回ワーキンググループ

日時 令和元年6月28日13:30~

場所 安全衛生総合会館7階会議室

議題

- (1) ワーキンググループ設置の趣旨説明
- (2) 検討事項
 - ①建設業における外国人労働者の教育に関する実態調査の実施について
 - ②外国人労働者に対する安全衛生教育における専門用語について
- (3) その他

配布資料

- 資料No.1-1 ワーキンググループ開催要綱
資料No.1-2 委員名簿
資料No.1-3 建設業における外国人労働者の安全衛生教育に関する実態調査 調査票(第1次案)
資料No.1-4 ヒヤリングシート
資料No.1-5 専門用語WG検討内容意見
資料No.1-6 建設一般語彙テキスト
資料No.1-7 注意喚起キーワード

参考資料1 外国人の安全衛生教育における現場用語の一覧(案)

参考資料2-1 中央労働災害防止協会・労働省労働衛生課編, 労働衛生用語和訳対照表
「労働衛生用語辞典」(写し) 215-232, 1993

参考資料2-2 中央労働災害防止協会・労働省安全課編, 安全用語和訳対照表
「安全用語辞典」(写し) 489-500, 1994

参考資料3 建災防統一安全標識の外国語標記(例)

参考資料4 建災防統一標識 図・記号理解度 サンプリング調査

第2回ワーキンググループ

日時 令和元年8月8日 14:00～
場所 安全衛生総合会館 14階第4会議室

議題

(1)検討事項

- ア 外国人労働者に対する安全衛生教育の教材活用の目的及び方法について
- イ 外国人労働者に対する安全衛生教育教材として適切な専門用語等の選定

(2)その他

配布資料

- 資料No.2-1 専門用語等教材に関する委員会指摘事項
- 資料No.2-2 建災防における外国人労働者に対する安全衛生教育のすすめ方（案）
- 資料No.2-3 外国人の安全衛生教育における現場用語の一覧（案）
- 資料No.2-4 外国人の安全衛生教育における安全衛生用語の一覧（案）
- 資料No.2-5 注意喚起キーワード
- 資料No.2-6 建災防統一安全標識リーフレット

参考資料1 新聞記事（日刊建設産業新聞、2019.7.31, 10面）

第3回ワーキンググループ

日時 令和元年10月7日 10:00～
場所 安全衛生総合会館 7階会議室

議題

(1)検討事項

- ア 外国人労働者に対する安全衛生教育教材としての専門用語等の選定について
 - ①専門用語（案）
 - ②注意喚起ワード（案）
 - ③教育テキスト作成の状況
- イ 外国人労働者に対する安全衛生教育における通訳の配置について

(2)その他

配付資料

- 資料No.3-1 建災防における外国人労働者に対する安全衛生教育のすすめ方（案）
- 資料No.3-2 外国人の安全衛生教育における現場用語の一覧（案）
- 資料No.3-3 外国人の安全衛生教育における安全衛生用語の一覧（案）
- 資料No.3-4 注意喚起キーワード（案）

参考資料1 外国人技能実習機構における通訳人の募集について（外国人技能実習機構）
参考資料2 日本国際協力センターHP 通訳派遣

3. 検討の結果

本ワーキンググループでは、厚生労働省通達（外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平31.3.28基発0328第28号））及び本章第2節において述べた要請事項に基づき、外国人労働者が安全衛生教育の内容を確実に理解できるよう、当該教育の補助教材として外国人の安全衛生教育における現場用語一覧及び外国人の安全衛生教育における安全衛生用語一覧、注意喚起キーワードの3点を作成した（用語一覧については、巻末資料①及び②に掲載）。

1) 外国人の安全衛生教育における現場用語一覧

建設工事においては、現場独自に用いられるワードが多数存在することから、建築・土木を問わず広く建設工事一般に共通して使用される用語を整理したものである。用語の数は全322となり、「用語」「用語の英訳」「解説（用途）」につき、あいうえお順に列記した。とりわけ、建設工事に精通していない通訳者等が理解しやすいよう、極力平易な言葉で「解説（用途）」をとりまとめている（表3-1）。

表3-1 建設業における外国人労働者の安全衛生教育 現場用語一覧

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
1	アーク溶接 (あーくようせつ)	arc welding	母材と電極または2つの電極間に発生するアークの熱を利用して行う溶接。
2	アース (あーす)	earth/ grounding	接地。目的は、漏電時の感電防止、通信・弱電機器の安定動作用、避雷設備用(外部雷保護用)、保護继電器の基準電位の提供等である。
3	アイスプライス (あいすぶらいす)	eye splice	ワイヤーロープの端部を、ロープ自体やワイヤーシンブルを使って輪にして結束すること。
4	相番(あいばん)	being on duty with a colleague	異なる職種の作業者が共同で作業すること。
5	アウトリガー (あうとりがー)	outrigger	トラッククレーンなどで、吊り荷による転倒を防止するため、車体から腕のようにはね出す部分のこと。
6	明かり工事 (あかりこうじ)	construction under the sky	土木工事用語でトンネル工事以外の工事の総称。
7	上り框 (あがりがまち)	uphill/ piece of wood at front edge of entranceway foot	玄関の土間から床への上がり口の縁に設けた化粧の横木。
8	朝顔 (あさがお)	scaffolding fan	高層建築物の工事において、落下物を防ぐ目的で、2階または3階部分の足場から斜めに突き出した板張りの防護棚。
9	足場 (あしば)	scaffold	工事用に組み立てる仮設の作業床、作業員通路、材料・部品などの支持台の総称。
10	足場板 (あしほいた)	scaffold board	仮設通路や作業床に用いる厚板の総称。
11	アスファルト (あすふあると)	asphalt	炭化水素を主成分とする暗褐色ないし黒色の、結合性のある固形あるいは半固形の瀝青物質。

2) 外国人の安全衛生教育における安全衛生用語一覧

前掲1)の現場用語と同様の趣旨及び整理の方法において、用語数全84の安全衛生用語を整理した(表3-2)。

表3-2 建設業における外国人労働者の安全衛生教育 安全衛生用語一覧

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
1	合図者 (あいだしや)	flag man	労働安全衛生規則、クレーン則、ゴンドラ則、高気圧則では、「一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならない。」と規定されている。 この合図は、一つの事業場の中で一定の方法を決め、また統一的に定めなければならない。
2	悪天候 (あくでんこう)	bad weather/ stormy weather	「高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。」と安全衛生関係法令で通達されており、作業を中止すること。
3	暑さ指数/ (WBGT値) (あつさしそう)	Wet Bulb Globe Temperature value	熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標。単位は摂氏(°C)。
4	安全装置 (あんぜんそうち)	safety device	たとえば、プレス機械は加工物を手で出し入れするものでは型にはさまれて負傷する事故が多い。このような事故を防ぐため安衛法では、スライドの下方(危険限界、ここでは型の間)に手などが入らない構造か、手などが入ったときはスライドの下降が急停止する構造のプレスでないものは、安全装置を取り付けるよう定められている。
5	安全第一 (あんぜんだいいち)	safety first	1906年、アメリカのU.S.スチール社の会長E.H.ゲーリーが、その会社の経営の根本方針を、安全第一、品質第二、生産第三と改め、安全作業に関する施策を強めて行ったところ、それについて、製品の品質も生産量も向上したという実例が示された。
6	安全配慮義務 (あんぜん はいりょぎむ)	safety consideration obligation	労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、使用者において配慮する義務のこと。
7	安全パトロール (あんぜん ぱとろーる)	safety patrol	事業場において、危険な施設、設備、機械の物的条件または危険な作業方法、作業行動などを指摘し、これを是正することにより安全を達成しようとするもの。
8	一酸化炭素中毒/ (CO中毒) (いつさんか たんそちゆうどく)	carbon monoxide poisoning	一酸化炭素を吸入すると血液の酸素運搬能力が下がることにより一酸化炭素中毒が起きる。軽度の頭痛、吐き気等からはじまり、その後、昏倒、致命傷に至るため、無意識のうちに被災することがある。
9	過重労働対策 (かじゅうろうどう たいさく)	over work measures	長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因であり、さらには、脳疾患や心臓疾患の発症との関連性が強いということから、安衛法に基づく、長時間労働者に対する面接指導等の措置が定められている。
10	可燃性のガス (かねんせいの がす)	flammable gas	酸素または空気と混合して点火すると、光と熱を発して燃焼するガス。

3) 注意喚起キーワード

これは、建設工事に内在する災害リスクを鑑みると、急迫不正の災害が発生した場合に適切な対処をするため、外国人労働者を含む建設工事従事者が確実に覚えておくべきワードを整理したものである。生命・身体の安全確保の観点から、緊急性の高い 10 ワード、注意喚起を要する 12 ワードの全 22 ワードを選定した。

このツールは、日本人労働者に対しても理解を促すため英語を併記しており、国籍を問わず建設工事従事者が一体となって災害防止のために必要なキーワードとして日常的に建設工事現場で使用することを想定している（表 3-3）。

表 3-3 注意喚起キーワード

No.	意味	WARNING WORD	発音	英語	意味	標識
1	あぶない。		abunai	Watch out	危険が迫っていること。	
2	(天板に)乗るな。		noruna	Don't step on it	物の上にあがってはいけないこと。	
3	(吊り荷の下に)入るな。		hairuna	Don't enter	吊り荷等の下に入ってはいけないこと。	
4	落とすな。		otosuna	Don't drop it	物を落としてはいけないこと。	
5	投げるな。		nageruna	Don't throw it	物を投げてはいけないこと。	
6	のぼるな。		noboruna	Keep away	物に上ってはいけないこと。	
7	逃げろ。		nigero	Run away	危険から遠ざかること。	
8	離れろ。		hanarerero	Run away	その場から離れること。	
9	(仕上げ済、電気、高温等)さわるな。・つかむな。		sawaruna /tukamuna	Don't touch	仕上げ済、電気、高温等に触れてはいけないこと。	
10	止まれ。		tomare	Stop	その場に止まること。	

1	(頭上、足元、左右、周囲) 注意しき。・確認しき。	chuushiro /kakuninshiro	Be careful	周りに危険がないか、確認すること。		
						
2	踏むな。	fumuna	Keep off	物の上に乗らないこと。		
3	(安全装置を)切るな。	kiruna	Don't touch	安全装置をオフにしてはいけないこと。		
4	(安全装置を)外すな。	hazusuna	Don't touch	安全装置をオフにしてはいけないこと。		
5	(安全装置を)入れるな。	ireruna	Don't touch	安全装置をオンにしてはいけないこと。		
6	開けるな。	akeruna	Don't open it	閉じている物を開けてはいけないこと。		
7	(スイッチ箱を開けたら)閉めろ。	shimero	Keep it close	開いた物を閉じること。		
8	飛び降りるな。	tobioriruna	Don't jump out	高い所から飛び降りてはいけないこと。		
9	(ここを)通れ。	toore	Keep safe routes	決められた場所を通ること。		
10	点検しき。	tenkenshiko	Check it out	異常がないか確認すること。		
11	(安全帯を、保護具を) 使用しき。	shiyoushiko	Safety gear	保護具を着用すること。		
12	吸うな。	suuna	No smoking	タバコを吸ってはいけないこと。		

なお、本部会の検討にあたって、鳴重部会長により前節で述べた統一標識の理解度サンプリング調査が行われ、その結果を巻末資料③にまとめた。

第5節 建設現場における外国人労働者の安全衛生教育に関する実態調査の実施

1. 調査の概要

調査の目的	入管法等の改正を受け、外国人労働者の大幅な増加が見込まれるなか、労働災害防止の観点から適正な外国人労働者に対する安全衛生教育を実施することが求められる。そこで、その実態を把握するために調査を実施し、建災防における安全衛生教育のあり方を検討する基礎資料とする。
調査期間	令和元年 8月 20日～同 9月 30日
調査対象	建設労務安全研究会（以下「労研」という。）会員企業 37 社及びその協力会社（各 10 社）の 407 社
回答企業数	425 社（労研会員企業 32 社及びその協力会社 393 社）
調査票	巻末資料④及び⑤に掲載

2. 調査の結果（アンケート集計と好事例）

本調査の集計及び分析は、全数について、選択式回答による項目は質問項目ごとの回答を単純集計し、自由記述による項目はその内容を表形式に整理することによって行った。当該調査では、元請事業者たる労研会員企業が外国人労働者（技能者）を直接雇用していないケースが多いとの委員会での意見を踏まえ、労研会員企業、協力会社それぞれ2通の調査票を作成し回答を得たものである。次に示す単純集計は、便宜上、労研会員企業、協力会社同一の質問を設定したものには同一の項目として整理し、協力会社独自の質問については、その旨を明記した上で結果をまとめた。

1 単純集計

1. 1 企業に関すること

（1）常用労働者数（労研会員企業、協力会社Q 1）

労研会員企業・協力会社それぞれの常用労働者数の割合についてみると、労研会員企業では「1000人～1999人」（28.1%）が最も多く、次いで「500～999人」（25.0%）となっている。また協力会社では、「30人～49人」（41.7%）が最も多く、次いで「50～99人」（24.9%）となっている（図3-3）。

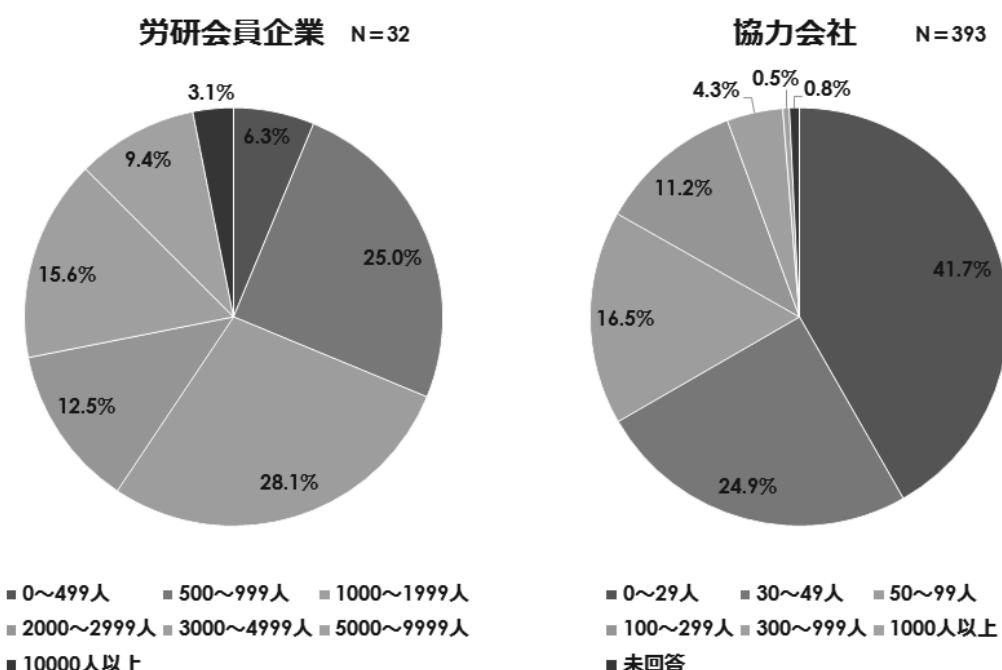


図3-3 Q 1 常用労働者数（单一）

(2) 業態（協力会社Q 2）

協力会社に対して、総合建設業であるか否かを尋ねたところ、86.5%が「いいえ」と回答し、専門工事業者が約9割となっている（図3-4）。

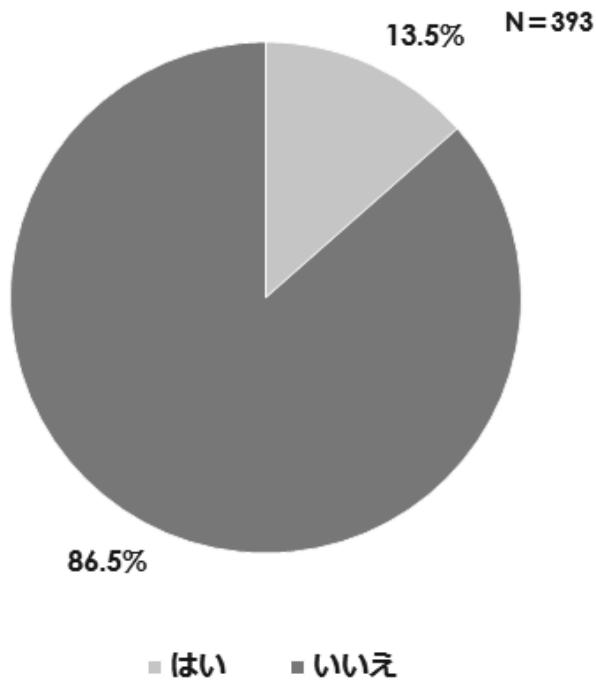


図3-4 Q 2 総合建設業の是非（単一）

(3) 業種（協力会社Q 3）

協力会社のうち総合工事業者ではないと回答した企業について、その業種をみると「とび・土木工事業」（30.0%）が最も多く、次いで「大工工事業」（20.6%）、「鉄筋工事業」（19.4%）となっている（図3-5）。

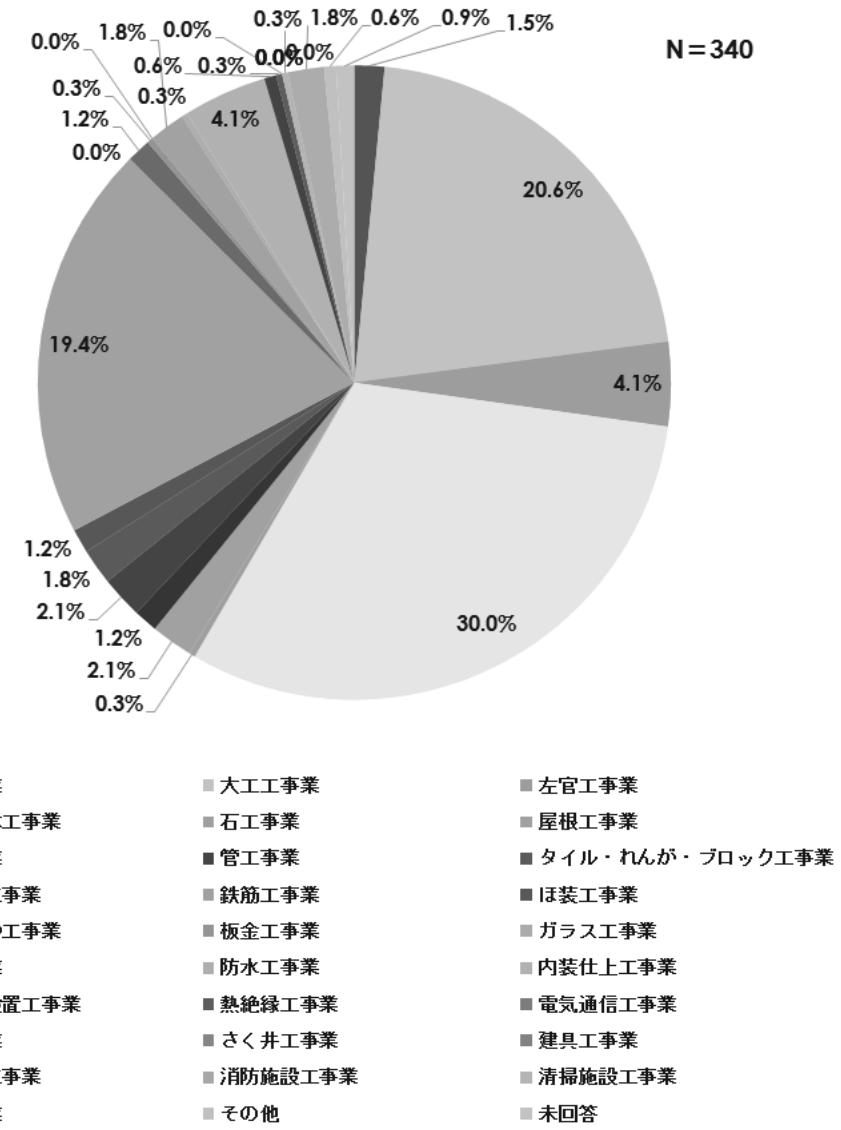


図3-5 協力会社 Q 3 業種（単一）

(4) 外国人労働者受け入れの有無（労研会員企業Q 2、協力会社Q 4）

労研会員企業・協力会社それぞれについて、外国人労働者受け入れの有無をみると、労研会員企業ではその全社（100.0%）が、協力会社では86.5%の企業が「はい」と回答している（図3-6）。

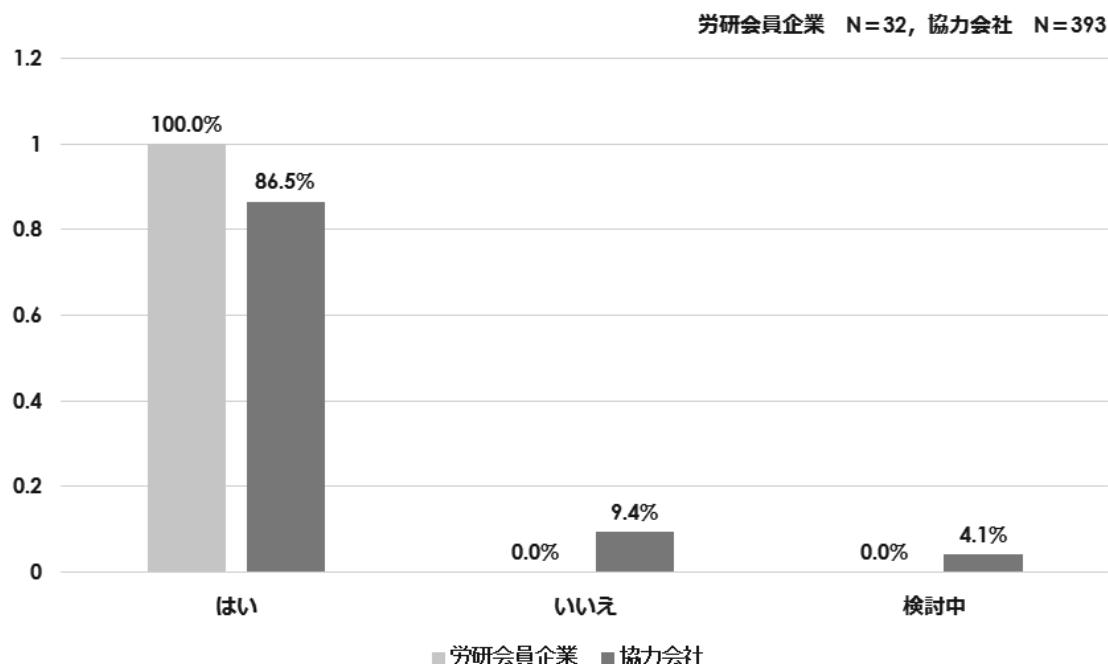


図3-6 労研会員企業Q 2、協力会社Q 4 外国人労働者受け入れの有無（単一）

(5) 社会保険加入の有無（協力会社Q 5）

協力会社について、社会保険（厚生年金保険及び健康保険）加入の有無をみると、98.5%の企業が「はい」と回答している（図3-7）。

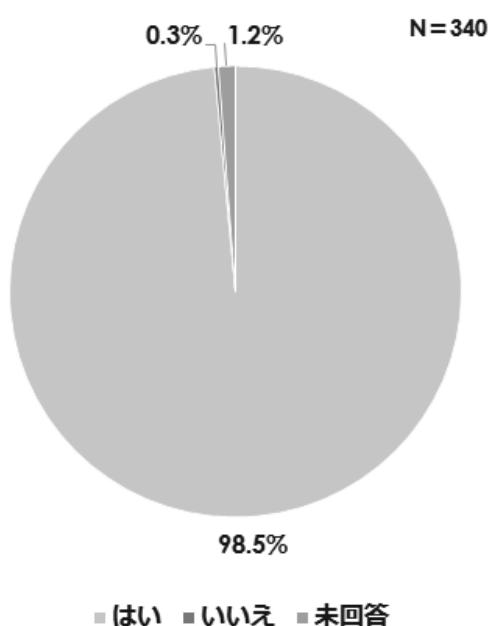


図3-7 協力会社Q 5 社会保険加入の有無（単一）

(6) 賃金形態（協力会社Q 6）

協力会社について、外国人労働者の賃金の支払形態をみると、大半の企業が「定額制」であると回答し、そのうち「月給」が161件で最も多く、次いで「日給」が120件、「時間給」が101件となっている（図3-8）。

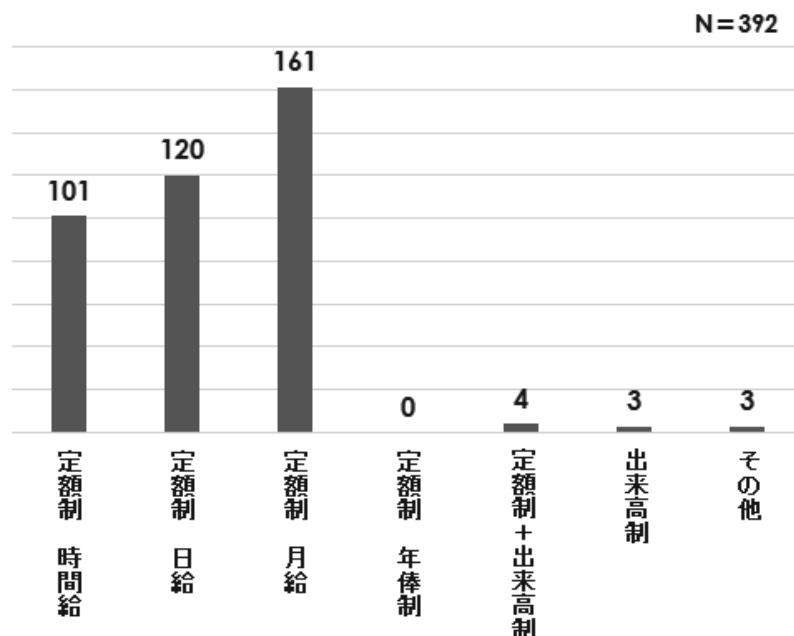


図3-8 協力会社Q 6 賃金形態（M. A）

1. 2 外国人労働者の現状

(1) 3年前と比較した外国人労働者数の状況（労研会員企業Q 3、協力会社Q 7）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、3年前と比べて外国人労働者数にどのような傾向が見られるか尋ねたところ、労研会員企業では96.9%、協力会社では70.0%の企業が「増加傾向」と回答している（図3-9）。

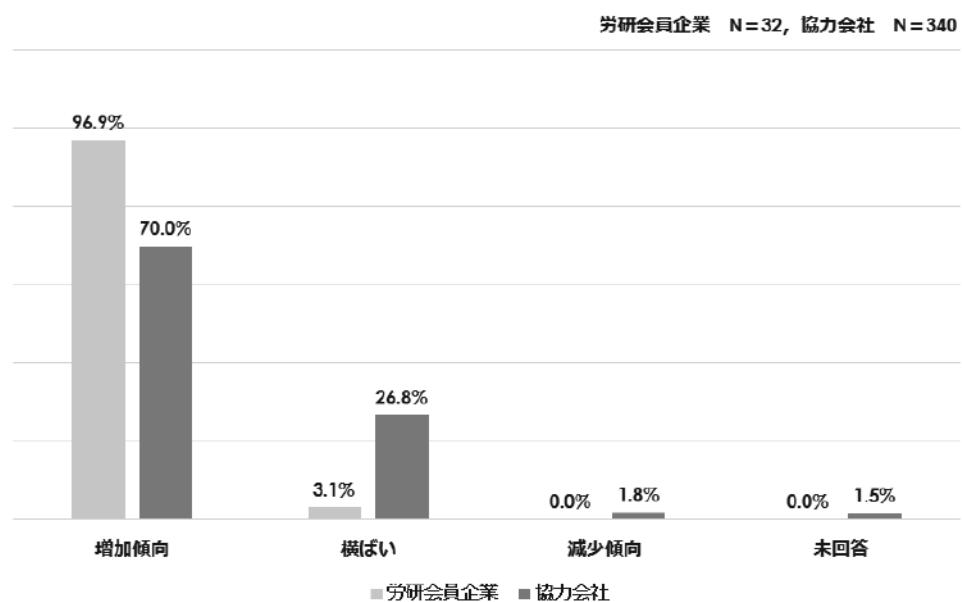


図3-9 労研会員企業Q 3、協力会社Q 7 3年前と比較した外国人労働者数の状況（単一）

(2) 外国人労働者の在留資格（協力会社Q 8）

協力会社が受け入れている外国人労働者につき、在留資格ごとの割合をみると「技能実習」が77.5%、「特定活動」が18.5%となっている（図3-10）。

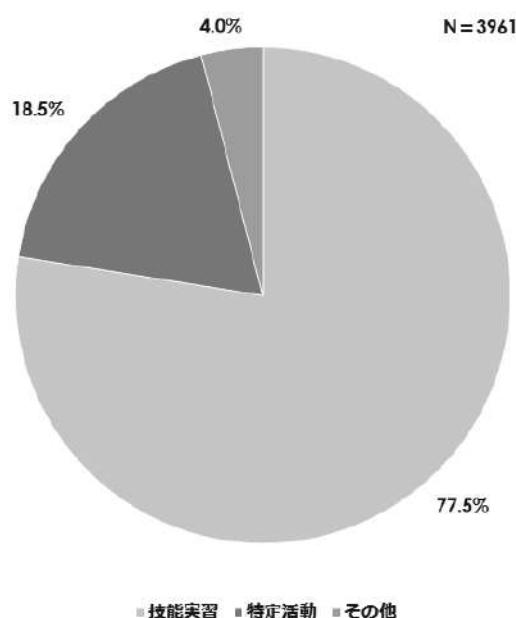


図3-10 協力会社Q 8 外国人労働者の在留資格ごとの人数（M. A）

(3) 外国人労働者の国籍（協力会社Q 9）

協力会社が受け入れている外国人労働者の国籍ごとの割合をみると、「ベトナム」が58.3%と半数以上を占め、次いで「中国」が16.4%、「フィリピン」が11.8%となっている（図3-11）。

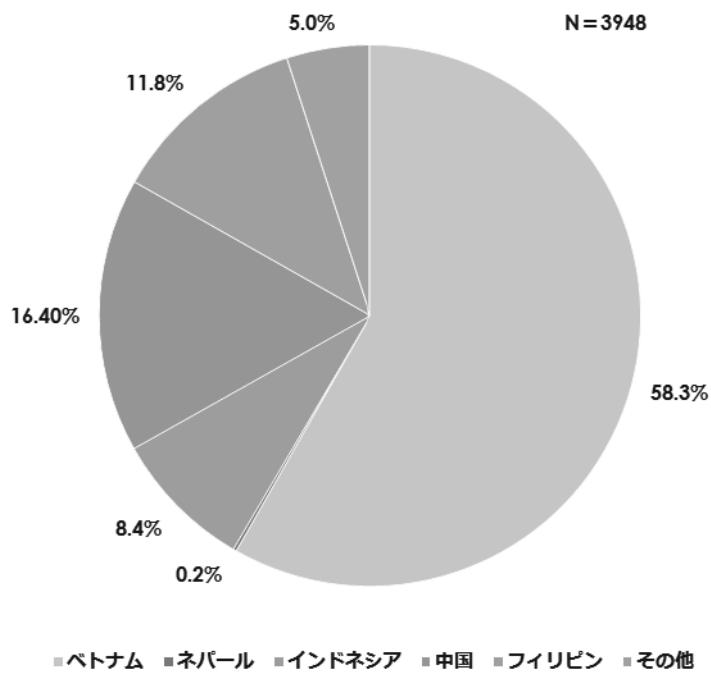


図3-11 協力会社Q 9 外国人労働者の国籍ごとの人数（M. A）

(4) 外国人労働者の年齢（協力会社Q 10）

協力会社が受け入れている外国人労働者の年齢ごとの割合をみると、「10～20歳代」が60.7%、「30歳代」が31.2%と、合わせて9割以上を占めている（図3-12）。

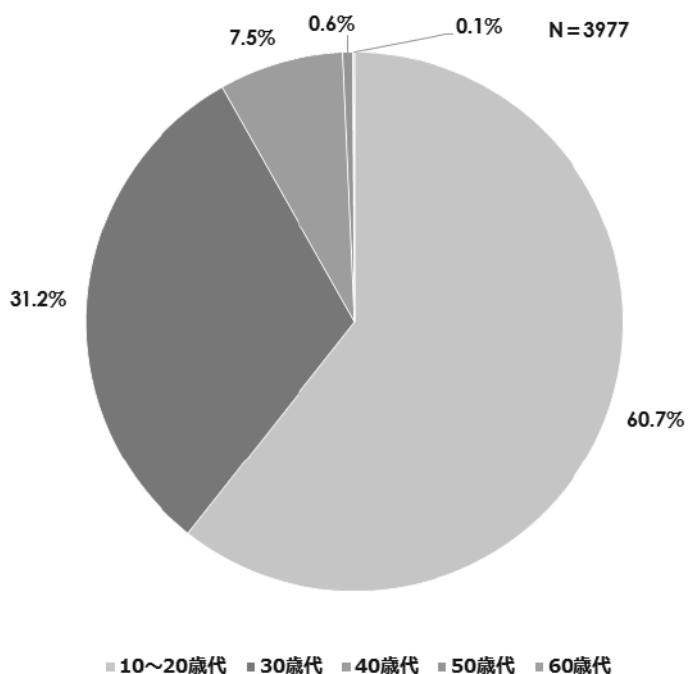


図3-12 協力会社Q 10 外国人労働者の年齢ごとの人数（M. A）

(5) 外国人労働者の日本語能力 (協力会社Q 1 1)

また、協力会社が受け入れている外国人労働者の日本語能力についてみてみると、「N5相当」が38.5%、「N4相当」が30.5%となっている（図3-13）。

※外国人の日本語能力は、次の5段階で判別している。

- ・ N1相当：幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
- ・ N2相当：日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる
- ・ N3相当：日本語をある程度理解することができる。
- ・ N4相当：日常的な場面で使われる日本語をある程度、理解することができる。
- ・ N5相当：基本的な日本語を理解することができる。

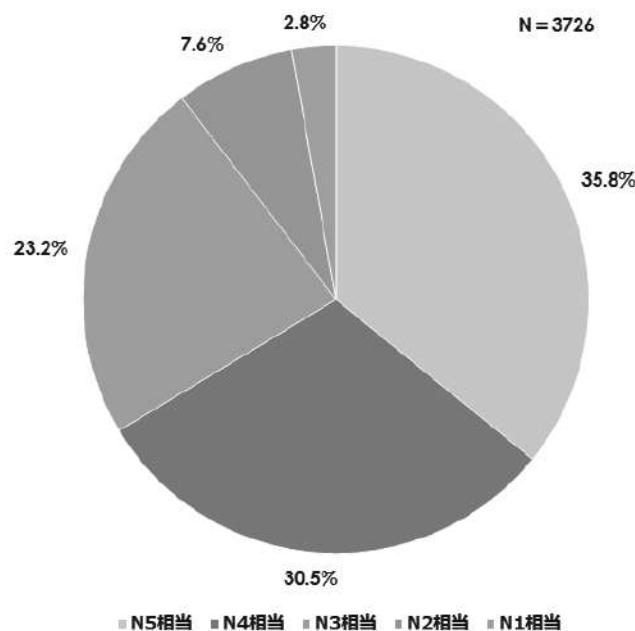


図3-13 協力会社Q 1 1 外国人労働者の日本語能力ごとの人数 (M. A)

(6) 外国人労働者の勤務態度 (労研会員企業Q 4、協力会社Q 1 2)

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者の勤務態度について尋ねたところ、いずれも「真面目で熱心」や「積極的に学ぶ意欲がある」と回答している企業が多い（図3-14）。

労研会員企業 N=70, 協力会社 N=700

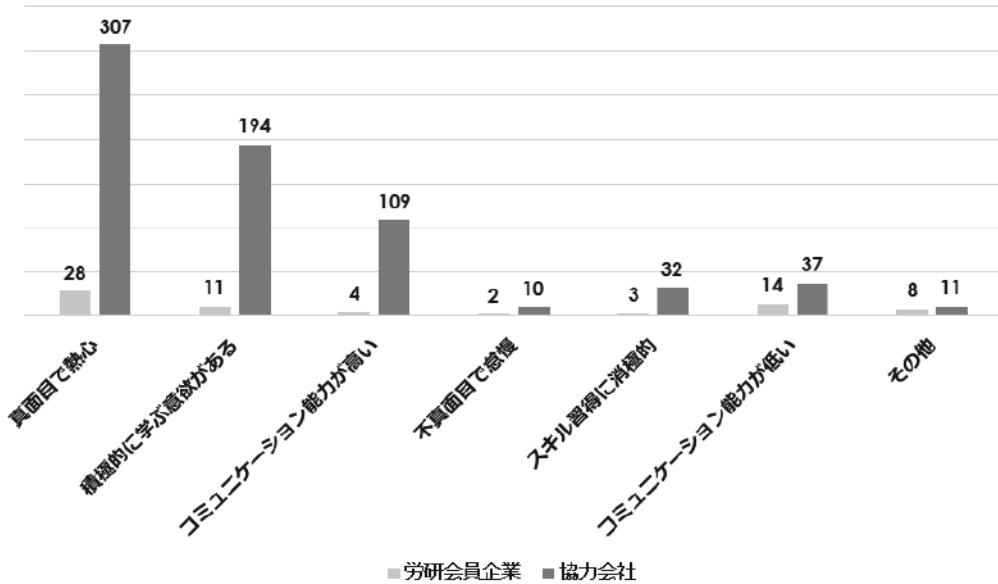


図 3-14 労研会員企業Q 4、協力会社Q 12 外国人労働者の勤務態度 (M. A)

(7) 外国人労働者の目的意識 (協力会社Q 13)

協力会社に対して、外国人労働者の目的意識を尋ねたところ、「母国へ仕送りしたい」が260件で最も多く、次いで「たくさん稼ぎたい」が256件、「技術を習得したい」が184件となっている(図3-15)。

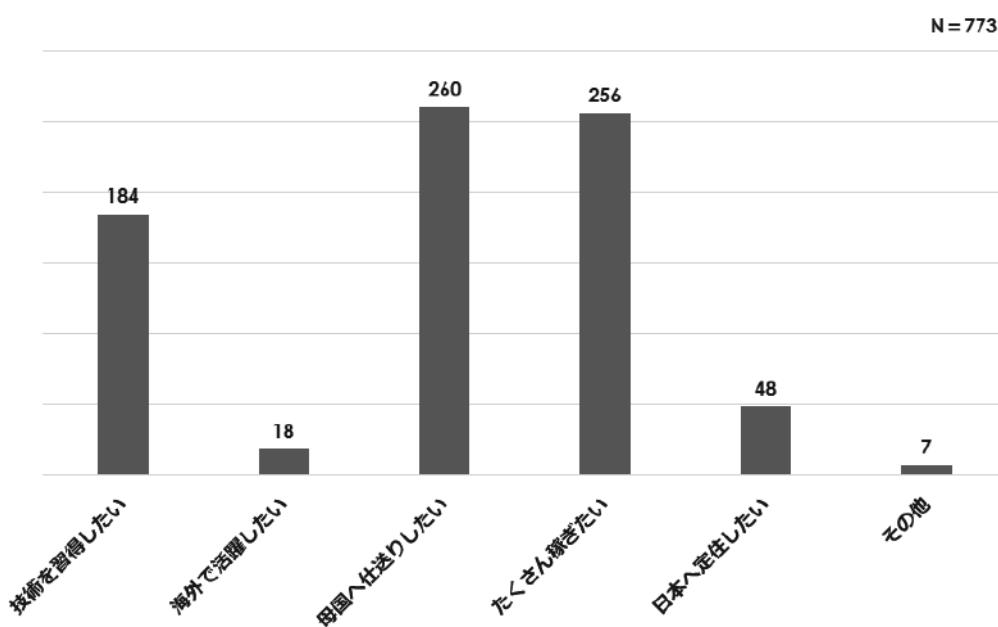


図 3-15 協力会社Q 13 外国人労働者の目的意識 (M. A)

(8) 外国人労働者に対する即戦力としての期待 (労研会員企業Q 5、協力会社Q 14)

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者が現場の即戦力として期待できるか尋ねたところ、労研会員企業では68.8%、協力会社では72.1%と、いずれについても約7割の企業が「できる」と回答している(図3-16)。

労研会員企業 N=32, 協力会社 N=340

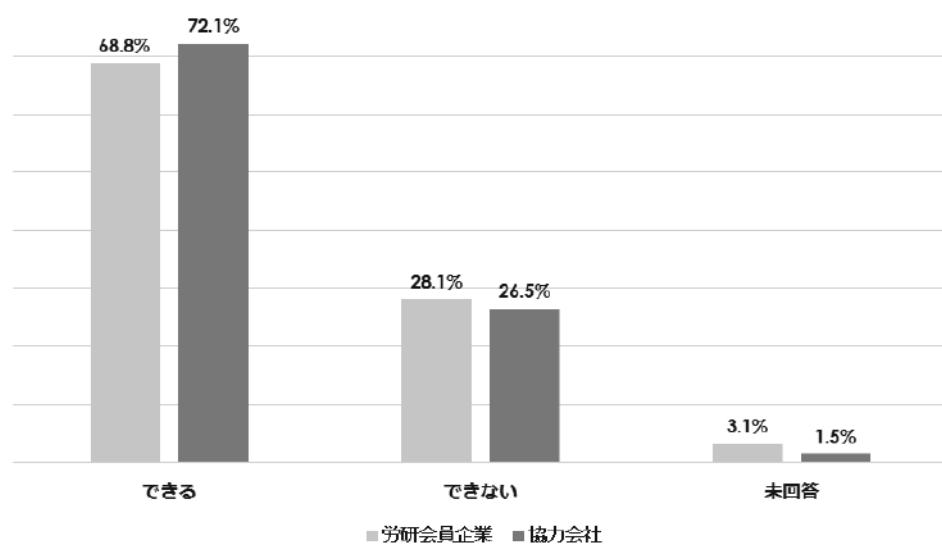


図 3-16 労研会員企業Q 5、協力会社Q 14 外国人労働者に対する即戦力としての期待（単一）

(9) 外国人労働者の労働災害の有無（労研会員企業Q 6、協力会社Q 15）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者の労働災害があったかどうかを尋ねたところ、労研会員企業では 59.4%、協力会社では 72.1% の企業が、それぞれ「できる」と回答している（図 3-17）。



図 3-17 労研会員企業Q 6、協力会社Q 15 外国人労働者の労働災害の有無（単一）

(10) 外国人労働者の労働災害の件数（労研会員企業Q 7、協力会社Q 16）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者の労働災害の件数について程度別に尋ねたところ、「休業 4 日未満」の労働災害は、労研会員企業では 89 件、協力会社では 77 件となっている（図 3-18）。

労研会員企業 N=110, 協力会社 N=83

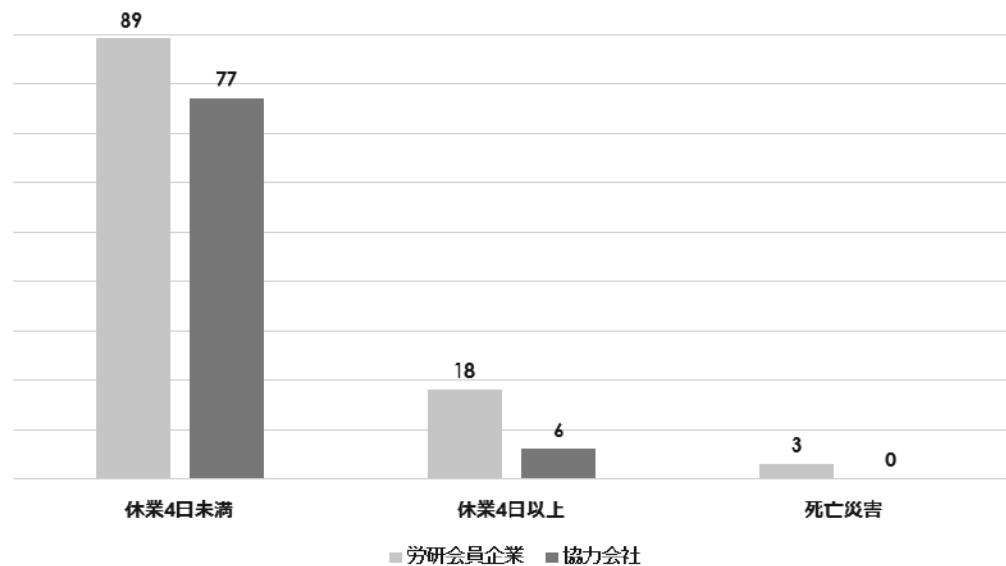


図 3-18 労研会員企業Q 7、協力会社Q 16 外国人労働者の労働災害の件数 (M. A)

(11) 外国人労働者の労働災害の事故の型別件数 (労研会員企業Q 8、協力会社Q 17)

外国人労働者の労働災害があったと回答した労研会員企業・協力会社に対して、その労働災害の事故の型を尋ねたところ、労研会員企業では「切れ・こすれ」、協力会社では「はさまれ・巻き込まれ」が、それぞれ最も多く、協力会社では「その他」と回答している企業が多くなっている(図 3-19)。

労研会員企業 N=110, 協力会社 N=83

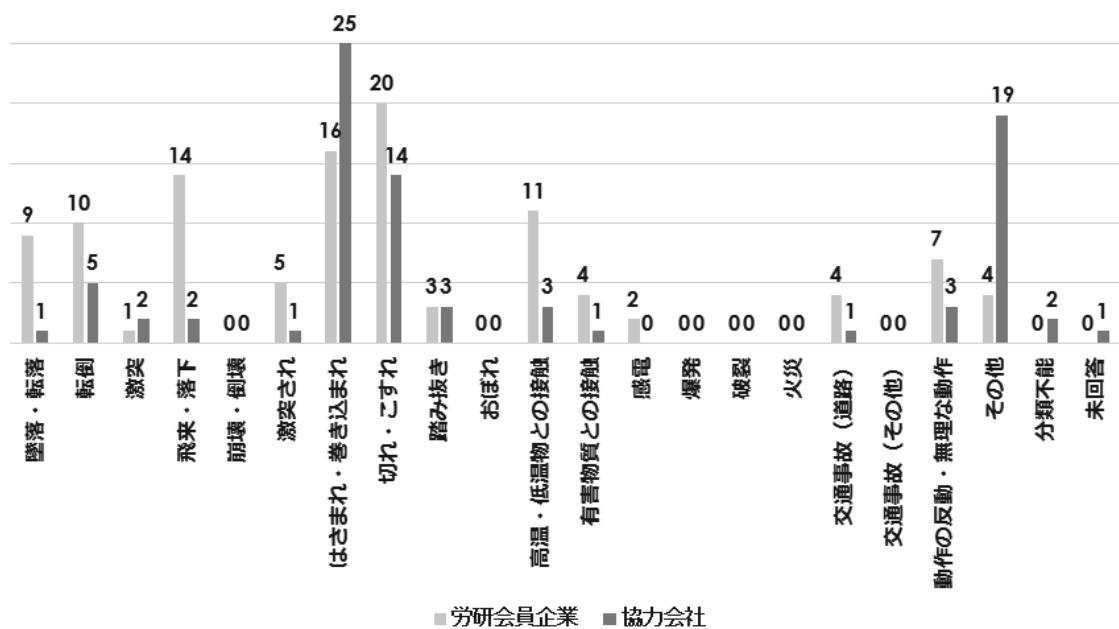


図 3-19 労研会員企業Q 8、協力会社Q 17 外国人労働者の労働災害の事故の型別件数 (M. A)

(12) 労働災害における外国人労働者特有の原因の有無及び内容
 (労研会員企業Q 9～10、協力会社Q 18～19)

外国人労働者の労働災害があったと回答した労研会員企業・協力会社に対して、その労働災害に外国人労働者特有の問題があつたかどうかを尋ねたところ、いずれも「あつた」と回答した企業より「なかつた」と回答した企業の方が多く、労研会員企業では63.2%、協力会社では66.7%となっている(図3-20)。

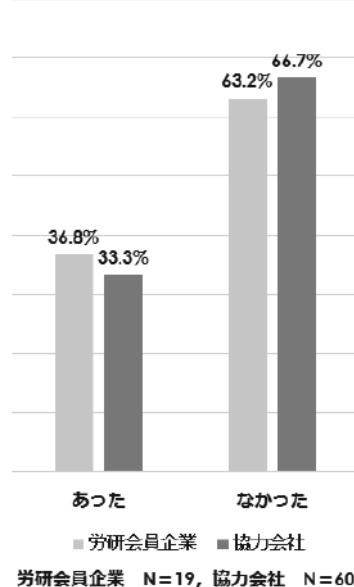


図3-20 労研会員企業Q 9、協力会社Q 18 労働災害における外国人労働者特有の原因の有無(単一)

また、外国人労働者特有の問題があつたと回答した労研会員企業・協力会社に対して、その内容を尋ねたところ、いずれについても「安全の意識が不十分だった」と回答している企業が最も多い(図3-21)。

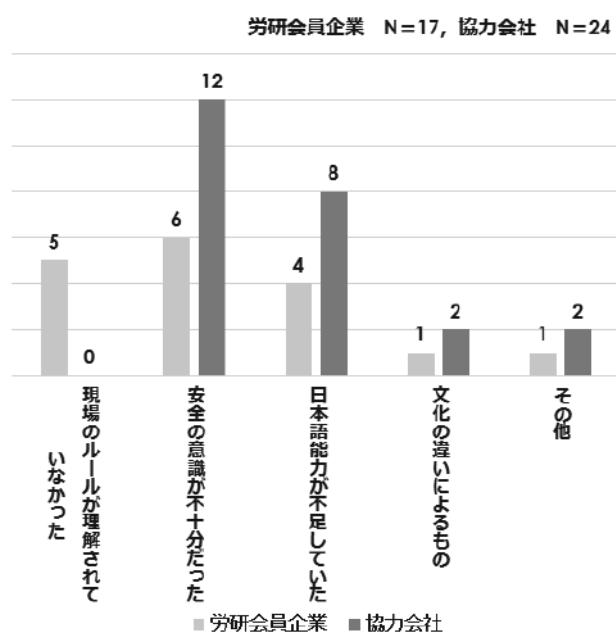


図3-21 労研会員企業Q 10、協力会社Q 19 労働災害における外国人労働者特有の原因の内容 (M. A)

(13) 在留資格「特定技能」の取得予定の有無（労研会員企業Q11、協力会社Q20）

労研会員企業・協力会社に対して、現在受け入れている外国人労働者は、在留資格「特定技能」を取得する予定があるか尋ねたところ、「ある」と答えた企業の割合が、労研会員企業では18.8%であるのに対し、協力会社では44.1%となった（図3-22）。

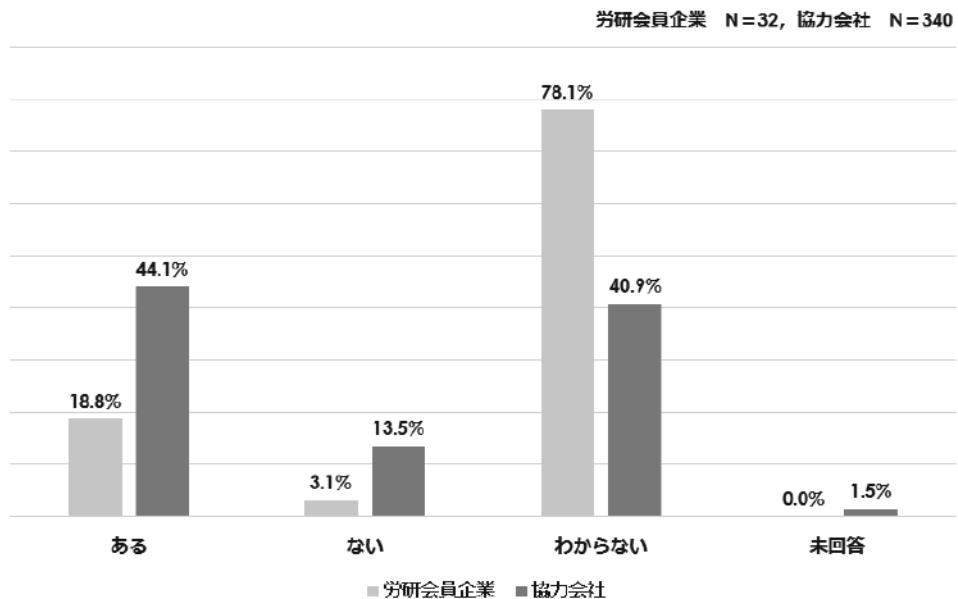


図3-22 労研会員企業Q11、協力会社Q20 在留資格「特定技能」の取得予定の有無（単一）

(14) 外国人労働者の雇用にあたっての課題（労研会員企業Q12、協力会社Q21）

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者の雇用にあたっての課題を尋ねたところ、いずれについても「日本語能力の充実」（労研会員企業30件、協力会社305件）が最も多く、次いで「受け入れ態勢の整備」（労研会員企業26件、協力会社165件）という回答が多い。（図3-23）。

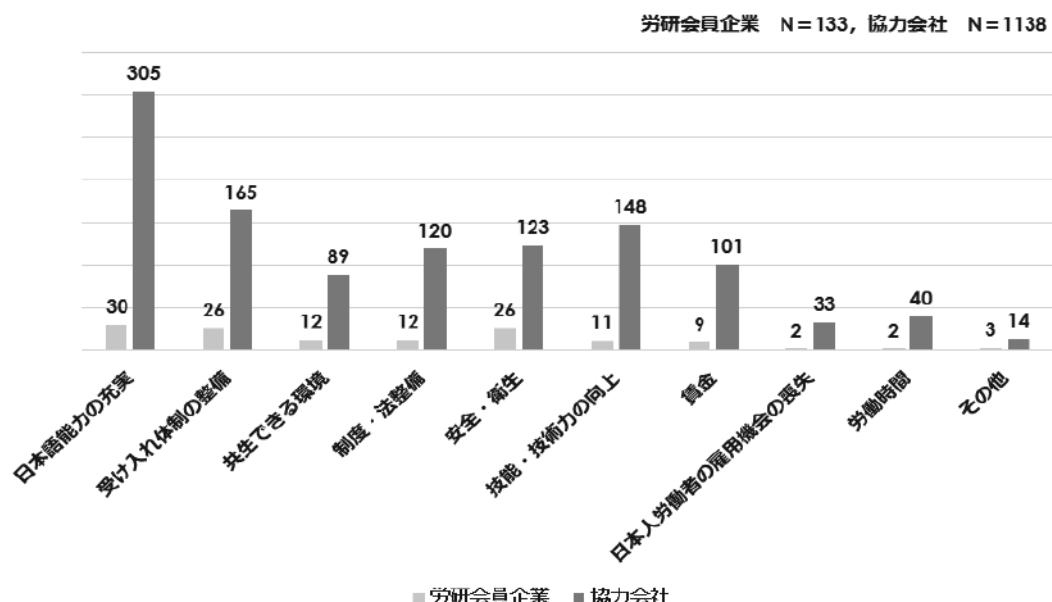


図3-23 労研会員企業Q12、協力会社Q21 外国人労働者の雇用にあたっての課題（M. A）

(15) 外国人労働者の現場入場の際の元請事業者の理解・協力
(労研会員企業Q 1 3、協力会社Q 2 2)

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者が現場に入場する際に、元請事業者からの理解・協力を得られているか、或いは元請事業者として理解・協力を表明しているか尋ねたところ、労研会員企業では59.4%、協力会社では79.5%の企業が、それぞれ「ある」と回答している(図3-24)。

労研会員企業 N=32, 協力会社 N=356

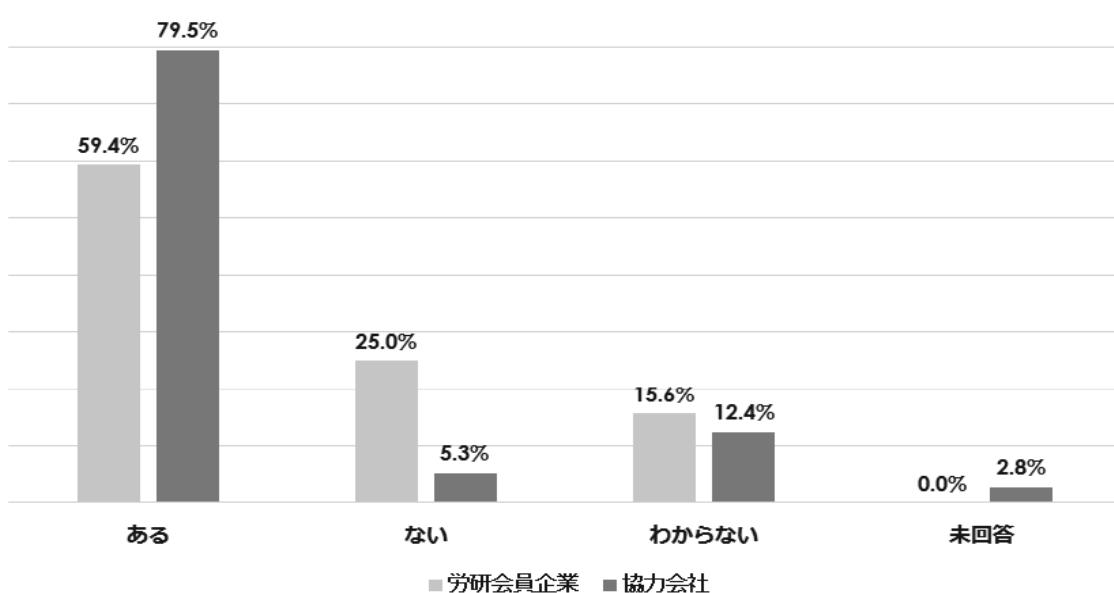


図3-24 労研会員企業Q 1 3、協力会社Q 2 2 外国人労働者の現場入場の際の元請事業者の理解・協力 (单一)

1. 3 外国人労働者に対する安全衛生教育

1) 外国人労働者に対する安全衛生教育の有無と内容（協力会社Q 2 3, 2 5）

協力会社に対して、自企業において外国人労働者の安全衛生教育に取り組んでいるか尋ねたところ、88.8%の企業が「取り組んでいる」と回答している（図3-25）。

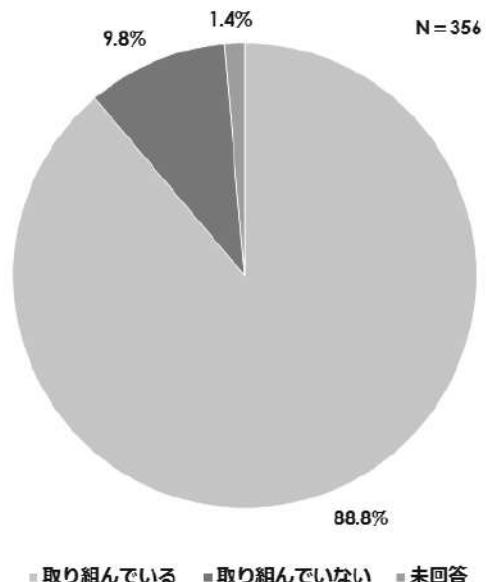


図3-25 協力会社Q 2 3 外国人労働者に対する安全衛生教育の有無（単一）

また、外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいる」と回答した企業について、取組の内容を尋ねたところ、「雇入れ時又は作業変更時の安全衛生教育」が255件と最も多く、次いで「特別教育」が247件、「法定教育以外の一般の安全衛生教育」が246件となっている（図3-26）。

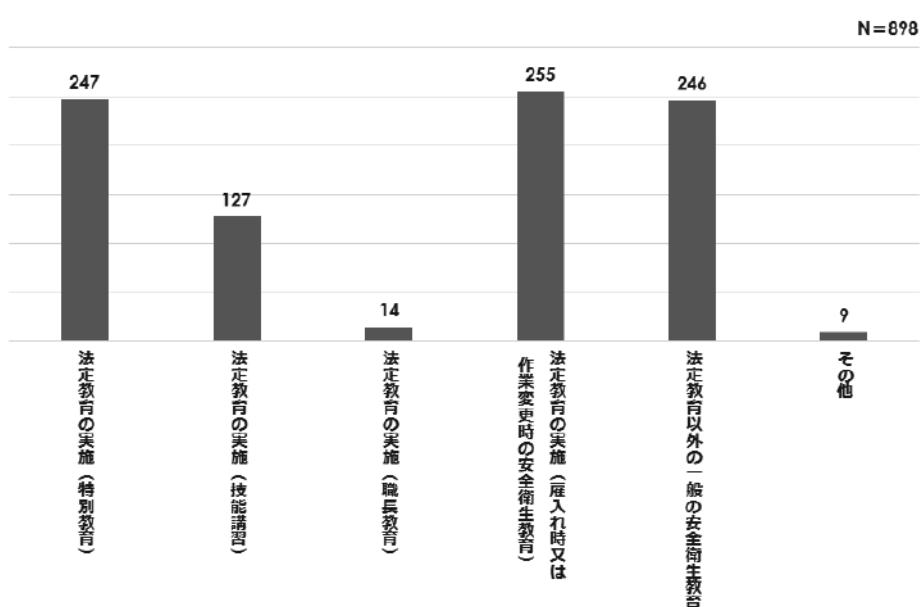


図3-26 協力会社Q 2 5 外国人労働者に対する安全衛生教育の内容（M. A）

2) 外国人労働者を支援する専門スタッフの有無（協力会社Q24）

協力会社に対して、自企業において外国人労働者を支援する専門スタッフがいるかどうか尋ねたところ、「いる」と回答した企業は36.1%と、「いない」と回答した企業を下回っている（図3-27）。

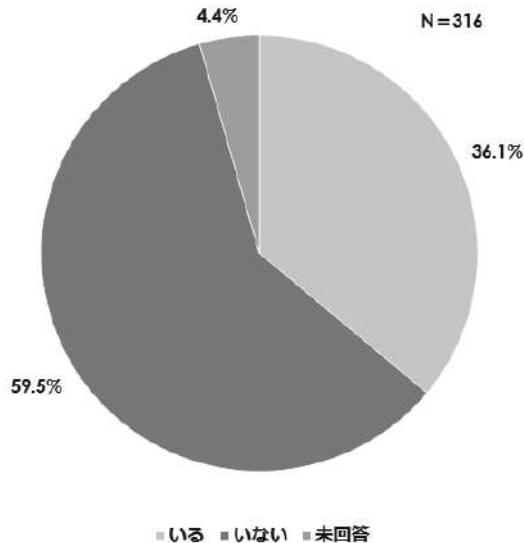


図3-27 協力会社Q24 外国人労働者を支援する専門スタッフの有無（単一）

3) 外国人労働者に対する安全衛生教育の実施主体（協力会社Q26, 33, 36, 39）

協力会社のうち、外国人労働者の安全衛生教育としていずれかの法定教育等を実施していると回答した企業に対して、その実施主体を尋ねたところ、特別教育では、「自社で行っている」と回答した企業の割合と、「外部講習期間を受講」と回答した企業の割合とがともに5割程度となっている。職長教育では、「自社で行っている」が57.1%、「外部講習期間を受講」が42.9%となっており、また、雇入れ時・作業変更時の教育及び法定教育以外の教育では、いずれも「自社で行っている」と回答した企業が9割を超えており（図3-28）。

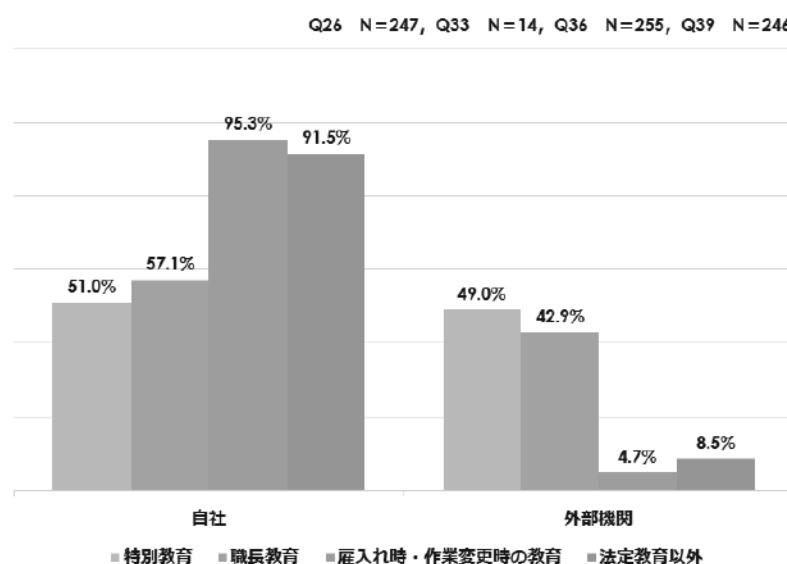


図3-28 協力会社Q26、33、36、39 外国人労働者に対する安全衛生教育の実施主体（単一）

4) 外国人労働者に対する特別教育の種類・使用教材（協力会社Q 27～28）

協力会社のうち、「特別教育」に取り組んでいると回答した企業に対して、その特別教育の種類について尋ねたところ、「フルハーネス」が180件と最も多く、次いで「足場」が166件、「その他」が83件となっている（図3-29）。

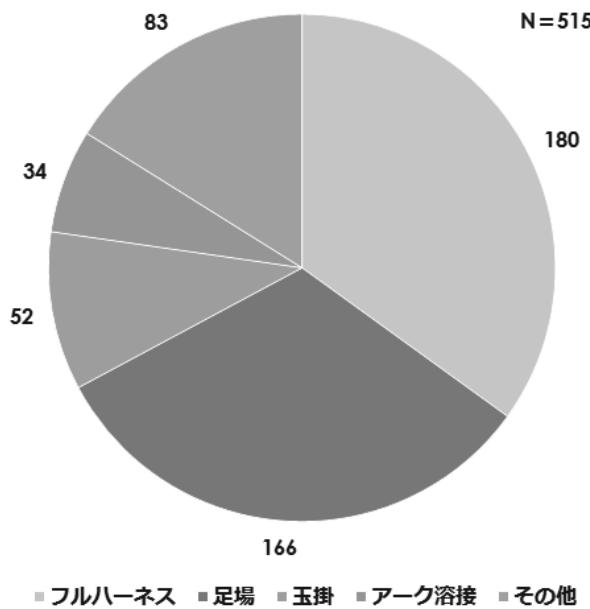


図3-29 協力会社Q 27 外国人労働者に対する特別教育の種類（M. A）

また、特別教育の際に用いられた教材の種類・内容についても同様に尋ねたところ、「日本語教材」が187件と最も多く、次いで「動画」が76件、「ppt（パワーポイント）」が53件となっている。また、「日本語教材の全訳版」又は「一部訳版」を使用したという回答は合わせて100件であった（図3-30）。

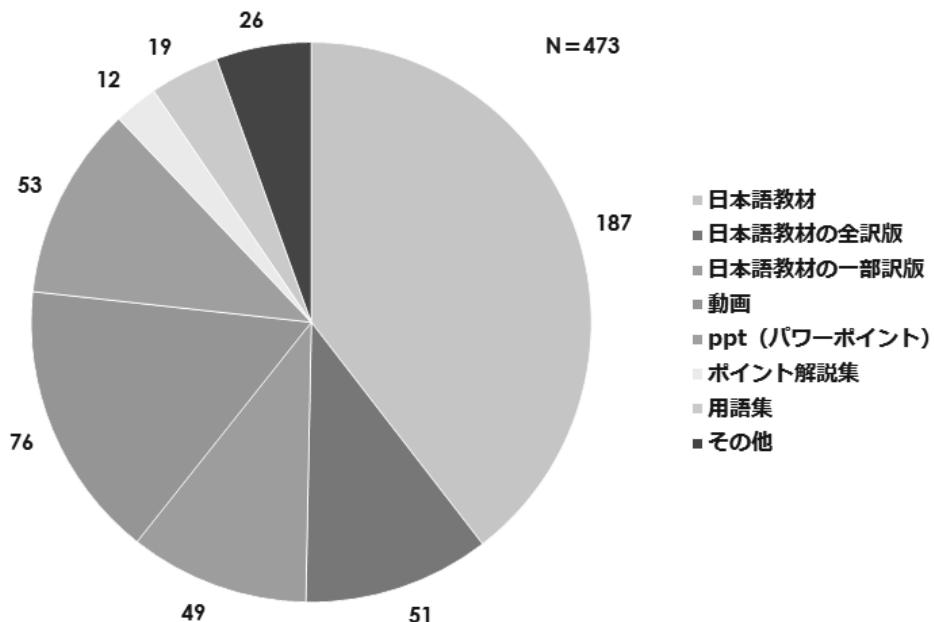


図3-30 協力会社Q 28 外国人労働者に対する特別教育の使用教材（M. A）

5) 外国人労働者に対する特別教育における通訳の関与・手配手段(協力会社Q 29～30)

協力会社のうち「特別教育」に取り組んでいると回答した企業に対して、その特別教育の際に通訳を手配したか、また手配した場合はどの程度関与したのかを尋ねたところ、「講義すべてにわたって通訳」と回答した企業の割合が39.7%となり、「講義中のポイントとなる部分だけ通訳」と回答した17.4%の企業と合わせて、58.1%の企業が通訳を関与させたと回答している（図3-31）。

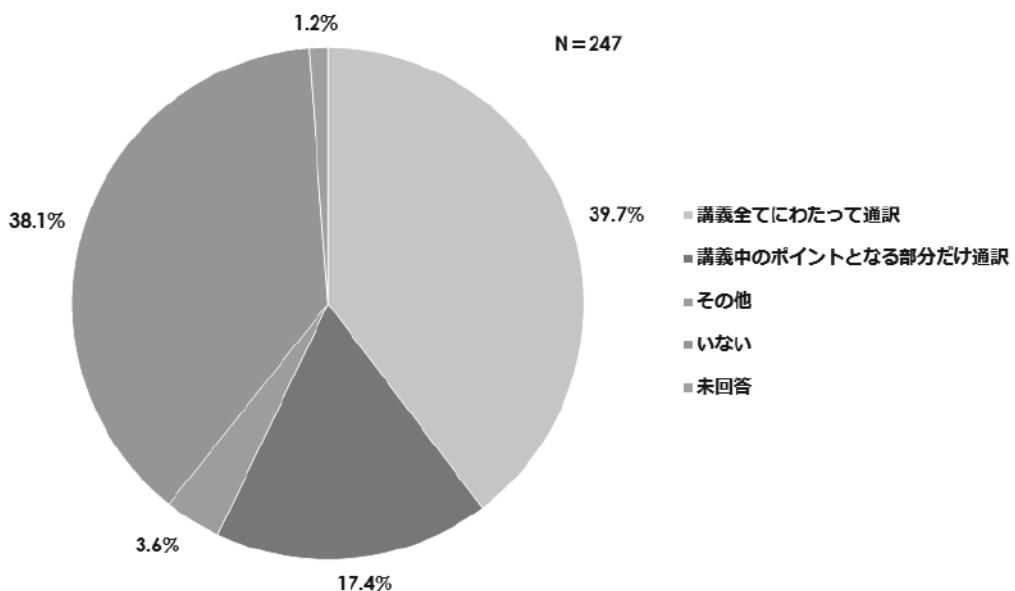


図3-31 協力会社Q 29 外国人労働者に対する特別教育における通訳の関与（単一）

また、通訳を必要とする場合の手配手段についても同様に尋ねたところ、「監理団体または組合」という回答が62.3%と最も多く、「派遣会社」は3.2%、「自社の先輩技能実習生」は8.5%となっている（図3-32）。

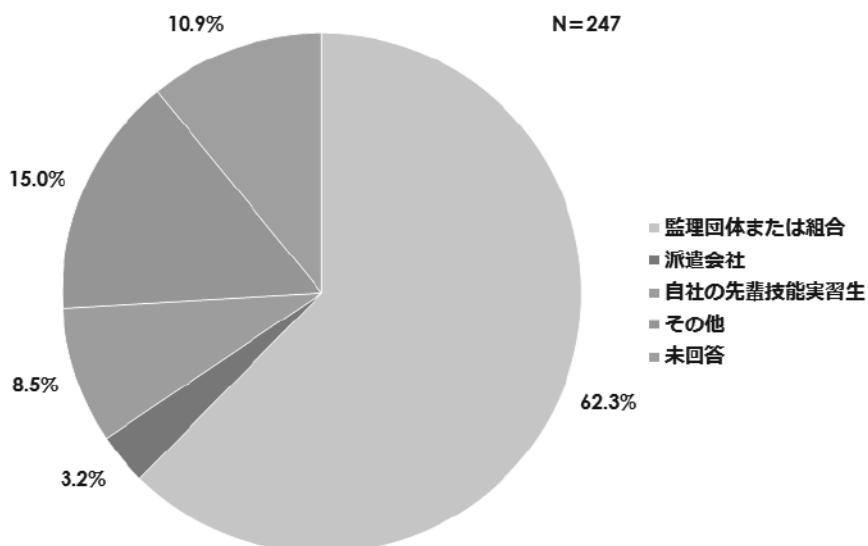


図3-32 協力会社Q 30 外国人労働者に対する特別教育における通訳の手配手段（単一）

6) 外国人労働者に対する安全衛生教育における理解度の確認 (協力会社 Q 3 1, 3 5, 3 8, 4 2)

協力会社のうち、外国人労働者の安全衛生教育としていずれかの法定教育等を実施していると回答した企業に対して、それぞれ理解度の確認を行っているか、或いは理解度を高めるための追加的な教育を行っているか尋ねたところ、特別教育では、「行っている」と回答した企業の割合が 41.7% と、「行っていない」と回答した企業の割合を下回っている。また、最も「行っている」と回答した企業の割合が多かったのは、雇入れ時・作業変更時の教育 (80.0%) で、次いで法定教育以外 (72.0%)、職長教育 (57.1%) となっている (図 3-33)。

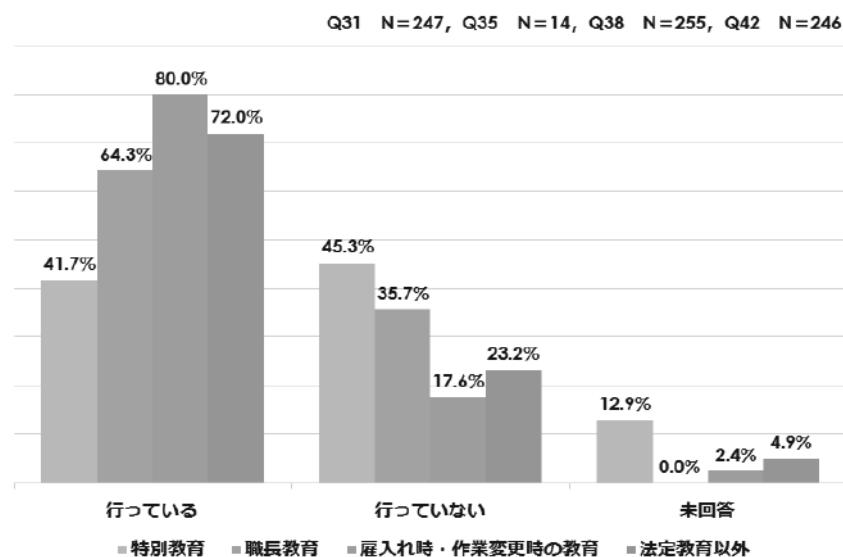


図 3-33 協力会社 Q 3 1、3 5、3 8、4 2 安全衛生教育における理解度の確認（単一）

7) 外国人労働者に対する技能講習の内容（協力会社 Q 3 2）

協力会社のうち、「技能講習」を受講させたと回答した企業に対して、その技能講習の内容を尋ねたところ、「玉掛け」が 97 件と最も多く、次いで「車両系建設機械の運転」が 26 件となっている (図 3-34)。

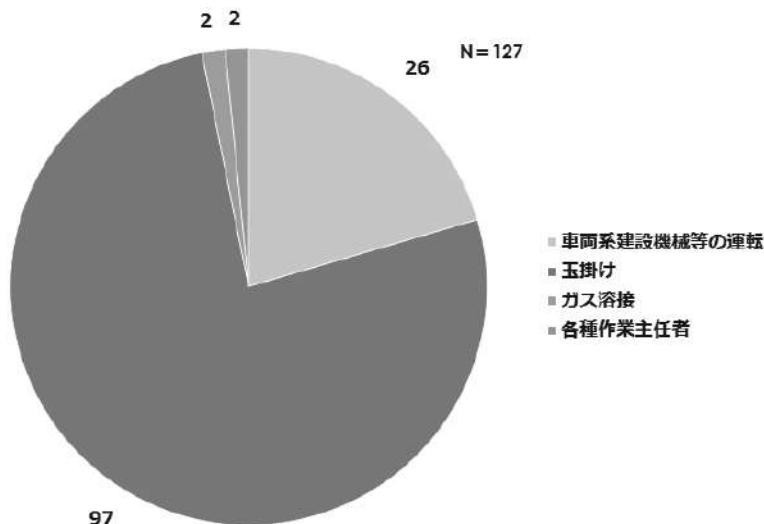


図 3-34 協力会社 Q 3 2 外国人労働者に対する技能講習の内容（単一）

8) 外国人労働者に対する安全衛生教育の実施形態（協力会社Q34, 37, 40）

協力会社のうち、外国人労働者の安全衛生教育として、職長教育、雇入れ時・作業変更時の教育、法定教育以外の一般教育のいずれかを自社で実施していると回答した企業に対して、誰が講師となって、どのような教材を使っているか尋ねたところ、講師については「自社の社員」と回答した企業が多く、雇入れ時・作業変更時の教育では274件、法定教育以外では248件となつた。また、教材については「市販のテキスト（日本語のみ）」や「自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）」、「自社で作成した補助教材（ポイント集など）」といった回答が多かった（図3-35）。

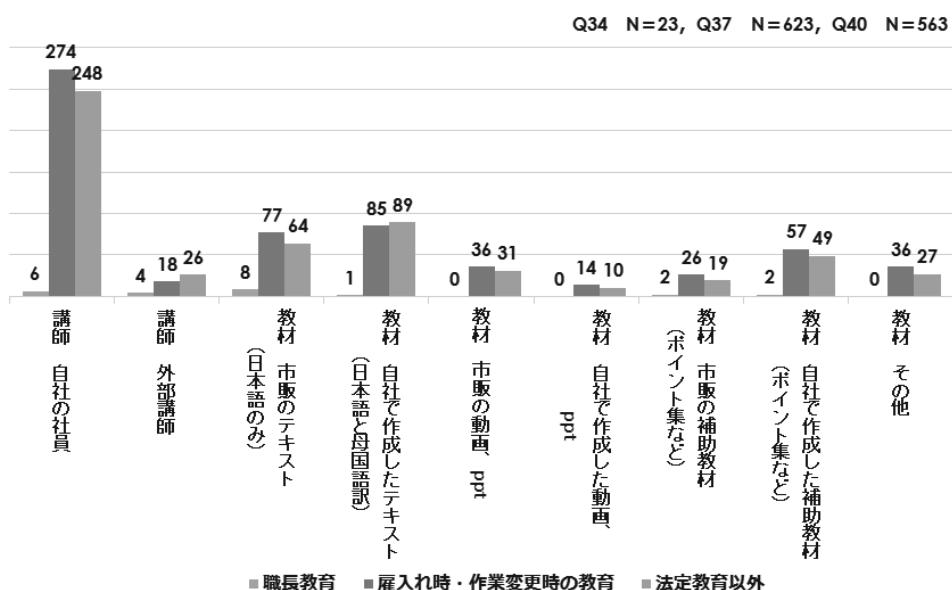


図3-35 協力会社Q34、37、40 外国人労働者に対する安全衛生教育の実施形態（M. A）

9) 外国人労働者に対する法定教育以外の一般の安全衛生教育の内容（協力会社Q 4 1）

協力会社のうち、「法定教育以外の一般の安全衛生教育」に取り組んでいると回答した企業に対して、その教育の内容について尋ねたところ、「安全ルールをわかりやすく伝える」教育が 222 件と最も多く、次いで「作業手順をわかりやすく教える」教育が 188 件、「災害事例をわかりやすく伝える」教育が 169 件となっている。また、最も少なかったのは「日本人が外国人労働者の母国語や文化を理解する」教育で、40 件であった（図 3-36）。

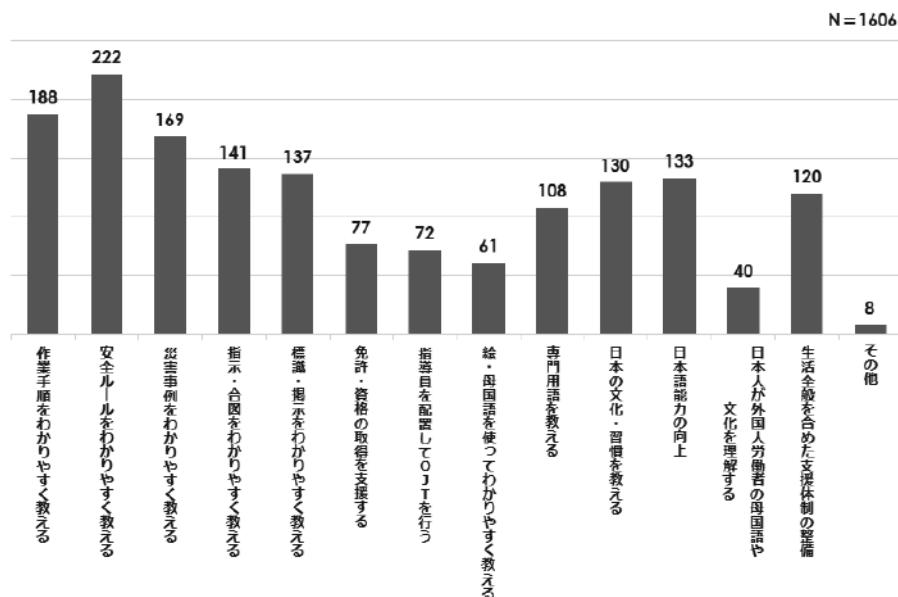


図 3-36 協力会社Q 4 1 外国人労働者に対する法定教育以外の一般の安全衛生教育の内容（M. A）

10) 外国人労働者に対する安全衛生教育を推進するための取組の内容（協力会社Q 4 4）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいる」と回答した企業に対して、取組を進めるにあたって会社として行っている内容を尋ねたところ、「安全大会等へ参加しての情報収集」が 177 件と最も多く、次いで「労働者への教育研修・情報提供」が 156 件、「実務を行う担当者の選任」が 153 件、「事務所内での相談体制の整備」が 144 件となっている（図 3-37）。

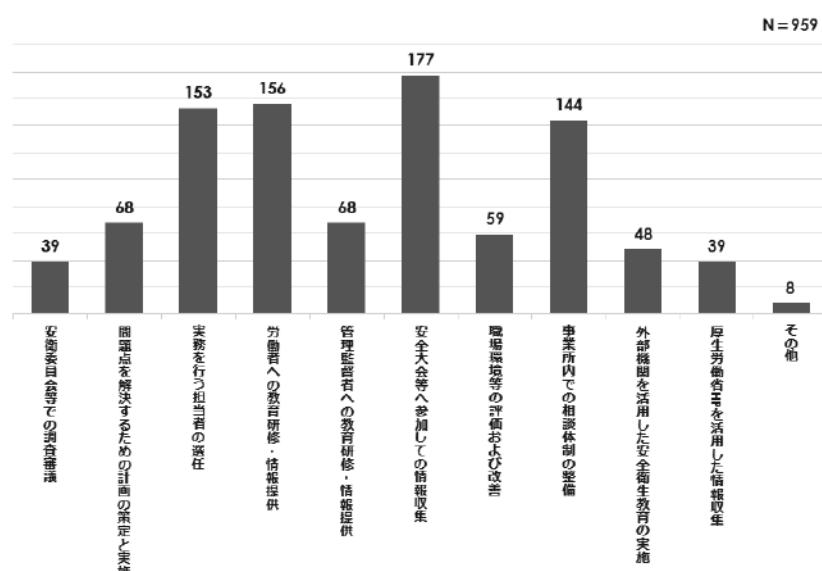


図 3-37 協力会社Q 4 4 外国人労働者に対する安全衛生教育を推進するための取組の内容（M. A）

11) 外国人労働者に対する安全衛生教育における課題（協力会社Q 4 5）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいる」と回答した企業に対して、取組を進めるにあたっての課題を尋ねたところ、「言葉が十分に通じない」が 204 件と最も多く、次いで「教育に適した教材がない」が 77 件、「安全衛生教育に費やす時間的余裕がない」が 59 件、「安全のルール等を遵守させることが難しい」が 48 件となっている（図 3-38）。

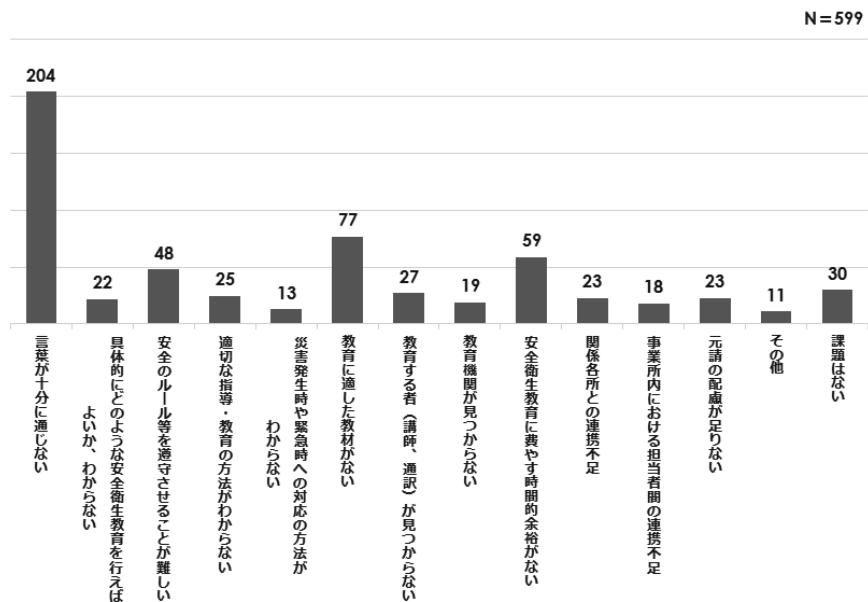


図 3-38 協力会社 Q 4 5 外国人労働者に対する安全衛生教育における課題（M. A）

12) 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由（協力会社 Q 4 6）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいない」と回答した企業に対して、その理由を尋ねたところ、「教育する者（講師又は通訳）がいない」という回答が 16 社で最も多く、次いで「専門スタッフがいない」が 14 件、「該当する労働者がいない」及び「安全衛生教育に費やす時間的余裕がない」が 6 件となっている（図 3-39）。

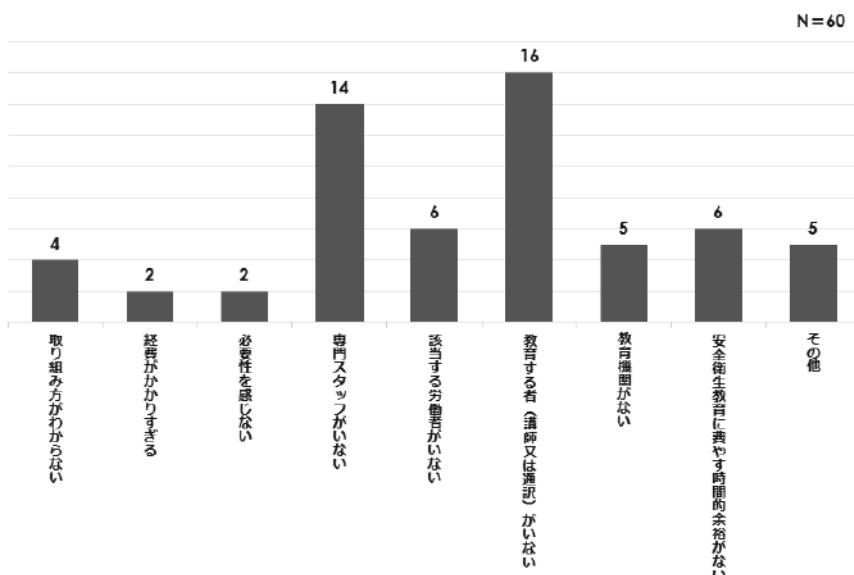


図 3-39 協力会社 Q 4 6 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由（M. A）

13) 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無（協力会社Q 4 7）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいない」と回答した企業に対して、今後、取組み予定があるかを尋ねたところ、「検討中」と回答した企業が 71.4%と最も多く、次いで「予定がある」が 17.1%、「予定はない」が 11.4%となっている（図 3-40）。

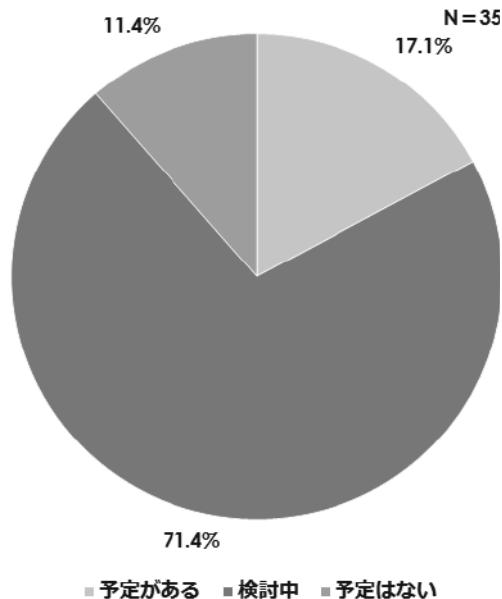


図 3-40 協力会社Q 4 7 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無（M. A）

14) 元請による外国人労働者に対する安全衛生教育についての助言・指導の有無（協力会社Q 4 8）

協力会社に対して、元請企業から外国人労働者に対する安全衛生教育について指導・助言を受けたことがあるかを尋ねたところ、「ある」と回答した企業は 37.9%となり、「ない」と回答した企業を下回っている（図 3-41）。

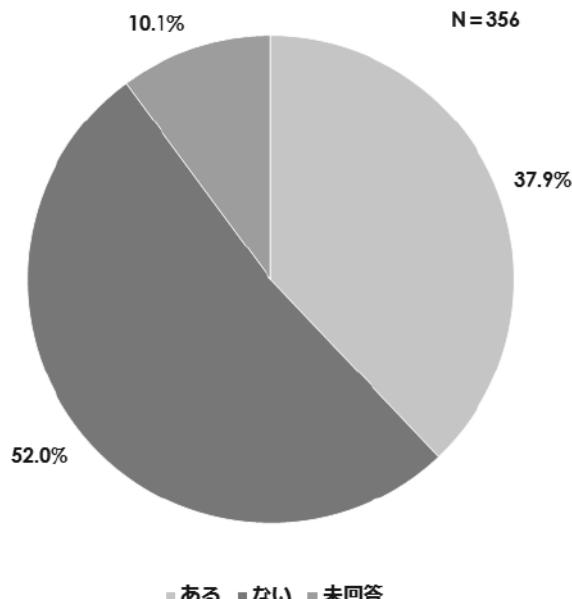


図 3-41 協力会社Q 4 8 元請による安全衛生教育についての助言・指導の有無（M. A）

1. 4 建設現場における安全衛生教育

1) 建設現場における外国人労働者に対する安全衛生教育の実施の有無と内容 (労研会員企業Q 14～15、協力会社Q 49～50)

労研会員企業・協力会社に対して、元請事業者主導での協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育が行われているかを尋ねたところ、労研会員企業では43.8%、協力会社では37.4%の企業が、それぞれ「行っている」と回答している(図3-42)。

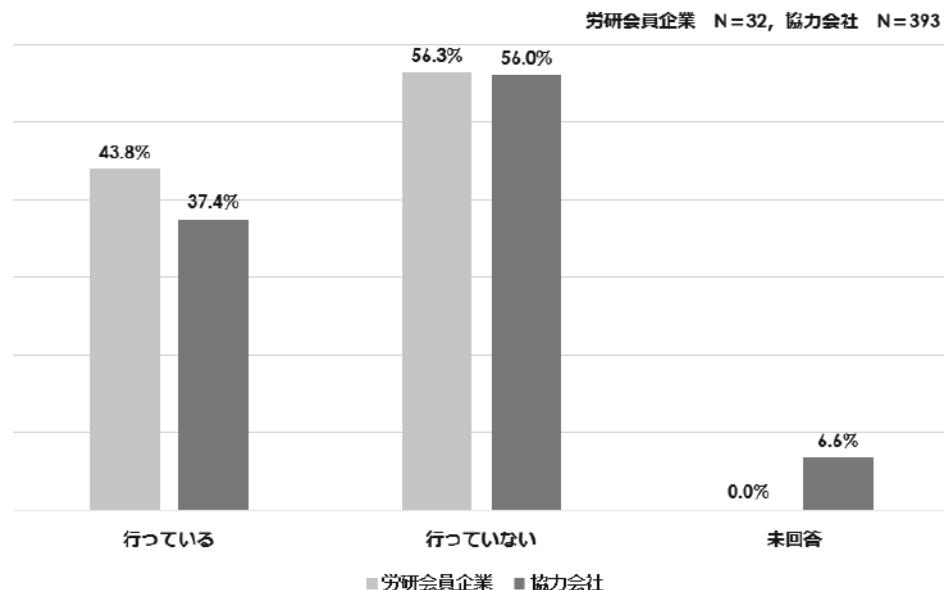


図3-42 労研会員企業Q 14、協力会社Q 49 外国人労働者に対する安全衛生教育の実施の有無(単一)

また、元請事業者主導での協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育を「行っている」と回答した企業に対して、その実施内容を尋ねたところ、「元請けによる教育研修資料の提供・配布」という回答が、労研会員企業では75.0%、協力会社では66.3%と最も多くなっている(図3-43)。

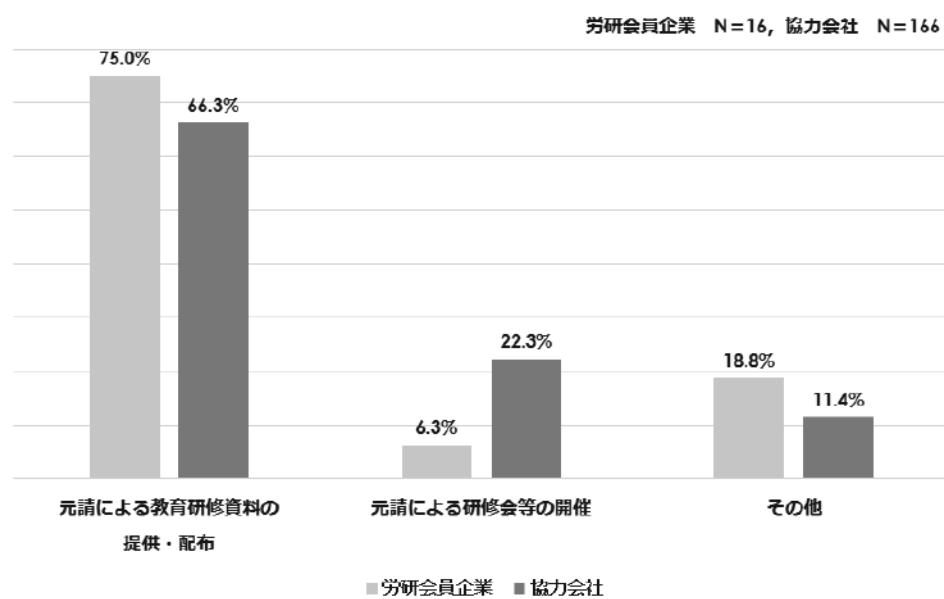


図3-43 労研会員企業Q 15、協力会社Q 50 外国人労働者に対する安全衛生教育の実施内容(単一)

2) 建設現場における外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無 (労研会員企業Q 16、協力会社Q 51)

元請事業者主導での協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育を「行っていない」と回答した企業に対して、今後、取組を始める予定があるかどうか尋ねたところ、労研会員企業では44.4%、協力会社では45.0%の企業が、それぞれ「検討中」と回答している(図3-44)。

労研会員企業 N=18, 協力会社 N=220

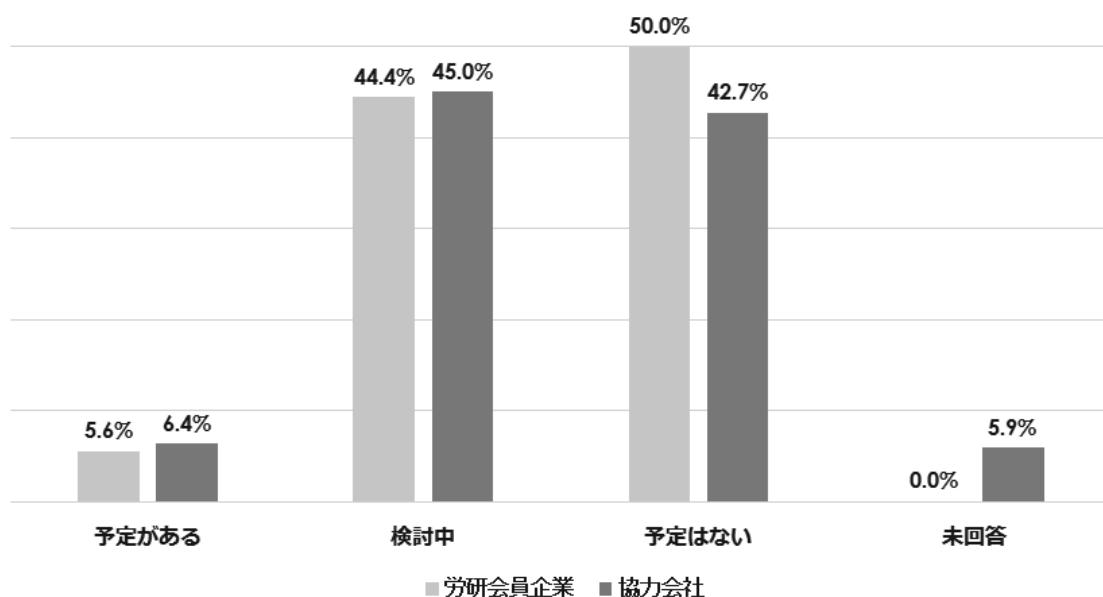


図3-44 労研会員企業Q 16、協力会社Q 51 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無(単一)

2 自由記述に関する集計

2. 1 外国人労働者に対する安全衛生教育における独自の工夫

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者に対する安全衛生教育において独自に行ってい工夫について記述式で求めたところ、教育別にそれぞれ表 3-4 の結果となった。詳細については 87 頁～105 頁に示す。

表 3-4 外国人労働者に対する安全衛生教育における独自の工夫 件数 (M. A)

	労研会員企業	協力会社	計
特別教育	3	65	68 件
職長教育	0	3	3 件
雇い入れ時／作業変更時の安全衛生教育	4	46	50 件
その他法定外教育	6	37	43 件

2. 2 外国人労働者に対する安全衛生教育に対する意見・要望

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者に対する安全衛生教育に関する意見や要望を記述式で求めたところ、それぞれ表 3-5 の結果となった。詳細は 107 頁～114 頁のとおりである。

表 3-5 外国人労働者に対する安全衛生教育に対する意見・要望 件数 (M. A)

	労研会員企業	協力会社	計
意見・要望	16	86	102 件

●特別教育

・労研会員企業 3件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1			通訳が必要な場合は、隣に着席の上、受講させる。		
2	・送り出し安全教育資料(日本語と母国語訳) ・作業内容(日本語と母国語訳) ・現場のルール(日本語と母国語訳)		最初は通訳を監理団体から派遣してもらいい、次からは2号実習生が日本人担当者と一緒に教育していく。	現場での実践	
3	集合教育	テキスト、DVD等	社内講師が実施。	講義と実技を含め実施。 研修内で理解度テストを行う。	

・協力会社 65件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	組合による置入れですので、弊社独自といふものはありません。	組合の職員で、現地スタッフで日本語が堪能な方に通訳をお願いしています。			
2		通訳にて検定の実技・学科の事前教育を行う			
3	厚生労働省 外国人建設就労者に対する安全衛生教育テキスト	自社・管理組合通訳	テキスト・動画	・理解できる範囲は、日本語で 日本語で ・月1度の管理組合観察の際、通訳同伴で説明	
4	市販の教材・自社作成教材	各工事での専門知識を有しコフト教育を受講し て教える技術を習得した人及びベトナム人通訳	外国人の理解度を考え、何度も確認しながら、日 本人の時間の1.5倍程度の時間をかけて教育し ている。	小テストにて理解度確認	
5	一般(高所作業車・丸のこ・足場・フルハーネス)	外部講師・自社社員・通訳日本語学校講師・組 合現地スタッフ	一般内容 通訳にて翻訳	スタッフの確認	入国時日本語教育の際に組合の方々と一緒に 同にて通訳を配置 日本語学校講師)して外部 講師及び私の弊社社員が教育を実施してい る。
6	外部講師機関の教材	日本語教材の場合は通訳が必要	通訳にて確認、現場での行動で確認		

7	DVD、安全衛生教育の本、作業手順テキスト(ペトナム語に変換したもの)	通訳1人	安全教育中に通訳に説明し、それを通訳が日本語に変えて実習生に話をする。	わからぬ所に關して何度も聞きなおす	毎月、月1回安全教育会議を行っている
8	足場の組立て解体または変更の作業從事者特別教育用テキスト	(個人名)	テキストに沿って読み聞かせる	テキスト内、安全衛生教育2時間半	
9	日本語教材、新規入場時の市販の安全衛生教育DVD	日本人社員、送り出し機関の中国人通訳	日本人社員が講師となり、DVDを映写しながら、講義を行い、ポイントごとに区切つて、通訳より説明する。	映像を使うので効果的で、理解度の確認もできる。	
10	「作業員基本教育」や教育用教材動画	当社担当者、監理組合の担当者	履入れ時、定期的な安全衛生教育講習会の実施と現場での実技の指導	安全衛生に関する教育内容が実演できているかの確認と定期的な面談での確認。	
11		通訳なし		教育訓練センターにて講習	
12	客先作成資料(日本人向け)・社内作成データキスト(日本人向け)	英語もしくは当該外國語が少し解る社員	テキストを使用し、質問を交えながらの講義形式	質問により理解度を確認する	
13	圧送組合のテキストを使用		圧送組合の講習会に参加		
14	建災防、中災防の特別教育テキスト、教育ビデオ、社内の写真およびビデオ		ポイントとなる単語はひらがな表示し、各自のスマホの辞書で意味を確認させる。ビデオはポイント部分を繰り返し見て確認させる。	段落ごとに理解度を確認する。	
15	資料をカタカナに変えて読み易くしている。		ゆっくり話す様にしている。	口頭にて質問し、回答してもらっている。	
16	日本語の教材 足場・フルハーネス・高所作業車(10m未満)	ベトナム人	本を読んで教える(通訳含む)	理解出来ているか聞いている。	
17	組合が用意したテキスト、市販のテキスト(日本語のみ)	講師、自社の社員(日本人) 通訳、自社の社員(先輩外国人)	テキストに沿って	テスト	
18	一般テキスト、社内写真	社員、建設就労者(ベトナム人)	テキスト通り		

19	外国语教材がある外部機関を利用	監理団体に依頼	外部機関利用	外部機関利用
20	組合の安全教育の教本、及びコンクリートポンプ圧送マニュアルの教本。	厚生労働省が定める生活、技能実習、技能責任者指導員が講師。日本語を100%理解できる外國人が通訳	教本、及び口頭で通訳を交えて理解させる。	分かるまで、通訳を交えて確認する。
21	建設業労働災害防止協会発行テキスト（足場の組立て等作業従事者フルハーネス型安全帶使用作業特別教育テキスト）	講師：弊社員、取締役安全部長 通訳：弊社社員	テキストを基に通訳してもらいう教育している。	実際に現場に行き、作業状況を確認して教育内容を理解しています。
22	自社で作成したテキストを、外部門に依頼して、母国語に訳したものを使っています。	特別教育については、組合に依頼して通訳をお願いしています。	絵と母国語の文章を見せています。	日本語の安全関係のビデオを見せています。
23	・自社PPT ・組合配布資料 ・自社資料/建災防母国語化資料 ・JTCCO資料	・厚労省/国交省HP資料 自社及び組合	基本的に母国語で、10名以下の少人数での教育	教育終了後の質疑応答 外国人技能実習責任者による現場巡回及び巡回
24	会社独自の教育資料	通訳有、会社代表者	教室形式	一問一答による理解確認
25	市販のテキスト・自社作成の補助教材	当社社員と監理団体に依頼した通訳	日本語と通訳による母国語	日本語と通訳による母国語
26	通訳の手配			
27	日本語テキスト(絵あり)・パワーポイント	自社社員	テキストと動画	講義後に実践させる
28	足場の組み立てに関する特別教育テキスト使用(社内教育)、嵩所作業車(外部団体)、墜落防止用器具フルハーネス型使用についての特別教育テキスト使用(社内教育)	受入監理団体職員による通訳	法令の講習時間に基づき、テキストを見ながら説明します。	通訳を通じて確認しています。理解度の低い人はカードを発行しません。
29	テキスト(ハーネス・足場)	外部講習	パワーポイント	本人への確認
30	コンクリートポンプ圧送マニュアル、コンクリート圧送業務の動画マニュアル、事故報	弊社 技術指導員、生活指導員	動画、資料をもとに、口頭での説明	口頭での確認、過去の試験問題での確認

31	外部講習教材の使用 外部講習員の派遣、自社の先輩実習生、及び建設労働者による通訳	自社社員、先輩ベトナム人実習生(通訳)	講義形式 講義形式	相当講習員の日本語指導の下、通訳し、確実に伝えます クイズのような簡単な形式で、一問一答をします 間違えたところを再度理解のできるまで指導します。
32	市販テキスト、資料コピー等	自社	動画等	確認テスト 確認テスト
33	テキスト	自社		
34	日本語とベトナム語で翻訳されている教材を使用する		翻訳アプリを使用して内容を確認している	
35	文字中心ではなく写真、動画等を中心とした見える化。		講師は、各特別教育の上位資格(技能講習、作業主担当者、特別教育インストラクター等)を取得した上で教育を実施している。	講師や専任の担当者が現場を巡回し、正しい使用がやっているかを確認する。その場で～3の質問をし、定期的に確認している。
36	本社作成(翻訳版)の資料を入手して教育する	日本人・先輩実習生	資料を読んで、動画等、実地教育	一部テスト実施
37	市販教材(母国語併記)を活用	適時組合より通訳を同席させている	具体的相対的に	具体的相対的に
38		監理団体に依頼		下請け業者の外国人労働者も取りまとめて受講させている
39	外部教育機関のテキストを支援機関に翻訳してもらう	支援機関より通訳を同席させ講習を行う	通常の講習と同じように座学・実技講習	講習後のテストにて
40	日本語教材	講師をお願いする方に早い段階から都合を聞くようにしていている	通訳の方が、講師の話を母国語で伝えてくれる	講習終了後、本人達に理解できたかの確認をしている
41	市販品	日本人	集合教育	一部口頭試験
42	外部講師作成の資料、足場組立等作業従事者必携(JCOSHA)等	元講師員(通訳なし)	テキストを参考しながら口頭にて説明、必要に応じて実技(ハーネスの装着方法等)	元講師員(通訳なし)ながら口頭にて説明、必要に応じて実技(ハーネスの装着方法等)

43	自社教材	職長、事業主	教材、資材・工具を使ったジェスチャー指導	部屋
44	法面ロープ・高所作業テキスト	(先輩作業員 及び 翻訳器) (先輩作業員 及び 翻訳器) 及び実際に行う指導		
45	自社で作成したもの	外国人労働者の親方に通訳をしてもらう	教材を基に講習を実施	
46	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 テキスト・足場特別教育テキスト	建災防	指導員による補助、図・写真を使用、分かりやすいジェスチャー	講習の段階毎に通訳しているがその理解度は不明
47	自社作成資料、市販資料、管理団体作成資料など	取締役、外部講師	様々なことを通じて現場作業を理解させ、安全面に注意できるようにする。	ポケットを使用し、会話をスムーズにした。テキストに加えベトナム語の安全冊子を配布した。
48	・建設業労働災害防止協会発行のテキスト ・JITCO発行のテキスト	監理団体職員	集合教育で説明後、個別に質問	項目ごとの説明後に、内容を日本語を使って話させる。復唱。全体終了後の習熟度・理解度テストの実施。一定点数以下の方は再度講習を実施し、現場には出さない。
49	ベトナム語の教材	ベトナム語対応の講師	教材(テキスト)に沿った講習	良好
50	市販テキスト、市販動画	外部講師	会議室等にて授業形式	口頭にて確認
51	・「●●●の安全教育」を自社で手配してベトナム語に翻訳したテキスト ・海外からの仲間たちへ(外国人建設作業員) ・その他	・協同組合のベトナム人通訳 ・日本人教育担当者	日本の習慣や文化も含めて「生活上のルール」、「現場作業でのルール」をDVDを用いてわかりやすく教育していく。	通訳を介して回答での確認及びテスト 現場に通れていく安全に対する理解度を担当者が確認
52	市販のテスト	監理組合より通訳を呼ぶ	自社作成のテストにて確認	
53	教育機関が用意したもの。ベトナム語の教科書。	教育機関がベトナム語で教育を実施		受講者、母国語での講習なので、わかりやすかったですと言いました。
54	市販の教材を使用	各種団体(元請、建設団体)実施の講習。通訳なし		

55	母国語 テキスト	有		有
56	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用テキスト	外部講師と組合からの通訳の派遣	外部講師が説明し、それに対して通訳が説明	通訳を通して本人からの理解度を聴取
57	外部資格取得機関のもの			
58	一部翻訳された教材	監理団体から派遣された通訳、講師	実習生のみの特別教育であり、講師と通訳が一 体となり講義が実施される。	筆記・実技試験
59	自社で作成した資料又は、元請業者から の資料	代理又は現場代理人による教育 通訳が必要な場合は監理団体からの派遣	理解しているか一つずつ確認する。一部訳され た資料を使用する。	教育の最後に質問、又は現場にて職長から確 認
60	フルハーネス・足場従事者・アーケル溶接・5t 未満クレーン各種教育用テキスト	安全担当者(日本人)・先輩実習生	先輩に説んでもらい、通訳してもらう	内容説明後、ベトナム語・日本語にて返事がで きるかを確認(先輩実習生に確認してもらう)
61	特別教育=建災防のテキスト	労務安全室長、通訳、先輩実習生	テキストを基に実施(実技指導含む)	理解度テスト実施
62	市販の教材などを使用	管理会社の通訳をまじえて自社の責任者による	日本語でゆっくり話し、通訳も要所で説明。 プロジェクトも使用	ヒアリングにて辟聾
63	同じ国の先輩による通訳・会社社員	教材を使用(母国語に訳しているもの)	小テストにより	
64	建災防発行テキスト使用	通訳	建設防発行のテキストを使用し、自社の社員が 講師になり教育する。 内容をすべて通訳し、伝える。	テストを実施し、60点以上で合格する。

●職長教育

・労研会員企業 0件

・協力会社 3件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1 自社教材	自社従業員	講師の通訳	修了試験		
2 以前職長教育受講で入手した資料	社員(日本人)	テキストを読み、事例の紹介	手法・考え方のヒヤリング		
3 テキスト(日本語版)、DVD、パワーポイント	自社作業員、通訳を必要とする場合は受入先 組合が立ち会う	日本語	口頭で確認		

●雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育

・労研会員企業 4件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1	新規入場時教育資料として、日本語と外國語を対比させたものを制作している。				
2	当社作業所に入場する作業員には、当社で作成した教材と当該作業所の資料を用いて入場前に教育を受けてもらう。告も提出してもらう。	●●建設(株)と●●建設全国取引業者災害防止協議会が作成した教材の翻訳版(英語、インドネシア語、ペトナム語)を作成した。	不明点の質疑がある場合も考えられるが、日本語が話せる先輩社員等などが行う。	原則として1次取引業者が行う。読んでもらえば分かるようにしてある。	日本語が話せる先輩社員等などが行う。
3	講義形式、パワーポイントの外國語ナレーターを使用	印刷物+本店安全部で作成したパワーポイント資料	作業所の安全担当者(外国人労働者は日本語が理解できるため通訳は不要)、パワーポイントの外國語ナレーターを活用	図やイラストを用いた資格に訴える方法、パワーポイントの外國語ナレーター活用	聞き取りもししくは理解度テストの実施
4		新規入場者教育実施記録の多言語化(英語、ペトナム語)			

・協力会社 46件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	自作PP	社員(実習管理責任者)	鉄筋の加工形状の呼び方やスペーサー、道具の名前などを写真を使って説明	制度、確認しながらゆっくり進めています	
2	会社独自教材(型枠工事、部材名称、等) コミミナル等	自社社員	雇い入れ教育、2次も合同・導入教育(●●●加工場にて2週間程度)	スタッフの確認	
3	自社資料	社長	(ゆっくり)	本人に聞く	
4	事故事例等	社長	動作を入れながら	本人に聞く	

5	自社で作成したテキスト	自社の社員	日本語のみ	できる
6	自社で作成したもの、工事現場にある注意看板表示の理解	自社社員	・机上で絵を見てひがな(カタカナ)で書かせる ・よく出てくる漢字の理解 例)危険、禁止、開口部等	一人ずつ発表させる
7	内容によつて都度用意する	各現場担当職長、社長、通訳	絵や写真を見ながら頭で説明	通訳を必ずついている
8	自社独自政策資料	自社社員、通訳なし	日本語で説明し日本語も覚えてもらう	少しづつ覚えている
9	自社制作教材、日本語漢字にはルビを振る、ペトナム語ビデオ		ポイントとなる単語はひらがな表示し、各自のスマホの辞書で意味を確認させる。	段落ごとに理解度を確認する。
10	市販テキスト	社員(日本人)	テキストを読み、事例の紹介	手法・考え方のヒヤリング
11	弊社独自の教材、弊社ルール	講師:弊社社員(取締役安全部長) 通訳:弊社社員	取締役安全部長が話した内容を通訳してもらっています。	現場での作業姿勢や休憩中の態度を確認し、理解していない場合は会社にて通訳を交えて再教育しています。
12	・自社PPT ・JTTCOのHP資料	自社	基本的の母国語で教育	巡回時に質疑応答
13	・日本語と中国語で作業手順書を作成し教育 ・基本ルール17ヶ条、災害事例(写真、絵)	社員	グループ討議	後日確認する
14	自社カタログ、安全講話、安全帯の付け方	工事部次長及び社長(自社)	生活面(実習生責任者による講話)ホワイトボード及びビデオ	
15		自社社員および監理団体の社員	自社のテキストを使用	質疑応答を交えて確認 日本語に慣れるように言葉の説明をしたり、必要に応じ漢字・ひらがな・カタカナを読み書きできるように指導している。

16	元請から提供されている送り出し教育資料や安全教育に資料を、すべてペナム語に翻訳して教育資料にしている。			
17	自社作成の資料	受入監理団体の職員を通訳として	ゼネコンより教材として提供された「現場での心掛け」を元に中国語とペナム語に訳した教材を見るながら説明しています。また災害事例はなく写真や絵を見て理解出来そうな事例を選択して説明しております。	通訳を通じていくつかの質問をして理解度を確認しています。個人での差が生じるのであまり理解していない人は個別に再度教育していきます。
18	絵を中心とした教材	社員と派遣団体の通訳と一緒に行います。	特に危険作業・立ち入り禁止等をわかりやすく動画を見て	通訳を介して確認できているかわかりません。
19	厚労省のHPの活用	通訳を組合に手配		
20	新規入場者教育	日本人スタッフ・外国人スタッフ	テキスト	
21	自社作成のポイント集、現物(看板、脚立)	自社作業員、通訳を必要とする場合は受入先組合が立ち会う	日本語	口頭で確認
22	当社で作った資料、写真、イラストに説明を入れたもの。外国人が増えてきた数年前から作っている。	先輩の実習生	資料に基づき座学教育当社工場にて現場講習	簡単なペーパーテスト
23	独自の実習生雇入教育資料	先輩実習生または組合の通訳	独自の資料は日本語とペナム語で全て書かれ、またイラストも多い。 講師が日本語で話し通訳。	問題を出し答えてもらう。分からなければ何度も教育を行う。
24	元請け様からお借りしたDVDを用いて	自社社員、監理団体通訳職員	教材を見ながら、実習生自身がその内容・事柄についてどう思うか聞聞き、それについて答える。 時にはジェスチャーを交えて話す。	言った事を、DVDで見たことをどう理解したかその都度聞く。
25		講師を付けて従事させる	絵や図を用いて言葉でゆっくりと確実に教育する	
26	母国語の資料を使用			

27	作業手順書、ヒューマンエラーに関する教材、事故事例、熱中症、安全具、現場で使用する日本の教材を自社作成し、母国語に翻訳。	実習生担当者が講師を務め、監理団体の通訳に同席してもらう。	特に試験などの確認は行っていない。 ・職場、教育した内容について繰り返し確認を行う。 ・日本語の勉強時間を設け、現場で使用する日本語(単語)の勉強を行う。
28	雇入れ教育資料(自社作成)	代表取締役	テキストを参照しながら口頭にて説明
29	自社教材	資材センター長	教材、及びOJT
30	自社で作成したもの	自社の社員	翻訳アプリを使用
31	DVD、KV活動教材	ゆっくり話す	どこに危険が潜んでいるか発表してもらう
32	翻訳機を活用して教育を行っている。		
33	・作業手順書 ・技能実習生手帳	(個人名)	OJT及び机上学習
34	とくになし	現場職長による	言葉や身ぶり手ぶりで教える
35	監理団体が作成した日本語を母国語の教材	自社の日本人社員と監理団体の外国人通訳	教材を見ながら口頭
36	自社にて作成したテキスト	自社社員	授業形式
37	自社作成雇入れ教育資料、ゼネコン作成 外国語訳安全教本	監理団体より担当者が通訳を行う	日本語と母国語にて説明
			監理団体担当者に確認してもらう

38	安全教育ビデオ(日本語版)、安全ポケットブックの活用	工事部長による講話	外国人労働者にもわかるように実践指導と安全ポケットブック(絵付き)の活用による講話・講習ヒアリングによる確認
39	国際研修協力機構発行の日本語ルビ付きおよびベトナム語表記の教材	当社の管理部門の者で、作業所の状況も熟知している者が行う。	技能実習生の期間は、毎日日記を書いてもらいたい問題点を探る。
40		自社での教育の時は技術・人文知識・国際業務の社員がいますので、研修生との通訳をお願いしている。 元請け様の教育の時は、監理団体に通訳を依頼している。	資格保有者(実習責任者)立会いの下、実際に作業をやって見せて、同じことを外国人労働者にやつてももらう。
41	安全船と自社専門工事に対して、自社にて作成したテキスト(母国語訳、図解)	組合からの通訳の派遣	通訳を通して本人からの理解度を聴取
42	・安全法令ダイジェスト ・送り出し期間作成の安全看板(ベトナム語) ・作業手順	自社指導員と特定活動者	・会議室で卓上 ・実技指導(会社敷地内にて) ・理解するまでの繰返し ・作業手順の確認
43	雇入れ時教育資料	安全担当者(日本人)・先輩実習生	監理団体を通じてベトナム語併記の資料を作成、先輩に読んでもらい、通訳してもらう 内容説明後、ベトナム語・日本語にて返事ができるかを確認(先輩実習生に確認してもらう)
44	他社作成の資料・自社作成資料	労務安全室長・役員、通訳、先輩実習生	資料を基に実施 自社作成のテスト。質問形式で実施
45	・作業手順のミャンマー語版を作成し安全教育を実施しています ・工事現場にある注意看板表示の理解	自社社員	・机上で絵を見てひらがな(カタカナ)で書かせる ・よく出でる漢字の理解 例)危険、禁止、開口部等
46	市販のテキスト(日本語)を使用	通訳のできる社員を同席させている	日本人よりも時間をかけている 一問一答で確認している 本当に理解できているか判断がはずかしい

●一般の安全衛生教育

・労研会員企業 6件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1		自社で「外国人就労者用ポケットブック」(4か国語)を作成し、新規入場時に配布し教育している			
2	事前に所属会社にて実施した送り出し教育を確認した後、職員立ち合いのものと、所属会社による新規入場者教育を行う。	新規入場者教育用書式(会社書式)、現場の特性に応じた資料 会社作成の新規入場者教育用DVD(約10分)を利用	原則として、所属会社職員または職長(安全衛生責任者が、外国人労働者への教育を日本語で実施する。不明な点があれば、その都度繰り返す。		
3	●建設全社で推進しているキャンペーンの4か国語表示版でのスター掲示	4か国語でのポスター(英語、インドネシア語、ペトナム語、中国語)	朝礼看板、休憩所、現場への掲示	日本語の分かる先輩作業員等へのヒアリングなどになるが、特に決めてはいない。	
4	現場には外国人でも分かる言語の安全看板を設置	『言語不要の安全教材』を見るだけ教材			
5	教材についての紹介と活用のアナウンス(特に協力会社宛て)	厚生労働省HP上の数か国語の教材(動画およびテキスト)			
6	国内で使用しているポケットブックの情報提供(提供国使用言語に翻訳して提供)	自社	自社国際事業部にて翻訳		

・協力会社 37件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	・HP公開資料(建災防、建設業振興基金、JITCO) ・元講会社支給資料 ・DVD(セーフティーコミュニケーション、元講会社発行)	講師は自社社員(日本人)、通訳(は有り)	動画を交えてのスクール形式での講習		

2	自社作成の安全標識や現場での禁止事項をまとめた資料	設備部	資料を使い本人に読みませ内容を説明したのち、質問をして間違いがあれば再度説明理解が出来るまで説明を行う	
3	日本語の各教材を使用、写真、動画(自社で撮った素材)	講師(社長・職長) + 通訳	原則2~3名、日本語で漢字を使用 ・安全標識は四字熟語が多い事と、KK安全朝指名で質問をし都度理解しているか口頭で確認されの注意など、日本語の単語として慣れる事が重要な為、意味だけではなくナム通訳が説明	
4	パワーポイント(写真を多く用いたもの)や動画を使用すること。			
5	ガイドブック、パワーポイント	安全管理責任者	口頭及びガイドブック、自社パワーポイント(手順、安全ポイント等)での教育	簡単なテスト的確認
6	翻訳と日本語の同時通訳されているテキストを用いる。		日本語に慣れてもらうため、講師は日本語で、その後に通訳を挟む。翻訳アプリも使用しての講義。	確認テキストや、質問時間も設ける。また後日不明な点をさらに聞きだし、徹底して覚えて、知つて頂けるような環境とチェックを用意している。
7	市販テキスト	社員(日本人)	テキストを読み、事例の紹介	手法・考え方のヒヤリング
8	1回発行される安全新聞、3ヶ月1回発行される衛生新聞をペーナム語訳し配布。安全部基本ルール20のペーナム語版。	寮の生活管理者及び日本語検定N2取得外国入建設就労者	対話型にて理解者しやすく	対話にて確認 日本語勉強会への参加及び月1回開催の自社災害防止協議会への参加、月1回開催の課会への参加
9	日本人向けのテキスト各種	代表、派遣元の通訳者同席	通訳かけで口頭説明	2回以上の反復
10	社内で準備したもの	受入監理団体職員による通訳	日本で生活する為の基礎的な知識を教育しています。電車の乗り方や、信号の通り方、一般的なモラル等、教育内容は多岐にわたります。	通訳を通じ確認しています。

11	●●●	専任の日本語講師	週に一度、10:00～17:00まで時間を取り有給で日本語教育を行っている。	日記を書かせることで理解度を確認している 一緒に外食したり、電車に乗ったり、積極的に日本の日常的な文化に触れさせる。
12	自社教材	担当者専任、管理団体が毎月2名参加	上記担当者主導で、資料を見ながら口頭で説明している。	その都度口頭確認している その実施を予定している
13	元請け様によるテキスト	受け入れ機関担当通訳	受け入れ機関の担当通訳で理解を深める	受け入れ機関の担当通訳で理解を深める
14	安全作業手順書	外国人正社員	テキストと現地OJT	
15	自社作成のポイント集、現物(看板、脚立)	自社作業員、通訳を必要とする場合は受け入先組合が立ち会う	日本語	口頭で確認
16	インターネットから、管理団体からの資料を社員使う	社員により変わる	社員により変わる	半分くらい 1ヵ月に1回、AM9:00～12:00に行う その後昼食も共にする
17	パワーポイント	社員(安全担当)が講師を務める。入国入社時は組合により通訳を派遣	実技や、イラスト、写真等を使用	
18				移動中に理解度の確認をするようにしている 時間外でコミュニケーションを図る
19	自社 安全衛生委員会、会報誌	所属長、通訳	定期的(月1回)ミーティング 通訳を通じて確認	

20	自社 事故事例集	所属長	週一回	社員複数で確認
21	市販品	通訳	定期的に座学で	コミュニケーションを通じて確認
22	自社オリジナルで作成	自社の人員	安全協議会、安全大会で周知します。	都度
23	スライド	社員	口頭による説明	都度行っている。
24		作業從事者	作業所において、作業を通しての実技による指導	都度行っている。
25	事故事例、ヒューマンエラーに関する教材、熱中症対策、その他状況に応じた教材を作成し母国語にて解説。	実習生担当者が講師を務め、監理団体の通訳に同席してもらう。	一方的な講義だけでなく、声掛けやKYを実演することことで理解度を深める。	・特に試験などの確認には行っていない。 ・月次開催の安全衛生協議会にて随時、教育内容について繰り返し確認を行う。 ・季節に応じ、熱中症やインフルエンザについての実演を入れながら全員参加の安全教育を行なう。
26	自分で作成(安全看板・工具名稱・日本語の日常会話)	社長・職長・事務員	入社後1週間は事務所で座学の時間を作り、教育をしています。	学習した後、小テスト(自社作成)をして確認します。次の日以降も確認を繰り返し、実習生が完全に理解できるまで教えます。
27	現場の見学	社長・職長	新規入場前に現場を見学して、日本の現場を知つてもらいます。実習生が不安なく、業務に就けるようにしています。	その都度、分からることは確認するように伝えています。
28			自社の社員(日本人)が作成したレジュメを、自社の社員(外国人)に、母国語へ翻訳してもらい活用している。	必要に応じて監理団体の職員(外国人)に通訳をお願いしている。

29	元請から貰ったベトナム語の安全衛生教育資料			
30	市販のテキスト	自社の社員	翻訳機の使用	日本語での会話(基本的なあいさつなど)
31		団体への技能実習指導員の届け者による	現場(作業所)での直接指示	・目標での確認 ・注意したり、褒めてやる
32	市販DVD等	自社社員、補佐で監理組合担当者	動画を見せながら、実習生指導員が言葉の理解を確認する。言葉を理解していない部分に關しては監理組合の担当者が母国語で説明する。	教育終了後、教育に参加した外国人実習生にレポートを提出させる。理解不足の場合は再度教育を行う。
33	厚生労働省 職場の安全サイド 外国人建設労働者向け安全衛生視聴覚教材	講師 自社の社員	動画視聴	終了後にヒアリングを実施
34	足場組立および解体作業における一般安全衛生テキスト作成	機器【ボケトーク】による対話方式	現場用語を主体とした実習方式	指導員からの効果確認
35	自社作成の資料	労務安全室長・役員、通訳、先輩実習生	資料に基づき実施	質問形式で実施
36	市販テキスト	通訳	ホワイトボードを使用し口頭で	個人と面談、確認
37	道路交通法、その他母国の資料	自社		テスト、道路交通法、自動車免許用試験

●その他

・労研会員企業 2件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教方	理解度の確認
1	現場職長による外国人との会話面談 「危ない」等の基本的な日本語が通じるか、 どうかに、現場所長等が外国人労働者と面 談を実施	現場所長他	いざという時に、瞬時に言葉を理解できるかをヒ アリングにより確認する。		面談による判断
2	協力会社災害防止組織が制作した教本を 用いた指導	●●●	教材には、建設現場で必要となる用語を日本 語と各母国語で併記している。 ・協力会社の安全担当部門が教本を利用して必 要な言語に聞き、現場入場する前に教育を行つ	協力会社の安全担当部門	協力会社の安全担当部門、現場に同行する協 力会社指導員

・協力会社 13件

番号	教材	講師・通訳	教方	理解度の確認	その他
1	基礎2級・臨時3級 試験対策テキスト(独 自)	自社社員・組合スタッフ	実技4回程度・学科(組合)	スタッフの確認	
2	母国語(ベトナム語)で新規入場者教育の 資料を準備している作業所もある。				人国してから帰国するまで、帰国後の対応等 を通訳の方をまじえて相談会を年2～3回行うこ とにしている。その時、日本語のレベル、技術レ ベルについても評価を行う。さらに講長より各 の現場での安全行動のチェック地、ルール等を 守っているか評価を行い検査して仕事を行って もらい、日本の生活を充実した物にしてもらうよ うにしている。
3					
4	現場	足場作業主任者	足場の組立方法の実技	良く出来ている。	

5	現場	社員	足場の玉掛けの方法(補助作業)	良く出来ている。
6	・自社リーフレット(年度安全方針)を母国語化した資料	自社	基本的に母国語で教育	現場巡回時に質疑応答
7	日本語テスト	日本人スタッフ	テスト	テスト点数
8	ヒューマンエラーを防止するためのパワーポイントデーテーのプロジェクター投影。 毎日のKY活動時に発表させる。	社内講師、指導員 予知活動(KY用紙)	KY活動時に質問	
9	コミュニケーション、日本での生活について 将来的自分について	社員	社員により変わる	半分以上
10	外国语実習生のための専門用語対訳 集	自社職員(通訳なし)	テキストを参照しながら口頭にて説明	
11	社内独自の資料	社員2名、通訳1名	社員指導のもと、資料をもとに日本語でゆっくりと理解させている	理解できていないと思われる場合は、通訳をして繰り返し説明している
12	自社作成	自社社員	マンガ等の図をまじえ日本語、母国語にて資料作成	・地震・津波ハザード・現場での危険用語ハザード・日常生活(園地の一軒家)ハザード

●労研会員企業 16件

1	<p>・建災防で配布してきましたように多種多様な言語に対応するものは困難です。特定元方事業と言えども外国人を雇用する企業が主体となるべきだと思います。</p>
2	<p>外国人労働者については、今後増加が見込まれる中で、日本語や文化、労働環境等に習熟していないことの場合が多く、外国人労働者の安全衛生の確保のためにには適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要と考える。</p>
3	<p>「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業[厚生労働省委託事業]」における「外国人建設労働者に対する安全衛生教育」の再実施と当該安全衛生教育を「外国人技能実習生」とび「特定技能外国人」にも実施していただきたい。</p>
4	<p>・建設現場の安全管理で使用した平成30年度度成の母国語データキストを最新のものに更新していただきたい。(最新の安全標準等に対応するため)</p>
5	<p>・多くの元請や雇用する業者では定期的に外国人労働者を教育することには非常に難い、外國人労働者に対しては、国別に分けて定期的に日本語や安全衛生教育を受講させる制度を作つて欲しい。</p> <p>○特別教育等の法定教育を受講できる条件として、日本国内の建設現場で作業する際の最低限の一般安全衛生教育を修了した者のみが可能となるよう、一定の措止めをかけなければ、危険又は有害な業務である特別教育やその他の労働制限業務を理解して安全に作業ができるとは思われません。</p> <p>○講題】</p> <p>・いくつかの現場で、言葉の問題(日本語が話せない・読みめない)が課題として挙げられている。例えば、安全指示の理解度を確認しようと復唱させたところ、発言できない者がいる。安全指示や教育内容を身振り手振りで行っているが、伝わっているか不安だ等の声がある。</p> <p>○対象業】</p> <p>・外国語版データキスト(教科書)による教育訓練の実施</p> <p>・現地での安全教育においては、洋服や写真などを用いて、言葉だけでなく視覚的に理解できるようにする。受け入れ前に語学能力をテストする。受け入れ前に語学能力をテストする。(統一した基準があるとよい)</p> <p>○教育以外の現地での安全教育においては、その場でボンチネ服を着いて男せきかる、美剣による指導を実施する。(東南アジアでは多くの外国人が黒い髪でいます)が、通訳できるセーフティーアイテムが配備されているので、言語に関する問題は少ないようです。</p> <p>○教育によって通訳の配置を必須にするなどお互いが安心して働くように環境整備の提言をお願いしたい。</p> <p>現地の中途半端でも仕事をするために通訳が必要な場合は、安全で間違いない仕事をしてもらいたいと思いません。</p>
6	<p>最近の傾向を見ると、書面上では、母国で日本語教育を受けたあるいは日本で研修を受けたとの記載などなっているが、実際は片言の言葉しか理解できぬ、または会話できないといった状況が散見されます。</p> <p>通常の施設と比較して危険度が高いと思われる建設現場での作業にあたり、語学研修を随時に行う(記録)システムを構築する必要があります。</p>
7	<p>1. 言葉の壁により、データキストおよび講師に問題がある。(労働者の出身国が1ヵ国であればまだしも、何か国もあり対応が難しい。)</p> <p>2. 特定技能資格審査を行い、日本語能力にはばつき等がないように望みます。</p>
8	<p>・元請各社の現場における共通した「安全ルール・看板などの利用促進」</p> <p>・専門工事業者が雇用主として教育すべき事項への支援</p>
9	<p>現在、現場に登場する外国人労働者の元請管理としては、受け入れ企業の指導員の常駐、在留期間、資格等の在留カードの確認、雇用契約書、監理団体での講習証明等の特にコンプライアンス上の問題の有無の確認を実施。</p> <p>外国人労働者に対する安全管理(安全教育訓練会合)の取り組みとしては、会員社体系的なものは現状無く、現地社自ら主導的に行っており(特に特別教育)等は無いので、今後建設災防にて作成されたものを積極的に活用していくべきだ。</p> <p>自社独自の外国人労働者向けの安全教育データキスト(特に特別教育)等は無いので、今後建設災防にて作成されたものを積極的に活用していくべきだ。</p> <p>また、新規入場者教育を実施する上で、最低だけは理解させておけば良い点(危険・有害物、立入禁止、作業毎に必要な保護具、建災防拭・構造の解説、注意喚起ワード等)を絞ったもの共通データ等がもれは助かる。</p> <p>今後、建災防において外国人労働者に対する安全教育講師向けの研修会やセミナー等を開催して欲しい。</p>
10	<p>受け入れを行っている事業者が教育計画のとおりに日常の作業で指導ができるかにかかっています。特に、安全帯の使用による墜落防止への意識の違いがあり、立てる場所なら高所でも安全帯の未使用があることが見られ、その点の改善が必要です。</p> <p>・現場に登場する基本、協力会社を通しての入場に際しては特に制限を設けていない。</p> <p>・協力会社の導入については推奨している。</p> <p>・基本は協力会社が受け入れた外国人労働者を受け入れる方針。</p> <p>・元請けとして入場する外国人労働者全にてまして教育等を行うことは難しいと考えます。</p> <p>・日建連等の組織が中心となって基本的な問題の解決に取り組むべきであると考えます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語に対応した安全教育ビデオの提供 ・母国語を用いた教育資料の充実、バリンクカル機能付きマイクの普及 ・資格取得時の安全衛生教育の実施 ・安全衛生教育の資金への反映
11	<p>・厚生労働省のHPに「外国人向けの教育ビデオが母国語で整備されましたので、今後活用していただきたいと考えておりますが、翻訳機など各個人が操作できる機器が、届い入れ先の協力会社に配布されれば良いのにと思います。</p> <p>・厚生労働省のHPに「外国人向けの教育ビデオが母国語で整備されましたので、今後活用していただきたいと考えておりますが、翻訳機など各個人が操作できる機器が、届い入れ先の協力会社に配布されない状況下では、定期的に現地の環境をはじめ、言葉の障壁をはじめ、現地で職員などが困難な状況である。又、現場で職員が外国人労働者と直接接する機会は新規入場者教育時でその度はほぼ接する機会がない。</p>
12	<p>各協力会社の外国人技能実習生を比較すると、送り出し団体、また受け入れ会社の管理体制の不備がまだ見られる。</p> <p>例)「難易度上では、母国語にて、それなりの教育が施されていることが、片言の日本語も理解できない者もいます。(現場、乗り込み時)</p> <p>2.受け入れ会社での、継続的な教育がされていない。</p> <p>3.現場における外国人技能実習者を直接指導・管理する監修長の不足及び能力不足。</p>
13	社会として外国人労働者に対する安全衛生教育についての、統一的なルール、マニュアル等の整備ができるない。業界として、なにか参考になるものを作成してもらえたなら助かる。
14	一番のネックは専門用語です。外国人のための専用用語辞典(イラスト入り)があると外国人労働者の理解も深まると思います。
15	<p>・受入れ団体または災防団体にて、日本語 安全知識の習得等 定期的に講習を実施していくにいただきたい。</p> <p>・業務毎に日本語+外国语のテキストを災防団体で作成していくにいただきたい。</p>
16	<p>コミュニケーションを図るために、言語の問題が大きい。意見や要望について、外国人労働者を垦入している、ある協力会社の現状と意見、要望等を記載しました。</p> <p>「ただでさえ分からない言葉も多く、同じものをイメージできないことがある中で、仕事面については更に難しい言葉が出て来る上、本人たちにそれを理解させるのは難しいですし、理解を難しかつて、本当にわかつているかどうかが把握できない側面があります。特に安全の面でいえば、基本的な部分で近道をしようと、足場の降りてはいけない部分を降りて来ようとする実習生もいて、安全に対する基本的な知識、認識の部分で非常に欠けているなど感じたこともあり、今後の事を考えると、彼らの母国語でしっかりと安全教育、説明をしてあげれば良いのになどいふのは感じました。しかし過誤の懇意は難しく、たゞえ過誤が見つかつたとしても、その過誤の方が規則でないといふと伝わらない可能性もあり、難しさを感じております。</p> <p>実習生が多く現場に入っています。実習生には力を入れていくことの必要性を感じております。</p>

●協力会社 86件

1	作業員がますます高齢化していく中、若い扱い手の確保は建設業に限らず様々な分野での職種において、非常に難しい課題だと切に感じます。日本での人口減少が始まっている中、外国人労働者は無くはないよう常に考える所であります。
2	母国語のDVD教材があれば活用できると思います。
3	今後、人不足が予測され外国人労働者の雇用が増加し、現場で必要な資格を受講するに通訳が必要になると思います。
4	現在、弊社では外国人労働者をインドネシア・中国より受け入れておられます。それぞれの母国語に訳した安全衛生教育に関する教材があると理解しやすくなると思います。
5	・外国語に対する特別教育や技能講習の機会を増やしていく。 ・弊社は鉄筋工ですので実習生の入園時に「クーンの特別教育や玉掛けは能講習など必要な教育は受講せています。 ・弊社は足場やハーネス・特別教育のように、法整備により実習に受講せることができない教育ができない際には現在の新規入園者は受講しております。」 ・各國語対応で足場やハーネス・特別教育があります。 ・提出書類を簡素化してほしい。 ・元請会社から外人の入場に対する理解は重視しているものの、提出書類が厳しいように感じます。そもそも提出を求められる多くの、ますます増加する多くの、ますます増加する多くの外国人労働者への対応の簡素化を求めます。 また、今後CCUSの登録が外国人労働者に義務付けられますのでキャリアアップカードに対する対応など、ますます増加する外国人労働者への対応の簡素化を求めます。
6	今後、全作業所に外国人向け外国语表記安全掲示板・安全看板が必要だと思います。
7	・作業所で外国人向け注意標識が無い。ただ、各国語の言語に対応する必要がある為、対策は非常に困難と予想される。 ・入場する現場が日によつて変わるので、外国人向けに張揚別の教育をしなければならない。 ・翻訳された教材がまだなく安全衛生教育が十分に行えない。
8	安全標識用の各国語訳版ステッカーー各現場の入場外国人の間に合った言語のステッカーを用意し、安全標識の下部に貼れる様な物を作つて欲しい。多言語化は必須。安全教育教材の言語別ダウンロードサイトの設置
9	建設現場では、常に危険が伴い在留資格、技能実習及び特定活動等の労働可能な外国人でも、日本語が「理解できない」、日本語が「話せない」となると、危険箇所、他業者との調整事項、現場特有の注意事項（作業時間帯、音出し、振動作業の作業時間帯など）等の確実な伝達の不備による労働災害の懸念が挙げられる。 また、偏見によるものもれませんが、各国の「安全性」が異なる。日本人での常識が諸外国人に適用しない、考え方の危険性。近隣、客先等とのトラブル発生の危険性。 また、最近では、在留カードの偽造等が多く見受けられるようになり、偽造在留カード持参の作業員の現場対応の危険性（偽造カードが職員に発見したことで、逆上し、暴行等の危険性）。 などから、現場での外国人労働者の入場を敬遠せがちではないかと個人的には思います。
10	外国语委による技能講習の充実
11	現在、外国人労働者は使用できません。現場のルール、食喫所、モラル等の教育はないかと思います。
12	平成30年3月の厚生労働省の資料によれば外国人技能実習生は約25万人、国籍別では、ベトナム、中国で7割を超える。職種別では建設業は2番目に多い。 日本人の雇用が非常に困難な状況の中、今後も外国人技能実習生の需要がどんどん増していくと思われるが、それにこじれる安全衛生教育も含めた企業の環境設備が急がれる。 國も民間に任せるとだけではなく、例えば外国语講習の教育資料等の作成、整備に着手すべきと思う。
13	玉掛け技能講習や安全衛生教育などの講習会を国籍別（言葉の通じる様に）で開催してほしい。
14	日本人の新規入職者も同じですが、OFF-J-Tで教育するのは初めの少しだけなので、基本的に現場内で働きながらOJTとして教育する内容が多いです。また、元請が主導で行うことによって、企業ごとの教育のばらつきが過激なのが現状です。

15	該当する国にこよるると思いますが、日本人の考え方のまま教育をしても伝わらないことが多いことが往々にしてあります。生活指導員や技術指導員の講習はありますが、定期的に講習を受けられる機会があることより理解が深まると思います。 今後弊社では、協力会社を含め在留期間の比較的長い外国人労働者を指導者として位置づけ、安全衛生教育を施していく予定があります。
16	当社、外国人労働者については、日本語能力N2を取得しているため、日常会話は問題ありません。読み書き等においても、支障はないです。
17	言葉・言語が最大の課題となっている為、それぞれの言語における教材の普及の効果は大きいと感じています。
18	技能実習生(足場)を2019年8月21日に受け入れた為、試行錯誤している所です。
19	当社、未日してからまもない為、これから教育経験を見ながら行って行きたいと思います。
20	外国人実習生を始めとする外国人労働者の受け入は日々多くなっていると思いますが、就労するまでの手続き(書類)が多くすぎる事、各書類での書類の流れが遅ぎる事に感じます。 適用に応じた簡素化が必要ではないか?
21	外国人労働者を対象とした、特別教育や安全衛生教育を行っている講習機関はまだ多くはありません。まして、行っていたとしても日本語での講習となり、未日したばかりで日本語に不慣れな労働者としては受講するわけにはいきません。 黒板に隸書で「日本人労働者は、現状(ここでは)はその教育を受け難い」とあります。 また、関東や関西の都市部では、「講習機関はありますが、地方では少ない」ということも問題です。元請企業様で、講習・教育を日本人労働者同様に、実施して頂けると大変有り難いです。 外国人労働者の、勉強、労働意欲を高め、安全作業に配慮するためにも、教育機会が少ないことが今日の課題です。
22	外国人労働者に対する、国、国交省、厚労省、また、ゼネコンが一つになって取り組まないと我々専門工事業者だけでは解決できない事例が多く残っていますので、専門工事業者との話し合いを事前に協議して生の声を事業所、外国人から聞き届けてください。
23	現状と、弊社業種解体工事業の外国人研修制度はございません。足場工事、重機オペレーターの研修制度は存在しますが、実際の現場では2~3年で施工技術、安全衛生に関する知識を習得することはとても困難です。 重機オペレーターの研修生は車両系建設機械の資格を有していますが、まだ採用作業はできません。 安全衛生教育は日本語を理解・文章の解説能力が最も重要なと見ています。大手企業ですと墨跡を費用できるかも知れませんが、小規模事業者ではその外国人グループ内の日本語が得意な研修生、又は在留資格者が現場に行し安全衛生教育を行っています。
24	当社では外国人労働者を受け入れていないのでわかりませんが、現場内にwifiの環境が整備されれば最近の翻訳機はオフラインでなければかなり精度が良いので、 現場で口頭にて伝達する指示、掲示する看板を理解できる方へ労働者を育成する必要があると思います。
25	内装関係の安全作業手順書等、資料があればいいださないと感じます。
26	日本語教育にかかる費用の援助等してほしい、研修期間だけでは不十分です。ですがN4位の言語力を付けてから日本に来るよう行政機関に指導をお願いしたいです。 全国にありますですが、その国の送り出し機関に業者として教育費用等負担してほしいです。通訳を専用に雇つたらかなりの事業主負担となります。
27	現場入場書類の簡素化してほしい、全てそろわなければ入場禁止の現場あり、在留カード・契約書・保険等少なくてほしい、登録制に同じ元請であればどここの現場へも入りやすくしてもらいたいです。 安全教育は、社内にて教育をするのも大事です。元請によつては色々な安全に対する説明を母國語で説明してくれる動画等を支給してくれる所もあります。 現場での新規入場教育等も安全教育に役立ついる(いろんな現場へ行くため)先輩実習生・就労生に通じてもいいやついるが、まだ日本人の勉強する姿勢が、薄いお金をもらひ園へ仕送りする目的も少しあるのではないか?
28	ペトナム語の教育ビデオ

	<p>本件について外国人労働者とは何を指すのですか？外国人は技能実習生の事なのがあります。(高齢人材やいろいろな方がいます)</p> <p>建設業で限らず、専門工事業者と専門労働者に対する安全衛生教育をするのは、当たり前の事です。</p>
29	<p>(1)日本語のレベルアップの為の日本語教育</p> <p>(2)技能をより早く習得する為の教育</p> <p>(3)安全に日々の仕事を行つて行く為の安全衛生教育</p> <p>この三つの事を三位一体で取り組む事が必要だと考えます。</p> <p>さらに外国人技能実習生に対しては異国での生活習慣の違い等によるストレスが出来ますので、心のケアを含め健闘も含めて取組む必要があると思います。</p>
30	<p>これから外国人人が増加するにあたって日本国の理解を早める事が必要になつくると思われます。●●では、少なくて出来ないのが残念です。</p>
31	<p>安全衛生教育は、ある程度監理団体で行っています。ただどの程度の頻度で行つているかは、完全に把握していないのが現状です。自社で教育を行えば良いのですが、通訳の問題等が発生している所です。</p>
32	<p>弊社は技術実習生の職種を建設機械施工で取得しているので、車両系建設機械等の技術講習の資格取得が必要となつてくる。</p> <p>しかし、技術実習生の職種を建設機械施工で取得している教習機関が少なく、JTCのホームページに紹介されていますが、実際に電話してみると、通訳が出来ないとか、ある程度まとまつた教習が出来ないと実施しないと断られる。</p> <p>結果的には国内人材育成において、遠方の教習機関に赴き、宿泊費をかけてお風呂しているのが強状である。</p> <p>これだけ外国人労働者が入ってきているのがから、教育実施機関のリストも増えていますが、5年前からJTCのホームページの教習機関も一気に増えているのではないかと思う。</p> <p>今後外国人労働者がますます増加することが予想されることがから、教育実施機関がますます可能で教育機関及び技術講習実施の養成も建設業界で行っていかなければいけないのではないかと思う。</p>
33	<p>現場での船体業者(大工・鉄筋・土工・塗)で働く外国人労働者では、作業内容が違うため、単に物を運ぶだけの作業(労働力)と技術を学んで使う作業に分かれているので安全意識の差に開きがある。</p>
34	<p>個人によつて理解度が違います。あせらず、理解できない子はゆつくりと理解させ、それから作業させる様にしています。</p> <p>作業所では、理解している子、理解していない子、また、作業が出来ても自覚できる子、出来ない子、関係なく受け入れをさせてくれない作業所があります。</p> <p>2人で作業できる作業に、1年目の子は3人で連れていき、操作及びどんな作業が内容を目で見て覚えさせること、作業に必要な言葉を自然に覚えていく様になります。</p>
35	<p>外国人実習生の母国と日本との働く環境に大きな違いがあると感じています。</p> <p>日本では全ての作業を安全に進める為に作業手順がありますが、外国人実習生の母国では聞いたことも見たことも無いような状況で容易なようで雇用時の教育では大変苦労をしております。</p>
36	<p>特別教育及び技能教育に関して、母国語で受講できる仕組みが今後出来れば良いと考えます。</p> <p>・技能実習生から特定技能への転換が進むにつれ、外国人にも積極的に資格を獲得させ、現場でより一層活躍して頂きたいと思います。</p>
37	<p>本来入国前の教育で職種別の語学教育及専門技術の基盤的な習熟課程のようなどを同時に実施する事で、現在その方向で調整中です。</p>
38	<p>安全衛生教育実施の必要性は感じているが、現実的に人手不足・時間の余裕のなさにより実施できていない状況である。そのため、通訳がいる監理団体等で定期的に各業者の実習生等を集めて講習等を開催いたざけるとありがたい。</p>
39	<p>1)送り出し機関での安全基本計画の実施 2)母国語での安全教育DVDの普及</p>
40	<p>外国人の数が増えてくると、金額が出来てくるのか、気がゆるみやすくなり、話を聞いて、内容を理解しなくては平気などころがあり、なかなかルールが浸透せず注意することが増えています。</p> <p>そのことから、安全面でも意識が低い傾向があると思われます。環境の中に、外国人向けの表示をすることが必要かと思います。</p>
41	<p>建設業においては、大手ゼネコン各社の受け入れる姿勢や体制が大きく異なりそれのロカラップカードに対応しないかもしれません。提出書類を簡素化し統一できないものかと常々思っています。その際は提出必要書類のペーパーレス化、カードのみ有れば入場可となる仕組みとなるよう期待します。</p> <p>今後CCUSが展開され多くの作業員を活用していく時期に入れば、外国人労働者にもキャリアアップカードが必須になると想います。その際は提出必要書類のペーパーレス化、カードのみ有れば入場可となる仕組みとなるよう期待します。</p>
42	<p>外国人講師による玉掛けやクレーンの免許講習の機会を増やしてもらえるよう間に働きかけてほしい。</p>

43	文化の違いがあるのか、なかなか危険行動・不安全行動(近道、よじ登る等)をしないよう指導しても、うまく伝わっていないにどなどがあり、外国人労働者の方に分かりやすく指導できる方法などがあれば知りたいです。
44	日本人と同等の安全衛生教育をしていただけたら、良いかと思います。
45	職種によっては外国人労働者への依存度に差はあります、今後更に増加すると考えています。国籍も現在のところ、中国・ベトナムが主流ではありませんが、これからはそれ以外の国も検討していく必要性に迫られるものと予想しております。 そういうわけで安全教育のみならず、このような問題への改革も必要ではないかと考えます。
46	安全体感教育やVR壁面体験教育は良い経験になると思います。
47	安全衛生教育のテキスト等、教材の母国語での発行を期待したい。
48	外国人労働者の教育について受け入れ企業(1次下請以降の業者)任せだけではなく、國ならびに元請会社においても外国人労働者に対する受け入れ体制(環境、教育)を前向きに整備して頂きたい。
49	各自の母国語に翻訳された資料を、無料ダウンロードできるサイトが増えると助かります。
50	教える事だけでなく、教わることもたくさんあります。
51	現場における安全標識などの外圧バージョンを多国籍で作つて欲しい。
52	現場資料の外国語版の充実。 ・一次会社で取りまとめられても、下請け業者が自ら気軽に取り組められるような体制。
53	日本語能力や言語が様々なので教材作りが難しかと感じます。
54	言葉の問題に困ります。現場職員は、意見が正しく伝わっているか常に不安を抱えながら、業務の指示・命令を行っています。 危険に対して感覚的に理解して貰える事柄だけのレベルでは、より高度な業務を任せることは難しく、技能の取得には現場責任者のレベルアップが必要不可欠であると考えます。
55	外国人労働者・実習生に対して各種講習や資格取得の機会によって温度差がある(実際は開催されているかも知れないが当社には連絡等がないため外国人の資格取得が進まない)
56	現状、やはりまだ日本語の理解がむずかしい中で、教材の見直しなども必要かと思いました。(日本語の説明の下にそれぞれの国の言葉を入れるなど)
57	・急激に增加了した場合、面倒を見る先生がいない ・コミュニケーションが先決なので時間がかかる
58	各國の言語でも使用している安全資料の整備をお願いします。
59	人手不足の影響で、外国人に現場で教育する係になる者が多い。そういう講師を養成してもらいたい。
60	・外国語労働者教育の専用の講師がないので養成してほしい。 ・講師の確保等、間接的な経費が大きくなれる。 ・講師の負担感が強い。

61	本社(東京)には「ベトナム推進室」という部署があり、受け入れや教育等を行っています。東北支店は本社からの資料で教育しますので、詳細なことは本社でのヒヤリングがよいかと思います。
62	各国の言語に対応した教材の整備と講師の養成が望まれます。
63	・外国人労働者の母国語を理解できるスタッフがいない。 ・外部にもなかなかいない。
64	下請け業者単独ではできないといいます。ある程度費用が掛かっても元請様主体で教育をしてもらいたいです。
65	専門工事業者には限界があるので、元請がある程度バックアップしてほしい。元請主催の外国人向けの安全協議会を開く等。
66	現場乗り込み時、新規教育など多国籍でも理解のできる資料があると思います。
67	送り出し・受け入れ教育の資料、及び現場内掲示物の多国籍言語を用いた表示をお願いしたいと思っております。
68	来日したばかりで、日本語でのコミュニケーションがもう一つである。そのうち伝わりやすくなるので、少し様子をみます。
69	当社では外国人労働者の雇用(セイジ)していませんが、下請業者(協力会社)での外国人労働者への特別教育を行っている。 ベトナム人の労働者及び日本人の労働者を含めに教育で、先輩作業者及び幹部職、ナースト、英語等で法面ローブの特別教育を行ったが、実際の所、外国人労働者が日本語をあまり理解していないのでどのくらい本人が理解しているか不安である。 業(作業)においては、先輩作業員のOJTで教育も行ってもらっている。
70	当社の外国人は社内で整備に従事しているため特に問題ありません。
71	・4~5年位経験すると日本語能力が向上してきます。それまでは、安全教育に関して日本語で説明しても理解はできません。 ・仕事は眞面目で良いのですが、それ以上の意欲がなかなか見受けられません。
72	・日本語の勉強をかかさずやらせ、理解度を高める事が大事。
73	1. 教授教育時に各國の言語を用意し説明してほしい。 2. 安全表示を各國言語を使用してほしい。 3. 理解ある受け入れ姿勢であってほしい。 詳しくお聞きします！ ありがとうございます！
74	何をするにも(指導・教育他)一番の問題は言葉です。言葉の意味が正確に伝えられるものが必要だと思思います。 今後教育時に使える自動翻訳機等の開発、多人数に同時に伝えるのが必要だと思います。
75	元請より外国人の受入について理解が得られているので特にありません。具体的な要望もまだ受け入れていないのでありません。
76	外国人労働者は短期間で帰ってしまうので外前の教育ではなく、自社内で受け入れ体制を良くする事が最も重要。一番の問題は語学力だと思います。

	全体に向けての意見	
77	①環境入場に際し、事前に申請のあつた実習生、建設労働者に対して、元請企業の音頭取りで脚摺を超えて、日本人幹部も出席して全体での集合教育をしっかりと行い、各種事故防止に向けた取り組みを進めるような仕組みづくりが必要。現在は、一部企業では人が行われない、日本人幹部が出席しない、安全衛生教育を優先すべき。労災事故は、発生してから分析・原因を調査確認し、反省するならだれでもできる。日ごろからどちらかという言葉担当者が多いが、そのための日本全般衛生教育であるとの認識が不足している。無事故無災害は100点、それ以外はすべて0点、事故防止に80点、90点はない。	
78	ベトナム、フィリピン、インドネシア等、各母国語で、教育を実施してくれる所があると良いと思います。(特別教育、技能講習等)	
79	外国人労働者に対する安全衛生教育について、元請事業者主導の安全教育等をして頂けると、外国人労働者の安全意識向上につながると思いますので、これから機会があれば実施して頂けると助かります。また、率先して参加したいと思います。	
80	弊社では届入れ時の教育の他、現場から会社に戻った際に現場で困ったこと、知りたいにことを、実習生、日本人作業員に聞かせたりしています。又、実習生を受け入れてから6ヶ月間が教育係として、建設労働者が教育係として、建設労働者等が教育係として、現場で教えることが出来ます。その場合、急な手配になりますので、その作業員がどれだけの日本語能力があるか把握しきれません。又、現地で必要な手配があります。その場合、急な手配になりますので、その作業員がどの程度の日本語教育を受けられるかが未だ分かりません。全ての実習生が同じ安全教育、日本語教育を受けられるようにならないでしょうか。又、セネコンによって受け入れ申請が必要な所、在留カードのみで入場可む所と様々です。統一してほしいです。	
81	技能講習(作業主任者)を受講させたいが、外国人用の教育機関が少なく、日々、取得が難しい現状です。(テスト等は日本語のため)今後、外国人労働者が増えるのであれば、外国人用の教育機関を国で増やしてもらいたい。	
82	現場の工期の合間にぬつて教育を受けている現状、大手ゼネコン様の安全衛生教育だけではなく、もっと多くの元請け様に特別教育の実施をお願いしたい。	
83	近年は、現場での表示關係にいくつかの母国語表記を付けて貰っている現場も増えてきておりますが、まだまだ、普及率としては足りないと感じられますので、普及率の改善をして頂けるとより理解度が上がり災害への理解度が上がると思います。また、送り出し教育資料や新規入場者教育資料についても、各現場独自の注意項目等がそれぞれあると思いますので、母国語表記版があるとよろしくながると思います。	
84	材料、道具の現地語の冊子はあるが、安全衛生教育の現地話の冊子があれば良いと想う	
85	安全衛生教育は「周知し理解を得る必要があります。以前私耕は食品メーカーで安全衛生に携わっておりましたが、とりわけ派遣労働者」の受け入れにともない、「雇入れ時教育」等について、出身国、母国語別にアンケート用紙、教材等を作成し、周知、理解が得られた方がどうかについて、母国語で署名等もらいました。また、送り出し教育資料においても、同様の作業が要求されると考えます。	
86	・外国人を現場へ送り出すときの本人の確認資料が多すぎると、[提出書類] ・相手方(外国人)を使用して、現場 従事させる手帳ないカード等に簡素化してほしい。(但し、入国情況の管理及び本人への教育は厳しくし、ある一定の基準の人に対してである。) ・安全教育においては、公的機関において、統一な指導教育していただける専門機関があれは良い。	

第6節 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育のあり方に関する検討

1. 建災防が推進する外国人労働者に対する安全衛生教育のスキーム

本章第2節において提示した「外国人労働者に対する安全衛生教育に関する要請書」別添「外国人労働者に対する安全衛生教育のあり方について」に基づき、建災防として実施する特別教育の具体的なスキームを定め、進めることとした（図3-45）。

当該特別教育の実施にあたっては、既存テキストの要点を部分訳した補助テキストを新たに作成し、第3節の安全衛生標識及び第4節の専門用語集、注意喚起キーワード等のツール類、並びに既存の視聴覚教材を使用して、通訳を付したうえ実施することとした。

要請書別添の「1 労働安全衛生法第59条第3項の特別教育」において明記した日本語の理解力が十分でない外国人に対する特別教育を教育機関で行う場合のポイントは次の6点である。

- ① 外国人労働者向けコースを設置して実施すること。
- ② 講師が外国語に堪能でない場合には、必要に応じて通訳者を配置すること。
- ③ 通訳に要する時間は、安全衛生教育特別規程に定める学科教育及び実技教育に係る時間に含めないこと。
- ④ 教材は、母国語に翻訳したテキスト及び視聴覚教材を用いる。
- ⑤ 教育は、講師の日本語による教育に加えて、業務を行うに際して重要となる事項について、通訳者が補助的な説明を加えながら進める。
- ⑥ 所定の全教育時間を終了した後、講師及び通訳者によって、理解度を確認することが望ましい。

建災防の外国人労働者に対する特別教育のスキーム（イメージ）

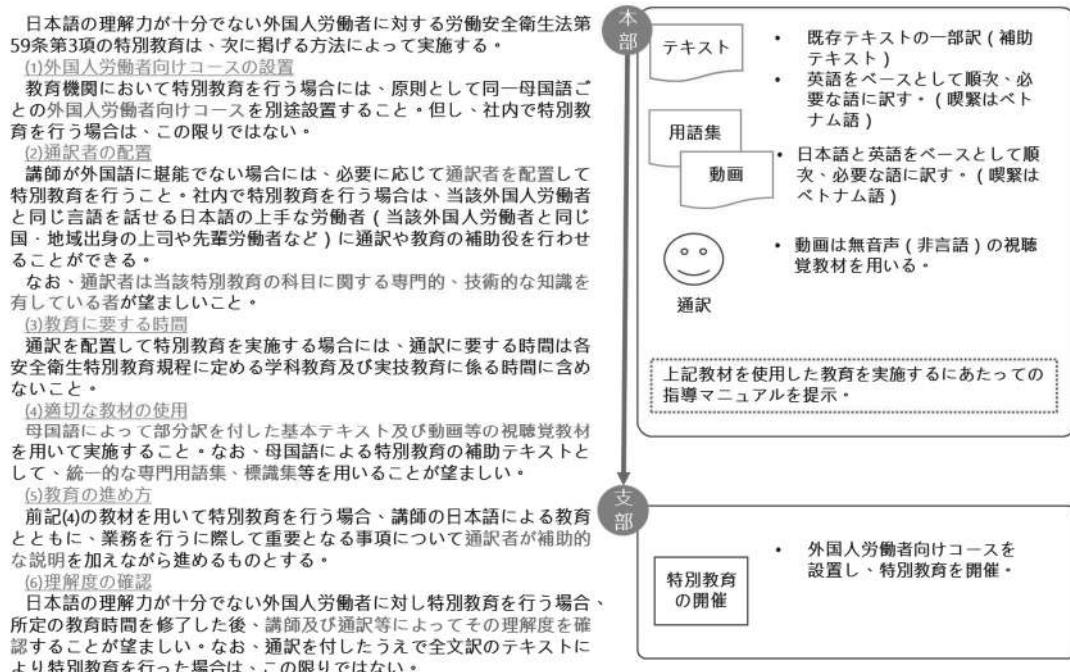


図3-45 建災防の外国人労働者に対する特別教育のスキーム（イメージ）

2. 特別教育用サブテキストの作成

前掲1を踏まえ、特別教育に使用するサブテキストを作成した。当該サブテキストは日本語テキストのうち特に重要な箇所を母国語で翻訳したものである。

1) 作成したサブテキストの種類

建設企業において、比較的多く実施されている「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」及び「足場の組立等作業従事者特別教育」のサブテキストの2種類を作成することとした。

2) 翻訳

翻訳に当たっては、各種母国語に対応できるよう、まず日本語から英語に翻訳した。

ベトナムから多く日本に就労していることから、ベトナム語のサブテキストを作成することとし、英語からベトナム語に翻訳した。

ア フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用サブテキスト

日本語テキスト目次 [○印：ベトナム語版サブテキスト翻訳箇所]	
I 作業に関する知識	
第1章 序論	
1.1	はじめに ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
1.2	フルハーネス型の着用を原則義務化 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
第2章 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法	
2.1	特別教育の対象となる作業例 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
第3章 作業に用いる設備の点検及び整備の方法	
3.1	作業に用いる設備の点検 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
3.2	作業に用いる設備の保守 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
II 安全帯に関する知識	
第1章 フルハーネス型及びランヤードの種類及び構造	
1.1	フルハーネス型の種類及び構造 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
1.2	安全帯の選定 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
第2章 安全帯の使用方法	
2.1	フルハーネス型の装着方法 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
2.2	ランヤードの取付設備等への取付け方法 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
第3章 安全帯の点検及び整備の方法	
3.1	安全帯の点検 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
3.2	安全帯の保守 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
3.3	安全帯の保管 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
第4章 安全帯の関連器具の使用方法	
4.1	関連器具の種類 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ○
4.2	関連器具の選定
4.3	関連器具の使用方法
4.4	関連器具の点検・保守・保管
III 労働災害の防止に関する知識	
第1章 墜落による労働災害の防止のための措置	
1.1	足場における墜落防止措置
1.2	足場と軀体間の墜落防止措置
1.3	安全ネット
第2章 落下物による危険防止のための措置	

2.1	建築工事用シート等
2.2	防護棚（朝顔）
第3章 感電防止のための措置	
3.1	感電
3.2	感電災害の防止
3.3	照度、照明
第4章 保護帽の使用方法及び保守点検の方法	
4.1	保護帽の使用方法
4.2	保護帽の保守点検の方法
第5章 事故発生時の措置	
5.1	墜落制止直後の状態
5.2	墜落制止直後の緊急措置
5.3	墜落制止後の対応（救助）
第6章 災害事例	
6.1	安全帯に起因する労働災害の分析結果
6.2	災害事例
IV 関係法令	
1	労働安全衛生法（抄）
2	労働安全衛生法施行令（抄）
3	労働安全衛生規則（抄）
4	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育カリキュラム
5	主要行政通知

イ 足場の組立て等作業従事者特別教育用サブテキスト

日本語テキスト目次〔○印：ベトナム語版サブテキスト翻訳箇所〕

I 足場及び作業の方法に関する知識	
第1章 足場の組立て、解体又は変更等における作業者が守るべき事項	
1.1	作業主任者等の選任等
1.2	作業主任者及び作業を指揮する者が講ずる措置の遵守
第2章 足場の種類	
2.1	足場の定義等
2.2	足場の種類とその概要・特徴
第3章 各種足場の部材の特徴等	
3.1	わく組足場に使用する部材
3.2	単管足場に使用する部材
3.3	くさび緊結式足場に使用する部材
3.4	張出し足場に使用する部材
3.5	プラケット一側足場（単管足場用鋼管）に使用する部材
3.6	つりわく足場に使用する部材
3.7	つり棚足場に使用する部材
3.8	丸太足場に使用する部材
3.9	足場ごとの積載荷重
3.10	材料等の点検
3.11	足場の組立図
第4章 各種足場の組立て、解体及び変更の作業の方法	
4.1	わく組足場の組立て、解体
4.2	単管足場の組立て、解体
4.3	くさび緊結式足場の組立て、解体

- | | | | |
|------|--------------------------------|---|---|
| 4.4 | 低層住宅工事用くさび緊結式足場（足場先行工法）の組立て、解体 | ・ | ・ |
| 4.5 | 張出し足場の組立て、解体 | | |
| 4.6 | プラケット一側足場の組立て、解体 | | |
| 4.7 | つりわく足場の組立て、解体 | | |
| 4.8 | つり棚足場（建築工事用、橋梁工事用）の組立て、解体 | | |
| 4.9 | 丸太足場の組立て、解体 | | |
| 4.10 | 内部工事用足場 | ・ | ・ |
| 4.11 | 足場の点検及び補修 | | |

II 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識

第1章 クレーン等揚重機の取扱い

- | | | | |
|-----|----------------|--|--|
| 1.1 | クレーン、移動式クレーン | | |
| 1.2 | 積載型トラッククレーン | | |
| 1.3 | ロングスパン工事用エレベータ | | |
| 1.4 | 電動ホイスト | | |
| 1.5 | 高所作業車 | | |

第2章 玉掛け及び合図等

- | | | | |
|-----|-------|--|--|
| 2.1 | 玉掛け | | |
| 2.2 | 合図の方法 | | |

第3章 使用工具

- | | | | |
|-----|-----------|--|--|
| 3.1 | 工具の種類と点検 | | |
| 3.2 | 工具の取扱いの要点 | | |

第4章 立入禁止の措置及び安全標識

- | | | | |
|-----|---------|---|---|
| 4.1 | 立入禁止の措置 | ・ | ・ |
| 4.2 | 安全標識 | | |

第5章 強風等悪天候時における措置

- | | | | |
|-----|----------------|---|---|
| 5.1 | 強風等悪天候時の点検と補強等 | ・ | ・ |
|-----|----------------|---|---|

III 労働災害防止に関する知識

第1章 墜落防止のための設備

- | | | | |
|-----|---------------|---|---|
| 1.1 | 足場ごとの墜落防止措置 | ・ | ・ |
| 1.2 | 足場と軸体間の墜落防止措置 | | |
| 1.3 | 親綱支柱及び親綱 | ・ | ・ |
| 1.4 | 安全ネット | ・ | ・ |

第2章 落下物による危険防止のための措置

- | | | | |
|-----|-----------|---|---|
| 2.1 | 幅木 | | |
| 2.2 | 防護棚（朝顔） | ・ | ・ |
| 2.3 | 建築工事用シート等 | ・ | ・ |

第3章 保護具の使用方法及び保守点検の方法

- | | | | |
|-----|-------------|---|---|
| 3.1 | 安全帯 | ・ | ・ |
| 3.2 | 保護帽及び保護めがね等 | ・ | ・ |
| 3.3 | 作業者の服装 | | |

第4章 感電災害の防止

- | | | | |
|-----|---------|---|---|
| 4.1 | 感電 | ・ | ・ |
| 4.2 | 感電災害の防止 | | |
| 4.3 | 照度、照明 | | |

第5章 災害事例

- | | | | |
|-----|--------------------------|---|---|
| 5.1 | 足場の組立て等の作業で発生した災害事例と防止対策 | ・ | ・ |
|-----|--------------------------|---|---|

IV 関係法令

1. 労働安全衛生法（抄）
2. 労働安全衛生法施行令（抄）
3. 労働安全衛生規則（抄）···
4. 足場の組立て等の業務に係る特別教育規程

3. フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（トライアル）の実施

建災防における特別教育のスキームに基づき、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（トライアル）を実施し、検討結果の妥当性を確認した。

1) 開催日程、次第及び受講者数

ア 開催日程、場所

令和2年2月15日～16日、当協会会議室（東京都港区芝5-20-14 三田鈴木ビル）

イ カリキュラム

法定教育時間数に対して、概ね1.5倍の時間数とした次のカリキュラムで実施した。

時間	科目
令和2年2月15日（土）	
9:00～9:15 (15分)	オリエンテーション
9:15～10:45 (90分)	I 作業に関する知識
10:55～13:25 (90分) (11:50～12:50)	III 労働災害の防止に関する知識 昼休
13:35～14:20 (45分)	IV 関係法令
14:20	初日 終了
令和2年2月16日（日）	
9:00～9:10 (10分)	オリエンテーション
9:10～13:10 (180分) (11:50～12:50)	II 安全帯に関する知識 昼休
13:20～13:50 (30分)	理解度チェック
14:00～16:15 (135分)	実技
16:15～16:45 (30分)	アンケート
16:45～17:00 (15分)	閉講（修了証の交付）

なお、実技は、①安全帯の装着方法、②2丁掛けフックの使用方法、③フックの掛け方の3種類を行い、①の装着方法は安全帯を4本使用のうえ2班に分かれ、2人がペアとなって向かい合って行った。

ウ 受講者

受講者数	24名（11事業場）
平均年齢	26.8歳

2) 講師及び通訳

建災防において実施するフルハーネス型安全帯使用作業特別教育の講師養成講座の講師を担当した当該分野に熟達した者が務めた。また、通訳者については、日本語テキスト及びサブテキストの内容を熟知している翻訳担当会社所属の者が担当した。

3) 使用教材

ア 配布教材等

- ① 墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育用テキスト〔建災防発行〕

- ② フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用サブテキスト（ベトナム語版）〔建災防作成〕
- ③ 正しく使おう安全帯（これだけは知っておきたい安全帯の知識）
- ④ パワーポイント配布資料（図 3-46）
- ⑤ 注意喚起キーワード集（リーフレット）
- ⑥ 建災防統一安全標識をユニバーサルデザインに全面改訂しました!!（リーフレット）
- ⑦ 理解度チェック（問題編）
- ⑧ 理解度チェック（解答編）〔説明後に配布〕
- ⑨ 目で見る安全墜落防止対策編〔理解度チェック解答解説後に配布〕

イ 講師・通訳が使用した教材

- ① 講師用パワーポイント
- ② フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用DVD（無音声）
- ③ 外国人の安全衛生教育における現場用語、安全衛生用語の一覧



図 3-46 フルハーネス型安全帯使用作業特別教育パワーポイント（抜粋）

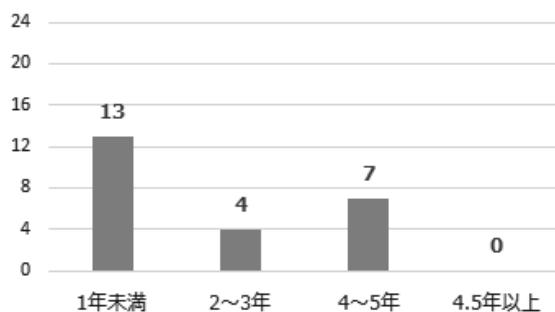
4) トライアルの実施結果

ア 受講者アンケートの状況

次の各項目を受講者全員に一斉に質問し、挙手により回答を求めた。

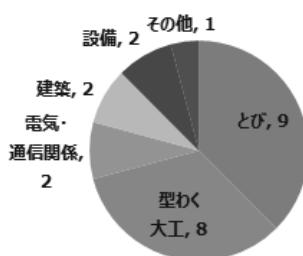
① 日本国内における建設業の経験年数について

日本国内における建設業の経験年数



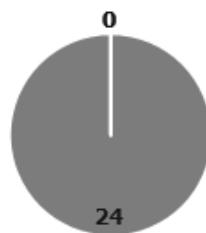
② 職種について

あなたの職種は、なんですか

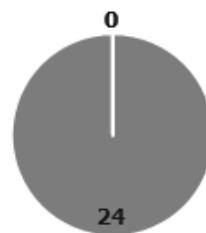


③ 講習の理解度について

講座内容（座学）



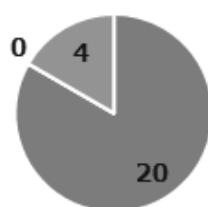
講座内容（実技）



■よくわかった ■わかった ■難しい ■よくわかった ■わかった ■難しい

④ 講義の進行速度について

講義のスピード



■良い ■もっとゆっくり ■もっと早く

⑤ 講習時間について

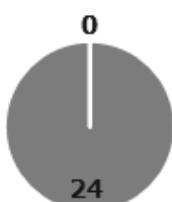
講習時間数



■ちょうど良い ■短い ■長すぎる

⑥ 通訳の内容について

通訳内容



■よくわかった ■わかった ■少し分からない
時があった

⑦ 開催曜日について

開催曜日



■土・日がよい ■平日がよい

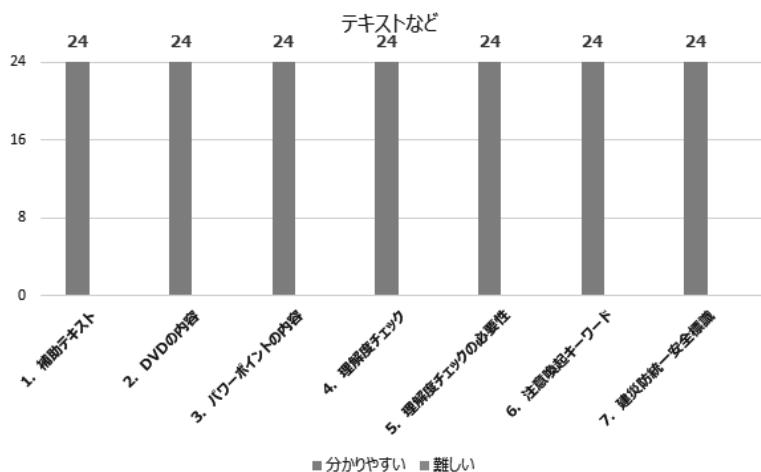
⑧ 開催日数について

開催日数



■1日間で良い ■2日間で良い ■3日間がよい

⑨ 各種教材の内容について



イ 理解度チェックの結果

安全帯の装着、フックの掛け方等の使用、点検方法について、「科目Ⅱ 安全帯に関する知識」講義終了後、理解度チェックを実施した。

理解度チェックの進め方（問題編）

- 問題の「タイトル」を読み、写真を見ます。

Q 1 フルハーネス型安全帯の作業ベルトを正しく装着していますか？



Checkpoint !

作業ベルトの通し方は正しいでしょうか？



建災防キャラクター
ホビーくん

- 答えが正しいと思う場合は「○」、誤りと思う場合は「×」を回答欄に記入して下さい。

- 理解度チェック終了後、講師が答えを解説します。



Q 1 フルハーネス型安全帯の装着状況は、正しいでしょうか？

正解 23 人 (96%) 不正解 1 人 (4%)

Q 2 フルハーネス型安全帯の作業ベルトを正しく装着していますか？

正解 23 人 (96%) 不正解 1 人 (4%)

Q 3 ショックアブソーバ（ランヤード）の選定は正しいでしょうか？（その1）

正解 20 人 (83%) 不正解 4 人 (17%)

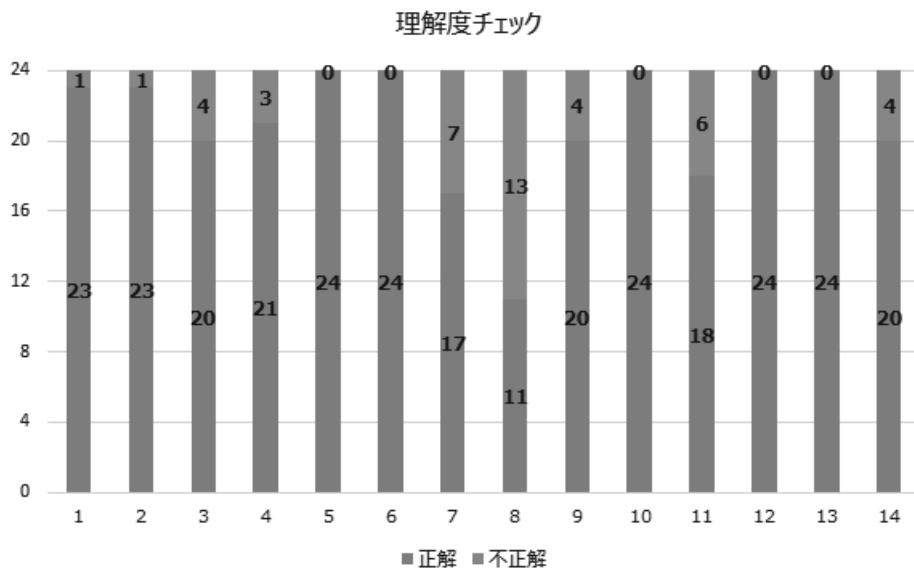
Q 4 ショックアブソーバ（ランヤード）の選定は正しいでしょうか？（その2）

正解 21 人 (88%) 不正解 3 人 (12%)

Q 5 安全帯を取付ける設備は正しいでしょうか？（足場その1）

正解 24 人 (100%) 不正解なし (0%)

- Q 6 安全帯を取付ける設備は正しいでしょうか？（足場その2）
正解 24人（100%） 不正解なし（0%）
- Q 7 安全帯を取付ける設備は正しいでしょうか？（足場その3）
正解 17人（71%） 不正解 7人（29%）
- Q 8 安全帯を取付ける設備は正しいでしょうか？（足場その4）
正解 11人（46%） 不正解 13人（54%）
- Q 9 安全帯を取付ける設備は正しいでしょうか？（足場その5）
正解 20人（83%） 不正解 4人（17%）
- Q 10 安全帯を取付ける設備は正しいでしょうか？（建築鉄骨）
正解 24人（100%） 不正解なし（0%）
- Q 11 安全帯のフックの取付け方法は正しいでしょうか？
正解 18人（75%） 不正解 6人（25%）
- Q 12 安全帯のフックの取付け方法は正しいでしょうか？（その3）
正解 24人（100%） 不正解なし（0%）
- Q 13 安全ブロックの使用状況は正しいでしょうか？
正解 24人（100%） 不正解なし（0%）
- Q 14 親綱フックの取付け方法は正しいでしょうか？
正解 20人（83%） 不正解 4人（17%）



ウ 講師の感想

学科担当	<p>① ベトナムの方々は真面目で意欲的であったと感じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義中、居眠りもなく真面目に聞いておられ、時折質問もありました。 但し、通訳の方に、受講生からの質問について、今後の教育に活かすために、その内容を伝達して欲しいです。（小職、ベトナム語は全く理解しておりません） 日本人の受講生は、ほとんど質問はありません。事業主または管理者からの質問はよくあります。 <p>② 雇用されている各社それぞれ事業主に意識をしっかりとお持ちいただく必要性を感じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝の集合の際も自らが引率され来場しておりました。 日本国内における就業中のケアをしっかりとおく必要性を感じました。 <p>③ 講義の際の資料について、母国語の資料をさらに充実させる必要を感じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳を介して、内容は理解されているかと思いますが、復習・確認のためにも母国語の
------	---

	<p>資料が必要かと思います。特にPP資料について、説明する箇所をすべて母国語に翻訳したものを配布することが必要かと思います。(母国語が主で、日本語が副です)</p> <p>④ 支部等での開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部の開催に際し、会場の条件、設備の有無により開催が危ぶまれる支部もあるかと思います。また、地域の風土により、教育の重要性の認識が異なることもあります。 ・ 発注者や監督官庁の指示・指導がないと参加者が集まらないことが考えられます。 <p>⑤ 講師の技量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通訳を介しての講義に慣れた方で講義内容を十分習熟した技量の持ち主であること。 ・ 一般日本人への講義とは違い、講義中の待ち時間（通訳時）が多々必要ですが、辛抱強い心の持ち主であること。等が求められます。 <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日目のカリキュラムにない日本語による合図など、日常の会話に必要な用語を復唱したのは、非常に良かったと感じました。 ・ 安全用語だけでなく、建設業独特の用語についても知らしめる必要があるのではないかでしょうか。
実技担当	<p>① 講義の内容（指導方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建災防様の「特別教育用テキスト」のうち、「安全帯に関する知識」の項目について180分（60分を1クールとして3クール）させて頂きました。 ・ 説明については、ベトナム語に翻訳されたテキストを使用し、説明については、その都度サンプルを見せ、手に触れさせながら説明をしました。 ・ 特に、必ずフルハーネス型を使用しなければならない条件や、作業条件によるランヤードの選択方法については、繰り返し説明を行いました。 ・ フルハーネス型の選定については、自分の体型にあったものを選定することも説明しました。 ・ フルハーネス型装着については、全受講者に装着してもらい「肩ベルト ヨシ！」「腿ベルト ヨシ！」「胸ベルト ヨシ！」「フック ヨシ！」など指差呼称、相互確認を行いました。 ・ 講習後、建災防様が作成された、「理解度チェック」を用い、理解度の確認を行いました。 ・ 問題は14問で、全問正解者が3名、その他の方は10問上正解でした。なお、不正解が比較的多かったQ7、Q8、Q11については解答後、詳細な説明を行いました。 ・ また、実技については、二丁掛けランヤードの使用方法、フックの掛け方についても全受講者に実技を行って貰いました。 <p>② 講師の感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者全員、熱心に座学、実技に真剣に取り組んでいただけたこと、また通訳の方にも感謝申し上げます。
通訳者	<p>①受講者達の理解についての感触</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々作業して、疲れがあったという受講者がいたと思いますが、2日間の講義・実技を真面目に参加してもらって、映像をよく見たり、メモを取ったり、しっかりと理解しようという姿勢が見えました。 <p>②資料についてより改善出来そうな点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料は日本語テキストで掲載された内容は、ベトナム語サブテキストに掲載されない事があります。日本語とベトナム語も同じ内容を掲載されると、受講者は、より参考になると思いました。 <p>③事前準備で苦労した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育内容はベトナム版が翻訳されないため、事前に翻訳しておかないと本番で直接に通訳することが厳しいと感じました。

	<ul style="list-style-type: none"> 一日目の資料の翻訳時間がかなりかかりました。二日目のDVD上映時間が長かったため、事前に見て内容をある程度理解しておかないと、映像を見ながら通訳することができないと感じました。 ただし、事前に講師と打ち合わせ時間を設けていただいたことは、ありがたかったですし、本番までに翻訳時間が十分にあってよかったです。 <p>④通訳中に苦心した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に準備時間をいただいたことのおかげで、特に問題ありませんでした。 <p>⑤全体の感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナム人向けの特別教育コースを講義していただくことが、非常に役立つことだと思いました。 スタッフの方々が段取りよく対応されたので、カリキュラム通りに講義が順調に進められたと思います。 日頃、建設業にあまり触れない私でもよく理解できました。 今回の仕事チャンスをいただいて、新たな建設業の知識を増やすことができたことを感謝しております。 <p>▼追加質問</p> <p>①2日目の○×確認について、受講者の反応は？</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者は問題と解説もよく聞きながら、真剣にやってもらったと感じました。 やってよかったと言つてくれました。 <p>②実技で講師が複数だったが、難しさは？ 感想でも構いません。（2名いた方が良いなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数な講師がいらっしゃったことによって、補足していただきながら、より理解しやすくなると、個人的に思いました。 講師とスタッフの方々は皆で実技を楽しく一体感で参加することができてよかったです。
--	--

5) 特別教育を実施するうえでの留意点

以上の結果を踏まえ、特別教育を実施する際の留意点をまとめます。

ア 講師及び通訳の留意点

講師以外に専属の通訳を登用する場合は、通訳の習熟度によって受講者への理解度、及び必要となる教育時間数に大きな影響が出る可能性がある。

講師は通訳の専門性、経験を把握し、必要に応じて、講師の講義内容（指導要領、説明内容のシナリオ）を事前に通訳に説明し理解させる必要がある。

通訳は、建設業の仕事の内容を理解するとともに、専門用語を理解し、講師の説明内容を確実に受講者に伝達できる力量が求められる。また、受講者からの質問は、講師の説明箇所のいかなる部分が分かりにくいのかを把握するうえで重要なものであることから、当該質問の要旨を確実に講師へ伝えることも併せて必要であると考えられる。

イ 教育時間数

特別教育は学科と実技により構成されるものであるが、外国人労働者に実施する場合、受講者数の応じて必要時間数が異なることが想定される。また、実技に使用する資機材の数量によっても必要時間が異なる。法定教育時間数が、最低限の時間数であることを考慮すると、受講者数を精査のうえカリキュラム（時間数）を設定する必要があると考えられる。

ウ 進め方

講師は、必要なところで不明な点はないか、質問はないかを問い合わせ、理解度を確かめながら講義を進める必要がある。こうした配慮を行うことにより、受講者ひとり一人の理解度が上がると考えられる。

また、通訳のタイミングは、できるだけ、短いセンテンスで行うことが重要である。
(写真 3-2、3-3)

エ 理解度チェック

理解度チェックは日本語によって行ったため、40 分の時間を要したことから、必要に応じ母国語（ベトナム語）に翻訳することも検討すべきであると考えられる。

オ 建災防統一安全標識及び注意喚起キーワード

第 3 節において述べた建災防統一安全標識及び注意喚起キーワードについて、学科（座学）修了後、20 分程度の時間を設け、説明を行った。とりわけ、注意喚起キーワードは受講者全員、立位の状態で緊急性の高い 10 のワードを復唱する等して、実際に体感することにより理解が促進されたと考えられる。



写真 3-2 実技の実施風景①



写真 3-3 実技の実施風景②

4 建設業労務安全トップセミナーにおける講演

本委員会で検討した内容を踏まえ、令和2年2月3日、建設業労働災害防止協会東京支部主催の「建設業労務安全トップセミナー」において、当協会 田中正晴専務理事が「建設業における外国人労働者の安全衛生教育について」と題した講演を行った（講演内容は巻末資料⑥のとおり、写真3-4）。



写真 3-4 建設業労務安全トップセミナーにおける講演

卷末資料

- ① 建設業における外国人労働者の安全衛生教育 現場用語一覧
- ② 建設業における外国人労働者の安全衛生教育 安全衛生用語一覧
- ③ 建災防統一標識 図・記号理解度 サンプリング調査
- ④ 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査 調査票
(労研会員企業用)
- ⑤ 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査 調査票 (協力会社用)
- ⑥ 令和2年2月3日開催 建設業労働災害防止協会東京支部主催
建設業労務安全トップセミナー 講演資料

① 建設業における外国人労働者の安全衛生教育 現場用語一覧

No.	用語(名称)	用語英訳	用語英訳	解説(用途)
12	アスベスト (あすべすと)	asbestos	asbestos	→石綿
13	アセチレンガス (あせちれんがす)	acetylene gas	acetylene gas	カーバイドに水を反応させて発生させるガスで、ガス切断やガス密接に用いる。→アセチレンガス
14	遊び (あそび)	slack/ clearance	slack/ clearance	①接合部などに緩みがある状態のこと。 ②間隔にゆとりを持たせた状態のこと。→遊び
15	当たり (あたり)	ledge/ protrusion	ledge/ protrusion	①部分の位置を示す語。 ②じよな出っ張りのこと。
16	圧接 (あつせつ)	gas pressure/ welding	gas pressure/ welding	→ガス圧接握手
17	あばた	rock pocket	rock pocket	→ジヤンカ
18	歩み板 (あゆみいた)	load board	load board	仮設用の通路や作業床に架け渡す道板のこと。
19	アンカー (あんかー)	anchor	anchor	一定着
20	アンカーブレート (あんかーぶれーと)	anchor plate	anchor plate	鉄骨工事でアンカーボルトに取り付けて用いる鋼製のブレート。鉄
21	アンカーボルト (あんかーぼると)	anchor bolt	anchor bolt	建築物の構造躯体を基礎に緊結する接合金物(ボルト)のこと。
22	暗渠 (あんきょ)	covered culvert/ underdrain	covered culvert/ underdrain	地中に埋めた排水路のこと。→カルバート
23	アンダル (あんぐる)	angle steel	angle steel	鋼材の一種で、L字形断面形状を有する山形鋼のこと。

建設業における外国人労働者の安全衛生教育 現場用語一覧

No.	用語(名称)	用語英訳	用語英訳	解説(用途)
1	アーク溶接 (あーくようせつ)	arc welding	arc welding	母材と電極または2つの電極間に発生するアークの熱を利して行う溶接。
2	アース (あーす)	earth/ grounding	earth/ grounding	接地。目的は、漏電時の感電防止、通信・弱電機器の安定動作用、送電設備用(外部雷保護用)、保護器の基準電位の提供等である。
3	アイスプライス (あいすぶらいす)	eye splice	eye splice	ワイヤーロープの端部を、ロープ自体やワイヤーシンブルを使って編にして結束すること。
4	相番(あいばん)	being on duty with a colleague	being on duty with a colleague	異なる職種の作業者が共同で作業すること。
5	アウトリガー (あうとりがー)	outrigger	outrigger	トラッククレーンなどで、吊り荷にによる転倒を防止するため、車体から腕のようにはね出す部分のこと。
6	明かり工事 (あかりこうじ)	construction under the sky	construction under the sky	土木工事用語で、シールド工事以外の工事の総称。
7	上り便 (あがりがまち)	uphill/ piece of wood at from edge of entranceway foot	uphill/ piece of wood at from edge of entranceway foot	玄関の土間から床への上がり口の縁に設けた化粧の横木。
8	朝顔 (あさがほ)	scaffolding fan	scaffolding fan	高層建築物の工事において、差し下し物を防ぐ目的で、2階または3階部分の足場から斜めに突き出した板張りの防護網。
9	足場 (あしほり)	scaffold	scaffold	工事用に組み立てる仮設の作業床、作業員通路、材料・部品などの支待台の総称。
10	足場板 (あしほりいた)	scaffold board	scaffold board	仮設通路や作業床に用いる厚板の総称。
11	アスファルト (あすふあると)	asphalt	asphalt	炭化水素を主成分とする暗褐色ないし黒色の、結合性のある固形あるいは半固形の沥青物質。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
24	安全靴 safety shoes	作業者の足部の安全を確保するためにつくられた靴。	
25	安全帶 (あんぜんひも)	fall prevention harness	高所作業や転落などの危険防止のため着用する保護用のベルト。→命綱(いのちづな)
26	安全ネット (あんせんネット)	safety net	墜落による危険防止対策として水平に張る網(ネット)。
27	石綿(いしわわた)	asbestos	耐熱、断熱、耐酸性、耐薬品、吸音などに優れた特性を有する機械性鉱物。長年吸入した場合に肺がんその他の悪性病変を起すことが判明し、取扱いが重き異規されなければならなくなつた。→アスベスト、石綿(せきめん)
28	一輪車 (いちらんしゃ)	wheel barrow	コンクリートやモルタルの小運搬に使用する手押しの二輪車または一輪車。一輪車
29	移動式足場 (いどうしきあしば)	rolling tower	→ローリングタワー
30	移動式クレーン (いどうしきくれーん)	mobile crane	橋梁装置(クレーン)積載型のトラッククレーン、クローラークレーン(ラブリーフレーン)の総称。
31	命綱 (いのちづな)	fall prevention harness	→安全帶
32	犬走り (いぬはしり)	narrow flat part/ slender flat part	①建物の周囲及び軒下部分にコンクリートや砂利などで固めてつくった細長の土間。 ②防工事や盛土の端、法尻と軒溝の間に設ける狭幅な平坦部分のこと。
32	インバート (いんぱーと)	invert	下水の流れをよくするために、たぬけ溝やマンホールの底部をそれにつながる排水溝と同様で半円に仕上げた溝。
33	インパクトレンチ (いんぱくれんち)	pneumatic impact wrench	抜骨工事で高力ボルトを締め付けるために使用する工具。
34	ウインチ (ういんち)	winch	ロープを巻き取ることによって重量物の上げ下ろしや移動を行う機械。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
35	ウエス (ゑす)	wetweld	機械器具の掃除や塗装工事などで使用するぼろきれ。
36	ウェルダー (ゑるだー)	welder	電気溶接機。
37	ウォータージェット (わータージェット)	water jetting	ノズル先端から噴出させた高压水。
38	浮き石 (うきいし)	stone that seems to fall	石面などを造成する掘削工事において、地山と一緒につなげないで落ちそうになっている石。
39	請負 (うけおひ)	contract	請負業者が工事の請成を約束し、注文者がその結果に対して代金の支払いを約束すること。
40	請負業者 (うけおひぎょう)	contractor	建築や土木工事を請け負って仕事を行う業者。
41	打放し (うちはずし)	fair faced concrete	コンクリートを打つてから、そのあと加工をしないで済ませること。
42	打継ぎ (うちつき)	construction joint	①コンクリートの打ち終わった面に、時間を見て繋げてコンクリートを打設する場合の接続部のこと。 ②中断したコンクリート打設作業を再開すること。また、それによつて生じる接続部分。
43	馬蹄 (うま)	stand/ bolster up	①足場に用いる、歩み板や角材を架け渡すための4本足の台。 ②長尺物の鋼材やコンクリートパイルを車で運搬する際、運搬台の腰椎を傷つけないように台に置く4本足の台。 ③筋肉を加工したスペーサー。
44	埋継し (うめごろし)	fill without removing	土止めもししくは基礎脚の型枠などに使用した仮設材を取り除かず埋め込んだままにしてしまうこと。
45	埋廻し (うめもどし)	soil backfill	基礎工事や地下工事が完了した後、基礎及び地下構造部の周囲の掘削部に土を戻し、現状の地盤と同様にすること。
46	裏込め (うらこめ)	back fill	①積み石の安定や排水の目的で、石垣、石積の堆積など の背面に詰める砂利や粗骨材のこと。またはその作業。 ②タイル、張り石などの裏側にある空隙にどうぞ注入すること。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
47	上塗り (うわづり)	top coat	左官・塗装・防水工事において、最後に塗る層。またはその作業。(仕上げ塗り)
48	上層(うわや)	a protective covering for a house under construction	①建築現場内に設けられた機材・資材などを保護するための仮設用屋根のこと。 ②雨天などでも工事が可能となるように、建物全体を覆つた屋根のこと。
49	エキスパンションジョイント (えきすぱんしょんじょいんじょ)	expansion joint	接着同士あるいは構造物そのものの間で、気温・地震・不沈下による膨張・収縮・振動・衝撃・ひび割れなどの有害な影響を防ぐために設ける分離した接続部。
50	エキスパンションドメタル (えきすぱんしょんドメタル)	expanded metal	二場などの床下、床、階段の踏板などに用いられる網目状の鋼材。(エキスパンションドメタル)。
51	縁を切る (えんをきる)	border cutting/ separation	熱や音、振動などの伝導を防いだり、連続的な創裂を防止したりするため、部材同士を直結させないようにすること。
52	オーバーフロー (おーぱーふろー)	overflow	洗面器、便器ロータンク、洋風浴槽など、上縁から水をあふれさせないようにはねられた水の流出機構。
53	大引き (おおひき)	lumber girder	①木造の1階床板において、根太を受ける10cmほどの角材。90cm間隔で通し、果て支えられる。 ②一般に仮設工事や型枠工事などで、支柱の上部に渡す機材をいう。
54	併む (おがむ)	lean/go down	直立しているべきものが傾いていること。
55	押さえ (おさえ)	holding/ hold down	①左官工事で、表面の最終仕上げに繋(にて)で押さえられるよこにならすこと。仕上げの程度を「金鏡3回押え」などと表現する。 ②防水管などを保護すること。押えコンクリートなど。
56	組まり (おさまり)	condition of combination	現場で取り付けられる様々な部材の組合せの具合のこと。
57	跳り場 (おどりば)	landing	休息や転倒防止の目的で、階段の途中に設けられる踏面の広い平坦な部分。
58	親方 (おやかた)	boss	職人の雇用主を意味する。
59	親杭 (おやくい)	solden beam	①杭打ち工事において、大軸と小杭が併用される場合の前者をいう。 ②山留めのため、あらかじめ掘削船に沿つて等間隔に打ち込むH形鋼。(P形鋼)。
60	親觸 (おやづな)	safety line	高所や開口部など墜落の危険がある場所で、作業員が着用する安全帶(命綱)を取り付けるため、作業場所に設置するロープ。
61	カーテンウォール (カーテンうわーる)	curtain wall	耐力壁として用途をもたせない仕切り壁の総称。(帳壁)
62	開口部 (かいこうぶ)	aperture/ opening	躯体内あらげた穴、又は顎手筋等が設置されていない墜落の危険のある箇所。
63	開先 (かいさき)	groove	溶接する2つの部材の間に設ける溝。
64	介錯ロープ (かいしゃくろーぷ)	tug rope	クレーンなどで物を吊り上げ、降ろすとき吊荷の動搖を防ぐために取り付けた綱。
65	外脚足場 (がいぱくしは)	temporary scaffold	建築工事において、建物周辺に組み立てられる仮設足場。
66	カウンターウエイト (かうんたーウエイト)	counter weight	揚重機などに付ける荷吊りのバランスをとるためにおもり。
67	架空電線 (かくうでんせん)	overhead electric wire	電力供給会社の設置した電柱に支持され、空中に張られた電線。
68	角スコ (かくすこ)	square point scoop	土や砂などをくスクロップで、先が平らなもの。
69	架(掛け)払い (かけはらい)	assembly and removal	足場や山留めなどの組立てと撤去を含めた嵩職の作業をいう。(架けはらし)。
70	嵩上げ (たさあげ)	raising	①現在あるものの高さが不足して用をなさなくなった場合、目的に応じて上に維持すること。 ②コンクリートラブの上に重量コンクリートなどを打設すること。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
71	笠木 (かさぎ)	coping	端・手すり・バラベットなどの頂部に設ける構架材もしくは仕上材のこと。
72	かしめる	tap to close the gap	①鋼版製のボイラーや水槽で、リベット縫手部分をか密にするため、鋼板の縫をたがねで叩きすき間をふさぐこと。 ②リベット打ちのこと。
73	ガス圧接継手	gas pressure welding	鉄筋やレールなどの突出せ縫手に用い、方法はジョイント面をグラインダー仕上げし、突合せておいて周囲からガス加熱し、ジョイント面に加圧して接合する。一ガス圧接
74	ガス切断 (がすせつだん)	gas cutting/ oxygen cutting	鋼材の切断方法ひとつ。酸素とオキシゲンの酸化炎を吹き付けて加熱し、この酸化によって錆防や鋼材を溶解させて切断する。
75	仮設工事 (かせつけうじ)	temporary work	建物・工作物を完成させるために、一時的に必要な施設や設備工事のこと。(仮囲い、現場用事務所、足場など)
76	仮設通路 (かせつけうろ)	temporary passage	建物・工事現場において、各種作業を行うために設けられた仮の通行路。
77	架設 (かせつ)	construction/ bridging	橋や電線などを一方から他方へかけ繋すること。
78	片押し (かたおし)	one-way tunneling	工事を一方から施工してまとめて、いくこと。
79	型枠 (かたちわく)	form/mold/ shuttering	土き板と支保工から構成されるコンクリート打設のための仮設枠。(仮枠)
80	型枠支保工 (かたちわくしまごう)	formwork support	コンクリートが打ち込まれて所定の強度を発現するまで、側面・底面・荷重等の変形を防止するため、せき板を所定の位置に保持するための仮設材料。
81	型枠大工 (かたちわくだいこう)	formwork carpenter	型枠の加工・組立てを行う職種。
82	滑車 (かっしゃ)	block/pulley	資材などをロープで上下および水平移動する際に用いる滑車付きの工具。(ボロッコ)「ブロック」(くん車。)

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
83	カッター (かったー)	cutter	①紙・布その他の被手の材料を切る小刃。 ②鉄筋を切断する機械。 ③番線などを切断するドロップカッターハーネーのこと。
84	墻つなぎ (かべつなぎ)	anchor	外部足場で主として外側に剛集するのを防ぐために、足場と建物の壁をつなぐ埋え柱。
85	かぶす	cover concrete/ covering depth	被り厚さ
86	過負荷防止装置 (かふかふまうしじょうち)	overload prevention device	吊上げ重量がオーバーしたために生じる揚重機の軸倒を防止したり、機械の破損を防止するための装置。
87	退巻き防止装置 (けまきまほうしじょうち)	overwind prevention device	クレーンなどのワイヤーロープの巻き過ぎによる事故を防止するリミットスイッチ。
88	釜場 (かまば)	pit	地下の海水や污水を集めるために、根切り底などに設けるくぼみ(ビット)。
89	がら	crushed waste	コンクリートやれんがなどを破壊したり、はつたりした場合に発生する塵(くす)。
90	カラーコーン (カラーコーン)	color cone	セーフティーコーン同様、交通規制や危険場所の表示に用いられる円やすい形の保安用具。
91	仮用し (かいなげこい)	temporary enclosure	工事期間中、工事現場と外部とを遮断するために現場周囲に設置された構造。
92	仮締め (かいじめ)	temporary tightening	鉄骨の建方に際し、建入れ直し後本締めに先立ち、鉄骨部分の接合部分のボルトを仮に締めて接合する作業のこと。
93	カブルベート (かぶるばーと)	covered conduit/ culvert/underdrain	一暗渠(あくきよ)。
94	危険予知活動 (きけんよしょくかつ)	risk prediction activities	工事現場での作業開始前に、作業遂行上予測される危険を洗い出して検討し、対策を立て実作業にいかす活動。→KYK

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	解説(用途)
95	密土 (きやくど)	good quality soil	①不良地盤を改良するために、表土層の一部を取り除いて入れ替える良質の土。 ②砂地あるいは瓦礫を多く含む粗粒に適さない地盤において、入れ替える良質の土壤のこと。(かべど)	ねじれたりよじれたりする状態をいい、ワイヤーロープなどをこの状態で使用すると切れやすい。(いわし)
96	キャスター (きやすーたー)	caster	家具の脚部につなる移動用の車。	
97	脚立 (きやたつ)	trestle/ stepladder	高所作業に用いる自立型のはしご。	
98	脚立足場 (きやなつあしは)	trestle scaffolding	脚立と脚立の間に足場板を渡してつくる仮設足場。	
99	キャットウォーク (きやつこーく)	cat walk/ equivalent inspection passage in high places	設備の点検用等のために高所に設けた通路。	
100	ケーブル (きやぶる)	cable	ゴム絶縁した心線の上を丈夫なゴムでさらに被覆したもの。	
101	キャンバー (きやんばー)	camber	①自重あるいは過重を受けたとき、正規の位置に納まるよう前に、前もつて付けるむくい。型枠や鉄骨などで行われる。 ②間隔を調節するために用いる三角形の断面をもつ木片。仮設物として使われる。	
102	キューピカル (きゅーぱくら)	cubicle	鋼板製の函に収めた配電盤の総称。	
103	協力会社 (きょうりょくかい しゃ)	subcontracting company/ subcontractor/ business partner	工事に際し、元請業者と下請契約をした個人または会社その他の法人のこと。	
104	切土 (きりど)	cut	所要高さを出すため、地盤や地山を掘削すること。	
105	切梁 (きりばり)	shore strut	山留め工事において、腹起こしを支えるために水平に渡した横架材のこと。	
106	切り盛り (きりもり)	cut and fill	傾斜地や凹凸のある地盤を平坦にする際、高い部分を切り取って低い部分に盛土すること。	
107	キンク (きんく)	kinking		ねじれたりよじれたりする状態をいい、ワイヤーロープなどをこの状態で使用すると切れやすい。(いわし)
108	杭 (いの)	pile / post / stake	構造物の過重を基礎などを介して、地盤に伝達させるための柱状の構造部材。	
109	杭打ち機 (いのうちき)	pile driving/piling	コンクリート杭や鋼(管)杭などを地中に打ち込む大型機械。	
110	釘仕舞 (いのしまい)	remove nails and organize	使用した型枠材や古材の釘を抜いて整理すること。	
111	くさび緊結式足場 (くさびきんせきしそく)	wedge binding scaffold	支柱・手すり・フレケットなどのバーツ金具でに緊結部分が溶接されているユニット式の足場	
112	躯体 (くたい)	building frame	建物の構造体のこと。(構造躯体)	
113	クライミング (くらいみんぐ)	climbing	タワークレーンの旋回体や工事用リフトを上昇させること。	
114	グラウト (ぐらうと)	grout	グラウティングに用いる注入・充てん剤の総称。	
115	グラスワール (ぐらすうーる)	glass wool	接着剤を混ぜて板、筒、帶状に成形し、断熱性と吸音性に富む断熱吸音材として用いる。	
116	クラック (くらっく)	crack	乾燥収縮あるいは内部応力や変形などにより生じるひび割れ現象。(亀裂「ひび割れ」)	
117	クランプ (くらんぶ)	clamp	単管パイプを用いた鋼管足場の組立てなどに使用する総合金物。	
118	栗石 (くりいし)	cobble stone/ rubble/ broken stone	基礎地盤などで地盤を固めるために用いられる小塊上の碎石。	

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
95	密土 (きやくど)	good quality soil	①不良地盤を改良するためには、表土層の一部を取り除いて入れ替える良質の土。 ②砂地あるいは瓦礫を多く含む粗粒に適さない地盤において、入れ替える良質の土壤のこと。(かべど)
96	キャスター (きやすーたー)	caster	家具の脚部につなる移動用の車。
97	脚立 (きやたつ)	trestle/ stepladder	高所作業に用いる自立型のはしご。
98	脚立足場 (きやなつあしは)	trestle scaffolding	脚立と脚立の間に足場板を渡してつくる仮設足場。
99	キャットウォーク (きやつこーく)	cat walk/ equivalent inspection passage in high places	設備の点検用等のために高所に設けた通路。
100	ケーブル (きやぶる)	cable	ゴム絶縁した心線の上を丈夫なゴムでさらに被覆したもの。
101	キャンバー (きやんばー)	camber	①自重あるいは過重を受けたとき、正規の位置に納まるよう前に、前もつて付けるむくい。型枠や鉄骨などで行われる。 ②間隔を調節するためには用いる三角形の断面をもつ木片。仮設物として使われる。
102	キューピカル (きゅーぱくら)	cubicle	鋼板製の函に収めた配電盤の総称。
103	協力会社 (きょうりょくかい しゃ)	subcontracting company/ subcontractor/ business partner	工事に際し、元請業者と下請契約をした個人または会社その他の法人のこと。
104	切土 (きりど)	cut	所要高さを出すため、地盤や地山を掘削すること。
105	切梁 (きりばり)	shore strut	山留め工事において、腹起こしを支えるために水平に渡した横架材のこと。
106	切り盛り (きりもり)	cut and fill	傾斜地や凹凸のある地盤を平坦にする際、高い部分を切り取って低い部分に盛土すること。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	解説(用途)
119	クリッパー (クリッパー)	clipper	鉄線切断用の大抜。	
120	グレーチング (ぐれーちんぐ)	grating	屋外排水溝の蓋などに使われる格子状の金物。	
121	クレーン (くれーん)	crane	資材・仮設材などの吊上げ及び移動・運搬を行う揚重機械。	
122	クローラークレーン (くろらーくれーん)	crawler crane	キャタピラで走行する自走式の揚重機(クレーン)。	
123	クロス張り (くろすぱり)	cloth finish	薄い布製の装飾用壁紙を壁面に張り付けて仕上げること。	
124	跳上げ (とあげ)	rise	階段を構成する一段一段の鉛直面、またはその高さ。	
125	ケーシング (けーしんぐ)	casing	場所打ちコンクリート杭などを施工する際、掘削孔が崩壊しないように、孔の全長あるいは上部に入れる鋼管のこと。	
126	桁 (けた)	girder / crossbeam	木造の軸組において、梁を受けるために、それと直角方向に架けた横架材。	
127	結束線 (けつそくせん)	binding wire	鉄筋組立てに際し、配筋の交差部分を緊結するために用いる細目的な鉄線。	
128	けれん	scraping / cleaning	①劣化した塗装やさひをヘラやスクレーバーを使い除去すること。 ②使用済み型枠やコンクリートタイルの仕上げ面に付着したモルタルかすなどを、ヘラを使って除去すること。	
129	剣スコ (けんそこ)	pointed scoop	土砂を掘削するスコップで、先がとがったもの。	
130	建設用リフト (けんせつよリフ)	lifts for construction	土木・建築等の工事で使用する、荷だけを運搬することを目的としたエレベーターの総称。	
131	間知石 (けんちいし)	the pyramid stone used for stone walls	石垣用に加工したほぼ角錐台状の石。	
132	間知ブロック (けんちぶろっく)	concrete stone wall block	間知石の形につくったコンクリートブロック。石垣や擁壁に用いる。	
133	現場打ちコンクリート (げんばうちコンクリート)	in-situ concrete	現場で型枠等に打ち込んで施工するコンクリートの総称。(「場所打ちコンクリート」)	
134	高所作業車 (こうじょさぎょうしゃ)	aerial work vehicle	高所での作業を安全かつ迅速に行うため、走行装置に固定された作業装置を持つ車両の総称。	
135	櫻台 (さくらだい)	working platform	①地下掘削を行うのに必要な画面を据えてトラックなどが乗り入れるようにして、便道の櫻台。「乗り入れ櫻台」ともいう。 ②市街地の工事用具で、第三者に危険などがないように歩道上に設置する防護柵。〔「安全柵」ともいい。〕	
136	工程 (こうてい)	stage of execution	各工種別に、作業量を日数に換算して作成した日程。工事全体を工期内で終えるための推進基準となる。	
137	公道 (こうどう)	highway / public road	一般公衆用の道路のうち、国または地方公共団体が道路施設地の所有権を有し、維持管理する道路のこと。	
138	小運搬 (こううんぱん)	small transport / short distance transportation	工事現場内やその近辺で使う資材、仮設材、土砂などの近距離運搬のこと。	
139	コーニング (こーきんぐ)	caulking / caulking	窓枠の漏水防止のための詰め物。	
140	鎌 (こて)	trowel	モルタルやプラスチックなどを塗り付けたり仕上げたりするための左官道具。	
141	コードリール (こーどりーる)	cord reel	電動工具用のコード巻上げ装置とコンセントを組み合せた円筒形容上の道具。	
142	コールドジョイント (こーるどじょいんと)	cold joint	前に打設した層のコンクリートが硬化し始めた後、次の層が打ち継がれることによって生じる不連続的な接合面。	

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
119	クリッパー (クリッパー)	clipper	鉄線切断用の大抜。
120	グレーチング (ぐれーちんぐ)	grating	屋外排水溝の蓋などに使われる格子状の金物。
121	クレーン (くれーん)	crane	資材・仮設材などの吊上げ及び移動・運搬を行う揚重機械。
122	クローラークレーン (くろらーくれーん)	crawler crane	キャタピラで走行する自走式の揚重機(クレーン)。
123	クロス張り (くろすぱり)	cloth finish	薄い布製の装飾用壁紙を壁面に張り付けて仕上げること。
124	跳上げ (とあげ)	rise	階段を構成する一段一段の鉛直面、またはその高さ。
125	ケーシング (けーしんぐ)	casing	場所打ちコンクリート杭などを施工する際、掘削孔が崩壊しないように、孔の全長あるいは上部に入れる鋼管のこと。
126	桁 (けた)	girder / crossbeam	木造の軸組において、梁を受けるために、それと直角方向に架けた横架材。
127	結束線 (けつそくせん)	binding wire	鉄筋組立てに際し、配筋の交差部分を緊結するためるために用いる細目的な鉄線。
128	けれん	scraping / cleaning	①劣化した塗装やさひをヘラやスクレーバーを使い除去すること。 ②使用済み型枠やコンクリートタイルの仕上げ面に付着したモルタルかすなどを、ヘラを使って除去すること。
129	剣スコ (けんそこ)	pointed scoop	土砂を掘削するスコップで、先がとがったもの。
130	建設用リフト (けんせつよリフ)	lifts for construction	土木・建築等の工事で使用する、荷だけを運搬することを目的としたエレベーターの総称。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
143	コンクリートポンプ (コンクリートポン プ)	concrete pump car	コンクリート圧送装置と付属器具一式をトラックに搭載した、コンクリート打込み用車両機械。	155	産廃 (さんばい)	industrial waste	工事現場や工場などで発生した廃棄物で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたもの。(産業廃棄物)。
144	ゴンドラ (ごんどうら)	swinging scaffolds	建築物の外壁や窓の補修、清掃、塗装などに使う簡易吊り足場。	156	脚橋 (さんばし)	temporary pier	作業員の通路、資材運搬路として組み立てられた仮設物。
145	コンバネ (コンバネ)	composite panel	コンポジットパネル(合板)の略。(木製型枠材)	157	地足場 (じあしざ)	ground level	基礎の鉄筋組立てや型枠組み、コンクリート打設などのために、地面上に沿って水平に架ける足場の総称。
146	コンプレッサー (コンプレッサー)	compressor	気体をある一定の圧力に圧縮する機械の総称。(空気圧縮機)	158	地組 (じぐみ)	horizontal scaffolding used for foundation work	鉄骨工事において、そのまま運搬できないような大型部材を部分的に分割し、現場に搬入してから建物前面に地上で組み立てるのこと。
147	コンベアー (コンベアー)	conveyer/conveyor	コンクリート骨材、土砂などを可動式ベルトの上に載せて運搬する機械。	159	シートバイル (シートバイル)	sheet pile	根切り工事の山留めや止水のため、周囲に打ち込む鋼製矢板。
148	コンベックス (コンベックス)	tape measure	小型の鋼製巻尺。1.5~5m程度の寸法測定が可能。	160	敷板 (しきいた)	floor board/bottom board	①スラブ・土間コンクリートなどの上に直接接せし転(は)し床を構成する床板。 ②仕上材の下地として敷き込む板の総称。
149	作業員 (さぎょういん)	worker	労働者。	161	敷バタ (しきばた)	end thick square wood	壁の型枠を組み立てる際、支柱工、支柱などが地中にめり込まないようになに、一番下に嵌(は)め込む角材のこと。
150	作業所 (さぎょうしょ)	workshop	工事場所。	162	始業点検 (しきょうてんけん)	start-up inspection	作業を始める前に、機械・工具類が正常に動作するかどうかを調べ、不良があれば修理・交換して作業に支障がないようにすること。
151	下げ振り (さげぶり)	plumb bob/plumb	水糸などの先端に円錐形のおもりを付けたもので、柱や壁の垂直の良否を調べたり、定点を同一船直上に移したりするのに用いる道具。	163	試掘 (しきくつ)	test-pit digging	地盤の詳細な土質を確認するため地表面の一部を実際に掘つてみること。
152	作業床 (さぎょうゆか)	work platform	高所作業などを安全かつ迅速に行えるようにした、人および荷をのせる部分の総称。	164	下請 (しとうけ)	subcontracts	請負仕事の全部または一部をさらにおほかの者が請負うこと。
153	差し筋 (さしきん)	joint bar	コンクリートを打ち離ぐ際、打設時間差のある新旧コンクリートが構造体として一体化するため、旧コンクリート打設時にあらかじめ挿入しておく鉄筋。	165	下地 (ししたじ)	substrate/bed	壁仕上げなどに際して、仕上材の裏面にあつてその仕上げ壁仕上材に取り付けて溶接作業時の感電を防止する装置。
154	残土 (ざんど)	surplus soil	根切り工事で掘り出した土のうち、埋戻しなど現場内で使用される以外の土。	166	自動電擊防止装置 (じどうでんげきぼうしそうち)	automatic voltage reducing device	交流のアーケ放電に取り付けて溶接作業時の感電を防止する装置。

143	コンクリートポンプ (コンクリートポン プ)	concrete pump car	コンクリート圧送装置と付属器具一式をトラックに搭載した、コンクリート打込み用車両機械。	155	産廃 (さんばい)	industrial waste	工事現場や工場などで発生した廃棄物で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたもの。(産業廃棄物)。
144	ゴンドラ (ごんどうら)	swinging scaffolds	建築物の外壁や窓の補修、清掃、塗装などに使う簡易吊り足場。	156	脚橋 (さんばし)	temporary pier	作業員の通路、資材運搬路として組み立てられた仮設物。
145	コンバネ (コンバネ)	composite panel	コンポジットパネル(合板)の略。(木製型枠材)	157	地足場 (じあしざ)	ground level	基礎の鉄筋組立てや型枠組み、コンクリート打設などのために、地面上に沿って水平に架ける足場の総称。
146	コンプレッサー (コンプレッサー)	compressor	気体をある一定の圧力に圧縮する機械の総称。(空気圧縮機)	158	地組 (じぐみ)	horizontal scaffolding used for foundation work	鉄骨工事において、そのまま運搬できないような大型部材を部分的に分割し、現場に搬入してから建物前面に地面上で組み立てるのこと。
147	コンベアー (コンベアー)	conveyer/conveyor	コンクリート骨材、土砂などを可動式ベルトの上に載せて運搬する機械。	159	シートバイル (シートバイル)	sheet pile	根切り工事の山留めや止水のため、周囲に打ち込む鋼製矢板。
148	コンベックス (コンベックス)	tape measure	小型の鋼製巻尺。1.5~5m程度の寸法測定が可能。	160	敷板 (しきいた)	floor board/bottom board	①スラブ・土間コンクリートなどの上に直接接せし転(は)し床を構成する床板。 ②仕上材の下地として敷き込む板の総称。
149	作業員 (さぎょういん)	worker	労働者。	161	敷バタ (しきばた)	end thick square wood	壁の型枠を組み立てる際、支柱工、支柱などが地中にめり込まないようになに、一番下に嵌(は)め込む角材のこと。
150	作業所 (さぎょうしょ)	workshop	工事場所。	162	始業点検 (しきょうてんけん)	start-up inspection	作業を始める前に、機械・工具類が正常に動作するかどうかを調べ、不良があれば修理・交換して作業に支障がないようにすること。
151	下げ振り (さげぶり)	plumb bob/plumb	水糸などの先端に円錐形のおもりを付けたもので、柱や壁の垂直の良否を調べたり、定点を同一船直上に移したりするのに用いる道具。	163	試掘 (しきくつ)	test-pit digging	地盤の詳細な土質を確認するため地表面の一部を実際に掘つてみること。
152	作業床 (さぎょうゆか)	work platform	高所作業などを安全かつ迅速に行えるようにした、人および荷をのせる部分の総称。	164	下請 (しとうけ)	subcontracts	請負仕事の全部または一部をさらにおほかの者が請負うこと。
153	差し筋 (さしきん)	joint bar	コンクリートを打ち離ぐ際、打設時間差のある新旧コンクリートが構造体として一体化するため、旧コンクリート打設時にあらかじめ挿入ておく鉄筋。	165	下地 (ししたじ)	substrate/bed	壁仕上げなどに際して、仕上材の裏面にあつてその仕上げ壁仕上材に取り付けて溶接作業時の感電を防止する装置。
154	残土 (ざんど)	surplus soil	根切り工事で掘り出した土のうち、埋戻しなど現場内で使用される以外の土。	166	自動電撃防止装置 (じどうでんげきぼうしそうち)	automatic voltage reducing device	交流のアーケ放電に取り付けて溶接作業時の感電を防止する装置。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	解説(用途)
167	しの	shiro	足場を緊結する繩類を締めたり、鉄骨建方などでボルト穴を仮通したりする蓋板用の工具。	作業所において、作業中の労働者を直接指導または監督する者。
168	ジブクレーン (じぶくれいん)	jib crane	構台の上や建方の完了した鉄骨部材上に据え付けて荷揚げ、荷下ろしを行うクレーンの総称。	墨出し作業において、通り心や柱心・壁心など中心となる線を墨で記すこと。
169	支保工 (しほこう)	timbering/support/ faissoir	上部のあるいは横から荷重を支えるために用いる仮設構造物の一般的結構。	地震や風などの外力に対し、建物の軸組を強化するために入れる網めがね。(フレース)
170	綱鋼板 (しまこうばん)	checkered steel plate	→チェックカードフレート	工事期間中、高所作業や開口部付近など墜落の危険がある場所に取り付ける仮設の手すり。
171	締固め (じめかため)	compaction	①盛土や埋戻し土を突き固め転圧、振動などによって密実にすること。 ②コンクリート打設の際、バイブレーターなどで型枠の隅々まで十分に充てんすること。	地下工事などで、工事車両やクレーンなどのために構築される仮設舞台。
172	ジャッキベース (じやっきてーす)	jack base	桿組足場の建柱の足元にセットする高さ調節が可能な仮設材。	構築物基礎底部の安定をはかる目的で打設されるコンクリート。
173	シャックル (しゃっくる)	shackle	ワイヤーロープや鎖の端を留める道具。多くはねじピンが取り外しできるようになっている。(しゃこ)	スパナー (すばなー)
174	地山 (じやま)	natural ground	掘削や切り取り以前の自然状態にある地盤。	スパン (すぱん)
175	ジャンカ (じゃんか)	rock pocket	コンクリート打設中の突き固めが不十分で、セメントベースとの回りが悪いと発生する欠陥。→あはた、(豆板)、(異板)	スペーサー (すべーサー)
176	シユート (しゅーと)	chute	コンクリート打設用の通(とい)または管。	素振り (すべり)
177	場内運搬 (じょうないうんぱん)	on-site transportation	→小運搬	excavation work without support
178	常用 (じょうよう)	daywork	元請が下請契約以外に(下請から)労務提供を求め、仕事の出来高に関係なく勤務時間・日数に応じて賃金が支払われる方式、もしくは方働き。	marking/inking marking/inking
179	職長 (しょくちょう)	foreman	作業所において、作業中の労働者を直接指導または監督する者。	墨出し (すみだし)
180	芯出し (しんし出し)	centering	墨出し作業において、通り心や柱心・壁心など中心となる線を墨で記すこと。	marking/inking marking/inking
181	筋支い (すじかい)	bracing/ diagonal bracing	地震や風などの外力に対し、建物の軸組を強化するために入れる網めがね。(フレース)	スラブ (すらぶ)
182	スタンション (すたんしょん)	stanchion/ temporary handrail	工事期間中、高所作業や開口部付近など墜落の危険がある場所に取り付ける仮設の手すり。	床板
183	ステージ (すてーじ)	stage	地下工事などで、工事車両やクレーンなどのために構築される仮設舞台。	
184	捨てコンクリート (すてコンクリート)	concrete subsoil/ levelling concrete	構築物基礎底部の安定をはかる目的で打設されるコンクリート。	
185	スパナー (すばなー)	spanner/wrench	ナットを締めつける工具。	
186	スパン (すぱん)	span	梁やアーチなどの構造物を支持する支点間距離のこと。	
187	スペーサー (すべーサー)	spacer/cleat	鉄筋コンクリート工事で、型枠のせき版と鉄筋の間隔を一定に保つために使用するモルタル製のブロックや金属製の金物、器具。	
188	素振り (すべり)		山留めなしで、地盤の掘削を行うこと。	
189	墨出し (すみだし)		①壁・柱・床などの中心線の位置、仕上げ面の位置またはそれらの邊け墨を墨系などを使って記すこと。 ②部材の切断、取付け、縫手、仕口加工などの作業のため必要な線や印を付けること。(墨打ち)	
190	スラブ (すらぶ)	slab		

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	用語英訳	解説(用途)
191	ズリ(すり)	rock debris from blasting	トンネルの施工において、掘削や砕破により生じた片付ける必要のある土砂、岩石のくず。	203 台付けワイヤー (たいけいわいやー)	クレーンなどを使つて橋重作業を行う際、資材に巻き付けたり引つ掛けたりする補助ワイヤー。(台付け)玉掛けワイヤーの編み込み方法以外のワイヤー
192	スリーブ (すりーぶ)	sleeve pipe	設備工事において、配管の継手に用いられる筒状の部品。	204 梁き足場 (りょうきあしじば)	scaffolding with two horizontal members on one pillar 1列の建地に布地を2本ずつ流した足場。
193	積載型・ラック クレーン	crane loading type truck	荷台に機重装置を取り付けたトラックのこと。→ユニック	205 脱型 (だつけい)	コンクリートが硬化した後に型枠を取り外すこと。
194	石綿 (せきめん)	asbestos	→石綿(いしわら)、アスペスト	206 建方 (たてかた)	鉛骨織造における柱・梁の組立て(仮ボルト締め、ひすみ直しを含む)やプロキヤス(後筋)コンクリート(PC構造)における壁・床部材の組立てなどのような、現場における部材組み立て作業(工程のこと)。
195	セグメント (せぐめんと)	segment	シーリング工法によつて、掘削前の内面に置工材として用いる鋼製または鉄筋コンクリート製の部材。	207 建地 (たてじ)	標準/上直立柱式 standard/upright post stem/pole 丸太足場、パイプ足場、仮柱などにおける柱材。(後踏み、軋ばし)
196	セパレーター (せぱれーたー)	separator	鉄筋コンクリート造の梁・断などにおいて、鉄筋間の間隔、鉄筋と型枠との間隔、また相対する型枠の相互間隔を保持するために取り付ける創い物。(隙子)	208 犀掘り (さいぬきほり)	急斜面や垂直面となっている地盤を掘削方法の一種。(下掘り)
197	ゼネコン (せねこん)	general contractor	general contractor の略。(「総合請負業者」「総合工事業者」)	209 玉掛け (たまがけ)	重量物をクレーンなどを使って揚重・移動する際、重心を失わないようについやーロープなどをかけること。
198	世話役 (せわやく)	chief labourer/ foreman	職人グループの長を指す名称。(せわやき)。	210 駄目 (だめ)	工事が仕上がったと思ったとしても、完全でないこと。
199	専門工事業者 (せんもんこうじぎょうしゃ)	subcontractor/ specialized contractor	主にゼネコンの下請などなつて、建築工事のうちの一部を専門に請け負う業者。(「下請業者」「サブコン」)	211 タワークレーン (ターウーべーるん)	塔状をしたマストに水平ブームを取り付けたクレーンのこと。
200	造作(ぞうさ)	finishing carpentry	木工事において、床組、輪組などの骨組が完了した後には施される内外の木工事全般。	212 単管足場 (たんかんあしじば)	パイプ足場、鋼管足場の一種。(鋼製単管足場)
201	側溝 (そっこう)	side-gutter	道路脇の排水溝のこと。U字溝、L字溝などがある。	213 単管パイプ (たんかんぱいぱいぶ)	単管足場や仮設用の手すりに用いる材料。
202	台車 (だいしゃ)	truck/lorry	車輪の付いた運搬用の荷台。	214 段取り (だんどり)	建築工事では、工事工程に基づいて資材・労務・仮設機械などの計画を立て、手配すること。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
191	ズリ(すり)	rock debris from blasting	トンネルの施工において、掘削や砕破により生じた片付ける必要のある土砂、岩石のくず。
192	スリーブ (すりーぶ)	sleeve pipe	設備工事において、配管の継手に用いられる筒状の部品。
193	積載型・ラック クレーン	crane loading type truck	荷台に機重装置を取り付けたトラックのこと。→ユニック
194	石綿 (せきめん)	asbestos	→石綿(いしわら)、アスペスト
195	セグメント (せぐめんと)	segment	シーリング工法によつて、掘削前の内面に置工材として用いる鋼製または鉄筋コンクリート製の部材。
196	セパレーター (せぱれーたー)	separator	鉄筋コンクリート造の梁・断などにおいて、鉄筋間の間隔、鉄筋と型枠との間隔、また相対する型枠の相互間隔を保持するために取り付ける創い物。(隙子)
197	ゼネコン (せねこん)	general contractor	general contractor の略。(「総合請負業者」「総合工事業者」)
198	世話役 (せわやく)	chief labourer/ foreman	職人グループの長を指す名称。(せわやき)。
199	専門工事業者 (せんもんこうじぎょうしゃ)	subcontractor/ specialized contractor	主にゼネコンの下請などなつて、建築工事のうちの一部を専門に請け負う業者。(「下請業者」「サブコン」)
200	造作(ぞうさ)	finishing carpentry	木工事において、床組、輪組などの骨組が完了した後には施される内外の木工事全般。
201	側溝 (そっこう)	side-gutter	道路脇の排水溝のこと。U字溝、L字溝などがある。
202	台車 (だいしゃ)	truck/lorry	車輪の付いた運搬用の荷台。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	用語英訳	解説(用途)
215	ターンバックル (ターンばっくる)	turbuckle	フイヤーロープなどを緊張するのに用いるねじ式の引き締め金具。	227	定着 (ていちやく)
216	チェックカードブレー ト (ちえつカードブ レート)	checkered steel plate	鋼板の表面に菱形の縞(しま)をついたもの。 →綺(き)麗(れい)な縞(しま)。	228	手直し (てなおす)
217	チーンブロック (チーンぶろっく)	chain block	滑車と鎖を組み合わせて人手による機重力を増幅する道 具。	229	手元 (てもと)
218	チッピング (ちっぴんぐ)	chipping	硬化したコンクリート面の突出部や不要部分をかがねでは はつること。	230	手裏り (てもどり)
219	丁張り (ぢょうり)	finishing stake	鋼製や盛土などの土工事、石積みの構壁工事などで、板 材をまつて設置した仕上がり面を表示する定規類。	231	転圧 (てんあつ)
220	ツールボックスミー ング (ツールボックス みーでいんぐ)	toolbox meeting	現場において作業前に工具や安全に関する簡 便な話し合いのこと。	232	天端 (てんぱん)
221	突き固め (つきがため)	compacting	盛土やコンクリート打設の際、密実になるようになり、 たいへりして締め固める作業。	233	土圧 (どあつ)
222	維手 (つきて)	joint/sparce	①海材相互をその材軸方向(長手方向)に維ぐ場合の接合 部、不適合仕口(いしこ)は、部材斜互を直角、またはある角 度で接合する仕口(いしこ)と区別して用い。②配管同士を接続するもの。	234	土被り (どぶり)
223	端 (妻)	gable end	端へり、はし。 妻:建物の梁間方向の側面。	235	土工 (どこう)
224	吊り足場 (つりあしざば)	hanging scaffold/ suspended scaffold	上部から吊り下された作業床の總称。	236	床付け (とこづけ)
225	吊り荷重 (つりかじゅう)	suspension load (crad lift load)	フレームあるいはデリックの構造および材料に応じてかけ加さ せることのできる最大荷重をいう。(美質的な吊り荷重の限 定)	237	床掘り (とこぼり)
226	定格荷重 (ていかくかじゅう)	rated load	フレームあるいはデリックの構造によつて決められた最大 吊り荷重から、フレームなどとの吊り荷重の量を引 いた減量。(美質的な吊り荷重の限度)	238	土捨て場 (どすてば)

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
215	ターンバックル (ターンばっくる)	turbuckle	フイヤーロープなどを緊張するのに用いるねじ式の引き締 め金具。
216	チェックカードブレー ト (ちえつカードブ レート)	checkered steel plate	鋼板の表面に菱形の縞(しま)をついたもの。 →綺(き)麗(れい)な縞(しま)。
217	チーンブロック (チーンぶろっく)	chain block	滑車と鎖を組み合わせて人手による機重力を増幅する道 具。
218	チッピング (ちっぴんぐ)	chipping	硬化したコンクリート面の突出部や不要部分をかがねでは はつること。
219	丁張り (ぢょうり)	finishing stake	鋼製や盛土などの土工事、石積みの構壁工事などで、板 材をまつて設置した仕上がり面を表示する定規類。
220	ツールボックスミー ング (ツールボックス みーでいんぐ)	toolbox meeting	現場において作業前に工具や安全に関する簡 便な話し合いのこと。
221	突き固め (つきがため)	compacting	盛土やコンクリート打設の際、密実になるようになり、 たいへりして締め固める作業。
222	維手 (つきて)	joint/sparce	①海材相互をその材軸方向(長手方向)に維ぐ場合の接合 部、不適合仕口(いしこ)は、部材斜互を直角、またはある角 度で接合する仕口(いしこ)と区別して用い。②配管同士を接続するもの。
223	端 (妻)	gable end	端へり、はし。 妻:建物の梁間方向の側面。
224	吊り足場 (つりあしざば)	hanging scaffold/ suspended scaffold	上部から吊り下された作業床の總称。
225	吊り荷重 (つりかじゅう)	suspension load (crad lift load)	フレームあるいはデリックの構造および材料に応じてかけ加さ せることのできる最大荷重をいう。(美質的な吊り荷重の限 定)
226	定格荷重 (ていかくかじゅう)	rated load	フレームあるいはデリックの構造によつて決められた最大 吊り荷重から、フレームなどとの吊り荷重の量を引 いた減量。(美質的な吊り荷重の限度)

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
239	土留め (どどめ)	earth retaining	きり立った周囲の側壁あるいは斜面の土砂が崩壊しないように対ける架構をいう。土止め板や矢板などを使用する。
240	土羽 (どは)	slop ^a	斜面および盛土の法面のこと。
241	嵩 (とび)	scaffolding man	足場の組立、鉄骨の建方、基礎工事、杭打ちなどの作業を専門とする職人。
242	土間 (どま)	dirt floor/ earthen floor	①屋内にあって床が土のままのところ。 ②下が直接土に接しているコンクリートの床。(土間コンクリート)
243	ドラグショベル (どらぐしょべる)	dragline-type shovel	地盤面よりも低い部分の掘削や水中の掘削に適したショベル系の掘削機械。バッシャホウ装備している。
244	トラッククレーン (トラックくわーん)	truck crane	トランクに360°旋回可能な機械式クレーンで、機体の安定を保つためにアーリガードを装備している。
245	トラックミキサー (トミキ)	truck mixer/ transit mixer truck/ mixer lorry	生コンを運搬するトラック。トランジットミキサーとアシターターラックの2種類がある。一生コン車
246	取り合い (とりあい)	members touch each other	部材同士が接触しあう部分またはその状態。
247	とんぼ	boring rod	①梁の型枠を受ける角材。 ②防水層の上よりに貼るラスを止めための金物。 ③防水用の端の一種。先端が刃のようになっている。 ④掘り切りの深さなどを測るためにT形の定木。「馬鹿棒(ばかぼう)」
248	内装 (ないそう)	interior finishing	躯体内部の壁、天井、床などの仕上げ工事。
249	生コン車 (なまこんしゃ)	truck mixer/ transit mixer truck/ mixer lorry	→トラックミキサー
250	均し (ならし)	smooth the surface/leveing	表面を平滑にすること。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
251	逃げ (にげ)	clearance/ reference point	①材料の加工誤差や現場での取付け誤差などを吸収するためには、あらかじめ取つておくべき間や量なりにおける余裕のこと。 ②逃げ場のこと。 ③引照点
252	人工 (にんく)	number of people required for work	作業に要する作業者数のこと。
253	帯 (ねの)	①ledger ②horizontal member	①水平や長手などを意味する言葉。布基礎および布丸太の略称。 ②足場を構成する建地と建地を連結する水平部分。(布地)
254	嵌入れ (はいれ)	embedment	①杭、基礎、脚立て柱などの地中に埋設した部分。 ②地表面から地中に埋設した部分。(根入)
255	堀切り (ほりぎり)	excavation	基礎や地下構造物を造るのに、地盤面下の土を掘削すること。
256	轍車 (ほくくるま)	wheel barrow	→一輪車
257	板がらみ (いたがらみ)	reinforcing material connecting the lower part of the vertical member	足場の建地(いたてじ)下部や型枠を支えるパイプサポートの上部に30~45cmほど間隔で設される。 ②板設工事などで、作業床や床版型枠の床板を受けるため、比較的細かく、いわゆる溝釘材。
258	板太 (いた)	floor joist	①木造の床組において、床板を受ける横木。大引きや床梁の間に30~45cmほど間隔で設される。 ②板設工事などで、足元を固めるための補強材。
259	豊里結構 (のぼりさんばし)	raking pier	作業員が足場を昇降するために設ける斜めの仮設用通路。傾斜が30°以下で手すりを取り付け、7mごとに躊躇を設けることによって手すりを設ける。
260	野丁場 (のちょうば)	suburban scene	町中の仕事場を意味する町丁場に対するもので、郊外の工事現場をいづ。
261	法(のり)	slope/inclination	①崖や斜面および切土や盛土で生じる傾斜面のこと。 ②長さを意味する言葉。
262	法面(のりづら)	surface of slope	切土や盛土における傾斜の表面。(法面(のりめん))

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	解説(用途)
263	法肩 (のりかた)	top of slope	法面(のりづら)の一一番上の部分。すなわち法面最上部の角の部分をいう。「法(のり)	山留め工事において、矢板などの山留め壁にかかる土圧を切梁に伝えるため、山留め壁面に接して水平位置で取り付ける構架材。
264	法尻 (のりじり)	toe of slope	法面(のりづら)の一一番下の立上り部分のことをいい、立上り点を「法先(のりさき)」という。「法(のり)	一度つくった掘削底面を施工上の正しい計画基面まで掘り下げること。
265	バーレル (ばーる)	crow bar	重いものを持ち上げる場合、そのものの下に差し込んで「てこ」として用いる鉄製の工具。 〔「かかなてこ」「かじや」「クローバー」〕	焼きなましした鉄線で、太さで番号を表すことから番線といふ。足場や丸太などの結束に使う。
266	パイプサポート (ぱいふさぽーと)	pipe support	スラブ・梁などの型枠を支える支柱。径5~6cmほどとの上下2本の鋼管を組み合わせ、長さの調節が自由にできるよう伸縮式のサポーター。 〔「サポート」「鋼管支柱」〕	梁・土台などが直交する水平部分を補強するために、水平に入れる斜め材。
267	バイブレーター (ばいぶれーたー)	vibrator	コンクリート打設の際、振動を与えることにより、コンクリート中の気泡を防止したり、型枠内におよび筋筋・筋骨筋間に密なコンクリートを充てんするための機械。	直立する構造物・部材・機械・装置類の傾斜や倒壊を防ぐ支えのこと。
268	ハケット (ぱけつ)	bucket	土砂やコンクリートなどを入れて運搬する鋼製容器のこと。 所定位置まで運搬した後の排出方法。「なべ」	①周囲より一段下がった部分。穴、溝などのこと。 ②階接欠陥の一種で、表面に生じた小さな気泡のこと。
269	端太角 (ばたかく)	batter	型枠工事の支持材として使われている角材。 〔「端太」端太材〕	ピット (びうつ)
270	ハッカー (はつかー)	hooker	鉄筋を結束線(番線)で緊結するときに用いる工具。 〔「くり」「手ハッカー」〕	the depth of pt pt/ shore
271	バックホウ (ばっくまう)	backhoe shovel	地盤面よりも低い部分の掘削や水中の掘削に適したショベル系の掘削機械。ードラグショベル	平がで/一 (ひらはで/一)
272	爆破 (はつぱ)	explosive blast/ blasting	爆薬を使用して岩などを破碎すること。	flat body truck boom
273	断り (はつり)	southing/ chipping	石およびコンクリートの表面や側面の凸凹分、不要部分などを、のみやたがね、専用の機械などを用いて削ること。	ブック (ぶっく)
274	幅木 (はばき)	baseboard/base	壁の最下部(床と接する部分)に帯状に取り付ける土上げ材。壁の保護及び壁と床の見切り材として用いられる。	lining (ふつこ)

No.	用語(名称)	用語英訳	用語英訳	解説(用途)
287	踏面 (ふみづら)	tread/step of a stair	net sling	多數の小型重量物を一度に吊り上げる際に用いられる荷役作業用具で、ワイヤーロープあるいは繊維ロープを網状に加工し、その四隅につり手綱を取り付けたもの。
288	踏み抜き (ふみぬき)	trod and injured	sheet pile	根切り工事において、掘削する周囲の土壁が崩れないよう間に抑える土止めの板。
289	ブレケット (ぶらけつと)	bracket	soldier beam	掘削の際に、周囲の地盤(地山)が崩れないように、矢板またはせき板で土を押さえること。
290	不陸(ふりく)	unevenness	slanting support	足場などが転倒しないように斜めに支える突っかい棒のこと。
291	方枝(ほうづえ)	knee brace/ angle brace/ batter brace/ diagonal brace	crane loading type truck	荷台に揚重装置を取り付けたラックのこと。 一積載型ラッククレーン
292	本足場 (ほんあしば)	scaffold/ scaffolding	cure (regimen)	工事現場の危険防止対策。
293	本締め (ほんじめ)	final tightening	take it down with a truck and carry the small	材料の使用場所など所定の所まで運搬ラックが近づけない場合、ラックから降して小車運搬すること。
294	撒き出し (まきだし)	spread soil into a layer from and open it	wooden sheet pile for earth retaining	山留めの際には形鋼などを一束間隔に打ち込み、その間を横方向に設置する土止め用の厚板。
295	水糸 (みずいと)	levelling string	move sideways	ものを元作った場所から横に移動させること。ものを移転させること。
296	目地 (めじ)	joint	digging over large	基礎や地下の鉄筋組立て、型枠組立て作業の空間を確保するため、建築物の位置よりも大きくなづく掘削すること。(掘り越し)
297	木コーン、コーン (もくへん、こーん)	wooden cone plastic cone	ratchet wrench	レンチの一種。ナットを機械回転部と把手部の工夫で一方向かで空回りするので、把手の往復運動でナットを締め付けたり緩めたりすることができる。
298	元請け (もどうけ)	prime contractor		工事発注者と契約して直接に仕事を請け負う業者。多くはゼネコンになる。(元請け業者)

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
310	ラフターゲーレーン／ラフテレーンクレーン (らふたーぐれーん／らふてれーんくれーん)	rough terrain crane	移動式油圧クレーンの一種。走行用運転席と揚重装置の運転席が一緒に車両の全長が短く回転半径が小さい。
311	乱巻き (らんまき)	irregular winding	ワインチのドラムに巻かれているワイヤーが、きれいに巻かれでない状態をいう。
312	リフト (りふと)	lift	ロングスパンエレベータの略
313	りやんこ	alternately	「交互に」の意味。あるいは2個のこと。
314	レバーブロック (ればーぶろっく)	lever block	レバーで操作するチーンブロックのこと。[商標:キトー]
315	ローリングタワー (ろーるひるわー)	rolling tower	天井など高い部分の作業に用いる移動式の足場。
316	ロリップ (ろりっぷ)	lollipop	天井など高い部分の作業を行なうため、靴綱に引っ掛けで使用する、高所作業用の墜落防止器具。
317	桟組足場 (さくくみあしづば)	prefabricated scaffolding	鉄骨工事などにおける高所作業を行う際、一定の位置で安全に作業を行なうため、靴綱に引っ掛けで使用する、高所作業用の墜落防止器具。
318	渡り性橋 (わたりさんぱし)	transitional temporary passage	足場用钢管をあらかじめ工場で一定の半分に組んで製作したユニットのものを現場で上下を差込み組上げる足場をいう。→ピティ足場
319	JV	joint venture	複数の建設業者が共同責任で工事を請け負うこと。
320	KTK	risk prediction activities	危険予知活動の頭文字を取ったもので、作業グループが作業の中に潜むする危険を予測し、対策、行動目標を設定して作業を行なう事によって未然に防止しようとするとする小集団活動である。→危険予知活動

② 建設業における外国人労働者の安全衛生教育 安全衛生用語一覧

No.	用語(名称)	用語英訳	用語英訳	解説(用途)
11	火薬 (かやく)	gunpowder		推進の爆発の用途に供せられるもの。
12	簡易リフト (かんいりふと)	small sized cargo elevator		外部市場にそって上下する工事用揚重機の一つ。積載荷重は1t未満で、人力で組み立てられる。
13	換気 (かんき)	ventilation		衛生上良好な室内環境を保つため、室内外の汚れた空気と屋外の新鮮な空気を入れ換えること。
14	監視人 (かんしにん)	watch-man		危険な作業が行われる場所において、作業を行つ労働者またはその他の者に對して、作業に伴つて発生する危険がおぼばないよう、危険区域への立ち入り禁止をその他の必要な指示などをを行うために配置される者。
15	感電 (かんでん)	electric shocks		電気製品や蓄電設備の不適切な使用、電気工事において何かの原因で人体又は作業機械が送電線に引っ掛かったこと、漏電の発生、及び自然災害である落雷等によって人体に電流が流れ、障害を受けること。
16	感電防止用漏電 遮断機 (かんでんぼうしようろく機)	residual-current operated earth circuit breaker		この装置は、電動機器等(電動機を有する機械器具)などこのケースに漏電し、それが感電の危険を生ずる状態になつたとき、瞬時にその回路をしゃ断して、感電災害を未然に防止するもの。
17	技能講習 (ぎのうこうじゅう)	skill training course		一定の要件を満たし、都道府県労働局長に登録された者(登録教習機関)が実施。受講資格、講習科目等については、種類ごとに定められており、修了試験が行われれる。修了した者は、講習を実施した登録教習機関から技能講習修了証が交付される。
18	休業災害 (きゅうぎょうさいがい)	injuries with lost days		労働者が災害により負傷または疾病の療養のために次の日から休業せざるを得ないような労働災害。
19	休業補償 (きゅうぎょうほしょう)	leave allowance		労働者が業務上の負傷または疾病療養のため労働することができない場合、使用者は、使用者の賃金の60/100の金額の休業補償を行わなければならぬ。
20	急性中毒 (きゅうゆうどく)	acute poisoning		化学物質が短期間に生体に作用したとき、急に疾病状態に陥る現象。
21	救命具 (きゅうめいぐ)	life preserver		生命が危険な状態にさらされたときに自分自身で身の安全を守るために使用する用具。

建設業における外国人労働者の安全衛生教育 安全衛生用語一覧

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
1	合図者 (あいじや)	flag man	労働安全衛生規則、クレーン則、コンドラ則、高気圧則で、合図を定め、合図を行ひなければならない」と規定されている。この合図は、一つの事業場の中で一定の方法を決め、また統一的に定めなければならない。
2	悪天候 (あくてんこう)	bad weather/stormy weather	高さが2メートル以上の箇所の悪天候のため、当該作業の実施において危険が予想されるときは、当該作業に労働者を從事させてはならない」と安全衛生関係法令で趣意されており、作業を中止すること。
3	暑さ指数/ (WBGT値) (あつさしそう)	Wet Bulb Globe Temperature value	熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで採算された指標。単位は摂氏(°C)。
4	安全装置 (あんぜんそうち)	safety device	たとえば、ブレース機械は加工工具を手出し入れするものでは型にはさまれず負傷する事故が多い。このようないふ事象を防ぐため安全部では、スライドの下方(危険限界、こでは型の間に)の下端などがひらないので構造のブレースでないものは、安全装置を取り付けよう定められている。
5	安全第一 (あんぜん たいいいち)	safety first	1900年、アメリカのU.S.スチール社の会長E.H.ダーリーが、その会社の経営の根本方針を、安全第一、品質第一、生産第三と改め、安全な作業に関する施策を強めて行ったところ、それにつられて、製品の品質も生産量も向上したという実例が示された。
6	安全配慮義務 (あんぜん はいりょぎむ)	safety consideration obligation	労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、使用者において配慮する義務のこと。
7	安全パトロール (あんぜん ぱとろーる)	safety patrol	事業場において、危険な施設、設備、機械の物理的条件または危険な作業方法、作業行動などを指摘し、これを是正することにより安全を達成しようとするもの。
8	一酸化炭素中毒/ (CO中毒) (いつさんぶついたんちゆうどく)	carbon monoxide poisoning	一酸化炭素を吸收入すると血液の酸素運搬能力が下がることにより一酸化炭素中毒になると呼吸の難易度の頭痛、吐き気、気短等の症状になります。その後、昏倒、致命傷に至るため、無意識のうちに燃え死することがあります。
9	過重労働対策 (かじゆうろうとうせき)	over work measures	長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因であり、さらにはじまり、その後、昏倒、致命傷に至るため、無意識のうちに燃え死することがあります。
10	可燃性のガス (かねんせいの がす)	flammable gas	酸素または空気と混合して点火すると、光と熱を発して燃焼するガス。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	用語英訳	解説(用途)
22	救命胴衣 (きゅうめいどうい)	life jacket	海上工事や河川工事等の作業時、溺れないように間につけ るチャック上の浮き袋	maximum leads	フォークリフトの能力は、一般にその操作し、運転し得る荷 物の最大値である。これをそのフォークリフトの最大荷重とい う。運営物の荷台、足場
23	掘削面 (くっさく)	excavation	建設工事において、必要に応じて土地(地盤)を掘り、また、 それによって生じる削取土を処理すること。	operation chief /work chief	労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業に ついて、その作業の区分に応じて責任者が義務付かれてい る。職務による直接指揮、使用する機械等の点検、機械 等に異常を認めめたときの必要な措置、安全装置等の使用状 況の監視等。
24	掘削面 (くっさくめん)	excavated surface	地山の掘削作業において掘削によって生じた面。	rock drill	圧縮空気または電気の動力で、岩盤に深く深い穴を開ける 機械
25	警報装置 (けいほうそうち)	alarm systems	危険や災害が迫ったとき、警報を発し、人々に警戒や用心 を促す装置。	industrial physicians /occupational physicians	常時50人以上の労働者を使用する事業場では、産業医を 専任することが義務付けられている。
26	血圧 (けつあつ)	blood pressure	上腕で測定した動脈の血圧。	lack of oxygen	体の各組織が酸素欠乏になつた状態。低酸素症。
27	研削盤 (けんさくばん)	grinding machine	(グラインダーの) 動力により回転する研削砥石を用いて、金属その他他の加 工工具を研削または切断する機械。	pointing device	KY(危険予知)活動の一環として、作業対象、機器、信号、信 号等に指差しを行い、その名稱と状態を声に出して確認 する装置。
28	建設現場 (けんせんばんば)	construction site	建設工事が行われている場所	automatic voltage reducing device	交流のアーケド溶接機に取り付けた溶接作業時の感電を防 止する装置。
29	建設工事 (けんせつこうじ)	construction work	土木や建築に関する工事全般の総称。	pointing device	労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉 じん等により、又は作業活動その他の業務に起因して、労働 者が死傷する事例をいう。
30	高年齢労働者 (こうねいろうどうしゃ)	aged workers	一概に、豊富な知識と経験を持つていること、業務全体を把握 した上ででの判断力と経済力を備えていることなどが多い。 一方、加齢に伴う心身機能の低下が現れ、労働災害発生の要 因の一つとなる。	fatal accident	死亡災害 (しほうさいがい)
31	呼吸用保護具 (こきゅうようぐ)	respiratory protective equipment	清浄な空気を吸気させるもの。ろ過式と給氣式がある。	vehicle-type construction machine	フルードーバーワークベルなどの建設機械でかつ動力 を用い、不特定の場所に自走できるもの。
32	心の健康 (こころのけんこう)	mental health	精神面における健康のことである。精神的健康、精神保健、 精神衛生などともいい、生、精神的疲労、ストレス、悩み などの課題や誤和など、それへのサポート・メンタルヘルス対 策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復 を目的とした場面で使われる。	limitation of job placement /work restriction	特定の危険業務について、は、都道府県労働局長の免許を 受けた者や技能講習を受けた者などの資格を有する者で なければ、その業務につけてはならないと規定。
43	消火設備 (しょうかせつび)	fire extinguishing equipment	建物の火災の消火、延焼防止に用いられる設備の総称。		

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	解説(用途)
44	照度 (しょうど)	illuminance	ある面の明るさの程度。単位はルクス、lx。	
45	振動障害 (しんどう しようがい)	vibration disorder/ vibration disturbance	チエーンソー、グラインダー、刈払機などの振動工具の使用により発生する手指等の末梢神経障害、末梢神經障害、骨・関節系障害の3つの障害の総称。	
46	じん肺症 (じんばいしょう)	pneumoniosis	粉塵(ふんじん)を吸入することによって起る職業病の総称。	
47	ストレスチェック (すれすちえっく)	stress check	1年に1回ストレスチェックを行い、職場環境を見直し、ストレスの要因そのものを低減させ、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目指す。	
48	静電気 (せいでんき)	static electricity	物体が帯電している(プラスかマイナスの電荷を帯びている)状態。	
49	積載荷重 (せきさいかじゅう)	movable load	建築物の使用時に発生する荷重	
50	絶縁用保護具 (ぜつんよう ほごぐ)	personal protective equipment for electrical insulation	光電路の取扱いその他電気工事などの作業を行うときには、作業者の身体に着用する感電防止用の保護具。	
51	騒音対策 (そうおんたいさく)	noise control	騒音対策は、①音源対策、②伝播経路に対する対策、③作業者側の対策の3つがある。ガイドラインでは、管理区分に応じ、これらの対策を単独、若しくは組合せ、効果的な対策を講じることが求められる。	
52	ツールバッグ ミーティング (つるばく みーていんぐ)	toolbox meeting	現場において作業前に使う作業手順や安全に関する簡単な話し合いのこと。	
53	つり上げ荷重 (つりあげ かじゅう)	lifting live loads	クレーン、移動式クレーンおよびテリックの構造及び材料に応じて負荷させることのできる最大の荷重。	
54	定期健康診断 (ていきけんこう しけん)	regular health checkup	定期法により事業者は常時使用する労働者に対し、1年以内に2回、定期的に医師による健康診断を行わなければならぬ。	

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)
55	電動ファン付き 呼吸用保護具 (でんどうふん きふよう つけいきゅう ほごぐ)	Powered Air-Purifying Respirator (PAPR)	空気中に浮遊する粒子状物質(粉じん・ヒューム・ミスト等)に対して使用するろ過式呼吸用保護具。フィルターで有害物質を除去し清浄空気を、電動ファンで面体等の内部へ送る構造である。
56	特定化学物質 (とくていかがく ぶっしつ)	special chemical substances	労働者に健康障害を発生させる「可能性が高い」物質として、労働安全衛生法施行令(令)別表第3で定められた化學物質。
57	特定元方事業者 (とくていもんかたじ ぎょうじや)	general contractor in shipbuilding or construction	請負契約が2次3次と重なる場合の最も先次の請負契約における注文者のこと。 一元方事業者
58	届出 (とどけで)	notification	法令に基づき行政庁等へ、一定の事項や通知を出す行為。
59	特別教育 (とくべつ きょういく)	special education	事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に關する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
60	鉛中毒 (なまりちゆうどく)	lead poisoning	鉛の摂取を原因とする中毒のこと。重金属中毒の一種に分類され、急性中毒では、嘔吐、腹痛、ショックなどを示し、慢性的中毒では、主に消化器症状、神経症状が認められる。
61	熱中症 (ねつちゅうじょう)	heat stroke	高温高湿環境下で、体温調節や循環機能が障害を受けたり、水分塗分代謝の平衡が著しい失調をきたして、作業遂行が困難または不能に陥った以下のような状態を総称。
62	発注者 (はつちゅうしゃ)	client	建築工事の依頼主。施工のこと。
63	伐木 (はぼく)	hewing/logging	伐木作業用材を生産する目的で立木を伐倒する作業。
64	非常作業 (ひじょう さぎょう)	anti-routine	保守作業、トラブル対処など、通常の作業と異なる作業。

No.	用語(名称)	用語英訳	解説(用途)	用語英訳	解説(用途)
65	ヒヤリハット (ひやりはつ)	near miss	仕事中、もう少しで怪我をするところだった時のヒヤツチ。ある時はハッとしたことを取り上げ、災害防止に結びつけることが目的で始まった活動。	organic solvent work	有機溶剤中毒予防規則(有機溶剤の安全基準を定めた厚生労働省令)において規制の対象となる有機溶剤は、有機溶剤※(又は有機溶剤含有物)で有機溶剤含有率が50%(重量ベースメント)を超えるものを使用する義務。
66	ヒューマンエラー (ヒューマンエラーアクション)	human error	意図しない結果を生じる人間の行為	4S (整理 整頓 清掃、 清潔) ア)	安全で、整里(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seiso)、清潔(Seiketsu)を行うこと。
67	不安全 (ふあんせん)	unsafe	事故をもたらすこととなつた作業者自身の行動についての不安全な要素。	78 (リスクアセスメント あせすくわんと)	事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順。
68	不休災害 (ふきゅうさいがい)	disabling injury without lost days	労働者が労働災害による負傷または疾病の療養のために日以上休むことがないもの。	79 (漏電 ろうでん)	電気が漏れないよう「絶縁」という処理が施されているが、絶縁体が劣化し、被損した目的的電気回路以外に電流が流れること。
69	粉じん (ふんじん)	dust	研磨、粉碎、切削、穿孔などの作業工程で固体物質が砕碎されて生じた微細な固体粒子。	80 (労働基準監督署 らうどうしきじゆんじょしょ)	労働基準監督署、労災保険法、じん肺法、最低賃金法、賃貸法、家内労働法、CO法及び作業法の施工にあたる労働監督署に報告しなければならない。
70	防じんマスク (ぼうじんまますく)	dust respirator	肺力によつて吸引した空氣中の粉じん、ヒュームなどの粒子状物質をろ過材によつて除去する呼吸用保護具。	81 (労働者死傷病 らうどうしゃしあいょう ぼうこう)	労働者が労働災害等で死亡又は休業したときは、労働基準監督署に報告しなければならない。
71	防毒マスク (ぼうどくまますく)	gas mask	空氣中にある有毒なガス、蒸気を吸収剤をつめた吸収缶を通して除去し、労働者の呼吸器内への侵入を少なくするために使用される呼吸用保護具。	82 (ロープ高作業 ロープこうさぎょう)	高さが2メートル以上あり、作業床を設けることが困難などにより、わらわのブランコ等の昇降器具によつて身体を保持しつつ行う作業。
72	保護手袋 (ほごててぶくろ)	protective gloves	上版、こヒに手筋を保護する保護具。	83 KYK	一危険予知活動 危険予知活動の頭文字を取つた物で、個別の作業グループが作業の中に潜在する危険を予測し、対策、行動目標を設定して作業を行う事によって突然に防止使用とする小集団活動。
73	保護帽 (ほごぼう)	safety hat	飛来物や落下降下物による危険から頭部を保護するための飛来・落下降物用」と墜落などによる頭部の損傷を軽減するための「墜落時保護用」などがある。	84 KYT	危険予知トレーニングの頭文字。安全管理の一環として、現場内の作業者などを含めにグループ討議を中心に防災対策を検討すること。図や録などによるトレーニングが特徴。
74	保護めがね (ほごめがね)	eye protectors/ safety goggles	浮遊物塵(ふうよじん)、薬液の飛沫、飛来物などが発生する作業に際し目を保護するための使用するメガネ。		参考文献「安全用語辞典」「造船現場用語集」「安全衛生用語集」全国造船安全衛生文書推進本部 「建築現場実用語辞典」
75	免許 (めんきょ)	license	安衛法では、労働衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者、労働者の指導等を行う作業主任者、就業免除義務に従事する者については、その資格要件に免許を要げ、者を規定している。		

③ 建災防統一標識 図・記号理解度 サンプリング調査

建災防統一標識 図・記号理解度 サンプリング調査

		当社社員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
出身国		ミャンマー	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	中国	ベトナム	ベトナム
経験年数		卒業後日本就業4年 4年	3年	2年	2ヶ月	2ヶ月	5年	1年	5年	1年5ヶ月	3年	
在留資格		技術人・文部省認定 技能実習	技能実習3号	技能実習2号	技能実習1号	技能実習1号	特定活動	技能実習2号	特定活動	技能実習2号	技能実習2号	
現居住区				関東地区				関西地区			東北地区	
禁止標識	1 立入禁止	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 禁煙	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 火気厳禁	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 駐車禁止	図記号のみ 文字併用	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○
注意警告標識	5 安全帯使用	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 保護帽使用	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 頭上注意	図記号のみ 文字併用	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
	8 足もと注意	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全状態標識	9 開口部注意	図記号のみ 文字併用	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○
	10 感電注意	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 墜落注意	図記号のみ 文字併用	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	12 酸欠注意	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
標榜強制	13 整理整頓	図記号のみ 文字併用	×	○	×	×	○	×	○	×	×	×
	14 最大積載荷重	図記号のみ 文字併用	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	15 喫煙所	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16 担架	図記号のみ 文字併用	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×
新規追加標識	17 安全通路	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18 昇降階段	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 休憩所	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20 消火器	図記号のみ 文字併用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21 AED設置場所	図記号のみ 日本語でも理解不可 文字併用	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	22 路肩注意	図記号のみ 文字併用	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	23 有機溶剤使用中	図記号のみ 日本語でも理解不可 文字併用	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○
	24 警報設備	図記号のみ 文字併用	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○

× 図記号のみで理解できないもの

日本語の理解度にもよるが、ほぼ母国語表記で理解できる。

④ 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査 調査票（労研会員企業用）

労研会員企業用

この調査票は、労研会員企業を対象としたものです。

建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査

平成31年4月、改正入管難民法が施行されたことを受け、建設業では、外国人労働者の大幅な増加が見込まれます。厚生労働省の調査*によれば、平成30年度の外国人労働者の休業4日以上の死傷者数は2847件、技能実習生では784件に上り、過去最高を更新していることを踏まえると、労災防止の観点から適正な外国人労働者の安全衛生教育を実施することが必要であることから、建災防では、建設労務安全研究会の協力を得てその実態を把握するために調査を行うこととしました。

本調査は無記名調査であり、ご記入いただいた内容については統計的に処理され、研究目的にのみに利用されます。個人の回答内容等について公表することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

*平成30年 労働災害発生状況

※ここでいう「外国人労働者」とは、在留資格「技能実習」（技能実習生）及び「特定活動」（建設就労者）等の技能労働者をいい、在留資格「技能」（例：CADオペレーター）等の技術職は除きます。

※以下の質問は、令和元年8月1日現在において、ご回答ください。

I 企業に関することについてお伺いします。

Q1 貴企業の常用労働者は何人ですか。

人

Q2 貴企業では、外国人労働者を受入れていますか。（現場での受入を含みます）（該当するものに1つ○）

はい	1	1と回答した方は、Q3へ
いいえ	2	2と回答した方は、Q14へ

II 外国人労働者の現状について伺います。

<外国人労働者の状況>

Q3 外国人労働者の状況について、3年前と比べてどのような傾向が見られますか。

（該当するものに1つ○）

増加傾向	1
横ばい	2
減少傾向	3

Q4 外国人労働者の勤務態度はどうですか。（該当するものすべてに○）

真面目で熱心	1
積極的に学ぶ意欲がある	2
コミュニケーション能力が高い	3
不真面目で怠慢	4
スキル習得に消極的	5
コミュニケーション能力が低い	6
その他〔 〕	7

Q 5 外国人労働者は、現場の即戦力として期待できますか。 (該当するものに1つ○)

できる	1
できない	2

<外国人労働者の労働災害>

Q 6 直近1年において、外国人労働者の労働災害はありましたか。 (該当するものに1つ○)

あった	1	1と回答した方は、Q 7へ
なかった	2	2と回答した方は、Q 11へ

Q 7 その労働災害について、該当する件数を記入してください。

休業4日未満傷病灾害	件
休業4日以上傷病灾害	件
死亡灾害	件

Q 8 その労働災害の事故の型について、該当する件数を記入してください。

墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊
件	件	件	件	件
激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ
件	件	件	件	件
高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂
件	件	件	件	件
火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
件	件	件	件	件
分類不能				
件				

Q 9 その労災事故には、外国人特有の問題がありましたか。 (該当するものに1つ○)

あった	1	1と回答した方は、Q 10へ
なかった	2	2と回答した方は、Q 11へ

Q 10 外国人特有の問題として考えられることは何ですか? (該当するものすべてに○)

現場のルールが理解されていなかった	1
安全の意識が不十分だった	2
日本語能力が不足していた	3
文化の違いによるもの	4
その他 []	5

<在留資格「特定技能」>

Q 1 1 現在、受け入れている労働者は、在留資格「特定技能」を取得する予定がありますか。

(該当するもの1つに○)

ある	1
ない	2
わからない	3

<外国人労働者の雇用に関する課題>

Q 1 2 外国人労働者を雇用するにあたっての課題は何ですか。(該当するものすべてに○)

日本語能力の充実	1
受け入れ体制の整備	2
共生できる環境	3
制度・法整備	4
安全・衛生	5
技能・技術力の向上	6
賃金	7
日本人労働者の雇用機会の喪失	8
労働時間	9
その他〔 〕	10

Q 1 3 外国人労働者の現場入場にあたり、協力会社に対し元請事業者として理解・協力を表明しています
か。

(該当するもの1つに○)

ある	1
ない	2
わからない	3

III 建設現場における外国人労働者の安全衛生教育についてお伺いします。

<現場での安全衛生教育>

Q 1 4 貴社は元請事業者として、協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育に関する指導を行ってい
ますか。(該当するものに1つ○)

行っている	1	1と回答した方は、Q15へ
行っていない	2	2と回答した方は、Q16へ

Q15 その現場では、どのような外国人労働者に対する安全衛生教育を行っていますか。

(該当するものすべてに○)

元請による教育研修資料の提供・配布	1
元請による研修会等の開催	2
その他〔 〕	3

Q16 今後、現場で外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定はありますか。

(該当するもの1つに○)

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

Q14で〔1 行っている〕と回答した方は、IV～V にご回答ください。

Q14で〔2 行っていない〕と回答した方は、V にご回答ください。

IV 貴社の現場で就労する外国人労働者に対する安全衛生教育について、独自に行っている工夫がありましたら、ご記入ください。

<ケース1>

教育の内容	<u>次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。</u> 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教育に関する指導の方法	
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

<ケース2>

教育の内容	<u>次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。</u> 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教育に関する指導の方法	
教材	
講師・通訳	

教え方	
理解度の確認	
その他	

<ケース3>

教育の内容	<p><u>次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。</u></p> <p>法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育）</p> <p>法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）</p>
教育に関する指導の方法	
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

外国人労働者の安全衛生教育に関するヒアリング調査にご協力いただける場合、連絡先をご記入ください。

貴社名		ご担当者	
TEL		e-mail	

V 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育について、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

⑤ 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査 調査票（協力会社用）

協力会社用

この調査票は、労研会員企業の協力会社を対象としたものです。

建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査

平成 31 年 4 月、改正入管難民法が施行されたことを受け、建設業では、外国人労働者の大幅な増加が見込まれます。厚生労働省の調査^{*}によれば、平成 30 年度の外国人労働者の休業 4 日以上の死傷者数は 2847 件、技能実習生では 784 件に上り、過去最高を更新していることを踏まえると、労災防止の観点から適正な外国人労働者の安全衛生教育を実施することが必要であることから、建災防では、建設労務安全研究会の協力を得てその実態を把握するために調査を行うこととしました。

本調査は無記名調査であり、ご記入いただいた内容については統計的に処理され、研究目的にのみに利用されます。個人の回答内容等について公表することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

*平成 30 年 労働灾害発生状況

※ここでいう「外国人労働者」とは、在留資格「技能実習」（技能実習生）及び「特定活動」（建設就労者）等の技能労働者をいい、在留資格「技能」（例：CAD オペレーター）等の技術職は除きます。

※以下の質問は、令和元年 8 月 1 日現在において、ご回答ください。

I 企業に関することについてお伺いします。

Q 1 貴企業の常用労働者は何人ですか。

人

Q 2 貴企業は、総合建設業ですか。（該当するものに 1 つ○）

はい	1
いいえ	2

1と回答した方は、Q 4へ

2と回答した方は、Q 3へ

Q 3 貴企業は、次のいずれの業種に当てはまりますか。主たる業種を 1 つお答えください。

（該当するものに 1 つ○）

土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業	とび・土木工事業
1	2	3	4	5
石工事業	屋根工事業	電気工事業	管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
6	7	8	9	10
鋼構造物工事業	鉄筋工事業	ほ装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
11	12	13	14	15
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業
16	17	18	19	20
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	建具工事業
21	22	23	24	25
水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	その他
26	27	28	29	30

Q 4 貴企業では、外国人労働者を受け入れていますか。（該当するものに1つ○）

はい	1
検討中	2
いいえ	3

- 1と回答した方は、Q 5へ
2と回答した方は、Q 21へ
3と回答した方は、Q 49へ

<社会保険の加入>

Q 5 社会保険（厚生年金保険及び健康保険）に加入していますか。（該当するものに1つ○）

はい	1
いいえ	2

<賃金形態>

Q 6 外国人労働者の賃金はどのような形態で支払われますか。（該当するものすべてに○）

定額制	時間給	1
	日給	2
	月給	3
	年俸制	4
定額制+出来高制		5
出来高制		6
その他〔 〕		7

- 「時間給」とは、1時間あたりの賃金が定められているものをいいます。
「日給」とは、1日あたりの賃金が定められているものをいいます。
「月給」とは、欠勤や遅刻等による賃金の減額の有無にかかわらず、1月あたりの賃金が定められているものをいいます。
「年俸制」とは、適用者の能力や業績に対する評価に応じて、賃金を1年単位で決定するものをいいます。
「定額制+出来高制」とは、基本給が「定額制」の部分と「出来高制」の部分の複合によって成り立っているものをいいます。
なお、定額制の部分が50%以上を占める場合は「定額制」とし、時間給、日給、月給、年俸制のいずれかの賃金形態に当てはめてください。

Q 4で〔1 はい〕と回答した方は、IIとIIIにもご回答ください。

II 貴企業における外国人労働者の現状について伺います。

<外国人労働者の状況>

Q 7 外国人労働者の状況について、3年前と比べてどのような傾向が見られますか。

(該当するものに1つ○)

増加傾向	1
横ばい	2
減少傾向	3

Q 8 外国人労働者の在留資格について、該当する人数を記入してください。

技能実習	人
特定活動	人
その他〔 〕	人

Q 9 外国人労働者の国籍について、該当する人数を記入してください。

ベトナム	人
ネパール	人
インドネシア	人
中国	人
フィリピン	人
その他〔 〕	人

Q 10 外国人労働者の年齢層について、該当する人数を記入してください。

10～20歳代	人
30歳代	人
40歳代	人
50歳代	人
60歳代	人

Q 11 外国人労働者の日本語能力について、該当する人数を記入してください。

N1相当	人
N2相当	人
N3相当	人
N4相当	人
N5相当	人

外国人の日本語能力は、次の5段階で判断してください。

- ・ 「N1」とは、幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
- ・ 「N2」とは、日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
- ・ 「N3」とは、日常的場面でつかわれる日本語をある程度、理解することができる
- ・ 「N4」とは、基本的な日本語を理解することができる
- ・ 「N5」とは、基本的な日本語をある程度、理解することができる

Q 12 外国人労働者の勤務態度はどうですか。（該当するものすべてに○）

真面目で熱心	1
積極的に学ぶ意欲がある	2
コミュニケーション能力が高い	3
不真面目で怠慢	4
スキル習得に消極的	5
コミュニケーション能力が低い	6
その他〔 〕	7

Q13 外国人労働者は、どのような意識で働いている方が多いですか。（該当するものすべてに○）

技術を習得したい	1
海外で活躍したい	2
母国へ仕送りしたい	3
たくさん稼ぎたい	4
日本へ定住したい	5
その他〔 〕	6

Q14 外国人労働者は、現場の即戦力として期待できますか。（該当するものに1つ○）

できる	1
できない	2

<外国人労働者の労働災害>

Q15 直近1年間において、外国人労働者の労働災害はありましたか。（該当するものに1つ○）

あった	1	1と回答した方は、Q16へ
なかつた	2	2と回答した方は、Q20へ

Q16 その労働災害について、該当する件数を記入してください。

休業4日未満傷病灾害	件
休業4日以上傷病灾害	件
死亡灾害	件

Q17 その労働災害の事故の型について、該当する件数を記入してください。

墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊
件	件	件	件	件
激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ
件	件	件	件	件
高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂
件	件	件	件	件
火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
件	件	件	件	件
分類不能				
件				

Q18 その労働災害には、外国人特有の問題がありましたか。（該当するものに1つ○）

あった	1	1と回答した方は、Q19へ
なかつた	2	2と回答した方は、Q20へ

Q 1 9 外国人特有の問題として考えられることは何ですか？（該当するものすべてに○）

現場のルールが理解されていなかった	1
安全の意識が不十分だった	2
日本語能力が不足していた	3
文化の違いによるもの	4
その他〔 〕	5

＜在留資格「特定技能」＞

Q 2 0 現在、受け入れている労働者は、在留資格「特定技能」を取得する予定がありますか。

（該当するもの1つに○）

ある	1
ない	2
わからない	3

＜外国人労働者の雇用に関する課題＞

Q 2 1 外国人労働者を雇用するにあたっての課題は何ですか。（該当するものすべてに○）

日本語能力の充実	1
受け入れ体制の整備	2
共生できる環境	3
制度・法整備	4
安全・衛生	5
技能・技術力の向上	6
賃金	7
日本人労働者の雇用機会の喪失	8
労働時間	9
その他〔 〕	10

Q 2 2 外国人労働者の現場入場にあたり、元請事業者からの理解・協力は得られていますか。

（該当するもの1つに○）

ある	1
ない	2
わからない	3

III 貴企業における外国人労働者の安全衛生教育の取組み状況について伺います。

＜外国人労働者の安全衛生教育＞

Q 2 3 外国人労働者に対する安全衛生教育の取組みを行っていますか。（該当するものに1つ○）

取り組んでいる	1
取り組んでいない	2

1と回答した方は、Q 2 4～Q 2 5へ

2と回答した方は、Q 4 6～Q 4 8へ

Q 2 4 外国人労働者を支援する専門スタッフを配置していますか。(該当するものに1つ○)

いる	1
専門スタッフはない	2

Q 2 5 外国人労働者に対する安全衛生教育として行っていることは何ですか。(該当するものすべてに○)

法定教育の実施（特別教育）	1
法定教育の実施（技能講習）	2
法定教育の実施（職長教育）	3
法定教育の実施（雇入れ時又は作業変更時の安全衛生教育）	4
法定教育以外の一般の安全衛生教育	5
その他〔 〕	6

1と回答した方は、Q 2 6～Q 3 1へ
2と回答した方は、Q 3 2へ
3と回答した方は、Q 3 3～Q 3 5へ
4と回答した方は、Q 3 6～Q 3 8へ
5と回答した方は、Q 3 9～Q 4 2へ
6と回答した方は、Q 4 3へ



上記の該当する項目すべての回答が終わったら、
Q 4 4～Q 4 5へ

<特別教育>

Q 2 6 貴社の外国人労働者に対して、特別教育を受講させていますか。(該当するものに1つ○)

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Q 2 7 受講させた特別教育は、どのような種類のものですか。(該当するものすべてに○)

フルハーネス	1
足場	2
玉掛	3
アーク溶接	4
その他〔 〕	5

Q 2 8 受講させた特別教育は、どのような教材を使って行われましたか。(該当するものすべてに○)

日本語教材	1
日本語教材の全訳版	2
日本語教材の一部訳版	3
動画	4
ppt（パワーポイント）	5
ポイント解説集	6
用語集	7
その他〔 〕	8

Q 2 9 受講させた特別教育に通訳はいましたか。いた場合、その通訳はどのように関与しましたか。

(該当するものに1つ○)

いた	講義全てにわたって通訳	1
	講義中のポイントとなる部分だけ通訳	2
	その他〔 〕	3
	いない	4

Q 3 0 通訳を必要とする場合、どのように手配しましたか。(該当するものに1つ○)

監理団体または組合	1
派遣会社	2
自社の先輩技能実習生	3
その他〔 〕	4

Q 3 1 受講させた特別教育の理解度を高めるために、追加的な教育を行っていますか。

(該当するものに1つ○)

行った	自社の外国人労働者支援を担当する者などによって理解度を確認	1
	理解度テストを行っている	2
	その他〔 〕	3
	行っていない	4

<技能講習>

Q 3 2 貴社の外国人労働者に対して、受講させた技能講習は何ですか。(該当するものに1つ○)

車両系建設機械等の運転技能講習	1
玉掛け技能講習	2
ガス溶接技能講習	3
各種作業主任者技能講習	4

- ・ 「車両系建設機械等」には、不整地運搬車、高所作業車、フォークリフト、ショベルローダー、床上操作式クレーン、小型移動式クレーンを含みます。

<職長教育>

Q 3 3 貴社の外国人労働者に対して、職長教育を受講させていますか。(該当するものに1つ○)

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Q 3 4 自社で職長教育を行っている場合、誰が講師となって、どのような教材を使っていますか。

(該当するものすべてに○)

講師	自社の社員	1
	外部講師	2
教材	市販のテキスト（日本語のみ）	3
	自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）	4
	市販の動画、ppt	5
	自社で作成した動画、ppt	6
	市販の補助教材（ポイント集など）	7
	自社で作成した補助教材（ポイント集など）	8
	その他〔 〕	9

Q 3 5 職長教育を受講させている場合、理解度を確認していますか。（該当するものに1つ○）

行っている	1
行っていない	2

<雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育>

Q 3 6 貴社の外国人労働者に対して、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を受講させていますか。（該当するものに1つ○）

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Q 3 7 自社で雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を行っている場合、誰が講師となって、どのような教材を使っていますか。（該当するものすべてに○）

講師	自社の社員（日本人）	1
	自社の社員（外国人）	2
	外部講師	3
教材	市販のテキスト（日本語のみ）	4
	自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）	5
	市販の動画、ppt	6
	自社で作成した動画、ppt	7
	市販の補助教材（ポイント集など）	8
	自社で作成した補助教材（ポイント集など）	9
	その他〔 〕	10

Q 3 8 自社で雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を受講させている場合、理解度を確認していますか。（該当するものに1つ○）

行っている	1
行っていない	2

＜法定教育以外の一般の安全衛生教育＞

Q 3 9 貴社の外国人労働者に対して、一般的な安全衛生教育を受講させていますか。

(該当するものに1つ○)

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Q 4 0 自社で一般的な安全衛生教育を行っている場合、誰が講師となって、どのような教材を使っていますか。(該当するものすべてに○)

講師	自社の社員（日本人）	1
	自社の社員（外国人）	2
	外部講師	3
教材	市販のテキスト（日本語のみ）	4
	自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）	5
	市販の動画、ppt	6
	自社で作成した動画、ppt	7
	市販の補助教材（ポイント集など）	8
	自社で作成した補助教材（ポイント集など）	9
	その他〔 〕	10

Q 4 1 一般的な安全衛生教育として、具体的にどのようなことを行っていますか。

(該当するものすべてに○)

作業手順をわかりやすく教える	1
安全ルールをわかりやすく教える	2
災害事例をわかりやすく教える	3
指示・合図をわかりやすく教える	4
標識・掲示をわかりやすく教える	5
免許・資格の取得を支援する	6
指導員を配置してOJTを行う	7
絵・母国語を使ってわかりやすく教える	8
専門用語を教える	9
日本の文化・習慣を教える	10
日本語能力の向上	11
日本人が外国人労働者の母国語や文化を理解する	12
生活全般を含めた支援体制の整備	13
その他〔 〕	14

Q 4 2 自社で一般的な安全衛生教育を受講させている場合、理解度を確認していますか。

(該当するものに1つ○)

行っている	1
行っていない	2

<その他の安全衛生教育>

Q 4 3 その他、安全衛生教育と関連することとして行っている教育があったら、ご記入ください。

Q 2 3で【1 取り組んでいる】と回答した方は、Q 4 4～Q 4 5にご回答ください。

<会社として安全衛生教育を行う際の仕組みと課題>

Q 4 4 外国人労働者に対する安全衛生教育を進めるにあたり、会社として行っていることは何ですか。

(該当するものすべてに○)

安衛委員会等での調査審議	1
問題点を解決するための計画の策定と実施	2
実務を行う担当者の選任	3
労働者への教育研修・情報提供	4
管理監督者への教育研修・情報提供	5
安全大会等へ参加しての情報収集	6
職場環境等の評価および改善	7
事業所内での相談体制の整備	8
外部機関を活用した安全衛生教育の実施	9
厚生労働省 HP を活用した情報収集	10
その他【]	11

Q 4 5 外国人労働者に対する安全衛生教育を進めるにあたって、現在、抱えている課題はありますか。

(該当するものすべてに○)

言葉が十分に通じない	1
具体的にどのような安全衛生教育を行えばよいか、わからない	2
安全のルール等を遵守させることが難しい	3
適切な指導・教育の方法がわからない	4
災害発生時や緊急時への対応の方法がわからない	5
教育に適した教材がない	6
教育する者（講師、通訳）が見つからない	7
教育機関が見つからない	8
安全衛生教育に費やす時間的余裕がない	9
関係各所との連携不足	10
事業所内における担当者間の連携不足	11
元請の配慮が足りない	12
その他【]	13
課題はない	14

回答が終わったら、Q 4 8～

Q23で〔2 取り組んでいない〕と回答した方は、Q46～Q47にご回答ください。

<外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由等>

Q46 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由は、何ですか。

(該当するものすべてに○)

取り組み方がわからない	1
経費がかかりすぎる	2
必要性を感じない	3
専門スタッフがない	4
該当する労働者がいない	5
教育する者（講師又は通訳）がない	6
教育機関がない	7
安全衛生教育に費やす時間的余裕がない	8
その他〔 〕	9

Q47 今後、外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定はありますか。(該当するものに1つ○)

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

回答が終わったら、Q48へ

<元請からの助言・指導>

Q48 元請から外国人労働者に対する安全衛生教育について指導・助言を受けたことはありますか。

(該当するものに1つ○)

ある	1
ない	2

IV 建設現場における外国人労働者の安全衛生教育についてお伺いします。

<現場での安全衛生教育>

Q49 貴社が関わる現場では、元請事業者主導の下、外国人労働者に対する安全衛生教育を行っています

か。(該当するものに1つ○)

行っている	1
行っていない	2

1と回答した方は、Q50へ
2と回答した方は、Q51へ

Q 5 0 その現場では、どのような外国人労働者に対する安全衛生教育を行っていますか。

(該当するものすべてに○)

元請による教育研修資料の提供・配布	1
元請による研修会等の開催	2
その他〔 〕	3

Q 5 1 今後、現場で外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定はありますか。

(該当するものに1つ○)

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

Q 2 3で【1 取り組んでいる】と回答した方は、V～VI にご回答ください。

Q 2 3で【2 取り組んでいない】と回答した方は、VI にご回答ください。

V 貴社で行う外国人労働者に対する安全衛生教育について、独自に行っている工夫がありましたら、ご記入ください。

<ケース1>

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

<ケース2>

教育の内容	<u>次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。</u> 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

<ケース3>

教育の内容	<u>次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。</u> 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

外国人労働者の安全衛生教育に関するヒアリング調査にご協力いただける場合、連絡先をご記入ください。

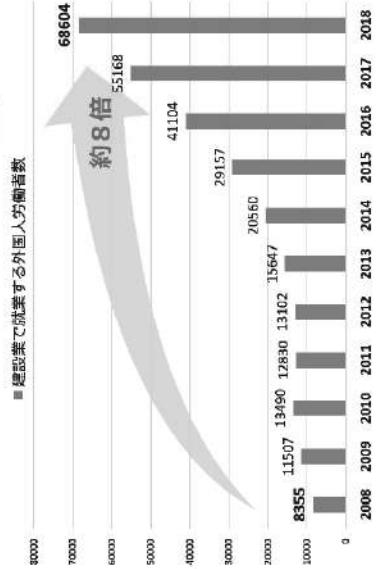
貴社名		ご担当者	
TEL		e-mail	

VI 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育について、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

⑥ 令和2年2月3日開催 建設業労働災害防止協会東京支部主催
建設業労務安全トップセミナー 講演資料

<p>建設業における労働災害防止協会 東京支部主催 建設業労務安全トップセミナー</p> <p>令和2年2月3日 14:50～15:40 西谷区民ホール 9階</p> <h2>建設業における外国人労働者について 安全衛生教育について</h2> <p>建設業労働災害防止協会 専務理事 田中 正晴</p>	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入管法の概要 (入管法の基本的な考え方と今回の改正の概要) ② 技能実習制度の概要 (技能実習制度の変遷とその問題点) ③ 特定技能制度の概要 (建設業を中心) (2) ④ 外国人労働者の安全衛生教育等 (受入拡大による問題と安全衛生教育の重要性) ⑤ 今後の展望 (建災防の取組と事業者への期待) 	<p>在留資格別外国人労働者の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>① 在留登録者数 (人)</th> <th>② 技能実習者数 (人)</th> <th>③ 特定技能者数 (人)</th> <th>④ 在留登録者数 (人)</th> <th>⑤ 在留登録者数 (人)</th> <th>⑥ 活動外者数 (人)</th> <th>合計 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2015</td> <td>232,6</td> <td>188,83</td> <td>287</td> <td>228</td> <td>74,34</td> <td>-</td> <td>5,594</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>323,8</td> <td>275,41</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>279</td> <td>9,107</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>441,5</td> <td>365,89</td> <td>198,8</td> <td>381</td> <td>117,90</td> <td>-</td> <td>122,5</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>559,6</td> <td>459,90</td> <td>328,0</td> <td>442</td> <td>129,5</td> <td>3,280</td> <td>45,990</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料出典：内閣府「在留登録者数」、厚生労働省「技能実習生登録者数」、外務省「在留登録者数」、外務省「活動外者登録者数」</p>	年	① 在留登録者数 (人)	② 技能実習者数 (人)	③ 特定技能者数 (人)	④ 在留登録者数 (人)	⑤ 在留登録者数 (人)	⑥ 活動外者数 (人)	合計 (人)	2015	232,6	188,83	287	228	74,34	-	5,594	2016	323,8	275,41	-	-	-	279	9,107	2017	441,5	365,89	198,8	381	117,90	-	122,5	2018	559,6	459,90	328,0	442	129,5	3,280	45,990					
年	① 在留登録者数 (人)	② 技能実習者数 (人)	③ 特定技能者数 (人)	④ 在留登録者数 (人)	⑤ 在留登録者数 (人)	⑥ 活動外者数 (人)	合計 (人)																																								
2015	232,6	188,83	287	228	74,34	-	5,594																																								
2016	323,8	275,41	-	-	-	279	9,107																																								
2017	441,5	365,89	198,8	381	117,90	-	122,5																																								
2018	559,6	459,90	328,0	442	129,5	3,280	45,990																																								
<p>外国人労働者の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2008年</th> <th>2018年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年</td> <td>485,398</td> <td>1,460,463</td> </tr> <tr> <td>2018年</td> <td>3倍強に増加</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料出典：内閣府「在留登録者数」</p>	年	2008年	2018年	2008年	485,398	1,460,463	2018年	3倍強に増加	↑	<p>国籍別外国人労働者の割合及び前年増減率 (平成30年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国籍</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国 (在留登録者数)</td> <td>31.9%</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>ペルー</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>モロッコ</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>コートジボワール</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>ブルガリア</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>モルディブ</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>スリランカ</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>モロッコ</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>パキスタン</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料出典：内閣府「在留登録者数」</p>	国籍	割合 (%)	中国 (在留登録者数)	31.9%	フィリピン	11.7%	ベトナム	11.4%	ペルー	8.6%	インドネシア	5.9%	モロッコ	5.0%	コートジボワール	3.6%	ブルガリア	3.0%	モルディブ	2.0%	スリランカ	1.7%	モロッコ	1.0%	パキスタン	0.7%	<p>2018年度 在留資格別外国人労働者数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在留資格</th> <th>数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 在留登録者数 (人)</td> <td>5,594</td> </tr> <tr> <td>② 技能実習者数 (人)</td> <td>12,894</td> </tr> <tr> <td>③ 特定技能者数 (人)</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>④ 在留登録者数 (人)</td> <td>45,990</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料出典：内閣府「在留登録者数」</p>	在留資格	数 (人)	① 在留登録者数 (人)	5,594	② 技能実習者数 (人)	12,894	③ 特定技能者数 (人)	442	④ 在留登録者数 (人)	45,990
年	2008年	2018年																																													
2008年	485,398	1,460,463																																													
2018年	3倍強に増加	↑																																													
国籍	割合 (%)																																														
中国 (在留登録者数)	31.9%																																														
フィリピン	11.7%																																														
ベトナム	11.4%																																														
ペルー	8.6%																																														
インドネシア	5.9%																																														
モロッコ	5.0%																																														
コートジボワール	3.6%																																														
ブルガリア	3.0%																																														
モルディブ	2.0%																																														
スリランカ	1.7%																																														
モロッコ	1.0%																																														
パキスタン	0.7%																																														
在留資格	数 (人)																																														
① 在留登録者数 (人)	5,594																																														
② 技能実習者数 (人)	12,894																																														
③ 特定技能者数 (人)	442																																														
④ 在留登録者数 (人)	45,990																																														

建設業における外国人労働者の状況



(久)管難民法の基本的な考え方と今回の改正の概要)

概要の法管入

●入管法（出入国管理及び難民認定法）

- ① 出入国管理制度
(日本の入出国、外国人の在留者報告)
 - ② 難民認定制度
 - ③ 出入国在留管理制度の役割

外国人労働者に関する制度の沿革

在留資格別の分類

年	月	法令等	法的拘束度	制度
1924(大正3年) 1		八重山の改正		全島通令にて、15歳未満人の登校義務化
1940(昭和15年) 8		「洋服令」改正		官民の服装規制による洋服令の実施開始
1953(平成15年) 4		新規令告示 「洋服令」の施行		既存の洋服規制による洋服令の実施開始
1957(平成9年) 4		既存の洋服令の改正		既存の洋服規制による洋服令の実施開始
2010(平成22年) 7		八重山の改正		即ち既存の洋服規制による洋服令を参考して新規令を制定する形で実施開始
2014(平成26年) 5		十二国語訳説書改定案(第2回)		外国人に対する入事規則(平成26・8・13付)
2016(平成28年) 11		外国人の改正案(通じては未実施)		外国人に対する入事規則(平成26・8・13付)
2017(平成29年) 11		十二国語訳説書改定案(第3回)		外国人に対する入事規則(平成26・8・13付)
2017(平成29年) 11		外国人登録制度改正案(第347号)		外国人に対する登録制度(平成26・8・13付)
2018(平成30年) 6		骨太の改正		在留登録制度の改定(平成26・8・13付)
2018(平成30年) 12		八重山の改正		○八重山の登録制度の改定 ○八重山の登録制度の改定
2019(平成31年) 4		既存の改正案		八重山登録制度改定案(平成26・8・13付) 既存の登録制度改定案(平成26・8・13付) 既存の登録制度改定案(平成26・8・13付) 既存の登録制度改定案(平成26・8・13付) 既存の登録制度改定案(平成26・8・13付) 既存の登録制度改定案(平成26・8・13付)
2019(平成31年) 4		既存の改正案		既存の登録制度改定案(平成26・8・13付) 既存の登録制度改定案(平成26・8・13付)

特定技能制度の概要

(建設業を中心とした)

- 受入れ拡大においては、国内の労働者の待遇の維持、改善を前提として、労働力として、外国人労働者の受け入れを開始

新外国人材の受け入れ方針について

- 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年1月2日～2月5日閣議決定）別紙6 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
 - 「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日、令和元年1月29日一部改正）
 - 出入国管理規則及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用規制及び「より特定技能外国人就労計画の基準等」を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野等を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年3月15日国土交通省告示第357号）
 - 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について（平成31年3月20日公表 令和元年1月6日一部改正）正令和元年1月29日一部改正）

要概法の管入

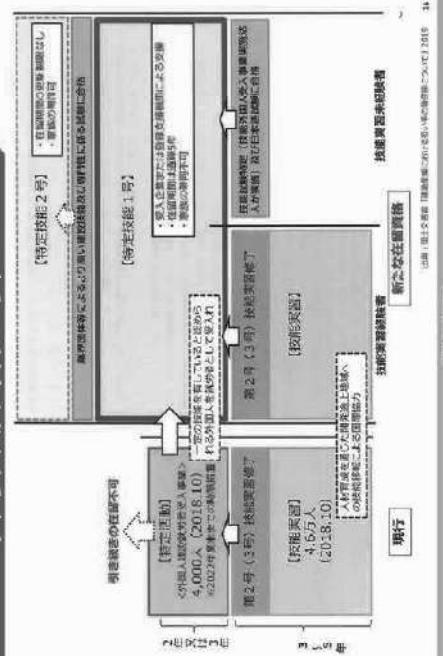
出入国

118

する法律の概要について
(平成30年法律第102号)



新制度創設による建設分野外国人材キャリアパス(イメージ)



技能実習と特定技能の制度比較（概要）

出入国在留管理

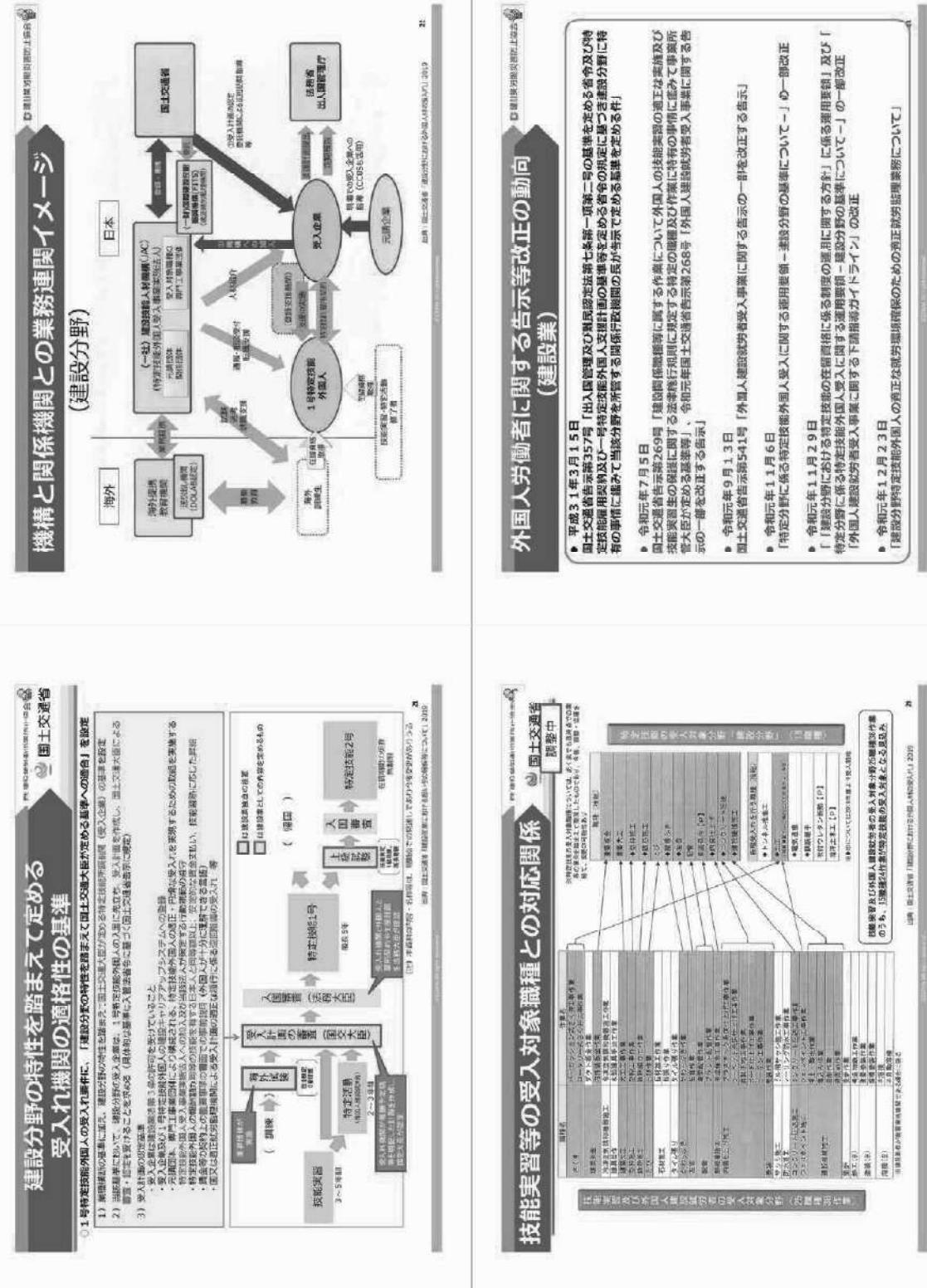
特定技能制度のポイント

特定位能 1号	特定技能 2号
特定位能分析に資する相当地域の知識上 特に建築を必要とする技術を有する者 に対する国外人向けの在留資格	特定位能分析に資する知識上 特に建築を必要とする業種に從事する者 に対する国外人向けの在留資格
対象産業 特定位能分析(14分野)である介護、ビルケ ア、エニヨー、施設付介護、介護付製造業、 電気、電子機器生産業、建設、衛生、農業、 用工業、自動車設備、航空、造船、商業、 旅館、飲食料品卸業、外食業	対象産業 特定位能分析分野のうち 建設、運輸、船舶、加工工業
在留権効 力	1年、6ヶ月または4ヶ月ごとの更新、通常 で1年延長可能であることをございません。 試験等で既得O技能未習2号を修了した 外国人は改修等免除
技能水準 日本語能力 木工機 家庭の場面 受入介護 (特定位能分析)	3年、1年または6ヶ月ごとの更新 試験等で作詮 試験等での添削は不要 要件を満たせば「准就職型」 2分野(建設、造船、船舶、加工工業)

分野別方針について（14分野）

年次	人材の育成方針 （人材の育成方針 等）	人材の育成方針 （人材の育成方針 等）	人材の育成方針 （人材の育成方針 等）	主な実施内容	
				新規採用者	既存社員
平成26年	新規採用者 新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員
平成27年	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員
平成28年	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員
平成29年	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員
平成30年	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員	新規採用者 既存社員

□ 地域活性化のための政策企画会議
国土交通省



「特定分野に係る特定技能外国人受入に関する運用要領－建設分野の基準について－」の一部改正

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1. 特定技能外国人において技能実習する背景 | 2. 特定技能外国人が技能実習する主な理由と制度概要（施設・職場など）の解説と示例図。 | 3. 地域社会が技能実習における日本人と同様以上との差別的扱いを施す場合、資金が支給しない場合に於ける具体的な事例の紹介。また、技能実習が私的と判断される場合には引き受けれるよう指導する手立て。 |
| 4. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 | 5. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 | 6. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 |
| 7. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 | 8. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 | 9. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 |
| 10. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 | 11. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 | 12. 特定技能外国人に対する就労規制に関する知識 |

「建設分野特定技能外国人の適正就労環境確保ための適正就労監理業務について」

- ① 特定技能外国人に対するより柔軟な就業形態の実現
② 雇用を離れる際の手続きの簡便化
③ 特定技能外国人への就業規制緩和等
④ 就業入場規制に対する適用除外
⑤ 特定技能外国人への就業規制緩和による就業規制緩和制度の実現（企業の雇用負担軽減）。

3. JACによる医療的支援の一環の新規申請者について
 　JACが新規で受取し、登録するための実務基準を設けている。各認定機関は、JACに登録された申請者について、該申請者の申請書類をもとに、申請書類の記載事項と該申請者の現状との合致性を確認する。
 　申請者は、JACに登録された申請者として登録するための新規申請者登録申請書類を提出する。
 　JACは、登録申請書類をもとに、該申請者の現状と該申請者の申請書類の記載事項との合致性を確認する。
 　JACは、該申請者の現状と該申請者の申請書類の記載事項との合致性を確認する。
 　JACは、該申請者の現状と該申請者の申請書類の記載事項との合致性を確認する。

令和元年11月29日一郵改正

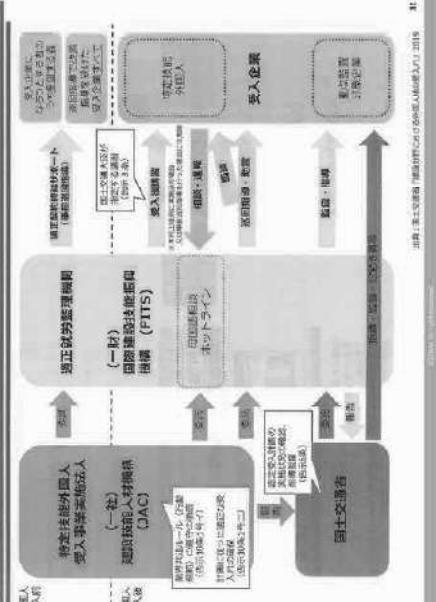
「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領及び「特定分野に係る特定技能外国人受入に関する運用要領－建設分野の基準について－」の一部改正

- 技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の履歴・作業の経験にかかわらず、日本新幹線力士車について試験その他の評価方法による説明は要しないこと（記録免除）。

「外国人建設イン」の改正

- 有無を確認する機能を追加。など

適正就労管理業務の実施方法について



卷之三

卷之三

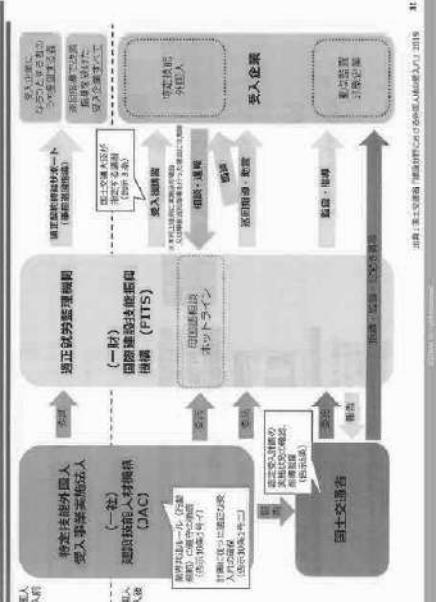
「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び「特定分野に係る特定技能外国人受入に関する運用要領－建設分野の基準について－」の一部改正

- 技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の履歴・作業の経験にかかわらず、日本新幹線力士車について試験その他の評価方法による説明は要しないこと（記録免除）。

「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改正

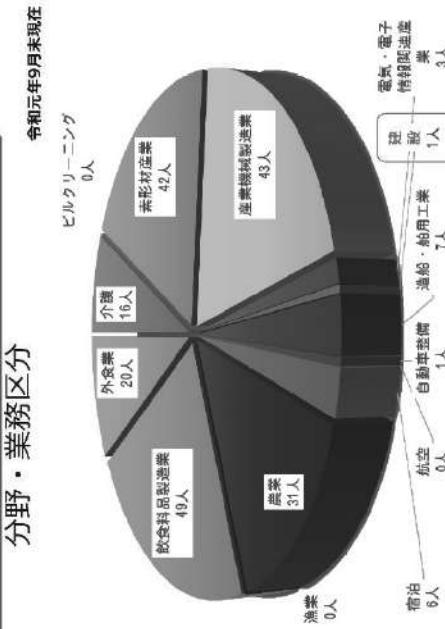
- 有無を確認する機能を追加。など

国土交通省

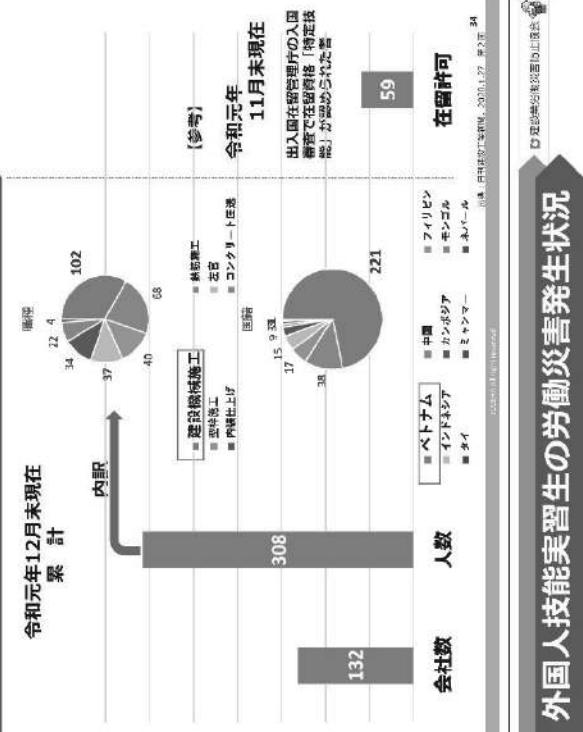


卷之三

特定技能 1 号在留外国人人数



建設分野への受け入れ計画の認定状況

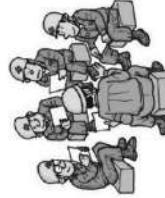


外国人労働者的安全衛生教育等

(受入拡大による問題と安全衛生教育の重要性)

- コミュニケーションが不十分な状況の下で現場において安全衛生水準の維持を図る。

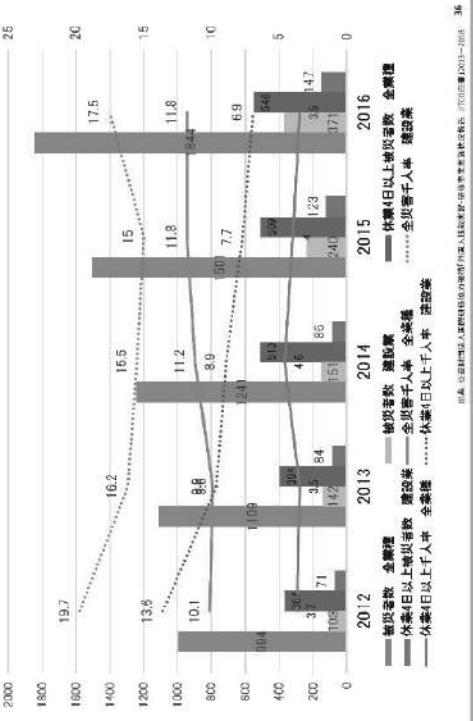
↓ 安全衛生教育 ↓



出典：建設省「建設労働者災害防止対策実施方針」
<http://www.mitsuru.go.jp/kenchiku/safety/001/00000000000000000000000000000000.pdf>

出典：出入国在留管理・ acompaña（内閣府）「在留外国人登録簿」（平成30年12月現在）
URL: <http://www.moj.go.jp/economy/001/19222/pdf/00000000000000000000000000000000.pdf>

外国人技能実習生の労働災害発生状況



建設業における技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

□ 建設業における技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

三社実績		実習実施者		主な違反事項	
被用者数	登録作業種	被用者数	登録作業種	被用者数	登録作業種
西松工業	2,315	1,021	看護師等	891(24.5%)	
文山建設	1,271	341	看護師等	891(24.5%)	
東邦建設	752	251	看護師等	891(24.5%)	
出張	873	274	看護師等	891(24.5%)	
新規	164	52	看護師等	891(24.5%)	
<合計>	7,336	5,112	看護師等	891(24.5%)	
全被用者		(7,336)	(5,112)	(891)	(2,315)

- ・違反率は全業種70.4%に対して、建設業は71.9%で、1.5ポイント高い。
- ・建設業の主な違反事項は、安全基準が21.1%で最も高い。

（参考）平成28年3月度実習実施者による技能実習生の実習実施状況調査結果（平成28年4月1日～5月31日）

37

安全衛生教育に関する整理

□ 建設業における技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

平成31年3月度実習実施者による技能実習生の実習実施状況調査結果（平成31年4月1日～5月31日）

38

今後の展望

（建災防の取組と事業者への期待）

□ 建設業における技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

39

1. 安全衛生教育及び研修の推進について（平31.1.21基第39号）
2. 外国人労働者に対する安全衛生教育の推進について（平31.3.28基第28号）

実施年	安全部の 教育の 内容	外国人労働者 教育実績						その他の安 全衛生教育 実績の教員 数
		特別教育	技術講習	作業主任者	就業権限業務	就業教育	就業内規則	
平成31年	外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平31.3.28基第28号）	24	10	10	5	24	10	4

2. 技能講習の活用
日本語の理解力が十分でない外国人労働者に対して
行う実能講習は、労働安全衛生法第61条に
定める就業制限義務に係る技能講習に
際することごとに、次により実施すること。
(1)外国人労働者向けコースの開設
(2)講習時間
(3)講習方法
(4)修了証明
(5)適切な教材の選用

40

外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について

□ 建設業における技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

平成31年3月度実習実施者による技能実習生の実習実施状況調査結果（平成31年4月1日～5月31日）

41

(5) 外国人労働者

外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣習に習熟していないなどから、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たつては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、機関別教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者又は有言性及びにこれらの方針等が確実に理解されるよう留意すること。併せて、事業場内における労働災害防止に關する標識、掲示及び表示等について止に關する規定を用いる、母国語で注意喚起語を表示する等、外国人労働者がその内容を理解できるようにするどもに、当該内容を確実に理解されるよう留意すること。

（参考）平成30年3月度実習実施者による技能実習生の実習実施状況調査結果（平成30年4月1日～5月31日）

42

建災防における検討の概要

□建設業における外國人労働者の教育及び
安全衛生、標識等就労環境のあり方にに関する
検討委員会の設置



建設業における外國人労働者の教育及び 安全衛生、標識等就労環境のあり方にに関する 検討委員会の設置

□建設業における外國人労働者の教育及び
安全衛生、標識等就労環境のあり方にに関する
検討委員会の設置



建設通信新聞
平成31年4月11日
第2面

43

建災防統一標識の全面改訂

□建設業における外國人労働者の教育及び
安全衛生、標識等就労環境のあり方にに関する
検討委員会の設置

建設業に從事する外國人労働者の増加を踏まえた、建設現場における労働災害防止に資するために、昭和58年に制定した「建災防統一安全標識」（平成16年一部追加）を全面改訂しました。

改訂内容は、既存の20種の標識デザインを全てユニバーサルデザインに見直し、新たに、7種を追加しました。

<改訂の要点>

1. 図記号は、JIS等で規定されているデザインを踏まえ、建設業の特徴を加味したユニバーサルデザインとしたこと。
2. 色彩は、JISに準拠し、誰もが認識しやすい色を採用した。
3. 標識に用いる書体は、「ゴシック」書体を採用したこと。
4. 標識は複数等の比率は規定するが、サイズは掲示する箇所に応じて自由に設定できるようにしたこと。

44



□建設業における外國人労働者の教育及び
安全衛生、標識等就労環境のあり方にに関する
検討委員会の設置

□建設業における外國人労働者の教育及び
安全衛生、標識等就労環境のあり方にに関する
検討委員会の設置

45

日本語テキストの要点をベトナム語に翻訳

【足場の組立て等特別教育テキスト】

(日本語版)

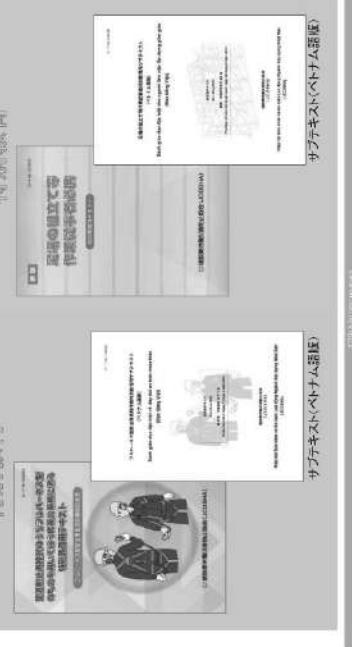


(ベトナム語版)

日本語テキストとセットで使用

フルハーネス型安全帶 特別教育

屋場の組立て等
特別教育



50

建設業における外国人労働者の 安全衛生教育等に関する実態調査

(抜粋版・協力会社の結果のみ掲載)
以下、本調査については取扱説明書

目的
入管法等の改正を受け、外国人労働者の大幅な増加が見込まれるなか、労働災害防止の観点から適正な外国人労働者に対する安全衛生教育を実施するこ
とが求められる。そこで、その実態を把握するために調査を実施した。

調査期間 令和元年8月20日～同9月30日

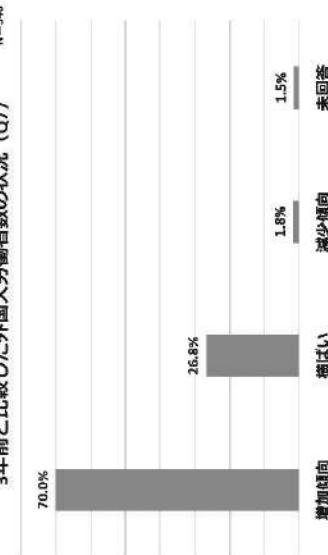
調査受託者 建設労務安全研究会（以下、労研）

調査対象 労研会員企業37社及びその協力会社（各10社）の407社
回答企業数 425社（労研会員企業32社及びその協力会社393社）

51

外国人労働者の現状

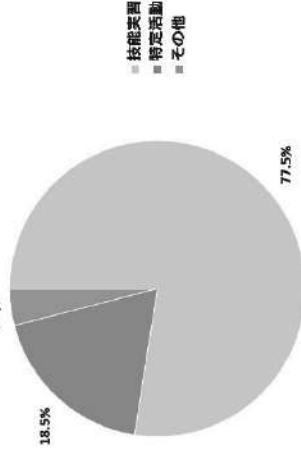
3年前と比較した外国人労働者の状況（Q7）
N=340



52

外国人労働者の現状

(Q8 在留資格)
人数
N=3951



出所：「東京における労働者と労働市場に関する調査」(2019年) 53

出所：「東京における労働者と労働市場に関する調査」(2019年) 56
http://www.east-tokyo.go.jp/statistics/

外国人労働者の現状

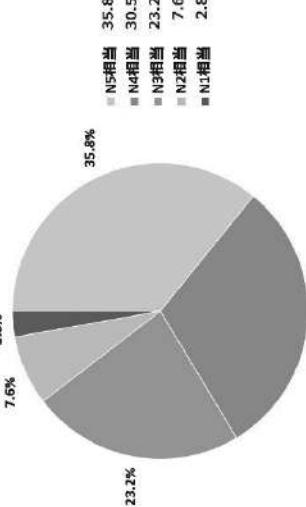
(Q9 国籍)
人数
N=3948



出所：「東京における労働者と労働市場に関する調査」(2019年) 56
http://www.east-tokyo.go.jp/statistics/

外国人労働者の現状

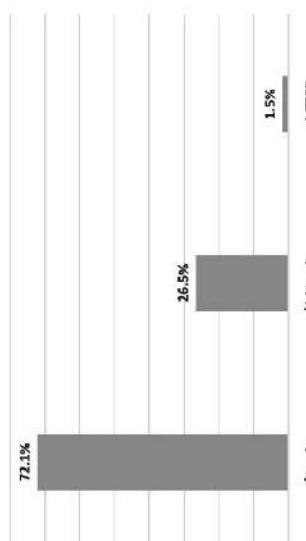
(Q11 日本語能力)
人数
N=3726



出所：「東京における労働者と労働市場に関する調査」(2019年) 55
http://www.east-tokyo.go.jp/statistics/

外国人労働者の現状

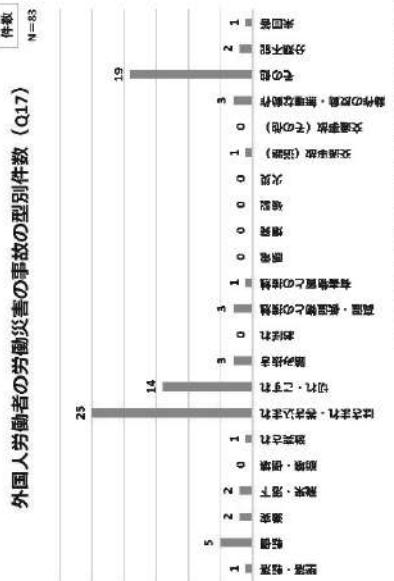
(Q15 労働災害の有無)
単一
人数
N=340



出所：「東京における労働者と労働市場に関する調査」(2019年) 56
http://www.east-tokyo.go.jp/statistics/

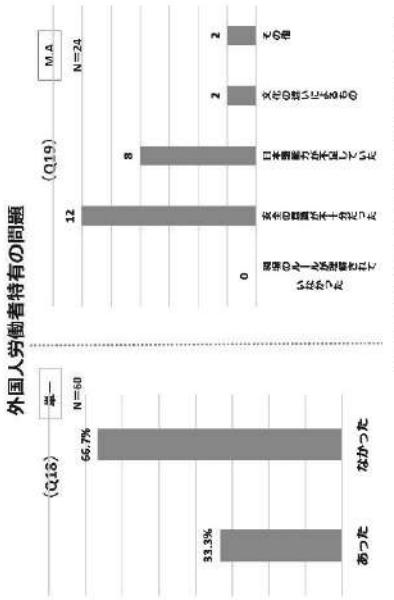
外国人労働者の現状

外国人労働者の労働災害の事故の型別件数 (Q17)



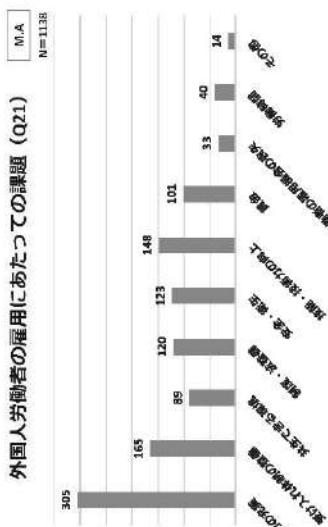
外国人労働者の現状

外国人労働者特有の問題 (Q19)



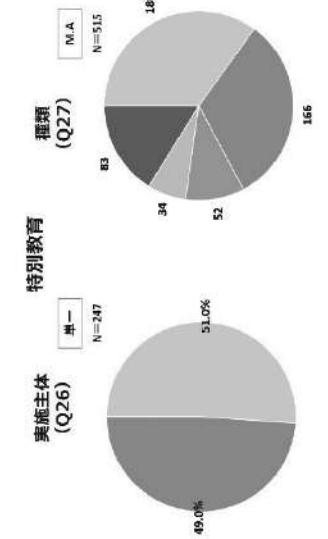
外国人労働者の現状

外国人労働者にあたつての課題 (Q21)



外国人労働者の現状

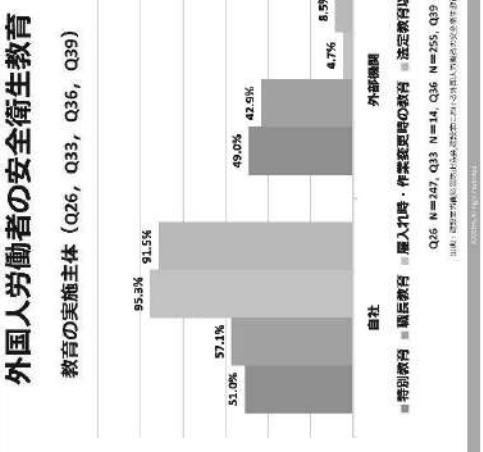
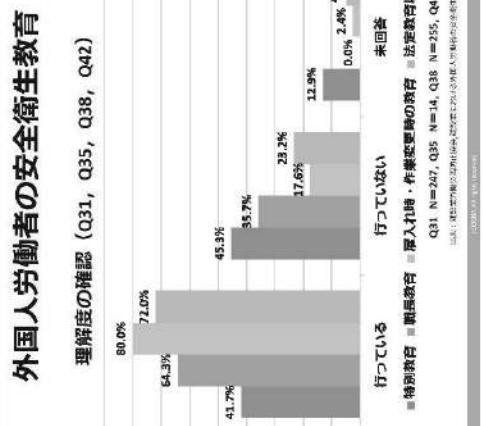
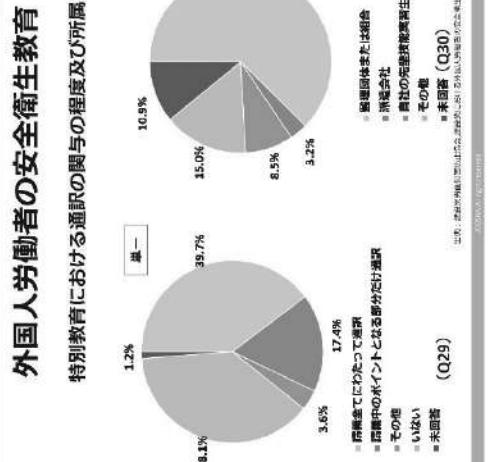
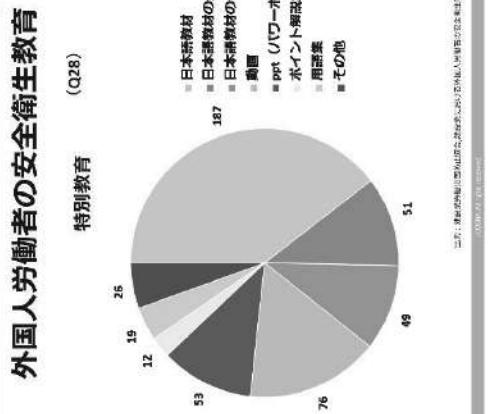
外国人労働者の安全衛生教育



- 自社で行っている
- 外部講習機関を受講

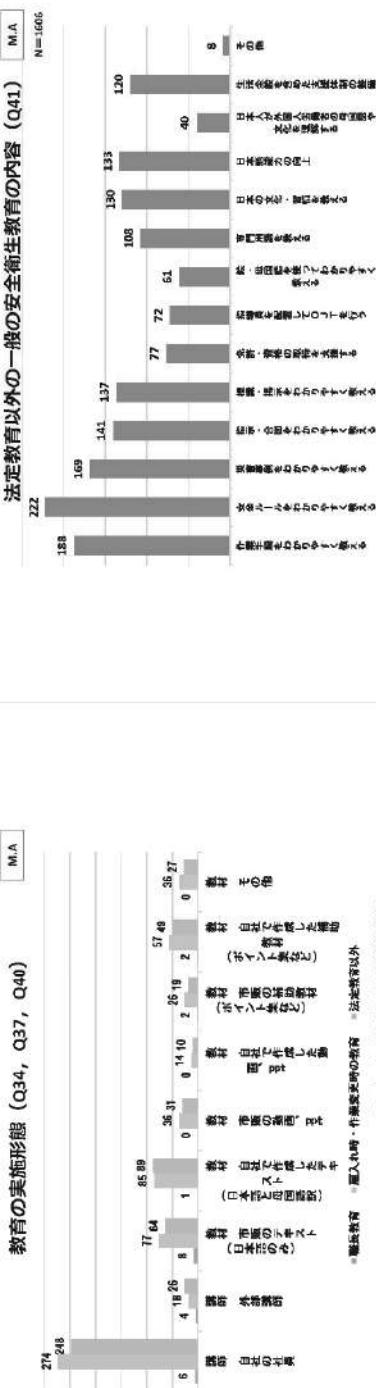
出所：「労働災害による労働者死亡事故の実態調査」(労働省労働統計情報室、2014) 56

(b)



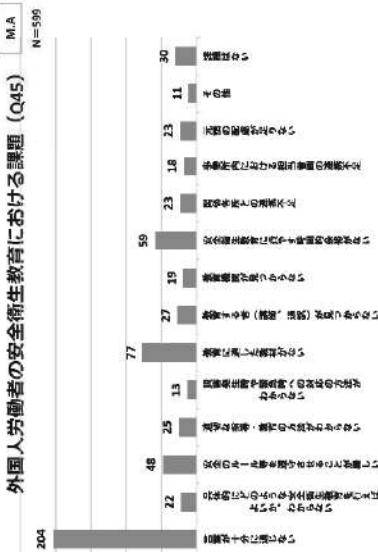
外国人労働者の安全衛生教育

教育の実施形態 (Q34, Q37, Q40)



外国人労働者の安全衛生教育

外国人労働者における課題 (Q45)



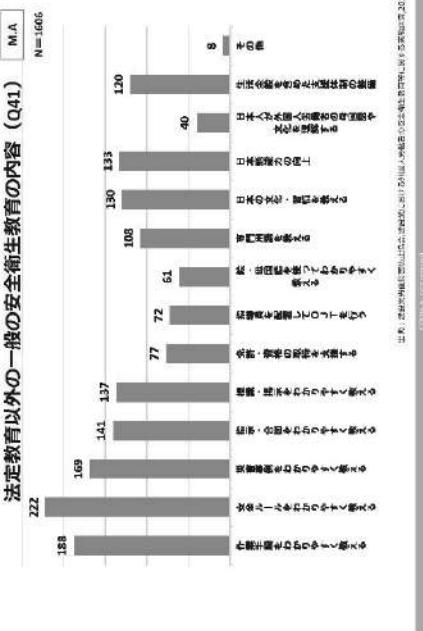
ご清聴いただき、ありがとうございました。

ご安全に！



外国人労働者の安全衛生教育

法定教育以外の一般の安全衛生教育の内容 (Q41)



引用文献

第2章

- ・厚生労働省. 外国人雇用状況の届出状況, 2019
<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472891.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472893.pdf>
- ・国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>
- ・国土交通省. 建設分野における外国人材の受入れ, 2019
<https://www.mlit.go.jp/common/001240470.pdf>
- ・国土交通省. 建設産業における担い手の確保について, 2019
- ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針） 2018
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf
- ・日刊建設工業新聞. 2020. 1. 27, 第2面
- ・厚生労働省. 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検などの状況, 2019
<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000536124.pdf>
- ・公益財団法人国際研修協力機構. 外国人技能実習・研修事業実施状況報告JITCO白書, 2013～2018
- ・一般社団法人日本建設業連合会 HP <https://www.nikkenren.com/>
- ・一般社団法人全国建設業協会 HP <http://www.zenken-net.or.jp/>
- ・TKCローライブラリー <http://www.tkc.jp/law/lawlibrary/>

第3章

- ・日刊工業新聞社. 図解土木用語辞典初版, 1969
- ・井上書院. 土木現場実用語辞典第1版, 2001
- ・技報堂出版. 建築用語辞典第2版, 2000
- ・中央労働災害防止協会. 安全用語辞典, 1994
- ・中央労働災害防止協会. 労働衛生用語辞典, 1993
- ・井上書院. 建築現場実用語辞典改訂版, 2017
- ・厚生労働省・全国造船安全衛生対策推進本部. 平成30年度厚生労働省委託事業 外国人造船就業者に係る労働災害防止対策推進事業, 造船現場用語集・安全衛生用語集, 2019